

平成二十八年九月十六日開会  
平成二十八年十月三日閉会

# 平成二十八年第三回定例会会議録

西之表市議会

平成二十八年九月第三回定例会議錄

西之表市議會

# 平成二十八年第三回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 九月十六日(金)

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	六
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	七
長野市長	七
一、議案審議	八
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	八
議案第四五号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	九
坂元副市長説明	一〇
議案第四六号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	一二
坂元副市長説明	一二
議案第四七号 消防ポンプ車(CD―I型) 売買契約について	一四
中野総務課長説明	一四
瀬下満義君質疑	一五
中野総務課長	一五
長野広美さん質疑	一五
議案第四八号 字の区域の変更について	一六
園田農林水産課長説明	一六

議案第四九号	平成二十八年年度西之表市一般会計補正予算(第二号)	一六
神村行政経営課長説明	・ ・ ・ ・ ・	一七
瀬下満義君質疑	・ ・ ・ ・ ・	一九
中野総務課長	・ ・ ・ ・ ・	二〇
長野広美さん質疑	・ ・ ・ ・ ・	二〇
濱上建設課長	・ ・ ・ ・ ・	二〇
議案第五〇号	平成二十八年年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)	二〇
戸川健康保険課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二一
一、休憩	・ ・ ・ ・ ・	二一
一、再開	・ ・ ・ ・ ・	二一
一、議案審議	・ ・ ・ ・ ・	二一
議案第五一号	平成二十八年年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)	二二
吉田市民生活課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二二
議案第五二号	平成二十八年年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	二二
園田農林水産課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二二
議案第五三号	平成二十八年年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	二三
戸川健康保険課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二三
議案第五四号	平成二十八年年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	二四
戸川健康保険課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二四
議案第五五号	平成二十八年年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	二五
福山水道課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二五
認定第一号	平成二十七年年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	二六
神村行政経営課長説明	・ ・ ・ ・ ・	二六

瀬下満義君質疑	二九
戸川健康保険課長	二九
神村行政経営課長	三〇
長野広美さん質疑	三〇
長吉税務課長	三〇
一、決算特別委員会の設置及び構成	三一
一、決算特別委員会委員の選任	三一
一、休憩	三一
正副委員長互選	三一
一、再開	三一
一、決算特別委員会の正副委員長選出結果報告	三一
認定第 二号 平成二十七年西之表市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	三二
福山水道課長説明	三二
認定第 三号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	三四
戸川健康保険課長説明	三四
認定第 四号 平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	三五
吉田市民生活課長説明	三五
認定第 五号 平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	三六
園田農林水産課長説明	三六
認定第 六号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	三七
戸川健康保険課長説明	三七
認定第 七号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	三八
戸川健康保険課長説明	三九

認定第 八号	平成二十七年西之表市水道事業会計決算認定について	三九	
	福山水道課長説明	四〇	
	報告第一三号	平成二十七年西之表市一般会計継続精算報告書について	四一
	神村行政経営課長説明	四一	
	報告第一四号	平成二十七年西之表市農業者振興公社経営状況報告について	四二
	園田農林水産課長説明	四二	
	長野広美さん質疑	四五	
	園田農林水産課長	四五	
	一、請願・陳情の委員会付託	四六	
	一、日程報告	四六	
	一、散 会	四七	
第二号 九月二十七日(火)			
	一、開 議	五三	
	一、一般質問	五三	
	瀬下満義君	五三	
	中野総務課長	五三	
	吉田市民生活課長	六三	
	坂元副市長	六六	
	神村行政経営課長	七一	
	一、休 憩	七二	
	一、再 開	七二	
	一、一般質問	七二	

中 原 勇 君	．．．．．	七二
園田農林水産課長	．．．．．	七三
神村行政経営課長	．．．．．	七四
中野総務課長	．．．．．	七七
坂元副市長	．．．．．	八一
一、休 憩	．．．．．	八一
一、再 開	．．．．．	八一
一、一般質問	．．．．．	八一
丸田健次君	．．．．．	八一
園田農林水産課長	．．．．．	八一
松下社会教育課長	．．．．．	八七
神村行政経営課長	．．．．．	八九
一、休 憩	．．．．．	九一
一、再 開	．．．．．	九一
一、一般質問	．．．．．	九一
鮫島市憲君	．．．．．	九一
園田農林水産課長	．．．．．	九二
中野総務課長	．．．．．	九六
一、日程追加	．．．．．	九七
一、諸般の報告	．．．．．	九七
一、日程報告	．．．．．	九七
一、散 会	．．．．．	九七

第三号 九月二十八日(水)

一、開 議	．．．．．	一〇三
一、一般質問	．．．．．	一〇三
川村孝則君	．．．．．	一〇三
神村行政経営課長	．．．．．	一〇四
坂元副市長	．．．．．	一〇四
松元経済観光課長	．．．．．	一〇六
大瀬地域支援課長	．．．．．	一〇六
小山田福祉事務所長	．．．．．	一〇六
中野総務課長	．．．．．	一一二
一、休 憩	．．．．．	一一二
一、再 開	．．．．．	一一一
一、一般質問	．．．．．	一一一
渡辺道大君	．．．．．	一一一
坂元副市長	．．．．．	一一二
小山田福祉事務所長	．．．．．	一二二
園田農林水産課長	．．．．．	一二五
吉田市民生活課長	．．．．．	一三一
濱上建設課長	．．．．．	一三二
一、休 憩	．．．．．	一三五
一、再 開	．．．．．	一三五
一、一般質問	．．．．．	一三五
橋口美幸さん	．．．．．	一三五



中村教委総務課長	．．．．．	一三五
小山田福祉事務所長	．．．．．	一三九
中野総務課長	．．．．．	一四二
濱上建設課長	．．．．．	一四四
戸川健康保険課長	．．．．．	一四五
坂元副市長	．．．．．	一四七
神村行政経営課長	．．．．．	一四九
一、休憩	．．．．．	一五二
一、再開	．．．．．	一五二
一、一般質問	．．．．．	一五二
長野広美さん	．．．．．	一五三
赤崎学校教育課長	．．．．．	一五三
立石教育長	．．．．．	一五四
大瀬地域支援課長	．．．．．	一五七
園田農林水産課長	．．．．．	一六五
一、日程報告	．．．．．	一六八
一、散会	．．．．．	一六八
第四号 九月二十九日(木)		
一、開議	．．．．．	一七三
一、一般質問	．．．．．	一七三
田添辰郎君	．．．．．	一七三
松下社会教育課長	．．．．．	一七六

中村教委総務課長	．．．．．	一七七
立石教育長	．．．．．	一七八
小山田福祉事務所長	．．．．．	一八四
一、休 憩	．．．．．	一八五
一、再 開	．．．．．	一八五
一、一般質問	．．．．．	一八五
松元経済観光課長	．．．．．	一八五
中野総務課長	．．．．．	一九一
神村行政経営課長	．．．．．	一九二
一、休 憩	．．．．．	一九四
一、再 開	．．．．．	一九四
一、一般質問	．．．．．	一九四
榎元一己君	．．．．．	一九五
吉田市民生活課長	．．．．．	一九五
戸川健康保険課長	．．．．．	一九七
小山田福祉事務所長	．．．．．	一九八
濱上建設課長	．．．．．	一九九
園田農林水産課長	．．．．．	二〇〇
松元経済観光課長	．．．．．	二〇三
大瀬地域支援課長	．．．．．	二〇四
神村行政経営課長	．．．．．	二〇五
立石教育長	．．．．．	二〇七
一、日程報告	．．．．．	二一二

一、散 会 . . . . . 二二二

第五号 十月三日(月)

一、開 議 . . . . . 二二七

一、議案審議 . . . . . 二二七

議案第四八号 字の区域の変更について . . . . . 二二八

鮫島産業厚生委員長報告 . . . . . 二二八

議案第四九号 平成二十八年西之表市一般会計補正予算(第二号) . . . . . 二二八

小倉(初) 総務文教委員長報告 . . . . . 二二九

鮫島産業厚生委員長報告 . . . . . 二二〇

瀬下満義君質疑 . . . . . 二二三

小倉(初) 総務文教委員長 . . . . . 二二三

神村行政経営課長 . . . . . 二二三

橋口美幸さん質疑 . . . . . 二二三

瀬下満義君反対討論 . . . . . 二二三

小倉伸一君賛成討論 . . . . . 二二五

田添辰郎君賛成討論 . . . . . 二二六

議案第五〇号 平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号) . . . . . 二二七

鮫島産業厚生委員長報告 . . . . . 二二七

瀬下満義君反対討論 . . . . . 二二八

議案第五一号 平成二十八年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号) . . . . . 二二九

小倉(初) 総務文教委員長報告 . . . . . 二二九

瀬下満義君反対討論 . . . . . 二二九

田添辰郎君賛成討論	一三三〇
議案第五二号 平成二十八年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	一三三〇
鮫島産業厚生委員長報告	一三三〇
瀬下満義君反对討論	一三三一
田添辰郎君賛成討論	一三三二
議案第五三号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	一三三二
鮫島産業厚生委員長報告	一三三二
瀬下満義君反对討論	一三三三
一、休憩	一三三四
一、再開	一三三四
一、議案審議	一三三四
議案第五四号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	一三三四
鮫島産業厚生委員長報告	一三三四
瀬下満義君反对討論	一三三四
議案第五五号 平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	一三三五
鮫島産業厚生委員長報告	一三三五
瀬下満義君反对討論	一三三六
田添辰郎君賛成討論	一三三六
請願第四二号 種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書	一三三七
鮫島産業厚生委員長報告	一三三七
陳情第四七号 西之表市議会議員定数削減に関する陳情書	一三三八
長野議会運営委員長報告	一三三八
瀬下満義君原案に賛成討論	一三三九

下川和博君原案に反対討論	二四〇
橋口美幸さん原案に反対討論	二四一
田添辰郎君原案に反対討論	二四一
請願第四九号 市道、湯之川、鉄砲場線の一部改良（拡幅）整備について	二四二
鮫島産業厚生委員長報告	二四二
請願第五〇号 中西地域の道路拡幅工事の請願書	二四三
鮫島産業厚生委員長報告	二四三
一、議案追加上程・審議	二四四
議案第五六号 種子島・屋久島の防災営農、降灰対策について慎重な取り組みを求める意見書の提出について	二四四
鮫島産業厚生委員長説明	二四四
一、日程追加	二四六
一、議員辞職の件	二四六
一、議会運営委員会所管事務調査報告	二四七
長野議会運営委員長報告	二四七
一、航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告	二四八
田添航路改善港湾整備特別委員長報告	二四九
一、閉会中の継続審査	二五〇
一、市長挨拶	二五〇
坂元副市長	二五〇
一、議長閉会挨拶	二五二
永田議長	二五二
一、閉 会	二五三

# 平成二十八年第三回西之表市議会定例会

一、会期日程

月	日	曜	種別	内容
九・	十六	金	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議案審議（質疑・委員会付託）、決算特別委員会の設置及び構成、決算特別委員会委員の選任
			委員会	決算特別委員会（正副委員長互選）
			本会議	決算特別委員会の正副委員長選出結果報告、議案審議（質疑・委員会付託）、請願・陳情の委員会付託
十七	土	休	休	
十八	日	休	休	
十九	月	休	休	
二十	火	委員会	委員会	付託案件審査 総務文教委員会
二十一	水	委員会	委員会	付託案件審査 総務文教委員会

三	二	十・一	三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二
月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木
本 会 議	休 会	休 会	委 員 会	委 員 会	本 会 議	本 会 議	委 員 会	休 会	休 会	委 員 会	休 会
議案審議（各常任委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、請願・陳情審議（産業厚生委員会委員長及び議会運営委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、議案一件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議会運営委員会及び航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告、閉会中の継続審査、閉会			各特別委員会・議会運営委員会	各常任委員会	一般質問	一般質問	一般質問	付託案件審査 産業厚生委員会		付託案件審査 産業厚生委員会	

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 四五号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	即決	九月十六日同意
議案第 四六号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	即決	九月十六日同意
議案第 四七号	消防ポンプ車（CD―1型）売買契約について	即決	九月十六日原案可決
議案第 四八号	字の区域の変更について	委員会付託	十月三日原案可決
議案第 四九号	平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第二号）	委員会付託	十月三日原案可決
【総務文教】歳入全款、債務負担行為補正、地方債補正			
歳出中 一款、二款（一項一七目を除く）、			
九款、一〇款、一二款			
【産業厚生】歳出中 二款（一項一七目）、三款、四款、			
六款、七款、八款、一一款			
議案第 五〇号	平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	十月三日原案可決
議案第 五一号	平成二十八年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	十月三日原案可決
議案第 五二号	平成二十八年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	十月三日原案可決
議案第 五三号	平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	十月三日原案可決
議案第 五四号	平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	十月三日原案可決
議案第 五五号	平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）	委員会付託	十月三日原案可決
認定第 一号	平成二十七年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月十六日継続審査
認定第 二号	平成二十七年西之表市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月十六日継続審査
認定第 三号	平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月十六日継続審査
認定第 四号	平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月十六日継続審査



認定第	五号	平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月十六日	継続審査
認定第	六号	平成二十七年西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月十六日	継続審査
認定第	七号	平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月十六日	継続審査
認定第	八号	平成二十七年西之表市水道事業会計決算認定について	委員会付託	九月十六日	継続審査
報告第	一三号	平成二十七年西之表市一般会計継続費精算報告書について		九月十六日	報告
報告第	一四号	平成二十七年西之表市農業者振興公社経営状況報告について		九月十六日	報告

一、付議事件（追加分）

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 五六号	種子島・屋久島の防災営農、降灰対策について慎重な取り組みを求める意見書の提出について	即決	十月三日原案可決

一、請願書・陳情書（継続審査分）

番号	事 件 名	提出者	結 果
請願第 四二号	種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書	中種子町坂井二〇九三―二〇三 熊毛地区茶業推進協議会長 山浦重夫 西之表市古田一〇七四	十月 三日採 択

陳情第 四七号 西之表市議会議員定数削減に関する陳情書

西之表市茶業振興会長 澤柳伸一	十月 三日不採 択
西之表市西之表一六六一〇―一五	
西之表経済研究懇談会代表 園田辰志	
他九名	

一、請願書・陳情書（新規分）

番号	事 件 名	提出者	結 果
請願第 四九号	市道、湯之川、鉄砲場線の一部改良（拡幅）整備について	西之表市西之表六八七九 平和の園保育園園長 新垣政子 他三名	十月 三日採 択

請願第 五〇号 中西地域の道路拡幅工事の請願書

西之表市西之表六五四二―二	十月 三日採 択
中西地域代表 荒木善昭	
他百五十五名	

本會議第一号（九月十六日）

本会議第一号（九月十六日）（金）

◎出席議員（十五名）

一番 木原幸四君  
 二番 鮫島市憲君  
 四番 小倉初男君  
 五番 下川和博君  
 六番 瀬下満義君  
 七番 小倉伸一君  
 八番 田添辰郎君  
 九番 中原勇君  
 一〇番 川村孝則君  
 一番 榎元一巳君  
 二番 長野広美さん  
 三番 橋口美幸さん  
 四番 渡辺道大君  
 五番 丸田健次君  
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	長 野 力 君
副 市 長	坂 元 茂 昭 君
教 育 長	立 石 望 君
会計管理者兼 会計課長	美 園 博 行 君
総務課長兼 選管書記長	中 野 哲 男 君
行政経営課長	神 村 弘 二 君
市民生活課長	吉 田 孝 一 君
財産監理課長	前 田 秀 夫 君
地域支援課長	大 瀬 浩 一 郎 君
税 務 課 長	長 吉 輝 久 君
健康保険課長	戸 川 信 正 君
経済観光課長	松 元 明 和 君
農林水産課長	園 田 博 己 君
建設課長	濱 上 喜 美 男 君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	福山隆一君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	中村章二君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	川畑公和君

平成二十八年九月十六日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成二十八年第三回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十五名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の一括上程
- 日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明
- 日程第五 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第六 議案第四五号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見

を求めることについて

日程第七 議案第四六号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第八 議案第四七号 消防ポンプ車（CD―1型）売買契約について

日程第九 議案第四八号 字の区域の変更について

日程第一〇 議案第四九号 平成二十八年西之表市一般会計補正予算（第二号）

日程第一一 議案第五〇号 平成二十八年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程一二 議案第五一号 平成二十八年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

日程一三 議案第五二号 平成二十八年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）

日程一四 議案第五三号 平成二十八年西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）

日程一五 議案第五四号 平成二十八年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）

日程一六 議案第五五号 平成二十八年西之表市水道事業会計補正予算（第二号）

日程一七 認定第一号 平成二十七年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第一八 決算特別委員会の設置及び構成

日程第一九 決算特別委員会委員の選任

日程第二〇 決算特別委員会の正副委員長選出結果報告

日程第二一 認定第二号 平成二十七年西之表市簡易水道特別

会計歳入歳出決算認定について

日程第二二 認定第三号 平成二十七年西之表市国民健康保険

特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二三 認定第四号 平成二十七年西之表市交通災害共済

事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二四 認定第五号 平成二十七年西之表市地方卸売市場

特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二五 認定第六号 平成二十七年西之表市介護保険特別

会計歳入歳出決算認定について

日程第二六 認定第七号 平成二十七年西之表市後期高齢者医

療保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二七 認定第八号 平成二十七年西之表市水道事業会計

決算認定について

日程第二八 報告第一三号 平成二十七年西之表市一般会計継続

費精算報告書について

日程第二九 報告第一四号 平成二十七年西之表市農業者振興公社経営状況報告について

日程第三〇 請願・陳情の委員会付託

#### △会議録署名議員の指名

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、一五番議員丸田健次君、一番議員木原幸四君を指名いたします。

#### △会期の決定

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る九月十三日開会の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から十月三日までの十八日間とし、配付してある日程表のとおりとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から十月三日までの十八日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

#### △提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であ

ります。

議案第四五号から議案第五五号まで及び認定第一号から認定第八号、並びに報告第一三号から報告第一四号までを一括して上程いたします。

#### △市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

〔市長 長野 力君登壇〕

○市長（長野 力君） おはようございます。

本日ここに平成二十八年第三回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

今回、私が七月十九日より病氣療養となり、多くの方に御心配、御迷惑をおかけいたしましたことにつきまして、心よりおわび申し上げます。また、今回の定例議会の開会の時期等につきましても、御配慮いただきましたことに感謝申し上げますと思います。

全体の情勢あるいは市の状況等につきましては、申しわけありませんが、割愛させていただきます。お諮りいたします議案の提案のみの説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本定例会に提案いたしました議案は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める人事案件二件、財産の取得に係る議案一件、宇区域の変更に關する議案一件、平成二十八年度一般会計補正予算（第二号）など予算関係議案七件、平成二十七年一般会計歳入歳出決算認定についてなど認定八件、その他報告案件二件の合計二十一件であります。

提案いたしました議案につきましては、審議の過程で各担当課長より詳細の説明をいたしますので、議員各位の御理解をお願い申し上げます。説明とさせていただきます。どうか御審議方よろしくお願いをいたします。今回は何かと配慮をいただき、ありがとうございました。

最後になりましたが、私の来期の進退について申し述べさせていただきます。これまでも三期十二年間、全身全霊を傾けて務めさせていただきましたが、次期については新しい指導者に跡を委ねる所存であり、今期を持つて退くことをここに表明いたします。なお、二月までの在任期間中は、進行中の課題や計画についてしっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、市民の皆さんや議員、議会の皆さんの御理解をよろしくお願いをいたします。

これをもって挨拶とさせていただきます。

○議長（永田 章君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。



ここで長野市長は退席をいたします。しばらくお待ちください。

〔市長 長野 力君退席〕

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（永田 章君） 日程第五、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分六名、市議会議員区分六名、町村長区分四名、町村議会議員区分四名から構成をされております。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について一名の欠員が生じているため、広域連合規約第九条第三項及び広域連合の議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える二名の候補者がありましたので、広域連合規約第八条第二項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第四項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員数は十五名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。事務局長

が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会事務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一 番 木 原 幸 四 議 員
- 二 番 鮫 島 市 憲 議 員
- 四 番 小 倉 初 男 議 員
- 五 番 下 川 和 博 議 員
- 六 番 瀬 下 満 義 議 員
- 七 番 小 倉 伸 一 議 員
- 八 番 田 添 辰 郎 議 員
- 九 番 中 原 勇 議 員
- 一〇番 川 村 孝 則 議 員
- 一 一 番 榎 元 一 已 議 員
- 一 二 番 長 野 広 美 議 員
- 一 三 番 橋 口 美 幸 議 員
- 一 四 番 渡 辺 道 大 議 員
- 一 五 番 丸 田 健 次 議 員
- 一 六 番 永 田 章 議 員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に木原幸四君、鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。  
そのうち

有効投票十三票

無効投票二票

有効投票中

上門秀彦君十票

たてやま清隆君三票

以上のとおりであります。

なお、本選挙結果は、議長から鹿児島県後期高齢者医療広域連合  
議会議員選挙選挙長に報告するものとし、当選人は県下十九市議会  
の選挙終了後に決定することになります。

以上であります。

△議案第四五号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求め

ることについて

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第四五号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔副市長 坂元茂昭君〕

○副市長（坂元茂昭君） おはようございます。

初めに、市長欠席での議会となりますことを本当におわびを申し上げます。私たちがのほうでできる限りの対応をさせていただきます。私たちがのほうでできる限りの対応をさせていただきます。それでは、議案四五号について、市長の代理として提案をさせていただきます。

議案書は一ページでございます。

本案につきましては、人権擁護委員候補者の推薦に関するものでございます。

人権擁護委員の吉田敏子氏が平成二十八年十二月三十一日をもって任期満了となるため、同氏を再度法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により議会の意見を求めるものがございます。

住所は西之表市現和三〇九四番地の三、氏名は吉田敏子氏、昭和二十一年十二月十日生まれであります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

再度、お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により無記名投票により採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。  
議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十四名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会議務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一 番 木 原 幸 四 議 員
- 二 番 鮫 島 市 憲 議 員

四 番 小 倉 初 男 議 員

五 番 下 川 和 博 議 員

六 番 瀬 下 満 義 議 員

七 番 小 倉 伸 一 議 員

八 番 田 添 辰 郎 議 員

九 番 中 原 勇 議 員

一〇番 川 村 孝 則 議 員

一 一 番 榎 元 一 已 議 員

一 二 番 長 野 広 美 議 員

一 三 番 橋 口 美 幸 議 員

一 四 番 渡 辺 道 大 議 員

一 五 番 丸 田 健 次 議 員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に木原幸四君、鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十四票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十四票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十四票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第四五号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決しました。

△議案第四六号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第四六号、人権擁護

委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔副市長 坂元茂昭君〕

○副市長（坂元茂昭君） 議案第四六号について、市長の代理として提案をさせていただきます。

議案書は五ページでございます。

本案につきましては、人権擁護委員候補者の推薦に関するものでございます。

人権擁護委員の笹川満矢氏が平成二十八年十二月三十一日をもって任期満了となるため、同氏を再度法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所は西之表市住吉二八一二番地の二、氏名は笹川満矢氏、昭和二十一年五月二十六日生まれであります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度、お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により無記名投票により採決したいと思いますますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいまの表決権を有する出席議員は十四名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会議務局長氏名点呼・各員投票」

- |    |   |      |    |
|----|---|------|----|
| 一  | 番 | 木原幸四 | 議員 |
| 二  | 番 | 鮫島市憲 | 議員 |
| 三  | 番 | 小倉初男 | 議員 |
| 四  | 番 | 下川和博 | 議員 |
| 五  | 番 | 瀬下満義 | 議員 |
| 六  | 番 | 小倉伸一 | 議員 |
| 七  | 番 | 田添辰郎 | 議員 |
| 八  | 番 | 中原勇  | 議員 |
| 九  | 番 | 川村孝則 | 議員 |
| 一〇 | 番 | 榎元一巳 | 議員 |
| 一一 | 番 | 長野広美 | 議員 |
| 一二 | 番 | 橋口美幸 | 議員 |
| 一三 | 番 | 渡辺道大 | 議員 |
| 一四 | 番 | 丸田健次 | 議員 |
| 一五 | 番 | 丸田健次 | 議員 |

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に木原幸四君、  
鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十四票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十三票

無効投票一票

有効投票中

賛成十三票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第四六号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を  
求めることについては、これに同意することに決しました。

△議案第四七号 消防ポンプ車（CD—1型）売買契約について

て

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第四七号、消防ポン  
プ車（CD—1型）売買契約についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） 議案書七ページをお開きください。

議案第四七号、消防ポンプ車売買契約についてであります。

本案は、平成二十八年度に消防ポンプ車を取得しようとするもの  
であります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分  
に関する条例第三条に規定をする予定価格が二十万円を超えました  
ので、これに基づき提案をしますのでございます。

西之表市契約規則第二十一条の規定に基づき、平成二十八年八月  
五日、指名競争入札に付した消防ポンプ車について、別紙のとおり  
売買契約を締結するため、地方自治法第九十六条第一項第八号の規  
定により議会の議決を求めますのでございます。

また、消防ポンプ車購入につきましては、本市建設業等入札参加  
資格者中、物品調達等入札参加指名願ひ業者の中から、消防・防災  
設備取扱業者を選定しておりますが、島内に取扱業者がないこ  
とから、指名願ひが提出をされました県内業者五社を指名したこ  
ろでございます。

次ページをごらんください。

売買契約の内容について御説明をいたします。

契約の目的は消防ポンプ車購入でございます。

契約の方法は指名競争入札による契約でございます。

契約金額は二千二百五十五万四四百円であります。

契約の相手方は、鹿児島市松原町一二番三二号、鹿児島森田ポン

プ株式会社、代表取締役尾曲昭二であります。

納期は本契約の日から百五十日以内としております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） 五社が入札されたということですが、開きはどれぐらいあったんでしょうか。その最高と最低。

あと、これは、この金額二千二百五十五万円というのは、これは消費税込みでしょうか。

以上、お願いします。

○総務課長（中野哲男君） その入札金額の差額については、今手元に資料がございませんので、後ほどお渡しをしたいというふうにお願いいたします。

それから、落札価格は税込みの価格でございます。

以上でございます。

〔一二番 長野広美さん〕

○一二番（長野広美さん） 五社の入札でよろしいのかどうか。いわゆる入札者数ですね。あと、落札率もお願いいたします。

○総務課長（中野哲男君） 五社につきましては、規定でそういうふうに定められておりますので、これで正当でございます。

また、落札率につきましては、九九・九〇%でございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。



本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

△議案第四八号 字の区域の変更について

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第四八号、字の区域の変更についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 議案第四八号、字の区域の変更について御説明申し上げます。

九ページをお願いいたします。

今回、土地改良法に基づく県営中山間地域総合整備事業西之表地区第一換地区において、土地改良事業に伴いまして字の区域を変更する必要が生じたもので、地方自治法二百六十条第一項の規定によりまして市議会の議決を得る必要がありますので、御提案するものでございます。

今回の字区域の変更は、平成二十三年度に県営中山間地域総合整備事業の本工事が完了しまして、その後、補完工事、確定測量の終了しました二団地となります。

九ページをお開きください。失礼しました。一〇ページです。

図面を記載しておりますので、御参照ください。

まず、左側の図が菅丸団地でございます。図面左下道路付近より下方の大字国上字門之元に含まれていた一六五二番について、大字国上字菅丸に変更をしようとするものでございます。

また、同ページ右側、大原団地です。北側の大字国上字大中峰の二〇五番から二〇九番までと、その区域に隣接いたします水路である市有地の全部と、図面南側、大字国上カツラ石二二〇番三〇と二二〇八番を大字国上大原に変更しようとするものでございます。

また、変更の効力発生日につきましては、地方自治法施行令第七十九条の規定によりまして、本事業に係る土地改良法の規定による換地処分公告があった日の翌日となるものでございます。

以上、議案第四八号の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第四九号 平成二十八年度西之表市一般会計補正予算

（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第四九号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。議案説明を求めます。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第二号）で  
ございます。

参考で詳細説明書をお配りしてございますので、参考に見ていた  
だけばというふうに思います。

説明書の分をめぐっていただいて、最初のページをもらいいた  
きたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四億三千六百十三万五千  
円を追加をして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百三億五  
千二百六十七万八千円とするものでございます。

五ページをお開きください。

第二表、債務負担行為ですけども、追加一件で、次年度契約更新  
となります西之表市スクールバスの運行業務委託について、次年度  
から平成三十一年度までの限度額を一億四千三百万円とするもの  
でございます。

続いて、六ページでございます。お開きいただきたいと思  
います。

第三表、地方債補正は追加一件と変更三件で、追加分については、  
本年度に発生をいたしました農林水産施設及び公共土木施設の豪雨  
災害に対する補助対象災害復旧事業に伴う災害復旧債で、限度額を  
一千六百六十万円とするものでございます。変更三件につきまして  
は、起債額の枠の確定に伴う財源調整分でございます。

続きまして、歳出から御説明をいたします。

一四ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費に一億八千九百三  
十九万五千円を追加しております。

一五ページになります。

二十五節積立金で、財政調整基金への追加がその主なものでござ  
います。

二十三目地域振興費に四百五十九万九千円を追加しております。主  
なもの、七節賃金で地域おこし協力隊の赴任時期による減額二百  
四十万円と、十五節工事請負費に、県の地域振興事業を活用いたし  
まして、中割地区の拠点として整備することとしております鴻峰小  
学校跡地に浴場を設置をし、交流推進のための簡易宿泊機能の強化  
を図ろうとするもので、六百七十六万二千円を計上しております。

一七ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、六目介護保険事業費に七百八十七  
万九千円を追加しております。二十八節繰入金で、介護給付費六百  
二十五万四千円など事業増加見込みに伴う増額でございます。

一八ページをもらってください。

二項児童福祉費、三目児童措置費に一千九百五十八万八千円を追加  
しております。二十三節償還金利子及び割引料で、前年度の私立保  
育園運営費の国庫及び県補助金の精算返納分でございます。

また、三項生活保護費、二目扶助費に五千二百七十二万四千円を

追加しておりますが、主なものは二十三節償還金利子及び割引料の五千二百二十一万円で、これも前年度の生活保護費の国庫の精算返納分でございます。

続いて、一九ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費、三日農業振興費に四百十五万八千円を追加しております。主なものは、十九節負担金補助及び交付金の補助金のうち、シカの生息密度減少対策事業として、捕獲に対する支援三百二十万円を計上してございます。

二一ページをお開きください。

八款土木費、二項道路橋梁費、二目道路橋梁維持費に九百二十一万円を追加しております。七月の豪雨により市道美浜湯之川線の暗渠工を緊急に実施する必要があるため、利用した分についての補填になります。

二二ページをごらんください。

同款同項三目道路新設改良費五百四十万円の追加は、十五節工事請負費で、豪雨のたびに冠水しております市道国上西之表線の成水地区におきまして、通行上の危険を回避するため、暗渠工を実施するものがございます。

続いて、同款三項都市計画費、二目公園管理費六百二十万円の追加は、十五節工事請負費で、地域振興推進事業を活用いたしまして、わかさ公園の散策道の整備を行おうとするものがございます。

同款四項住宅費、一目住宅管理費八百九十万四千円の追加は、十

一節需用費、修繕料が主なものでございまして、各市営住宅の揚水ポンプ等、緊急を要する施設修繕等を計上してございます。

二三ページをお開きください。

九款一項消防費、四目災害対策費は三百六十六万五千円を追加しております。十九節負担金補助及び交付金が主なもので、自治宝くじのコミュニティ助成事業を活用した自主防災組織の資機材の整備で、下西校区防災会による防炎倉庫や簡易担架等の整備に補助を行うものがございます。

続いて、十款教育費、二項小学校費、一目学校管理費に三百八十五万二千円を追加しております。

主なものは、二四ページをごらんください。

十五節工事請負費、附記説明欄、現和小学校プール循環ろ過装置取替工事として六百九十一万二千円を計上してございます。当初、修繕対応を予定しておりましたが、精査の結果、取替えとしたもので、それを受け、需用費の修繕料については三百四万三千円の減額となっております。

二五ページをお開きください。

四項社会教育費、十目文化財保護費は二百三十四万八千円を追加しております。そのうち、八節報償費と十二節役務費、十三節委託料の全額及び九節旅費、十一節需用費の一部、全体で百八十二万二千円の補正をしておりますが、これは地域振興事業を活用いたしまして、種子島西之表市生け花展の開催事業を実施しようとするも

のでございまして、昨年の国民文化祭の取組みを一過性にせず、文化交流、地域文化の振興を継続しようとするものでございます。

歳出の最後、二六ページをござらんください。

十一款災害復旧費、一項農林水産施設災害復旧費、三目現年度補助災害復旧費は一千五百八十二万三千円の新設で、梅雨前線の豪雨災害に伴うもので、農地八件、農業用施設七件を予定しております。

二項公共土木施設災害復旧費、二目現年発生補助災害復旧費に六千三万円を新設しております。七月の豪雨災害によるもので、道路一件、河川三件となっております。

次に、歳入について御説明をいたします。

九ページをお開きください。

九款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税一億六八万四千円の追加は、平成二十八年普通交付税額の確定に伴うものでございます。

一〇ページをお開きください。

十三款国庫支出金から一ページの一四款県支出金までは、歳出の事務事業に見合う補助金等を計上してございます。

一二ページをお開きください。

十七款繰入金、二項一目基金繰入金五十一万三千円は、ふるさと応援寄附基金を繰り入れて、第二回目のウォーキング事業、また郷土芸能保護・伝承のための民俗芸能集の発行の経費に充当しようとするものでございます。

十八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金二億五千三百八十二万六千円は、前年度繰越金でございます。

十九款諸収入、四項一目雑入は三千七百八十四万円を追加しております。主なものは一節総務雑入の市町村交付金で、これは平成二十五年から二十六年消防防災無線デジタル化財政支援分として二千九百一十一万四千円。七節消防雑入二百万円は、先ほどの説明のコミュニティ事業に対応するものでございます。

二十款一項市債、二目臨時財政対策債一千五百五十七万四千円を減額しております。起債額の枠の確定に伴うものでございます。

三目辺地債、四目過疎債は、一部事業費の変更、それから、本年度は国からの財源枠による調整により、大きく起債額を減額しております。

九目災害復旧費は、梅雨前線による農業及び土木関係の豪雨災害に対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） 最後のほうの給与費明細書のところですが、二八ページになります。真ん中ぐらいに、退職手当負担金というのが一億六千三百万円ありますが、これについて、この対象範囲。これは一般会計のところ出てきますが、一般会計の対象人員というのが百六十三名ですか、なっています。この退職手当負担金と

いうのは、全庁の特別会計も入れた職員数になるのか。あと、三役の分は関係ないのか。市長と副市長と教育長ですか。その説明をお願いします。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

退職の負担金の御質問でございますけれども、特別会計を含めた職員及び三役も含まれてございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔一二番 長野広美さん〕

○一二番（長野広美さん） 事業の詳細は今後所管の中でも説明を受けるかとは思いますが、公園の中で、二二ページのわかさ公園の散策道の整備事業についてですが、わかさ公園は常日ごろ散策されて、利用率の非常に高い公園であります。そのために、今回のこのような散策道の整備については、いわゆる利用者の声を生かすといえますか、いわゆる参加型でこの事業を展開されるのかどうか、その点だけ、事業の展開の方法、地元の利用者の声をどのよう  
に反映されるというふうな想定をされているのか確認をさせていただければと思います。

〔建設課長 濱上喜美男君〕

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明します。

この事業は地域振興事業で行うものでございます。市長が市民の

皆さんから要望があったということで、今回補正をさせていただくものであります。

以上で説明を終わります。

○一二番（長野広美さん） 要望もあわせてですね、具体的に散策道を設計される時点で、ぜひ利用者の声が反映されるような配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○建設課長（濱上喜美男君） 今申されましたように、そのように検討をしておりますね、なるべく市民の声も生かせるようにしたいと思います。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり分割して、各所管常任委員会に付託いたします。

△議案第五〇号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第五〇号、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）であります。

それでは、議案第五〇号、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九百三十六万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十二億三千五百十万七千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費百五十五万四千円の追加は、三節職員手当等百四十七万二千円及び国民健康保険新制度移行準備に係る説明会に伴う旅費八万二千円でございます。

四目保険料適正賦課及び収納率向上特別対策事業二十八万六千円の追加は、市町村アカデミー研修及びコンビニ収納の事務視察を行うための旅費及び研修会負担金でございます。

九款一項基金積立金、一目準備積立金三十八万四千円の追加は、前年度の決算確定により、市国民健康保険基金条例第二条の規定に基づき、前年度繰越額の五％の額を計上するものでございます。この積立てにより、今年度末の基金残高は一千七百二十八万五千円になる見込みでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

六款県支出金、二項県補助金、一目県財政調整交付金十九万九千円の追加は、収納率向上研修等の経費の七〇％について特別調整交付金が交付されるものでございます。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金百四十七万二千円の追加は、人件費増による職員給与費繰入れでございます。

十款一項繰越金、一目その他繰越金七百六十九万三千円の追加は、前年度決算確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（永田 章君） ここでしばらく休憩いたします。

おおむね十一時十分ごろより再開いたします。

午前十時五十九分休憩

午前十一時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第五一号 平成二十八年西之表市交通災害共済事業特

別会計補正予算(第一号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第一二、議案第五一号、平成二十八年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市民生活課長 吉田孝一君〕

○市民生活課長(吉田孝一君) 御説明いたします。

本案は、平成二十八年西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百六十八万八千円とするものでございます。

補正の主なものについて、歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

四款一項一目予備費に三万六千円を追加し、予算調整をしております。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款一項一目一節繰越金は前年度繰越金で、決算に基づくものでございます。三万六千円を増額し、三万七千円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり総務文教委員会に付託いたします。

△議案第五二号 平成二十八年西之表市地方卸売市場特別会

計補正予算(第一号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第一三、議案第五二号、平成二十八年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長(園田博己君) 議案第五二号、平成二十八年西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四万一千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ五十四万二千円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

六ページをお願いいたします。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費について、平成二

十七年度決算繰越金の確定に伴いまして、十一節需用費、消耗品を一万円、十二節役務費千円、二十五節積立金の地方卸売市場基金、二十八節繰出金の一般会計繰出金へそれぞれ一万五千円を増額するものでございます。

次に、五ページをお願いいたします。

三款繰越金、一項繰越金、一目繰越金四万一千円の増額は、前年度繰越金の確定に伴いまして、繰越金の計を四万二千円とする補正であります。

この結果、市場基金の平成二十八年度末見込み額は三百十一万四千円となる見込みでございます。

以上、五二号の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第五三号 平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第五三号、平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） それでは、議案第五三号、平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億一千三百万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億四千四百七十七万二千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費百十八万円の追加は、主に職員の時間外勤務手当の追加に伴うものでございます。

二款保険給付費、一項介護サービス等諸費、一目居宅介護サービス給付費一億一千三百三十六万七千円の減額は、国の制度改正により、利用定員十九人未満の通所介護サービス事業所分を三目地域密着型介護サービス給付費に変更することによります。

三目地域密着型介護サービス給付費一億六千五百万円の追加は、さきに説明した通所介護サービス事業費分の変更でございます。

三款地域支援事業費、二項包括的支援事業任意事業費、二目地域包括支援センター運営事業費二百四十二万六千円の減額は、主に社会福祉士として職員を配置したことにより、賃金を二百二十二万五千円減額したことによります。

三項介護予防生活支援サービス事業費、二目介護予防ケアマネジ



メント事業費、十三節委託料三百六十一万二千円の減額は、介護予防ケアマネジメント費を十九節負担金補助及び交付金に組み替えるものでございます。

六款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金四千八百三十二万五千円の追加は、前年度実績確定により、介護給付費及び地域支援事業の国県支払基金の前年度精算返納金でございます。

三項一目繰出金一千百五万五千円の追加は、前年度実績確定により、介護給付費及び地域支援事業分を一般会計へ繰り出すものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款一項介護保険料、一目第一号被保険者保険料三百二十四万五千円の追加は、本賦課による補正でございます。

四款国庫支出金から八款一項一般会計繰入金までは、歳出補正に伴うものでございます。

六ページをお開きください。

八款繰入金、二項一目基金繰入金七千二百四十九万五千円の追加は、収支調整によるものでございます。これにより、平成二十八年度末の基金残高は一千六百十八万六千円となる見込みでございます。九款一項一目繰越金百二十六万一千円の追加は、前年度決算確定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第五四号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第五四号、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

それでは、議案第五四号、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百九十四万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億一千八百四十五万五千円とするものであります。

補正につきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書の六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費百二十二万三千円の追加は、職員手当等でございます。

四款諸支出金、二項一目繰出金二十九万五千円の追加は、決算確定による一般会計繰出金でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金百二十二万三千円の追加は、歳出一款一項一目一般管理費の人件費補正に対応するものでございます。

四款一項一目繰越金七十一万七千円の追加は、前年度繰越金確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第五五号 平成二十八年西之表市水道事業会計補正予

算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第五五号、平成二十八年西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 福山隆一君」

○水道課長（福山隆一君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十八年西之表市水道事業会計補正予算（第二号）であります。

予算書条文一ページをお願いいたします。

二条につきましては、収益的収入及び支出の補正であります。事業収益を九十九万九千円増額をして四億六千五百円に、支出の事業費を三十七万円増額して四億五千八十七万七千円に改めるものであります。

内容につきましては、六ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書でございます。

収入の一款事業収益、二項営業外収益、二目他会計補助金は、統合簡易水道に要する経費二万七千円の増額補正となっております。

三項特別利益、三目その他特別利益につきましては、前年度落雷の被害を受けました旧簡易水道に係る災害共済金を受け取ったことによる九十七万二千円の増額補正となっております。

支出の一款事業費、一項営業費用、一目原水及び浄水費三十七万円の増額につきましては、臨時職員に係る賃金の増額補正であります。

予算書条文の一ページにお戻りをください。

三条についてでございます。収益的収入として二万七千円を増額補正したことに伴い、一般会計からこの会計が補助を受ける金額について、千三百六万六千円から千三百九万三千円に改めるものでござ

ございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり産業厚生委員会に付託いたします。

△認定第一号 平成二十七年西之表市一般会計歳入歳出決算  
認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、認定第一号、平成二十七年西之表市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

本案は、平成二十七年西之表市一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法二百三十三条第三項の規定により、議会の認定に付するものがございます。わかりやすいように、監査の意見書を使用させていただきまして報告をいたします。

お手元の平成二十七年西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書をごらんください。

二ページをお開きください。

一般会計決算の総括について御説明をいたします。一般会計歳入決算額は百二十六億十四万一千九百三円、一般会計歳出決算額は百二十三億七百五十三万四千九百六十六円、形式収支が二億九千二百六十一万一千四百七円で、翌年度へ繰り越すべき財源八百七十八万六千円を控除した実質収支額が、二億八千三百八十二万五千四百七円となっております。昨年度が二億五千三百五十七万五千三百三十二円でございますので、約三八・二％の伸びということになります。

続いて、財政指標の主なものについて御説明をいたします。  
四ページをお開きください。

財政力の強弱を測定する方法として通常用いられる財政力指数でございますが、平成二十七年西之表市は〇・二六ということで、昨年度と同じ数値になってございます。財政構造の弾力性を測定する方法として用いられる経常収支比率でございますが、平成二十七年西之表市は九一・八ということで、前年度と比較すると四・五ポイント減ということで改善をしております。

歳入について御説明をいたします。

六ページをお開きください。

調定額百三十億一千二百二十万四千七百七十七円に對しまして、収入済み額百二十六億十四万一千九百三円で、収入率が九六・八％、不納欠損額一千四百八十六万九千八百九十円、収入未済額が三億九千六百十九万二千三百八十四円でありまして、昨年と比較しますと、調定額で十七億一千七百一十一万八千四十七円、一一五・二％、収入済

み額で二十一億八千八百六十六万五千五百九十九円、一二・一％の増というふうになっております。要因は、汚泥再生処理センター等大型事業の実施による国庫や県の支出金及び市債の増加によるものでございます。

収入未済額の主なものについてですが、市税が一億四十四万二千五百七十九円、事業関係で繰越しとなった分の国庫、県の補助金が二億五千六百万九千九百円、使用料及び手数料のうち住宅使用料一千五百七十八万六千七百円、及び雑収入のうち奨学資金貸付金収入一千二百八十四万九千八百円などでありました。

続いて、一〇ページをお開きください。  
市税の収納状況であります。

現年課税分が九八・六％、滞納繰越分が二三・六％、合計で九二・一％ということで、対前年比一・一ポイントの増でございます。  
一一ページから一三ページにかけては、譲与税、交付金の状況であります。

一二ページをお開きください。

その中で、今年特徴的なものとして地方消費税交付金がございます。昨年から比べると、一億三千三百七十三万二千元、一・七九倍となっております。これは平成二十六年の四月一日から消費税が八％に引き上げられたことによりまして、地方消費税も〇・七％、市町村分は〇・三五ですが、増となったことによるものでございます。

続いて、最も構成比の高い地方交付税について説明をいたします。  
一三ページをお開きください。

地方交付税は四十二億五千八百二十二万二千元で、対前年比三・二％、一億三千二百七十一万八千円の増となりました。

一四ページをお開きください。  
分担金及び負担金は、調定額の減に应じ、収入済み額も減となっております。なお、現年度保育料の収納率は九九・七％となっております。使用料及び手数料については、対調定で九一・七％の収入済み額で、ほぼ横ばいでございます。

国庫支出金は、調定額等ほぼ昨年と同様な額でございますけれども、収入済み額については、昨年より四億四千五百六十六万六千六百円多い二十二億百九十九万五千九百二十三円で、対調定九四・九％となっております。主な要因としては、本年度は収入未済となっている繰越分の事業が少なかったことによるものでございます。

一五ページをごらんください。

県支出金であります。収入済み額十一億四千七百二十六万七千二百七十八円で、前年度と比較いたしましたして、三億七千五百五十八万七千二百三十三円、四八・七％の増となっております。増の要因は、県の支出金の中の補助金でございます。昨年の約二倍の額となっております。内訳では、民生費が一・五倍、農林水産費が二・三倍、災害復旧費が二・四倍というふうになってます。

一六ページをお開きください。

繰入金は四億四千二百二十五万七千四百十八円で、昨年比一五・七%の増となっています。調整のための基金繰入金が主なものであります。

繰越金についてでございます。平成二十七年、二億六千八百五十五万四千九百十二円と前年度より大幅に減少はしておりますが、これは汚泥再生処理センター整備事業の通次繰越しが三億四千五百万円減じたことによるものでございます。

一七ページをお開きください。

二十款市債は十九億二千八百七十六万円、前年度に比較いたしました十億四千四百七十四万円、一一・八・二%の増というふうになってございます。主な要因は、衛生費、汚泥再生処理センターの分が八億九千四百八十万円及び教育費、これ防災拠点中央公民館改修事業、市民会館の改修事業ですが、ここが一億八千五百六十万円、辺地債、新種子島産婦人科医院の建設事業一億六千八十万円の増加によるものでございます。

次に、歳出についてであります。

一八ページをござらんください。

予算額百三十二億四百五十六万三千八百八十円に対しまして、支出済額が百二十三億七百五十三万四千九百九十六円、執行率が九三・二%、翌年度への繰越金が三億二千二百五十九万九千円、不用額が五億七千四百三十六万六千八百八十四円であります。

一九ページをお開きください。

歳出を款別に比較いたしますと、金額で大きいものが、民生費、総務費、衛生費であります。

特徴的なものいたしましたしまして、総務費が三四・七%、五億七千六百六十八万八千六百七十三円増えてございますけれども、これは財産管理費の基金が減災積立金や財政調整基金などで昨年より六億二千三百万円ほど増になったことが主な要因でございます。

衛生費については、四一・四%、五億五千九百三十三万三千三百三十六円増えておりますが、これは主に新種子島産婦人科医院建設事業の負担金一億六千八十万円、清掃総務費の広域事務組合負担金が起債償還の関係で昨年より一億三千六百七十一万三千円増となったこと、汚泥再生処理センター整備事業の事業費が昨年より二億六千七百十三万九千円増えたことによるものでございます。

また、農林水産業費については、災害復旧を除いて、伸び率が五〇・六%と最高の伸びで、三億四千三百九十一万四千五百四十四円の増となっております。主な要因は、明許費繰越のさとうきび生産効率化精脱装置が一億二千二百七十六万六千円、茶業の経営回復支援が一千五百八十九万円、農地集積バンクの機構集積協力が昨年より四千二百万円の増加、多面的機能支払交付金が三千五百万円の増加、地域農業水利施設ストックマネジメントの更新工事が繰越しを合わせまして三千三百万円の増加、それから、種子島周辺漁業対策、漁業の製氷施設の設置が一億一千六十八万五千円等でございます。

教育費の三億四千三百五十五万九千四百四十八円、四七・二%の増加の主なものについては、繰越分の防災拠点中央公民館改修事業三億七千七百六十万二千円でございます。

次に、公債費の状況について御説明をいたします。

二六ページをお開きください。

実質公債費比率が八・七%で、対前年度比〇・二ポイントの改善となりました。地方債残高ですが、百七億九千六百六十九万二千三百九十九円で、昨年より九億一千三百七十七万二千七十円の増で、対前年度比一〇九・二%となっております。過去五年間の歳出総額に占める割合は減少しつつございませすけども、財政状況は改善しつつあるというふうに言えますが、今後も公債費の管理には十分な留意が必要だと思っております。

財政状況は、経年経過を比較しますと、改善しつつあるものと言えますけども、他市町村と比較をいたしますと、まだまだ改善すべき点があると認識しております。また、一部事務組合での大型事業や起債の償還の開始、国民健康保険の法定外繰入れの常態化の問題等、注意すべき課題も多いと認識しております。国の動向も注意深く見守りながら、引き続き財政の健全化に努めてまいりたいというふうに考えます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） 主要施策の成果説明書というのがあって、これに平成二十七年年度決算概況と全体の財政状況等も書いてあります。この中で、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金が六千万円だったということです。これについては法定外繰入金ということ、いつも問題になっておりますが、この経過について、六千万円になった経過等についてお尋ねいたします。

それともう一つ、一般会計の実質収支が二億八千万円ですか、ということ、黒字になったと書いてありますが、いつも私もここで議論しておるんですが、この本市の会計、内なる会計だけを見ると、一般会計で二億八千万円の黒字といえば、何か西之表市財政は結構いいんじゃないかというふうに思われると思うんですが、実態は、我々の財政は国にもう五割近く依存してますので、その国との関係、国の財政状況、これがもう大変なことになっているのが、もう財政の専門家の間でも一致した見解です。それもこの決算に当たっては触れるべきではないかと思うのですが、これなぜそれ触れないのかということ、その二点。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 繰出をいただいている国民健康保険特別会計の立場から回答させていただきます。

一般会計から法定外繰入を一億八千五百万円、六月に一億八千五百万円組んでいたわけですが、六千万円へと一億二千五百万円減額できた理由ですが、歳入において、保険財政安定化事

業の激変緩和措置などで、県の特別調整交付金が五千三百万円の増、国民健康保険被保険者として高い意識を有し、その経営姿勢が良好であると評価されたことにより、国の特別調整交付金が三千万円増、それから、税務課の徴収努力により保険税が二千二百万円の増、歳出においては、予備費五千万円を組んでおりましたが、不用額になったことにより増します。

以上です。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

国に依存しているということで、国の決算までというようなお話でございますが、確かにおっしゃるように、住民の側からいたしますと、市から行政サービスだけを受けているわけではなく、県とか国とかの行政サービスを当然受けているわけです。また、市が行う行政サービスの中でも、国とか県の補助金をもらいながら、あるいは交付税をもらいながら行っている分が多いという部分では、確かに影響が大きいというふうには思います。

ただ、それぞれ国、県についても、財務省、それに県の財政当局が決算の状況というのは公表してあるわけでございます。うちのほうとしても、市の財政の状況を公表しなきゃならないというふうなことで、公表はしてございます。ただ、国とか県の部分をここで公表しろというか、決算の報告をしろというふうに言われましても、実際その国とか県の決算の状況というのを数字上は押さえることができても、正確に御説明できるかという話になってくると、非常に

難しいことではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） 決算審査の中でいつも大きなテーマ、課題になるのが、税の部分の不納欠損の取扱いについてです。六ページに年次ごとの額が示されてるわけですけども、平成二十六年度に対しても、この過去五年間の中でも、平成二十七年度がやはり額が増えております。詳細を見ますと、一〇ページの詳細を見ますと、いわゆる現年度分の課税の中では、不納欠損額はゼロというふうになっておられるので、恐らく税務課の皆さん頑張っておられるんだろうとは思いますが、今回もやはり金額が増えてると。不納欠損の扱いについてどのような現状の認識をされてるのか簡単に御説明いただき、また詳細については委員会の審査でお願いしたいと思います。

「税務課長 長吉輝久君」

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

不納欠損につきましてはですね、地方税法第十八条第一項に基づく時効消滅、徴収権を五年間行使しないことよっての消滅部分と、滞納者分の執行停止後三年が経過し消滅した部分ということで、その部分がありますので、また詳細なことにつきましてはですね、また委員会のほうで御報告したいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

か。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

#### △決算特別委員会の設置及び構成

○議長（永田 章君） ここで、日程第一八、決算特別委員会の設置及び構成についてお諮りいたします。

本決算認定につきましては、各常任委員会から三名ないし四名の計七名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査の方法をとりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第一号、平成二十七年西之表市一般会計歳入歳出決算認定については、七名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

#### △決算特別委員会委員の選任

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第八条第一項の規定により、議長が指

名をいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会に、総務文教委員会から小倉伸一議員、渡辺道大議員、丸田健次議員の三名、産業厚生委員会から木原幸四議員、下川和博議員、瀬下満義議員、中原勇議員の四名、以上七名の諸君を指名いたします。

ここで決算特別委員会開催のため、休憩をいたします。

決算特別委員会委員に選任された諸君は、直ちに委員会を開催し、正副委員長の選出をお願いいたします。

なお、開催については庁内放送で連絡をいたします。

ちよっと訂正をいたします。開催時間について、おおむね十三時ごろより開催をいたします。よろしくお願いいたします。

午前十一時四十二分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案審議を続行いたします。

#### △決算特別委員会の正副委員長選出結果報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、決算特別委員会の正副委員長選出結果について御報告いたします。

決算特別委員会委員長は下川和博君、同副委員長は中原勇君、以上のとおりであります。



よろしくお願いをいたします。

△認定第二号 平成二十七年度西之表市簡易水道特別会計歳入

歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、認定第二号、平成二十七年度西之表市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 福山隆一君〕

○水道課長（福山隆一君） 平成二十七年度西之表市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

本案は、平成二十七年度西之表市簡易水道歳入歳出決算認定についてであります。

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

今回の決算につきましては、西之表市簡易水道事業会計が平成二十八年七月一日から西之表市水道事業会計に移行したことによる平成二十八年三月三十一日までの打ち切り決算となっております。打ち切り決算については、従来の出納整理期間がないことにより、歳入科目の使用料の収入率、収入未済額、歳出不用額等については、通常の決算とは異なるものとなっておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

決算書の一四三ページから一五三ページ、成果説明書では一二三ページから一二六ページになります。以下では、主に成果説明書のページで御説明をいたしたいと思います。

成果説明書二二四ページにありますとおり、歳入決算総額、一億一千八百七十四千六円。次のページになります。一二六ページの歳出決算総額は、一億一千六百四十八万四千二百四十二円となっております。実質収支となる歳入歳出差引額につきましては、百五十八万九千七百六十四円の黒字となっておりますのでございます。

なお、簡易水道事業積立基金につきましては、六千三百五十万円となっております。

平成二十七年度の簡易水道事業につきましては、年間総給水件数一万八千九百三十九件、有収水量二十四万一千八百八十一立方メートルで、これを前年度と比較いたしますと、給水件数百七十一件の減少、有収水量は五百十八立方メートルの増加というふうになっております。

一二三ページをごらんください。

説明の中では国上簡易水道と南部簡易水道で別立てをしておりますが、説明の中では合計額で御説明をいたします。

水道使用料調定額は、現年度分六千四百二十九万五千六百六円、過年度分四十八万六千六百六十二円の合計六千四百七十八万二千二百六十八円となり、収納状況につきましては、現年分六千三百七十七万二千二百七十八円、過年度分十四万四千四百四十円の合計六千三百

八十四万六千四百十八円で、歳入総額の五四・〇七%を占めており、前年度と比較して、現年度分二十八万四千七百八十四円の増、過年度分二十二万七千二百六十三円の減というふうになっております。

収納率について見ますと、現年度九九・〇八%、過年度分二九・六二%、全体で九八・五六%になっております。対前年度比で、現年度が〇・七五ポイント、過年度が六・六四ポイント、全体で〇・五六ポイントの減というふうになっております。

収納対策といたしましては、これまでと同様、給水条例に基づく給水停止の実施及び平成二十年度から実施をいたしております延滞金徴収など、水道使用料の期限内納入の確保に努めたところではあります。

一二五ページをござらんください。

歳出につきましては、前年度より七千七百九十三万五千二百二十一円、率にして四〇・〇九%の減額となりました。これを構成比で見えていきますと、一款一項一目簡易水道総務費が一〇・七三%、一款一項二目簡易水道経営費が五八・八〇%、三款公債費が二九・六一%となっております。明許繰越分、一款一項二目簡易水道経営費は〇・八六%というふうになっております。

また、対前年度比では、一目簡易水道総務費が人事異動等により百六万一千七百六十四円の増、二目簡易水道経営費が国上簡易水道統合整備事業等の工事請負費の減少等により八千二百一十一万四千四百円の減、三款公債費の地方債償還金は二百一十一万三千四百十九円

の増加というふうになっております。

平成二十七年年度の主な事業といたしましては、生活基盤施設耐震化等交付金の導入により、国上簡易水道統合整備事業を実施をいたしたところです。本事業は平成二十五年年度からの四カ年事業で、基幹的改良に伴う送水管及び配水管を更新し、遠隔監視設備等を整備するもので、総事業費三億四百七十万円の事業を予定をしておりますが、平成二十七年年度は、事業費として五千二百二十万円で、配水管の布設替え及び消火栓の更新を行ったところです。平成二十七年年度はカット率が大きかったため、カット部分については、平成二十九年年度に再度補助申請を行うよう取り扱われることとなっております。

その他の事業といたしましては、繰越事業で県営中山間地域総合整備事業に伴う配水管布設替工事を実施をいたしたところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第三号 平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計

歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、認定第三号、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十七年西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出の決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

説明につきましては、西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書で説明させていただきます。決算書は一五四ページから一七四ページ、成果説明は一七七ページから一三八ページになっております。審査意見書の三〇ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入が前年度比一四・九%増の三十一億三千六百七十九万九千六百八十一円、歳出が一五・〇%増の三十億六千六百四十四万五千二百二十九円となり、実質収支額は七千五百五十三万四

千四百五十二円の黒字となりました。

三二ページの下の歳入財源別比較表をごらんください。

歳入では、国民健康保険税が対前年度比四・六%減の四億七千四百八十三万七千三百十六円、国庫支出金が四・九%増の七億八千八百八十八万七千七百七十七円、療養給付費交付金が一七・三%減の九千三百七十二万円、前期高齢者交付金が一一・〇%減の四億七千四百五十五万五千四百二十二円、県支出金が二一・〇%増の一億九千四百三十三万七千三百九十九円、共同事業交付金が九一・〇%増の七億三千二百二十九万三千四百八十円、繰入金が一六・〇%増の二億九千六百二十五万七千六百円となりました。

三三ページの下の歳出款別比較表をごらんください。

歳出では、保険給付費が対前年度比二・五%増の十六億八千五百二十六万七千三百四十八円で構成比が五五・一%、後期高齢者支援金等が対前年度比一・四%減の二億九千九百六十三万三千四百七十五円で構成比が九・八%、共同事業拠出金が対前年度比八五・四%増の七億八千二百八十八万二千二百十六円で二五・六%となっており、これらを合わせますと、歳出決算額の九〇・五%を占めております。

決算の特徴といたしましては、共同事業交付金が対前年度比三億四千八百万円、九一・〇%の増、共同事業拠出金が対前年度比三億六千万円、八五・四%増と大幅な増になっておりますが、この理由は、保険財政安定化共同事業の対象医療費が、三十万円を超え八十万円以下の医療費から八十万円以下の全ての医療費に拡大されたこ

とによるもので、この共同事業分は、歳入から歳出を差し引きますと、五千二百万円赤字になります。なお、この分は県の特別調整交付金で措置をされております。

平成二十七年年度の決算額は七千五百五十三万四千円の黒字となりましたが、一般会計から法定外繰入金六千万円を繰り入れており、国民健康保険事業の財政状況は一層と厳しいものとなっております。今後におきましても、市民の健康と生活を守る根幹の保険制度として、安定した事業の運営に引き続き努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

#### △認定第四号 平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別

#### 会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、認定第四号、平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） 認定第四号、平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

本案は、平成二十七年西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書の一七五ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入歳出予算の総額二百六十四万五千円に対し、歳入決算額二百六十四万七千二百六十六円、次のページをごらんください、歳出決算額二百六十九万九千八百四十六円で、歳入歳出差引額三万七千二百八十円は全額翌年度へ繰り越してございます。

一七七ページをごらんください。

歳入の主なものについては、一款一項一目一節の共済会費収入二百五十四万七千六百円で、歳入全体の九六・二％を占めております。

加入者は、一般会員が七千五百二十五人、ゼロ歳から小学一年生までの掛金免除の特別会員が千二十八人の合計八千五百五十三人で、

加入率は五四・一九%となっております。前年度に比べますと、五・七三ポイントの減少ということになります。

一七八ページをござんください。

歳出の主なものについて御説明をいたします。

一款一項一目十九節負担金補助の共済見舞金でございます。入院・通院の十二件分、八十八万八千六百円を支出しております。ほかに、一款一項一目七節の事務補助賃金として三十一万七千十円を支出してございます。

また、交通災害共済基金へ九十七万五千円を積み立てまして、平成二十七年末の基金残高は三千百十九万円となりました。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第五号 平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計

歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、認定第五号、平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 認定第五号、平成二十七年西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定につきまして、決算書及び主要施策成果報告書並びに監査委員からの意見を手元のほうに配付させていただいております。決算書の中に、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査を記載しておりますので、よろしくお願いします。

それでは、御説明申し上げます。

決算書の一八一ページをお開きください。

歳入の総括表で、予算額五十二万円に對しまして、収入済額が五十二万八千四百円で、一〇一・一六%の収入率となっております。次に、一八二ページの歳出の総括表でございます。

予算額五十二万円に對しまして、支出済額が四十七万八千五百六十六円で、執行率が九二・〇三%となりました。

この結果、歳入歳出の差引額は四万二千二百七十八円となったところでございます。

一八三ページからが事項別明細書でございます。

歳入の主なものが、市場使用料四十八万五千九百十七円、前年度繰越金三万四千二百二十九円でございます。市場使用料の前年度対比は一〇〇・七五％となっております。

続いて、一八四ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございますが、歳出の主なものは、一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十一節需用費、消耗品の三万六千七百七十円でございます。また、十三節委託料、浄化槽維持管理八万八千五百六十円、二十五節積立金、地方卸売市場基金積立金十七万円、二十八節繰出金の一般会計繰出金十七万円でございます。

この結果、平成二十七年度末の市場基金残高は二百九十八万四千円となっております。

なお、歳入歳出差引額の四万一千四百三十四円は、全額平成二十八年度に繰り越すものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

お諮りいたします。

本案も、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第六号 平成二十七年西之表市介護保険特別会計歳入

歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二五、認定第六号、平成二十七年西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十七年西之表市介護保険特別会計歳入歳出の決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算書は一八八ページから二〇六ページ、成果説明書一四二ページから一五二ページになります。説明については、審査意見書の四一ページをお開きください。

平成二十七年西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算額は、歳入が対前年度比五・五％増の二十一億一千七百九十七万六千二百二十二円、歳出が五・五％増の二十一億一千六百七十一万三千九百五十二円となり、実質収支額は百二十六万

二千七十円の黒字となりました。

四二ページの下の歳入財源別比較表をごらんください。

歳入では、介護保険料が対前年度比七・〇%増の三億一千四百八十二万四千八百四十五円で構成比一四・九%、国庫支出金が対前年度比七・九%増の五億九千七百八万四千八百四十三円で構成比二八・二%、支払基金交付金が対前年度比二・八%増の五億五千五百一十一万六千二百四十三円で構成比二六・〇%、県支出金が対前年度比四・七%増の二億八千八百七十三万三千九百七十七円で構成比一三・六%、繰入金が前年度比四・二%増の三億五千六百五十一万七千円で構成比一六・八%となりました。

四三ページの下の歳出款別比較表をごらんください。

歳出では、総務費が対前年度比六・二%減の九千二百二十四万三千六百二十円で構成比四・三%、保険給付費が対前年度比〇・一%減の十八億三千二百八十三万六千七百三十一円で構成比八六・六%、地域支援事業費が対前年度比一四〇・五%増の一億一千九百五十九万四千九百六十円で構成比五・七%、基金積立金が対前年度比一〇七四・二%増の五千二百八十二万七千円で構成比二・五%になりました。

決算の特徴といたしましては、地域支援事業費が対前年度比七千万円、一四〇・五%の大幅な伸びとなっておりますが、この主な要因は、介護保険制度改革により、訪問介護、通所介護について、保険給付費から市町村が地域の実情に応じた取組みができる地域支援

事業へ移行したこと等によります。

平成二十八年度は第六期西之表市介護保険事業計画の二年目でございます。第六期計画におきましては、基本理念を「いきいき元氣・よろこび支え合い安心して暮らせるまち西之表」と定め、本市が目指す地域包括ケアシステムの実現を目指し、介護保険事業の適正な運営に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第七号 平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特

別会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二六、認定第七号、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） 御説明いたします。

本案は、平成二十七年西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出の決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算書は二〇七ページから二一四ページ、成果説明書は一五三ページから一五六ページになります。説明については、審査意見書の四四ページを開きください。

平成二十七年決算額は、歳入が対前年度比〇・一％増の二億一千二百八十九万八千四百十四円、歳出が〇・三％増の二億一千二百七十九万九千六百六十円となり、実質収支額は七十一万八千五百十四円の黒字となりました。

四五ページの上の歳入財源別比較表をごらんください。

歳入では、後期高齢者医療保険料が対前年比四・三％減の一億七千四百二十二万一千九百円で構成比五〇・五％、繰入金が五・三％増の一億十萬六千四百四十三円で構成比四七・〇％、諸収入が八・二％増の四百三十四万五千九百十四円で構成比二・〇％となりました。

一番下の歳出別比較表をごらんください。

歳出では、総務費が対前年度比五五・三％増の一千三百九十六万

七千二百三十五円で構成比六・六％、広域連合納付金が対前年度比二・五％減の一億九千二百三十二万七千八百二十一円で構成比九〇・六％、この二つで全体の九七・二％を占めております。

決算の特徴は、総務費が対前年度比五百万円、五五・三％の増となっておりませんが、これは主に支弁職員を一名から二名にしたことによりあります。

今後とも後期高齢者医療広域連合や構成区市町村との連携を図り、事業の適切な運営に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△認定第八号 平成二十七年西之表市水道事業会計決算認定  
について



○議長（永田 章君） 次は、日程第二七、認定第八号、平成二十七年西之表市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。議案説明を求めます。

〔水道課長 福山隆一君〕

○水道課長（福山隆一君） 平成二十七年西之表市水道事業決算認定について御説明をいたします。

本案は、平成二十七年西之表市水道事業決算認定について、地方公営企業法第三十条第四項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

決算書の一ページをお願いいたします。

平成二十七年西之表市水道事業決算報告書の収益的収入及び支出であります。

一番上の段でございます。

収入における事業収益は三億七千九百五十七万五千六百六十三円、支出における事業費は三億六千五百六十六万六千五百五十四円、課税売り上げ及び課税仕入れに係る消費税及び地方消費税をそれぞれ控除いたしますと、次のページにあります損益計算書の下段にありますように、当年度純利益は四百六十四万六千八百八十八円となったところでございます。

平成二十六年と比べ、営業収益は四十二万五千二百十九円の減収となっており、営業費用は百四十二万二千五百八十円の増というふうになっております。

前年度繰越欠損金三億二千九百八十三万五千八百四十九円につきましては、地方公営企業法第三十二条の二の規定に基づきまして、当年度の純利益四百六十四万六千八百八十八円で補填がなされるため、累積欠損金は三億二千五百八十八万九千六百六十一円と減額されることになり、当年度末未処理欠損金として翌年度に繰越しをいたしております。

次に、一ページ中段からの資本的収入及び支出についてでございます。

収入額六千三十一万九千五百七十七円、支出額二億三千八百二十二万七千二百二十円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一億七千七百九十八万八千六百六十三円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額九百十三万六千三百円及び過年度分損益勘定留保資金一億六千八百七十七万二千三十三円で補填をいたしましたところでございます。

総括説明につきましては、九ページに事業報告書をつけておるところでございます。

業務量につきましては、前年度に比べ、総給水件数で百二十七件の増、総有収水量で四千二百二十二立方メートル、〇・六一％の減少傾向が続いておるところです。

また、年度末における給水人口につきましても、前年度比百八十五人、一・四九％減の一万二千二百四十九人となっております。

水道使用料の収納状況につきましては、収納率は九八・一四%で、前年度比〇・二二ポイント改善をいたしたところであります。

一一ページをお願いします。建設改良費の概況であります。

建設改良費の構築物につきましては、阿曾浄水場の取水施設整備事業として、既存の三号井戸の導水設備工事、県の西之表南種子線の配水・送水管の布設替工事延べ二百三十九メートル、過疎基幹農道整備事業に伴う配水管布設替工事百五十メートル、市道洲之崎九号線配水管布設替工事百二十四メートル、市道田屋敷納曾線配水管布設替工事百五十二メートル、鴨女町、天神町配水管布設替工事七十七・六メートルなどを実施したところでございます。

機械及び装置の購入費では、阿曾浄水場の薬注設備、牧之峯水源地導水ポンプ二台、西京浄水場の水質監視装置、阿曾第一配水池流量計の更新などを実施をいたしたところであります。

平成二十七年度の決算後の企業債未償還残高は、十四億五千八百九十六万七千四百三十六円となったところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいと思います。

お諮りいたします。

本案も、決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案も決算特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

△報告第一三号 平成二十七年西之表市一般会計継続費精算

報告書について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二八、報告第一三号、平成二十七年一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。報告を求めます。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

議案書の一九ページをお開きいただきたいと思っております。

報告第一三号は、平成二十七年西之表市一般会計継続費精算報告書についてでございます。

地方自治法第二百十二条に規定します継続費について、同法施行令第四百五十五条の第二項の規定、継続費の終了ということによりまして、別紙のとおり報告をいたします。

次のページをお開きください。

総務省令に定める様式により報告をさせていただきます。

事業名は汚泥再生処理センター整備事業で、まず、全体計画として定められた総額及び年割額でございますが、平成二十四年度一千

二百九十万二千元、平成二十五年度三億六千四百九十八万七千元、平成二十六年三億二十四万五千元、平成二十七年九億四百二十六万三千元で、合計十五億八千二百三十九万七千元でございます。

実績は、平成二十五年度三億六千万円、平成二十六年一千四百五十万一千円通次繰越を行っておりまして、各年度の実績額は表にお示しのとおりでございます。

差額については、ごらんいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第一三号は、地方自治法施行令第四百五十二条第二項の規定により報告されるものであります。

質疑を省略いたします。

△報告第一四号 平成二十七年公益社団法人西之表市農業振

興公社経営状況報告について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二九、報告第一四号、平成二

十七年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御報告の前に、このたびの収支決算書の誤りにつきましては、十分なチェックができなかったことか

ら御迷惑をおかけしましたこと、深く反省するとともに、深くおわびを申し上げます。申しわけありませんでした。今後はこのようなことがないようにいたしたいと思います。

それでは、報告第一四号、平成二十七年公益社団法人西之表市農業振興公社の経営状況につきまして、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づき、御報告をいたします。

報告は、配付させていただきました別添、平成二十七年公益社団法人西之表市農業振興公社決算書により御説明をいたします。

一ページでございますが、一ページは事業報告書でございます。

平成二十七年一年間の公社の取組みを総括的に記載をしておりますが、他の説明項目と重複することがございますので、後ほどごらんいただければと思います。

あけて二ページ、三ページでございます。平成二十七年の農作業受委託事業実績を示しております。

二ページは公社直営での実績でありまして、直営受託作業収入は一億一千三十七万円の実績となりまして、計画対比では増額、前年度対比では減額をしております。結果的には、園芸関連作業、茶管理作業部分の計画的な未達部分をきび関連作業でカバーしたという形になっております。きび関連事業の伸びにつきましては、刈り取り作業につきましては、生産量の減収によりかなり減額になっておりますけれども、さとうきび増産基金事業、昨年と同様に実施されましたので、土壌改良、植えつけ作業、管理作業等が増加した

ことが要因かと考えております。

三ページにつきましては、市の農作業受委託組織の各作業班へ依頼をした作業再委託の実績及び育苗事業、研修事業等の取扱いを示しております。

再委託作業は一億二千五百四十二万円余りの実績でありまして、計画比、前年比ともに減少となっております。先ほど述べましたとおり、さとうきびの減収によるものであります。

このようなことから、事業総合計は、他の事業である育苗事業等も含み、二億六千九百九十九万九千五百五十円であり、計画比二千六百二十九万八千二百四十九円、前年比七千八百八十四万四千九百四十八円の減額となっております。

四ページからは各事業ごとの概要を示しております。

まず、農地利用集積円滑化事業については、平成二十二年度から取り組んでおりまして、平成二十七年度末で二十八ヘクタールの農地の集積を行い、うち公社直営圃場並びに研修圃場として二・八ヘクタールを使用しております。損益につきましては、六十二万六千七百十七円の益となっております。農地賃借料及び直営圃場の農作物収益であります。今後農地中間管理事業等と連携しておきながら行っていききたいと考えております。

二の研修事業につきましては、平成二十二年度に営農大学校を開設し、現在まで取組みを進めてまいりましたが、平成二十七年度末までの卒業生は十二名となっております。平成二十八年度について

ても一名の入校を受け入れ、研修事業を行っているという状況でございます。

三の育苗事業については、水稻苗、それから、安納いものバイオ苗とWCS用苗を本格的に取り組みまして施設利用を行っております。良質の種苗等を生産し、生産者の負担軽減に努めております。

五ページからが農作業受委託事業についてでありまして、各作物の作業部分ごと、再委託作業部分で概要を示しておりますが、春先の長雨等気象要件や、その影響による特にさとうきびの減収によりまして、厳しい事業展開が結果となっております。

六ページにつきましては、公益一共通管理事業のところでございます。七ページは、公益目的の共通管理費の案分及び農作業受委託事業外の当法人の運営にかかわる直接的な区分ですので、お目通しただきたいと思っております。

八ページから一八ページについては、当社のシステム管理をしている収支計算書並びにその明細な科目ごとの収支計算書となっておりますので、お目通しをいただきたいと思います。続いて、一八ページになろうかと思えます。

一八ページ、正味財源増減計算書の内訳表の合計欄の中段の当期一般正味財源増減額一千九十七万七千八百六十七円が、最終的な平成二十七年度末の損金になります。マイナスですので、マイナス一千九十七万七千八百六十七円が最終的な損金という形でございます。また、一九ページから二三ページまでが財産目録になっております。

して、資産、負債、資本の明細を示した勘定集計であります。これについてもお目通しをお願いいたします。

二六ページには財産目録を集約しました貸借対照表でありますので、若干御説明をいたします。

まず、資産の部ですが、現金につきましては三月末の残高でございます。現金・預貯金合計については、定期預金の一千万円の運用を含む運転資金として、一千二百三十六万四千九百三十九円の残額でございます。前年比二千九百六十六万四千七百十六円の減となっております。

事業収益金については、八千七百九万三千八百八円となっております。前年比で約二千五百三十八万九千余りの増となっておりますが、この中には年度末決算に伴う未収金が含まれておりまして、特にお茶農家の作業代金が固定化している状況であります。お茶農家につきましては、茶葉の価格の低迷の影響で、営農の資金繰りが厳しい状況であります。また、さとうきびについても、御承知のとおりで、先ほども申し上げましたとおり、低収量によりまして厳しい状況となっていることから、固定化が増加している状況です。今後固定化が未収金の流動化対策、また、お茶については作業代金の見直しも含んだ検討を進めてまいります。

貸倒引当金については、未収金の貸し倒れ損失に備えるため、貸し倒れ実績率により回収不能が見込まれる額を計上しております。流動資産合計で九千九百三十一万一千二百九十七円で、前年比三百

六十三万四千八百五十六円の減となっております。

次に、固定資産ですが、固定資産については、建物、車両、機械取得において、国県、市、JAの補助金及び公社の持ち出しで取得した固定資産を計上しております。三〇ページから三一ページに明細をしております。

作業機械の積立ての三百十三万一千九百五十円及び市、農協から受入れしました出捐金三千万円も含みまして八千三百三十七万四千七百六十二円であり、前年比五百十九万二千円余りの減となっておりますが、これにつきましては減価償却等によります減少でございます。作業機械積立金につきましては、過去二年間の積立金を財源にしまして平成二十七年に取得しました作業機械等の購入費に取り崩しました残額でございます。三百十三万一千九百五十円となり、今後将来の機械導入負担の資金として積み立てております。

その他の固定資産合計六百六十九万一千四百八十五円につきましては、公社のみの財源で取得しました資産の帳簿価格でございます。三二ページから三三ページに明細を示しております。

次に、右側の負債の部でございますが、流動負債の事業未払金四千六百万六千五百九十八円については、事業に伴う未払金であり、特に決算修正に伴う未払費用を計上しております。前年対比三百六十七万五千円余りの増となっております。

未払金明細を二五ページに示しておりますが、管理未払金、その他の未払金を含んだ額四千七百三万二千二百五十一円の明細となっ

ております。リース未払金等も含みまして、負債合計で五千七百三十八万九千七百五十六円となっており、前年比五十三万二千円余りの減となっております。

資本の指定正味財産合計三千二十二万七千八百七十七円については、補助事業により固定資産の特定資産で取得した折の国、県、市、農協の補助金額でございます。正味財産額財産合計が、一般正味財産一億二百八十八万七百一円を含み、一億三千二百三十万七千七百七十八円であります。貸借対照金額は一億八千九百六十九万七千五百四十四円となり、前年比一千二百八十一万円の減となっております。

通常企業等において経営分析として使われております財務比率中、流動資産比率、いわゆる流動資産と流動負債の割合が健全である比率が二〇〇%以上というところがありますが、その基準を下回ります一七四%となっております。しかし、受入損失金を含めると二〇〇%を超えており、また、他の固定比率、当座比率、負債比率等も含めて全て基準内の数値となっておりますので、財務上、おおむね健全な経営状況にあると思われております。

二七から二九ページについては、これらの財務諸表を作成するに当たって注記を示しております。棚卸し財産の評価基準なり、固定資産の減価償却の方法、消費税の税込み方式の記載、基本財産の明細、特定資産の増減。

また、三〇から三一ページには、特定資産の平成二十七年度末の減価償却累計額を控除した帳簿価格五千四万二千八百八円の明細を

示しております。

また、三二、三三ページは、公社の独自の資金で取得しましたその他の固定資産の明細を記載しております。

最後の三四ページについては、当公社の監事による監査報告書を示しております。

以上、簡潔に御説明をいたしました。今後とも議員各位の御支援助と御理解をお願いいたしまして、平成二十七年度の公益社団法人西之表市農業振興公社の経営状況報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより質疑に入ります。ありませんか。

「一二番 長野広美さん」

○一二番（長野広美さん） まず、冒頭で担当課長のほうからですね、今回の正誤表の提出については、以後改めますという御説明をいただいたんですが、まず、その正誤表について伺いいたします。

今回、正誤表が非常に多岐にわたった正誤表ということで議会に提出されました。これがですね、どのような理由でこのような正誤表の提出に至ったのか、もう一度きちつと説明いただきたいのと、あと、今回この報告書の中にはですね、一番最後に今ありましたように、監査報告書がつけてあります。監査報告書がつけてある数字なのに正誤表が出されたということですね、監査報告書の内容とは異なった報告書が、この議会に当初提出されたのか、そこら辺の経緯も含めて、改めて御質問したいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明を申し上げます。

今回の収支決算書の誤りにつきましては、この全体の決算書をそろえる段階で公社から資料をいただいたんですが、その中で誤った収支計算書が送付されておりまして、私、農林水産課長としては、それを正しいものと思い込みまして、収支計算書の増減の違算のチェック等々ができなかったことが事のでんまつでございます。私の不徳のいたすところと反省をしているところでございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） すみません、課長、改めて、今回のこの決算書がきつちりですね、兩名の監査委員から出されている監査報告書に出されている報告書と相違ないという部分についても確認をしていただけだと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 監査報告書については、監査のこのとおりでございます。

○一二番（長野広美さん） すみません、正誤表が出された正しい数字のもとに監査がされてるという理解でよろしいんですね。

○農林水産課長（園田博己君） 私の説明不足で、この議会に報告するためいただいたこの収支計算書が、誤ったもの、監査を受けなかったものといえますか、間違ったものが送られてきて、それを私がチェックもできずに、また議会のほうに提出をしてしまったという単なるケアレスマスでございます。失礼いたしました。

○議長（永田 章君） よろしいですか。はい。

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定による議会への報告案件であります。

よって、以上で審議を終了いたします。

#### △請願・陳情の委員会付託

○議長（永田 章君） 次は、日程第三三、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において新たに受理した請願・陳情書は、お手元に配付しております文書表のとおりであります。

付託委員会欄のとおりに付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす十七日から二十六日までは本会議は休会となりますが、付託案件審査のため、二十二日と二十四日、二十五日の休会を挟んで、二十日と二十一日は総務文教委員会、二十三日と二十六日は産業厚生委員会を開きます。

二十七日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問です。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後一時五十一分散会



本會議第二号（九月二十七日）

本会議第二号（九月二十七日）（火）

◎出席議員（十五名）

一番 木原幸四君  
 二番 鮫島市憲君  
 四番 小倉初男君  
 五番 下川和博君  
 六番 瀬下満義君  
 七番 小倉伸一君  
 八番 田添辰郎君  
 九番 中原勇君  
 一〇番 川村孝則君  
 一番 榎元一巳君  
 二番 長野広美さん  
 三番 橋口美幸さん  
 四番 渡辺道大君  
 五番 丸田健次君  
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	美園博行君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	大瀬浩一郎君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	濱上喜美男君
水道課長	福山隆一君

◎議会事務局職員出席者

福祉事務所長	小山田 八重子 さん
農委事務局長	日笠山 昭代 さん
監査事務局長	鎌田 員訓 君
教委総務課長兼	中村 章二 君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎 晃洋 君
社会教育課長	松下 成悟 君
局長	濱尾 実君
次長	古市 善哉 君
書記	中島 恵さん
書記	川畑 公和 君

平成二十八年九月二十七日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。  
本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第 一 一般質問

六番	瀬下	満義	議員
九番	中原	勇	議員
一五番	丸田	健次	議員
二番	鮫島	市憲	議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に重点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力を

あらかじめお願いを申し上げておきます。

なお、本日、議会運営委員会全員協議会の中でも御理解をいただきましたけれども、長野市長が本会議に出会できませんので、質問についてですね、政策的な面については議員各位の皆さん方、御配慮を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

それでは、順次、質問を許可いたします。

初めに、瀬下満義君の発言を許可いたします。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） おはようございます。

今回の任期ももう残り少なくなってきました。長野市長が今日、体調が悪くて出席されないということでもあります。できる範囲でこの市政について活発な議論をしていきたいと思っております。

まず、正職員の新規採用はしばらく凍結すべきではないかと題しまして質問いたします。

平成二十八年度の新規正職員採用は何名だったでしょうか。新卒と中途採用の別はどうなっていますか。

以下は質問者席からいたします。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

平成二十八年度の新規採用職員は十四名であり、採用の内訳としては、新卒者四名、それ以外の職歴等がある者が十名となっております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 現在の、一番新しいデータで結構ですが、正職員と臨時職員数は幾らになっていきますか。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

平成二十八年四月一日現在の職員数につきましては、職員定数上、百九十五名であり、臨時的雇用者数は、フルタイム及び短時間の雇用者数を含めまして百十名程度でございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 百九十五名というのは一般会計、特別会計を合わせた分になりますか。あと、臨時職員が百十名と言われましたが、このうちいわゆるバイトですか、本当の短期、一カ月に十五日以下ぐらいの日数を働くことになる、の勤務になっているかと思うんですが、その方たちと、正職員と同じように休み、そして勤務すると、これを常勤の臨時職員と、常勤の臨時職員と言ってるかと思うんですが、これはどうなってますか、その人数、それぞれの人数は。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

いわゆるフルタイムの臨時雇用者は七十九名程度、それから、短時間のいわゆるパート職員につきましては三十三名程度ということでございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 先ほど、新卒と中途採用ですか、一旦民間

で働いたりした方の採用の別が、新卒が四人、そして中途採用が十名ということでした。この違いというのは何かあるんですか、採用する側の考え方としては。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

それぞれの給与格付につきましては、職歴のある者、いわゆる新卒者以外の者につきましては、それぞれ所定の方式によりまして前歴の換算をいたしまして格付をいたしております。そういう意味では、格差といいますか、そういうものは若干出てこようかというふうに思っております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 職の遂行能力という点からはどうなんでしょうか。何か、実績でもいいですが、新卒の方と中途採用の方の、能力と言えばあれですけども、その違いというのは、とかまあ、何といえますかな、どれぐらいやれるのかと、やれないのかといったことになるかと思うんですが、その差異は何かありますか。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

新卒とそれ以外の者の職の遂行能力の違いがあるかという御質問でございますけれども、一般的に、職歴のある方につきましては、それぞれの職にこれまで従事してきたわけですので、事務の入り方という部分では若干なれた部分があると思えますけれども、基本的に、職務の遂行能力につきましては、差異はないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 先ほど、いわゆる臨時職員の方、正職員でない方、二通り、パートの方とフルタイムの方あると言われましたが、その方たちと、いわゆる正職員でない方たちと正職員の方たちとの何か、職務遂行能力の差というのは何か見られますか。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

まず、臨時雇用の待遇、給与等について、その差異ということ御説明いたしますけれども、給与につきましては、国家公務員の給料表第二表を基本に、職種や資格、免許の難易度に応じ格付をしてございます。随時、所管課において、同職種における近隣自治体や県内、本市を除く十八市の状況等も調査をした上で、随時見直しを行っているところでございます。

また、人事院勧告による給料表の改定の適用を反映させるとともに、平成二十五年度からは、同職種に限り、経験値を反映させる意味で昇給制度を取り入れたところであり、さらには、平成二十六年から、通勤距離が二キロメートル以上の方を対象に、交通費を上乗せをして賃金を支払っている状況でございます。

その他、勤務時間、休暇等については、地方公務員法及び西之表市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の規定に基づき、必要な事項を定めているところでございます。

職務遂行能力の格差についてということでございますが、常勤の専門性の高い臨時的雇用者もおりますけれども、通常のパート雇用

者については、事務の補助的作業を行っておると考えております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 私の見方としては、常勤の臨時職員と正規の職員との能力格差というのはほとんどないんじゃないかと、そういう見方をしとるんですけども、そうだとすると、待遇格差がかなりあると。

以前聞いたところだと、大体、常勤の臨時職員は年俸が二百万円ぐらいですか、退職金はなしと。一方の正職員は、平均年俸が六百万円ぐらいあるかと思うんですが、平均すると、正職員のほうは平均年俸が六百万円ぐらいで、退職金も、今の規定でいくと二千万円ぐらいかと思うんですが、大変な待遇格差があると。その一方で、じゃあその能力格差が、能力の格差、職の遂行能力の格差がそれほどあるのかと。ないんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。能力、常勤の臨時職員と正規の職員との、要するに、待遇格差の理由は何かということになるんですけども。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

それぞれ、専門的な臨時雇用者につきましては、その能力を申し上げますと職員と変わりが無いのではないかとということでございますけれども、それぞれの分野において、またそのはかり方等についてはいろいろとございますので、一概に比較はできないというふうな考えております。

また、臨時職員との給与の格差等につきましては、正規職員につ

きましては、一般の競争試験におきまして採用されておりますので、その責任においても当然、違いが出てくるというふうな考えでございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 今、競争と言われましたけれども、試験のときに当然倍率があつて、入れない人もいます。その競争と、今、競争と言われましたけれども、そこをちよつともう少し。正職員のほうが競争率が高いと言われたのか。臨時職員は、常勤の臨時職員は競争率が低いということだったのか。今、さつき言われたその競争とということについてお尋ねいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

先ほど私が申し上げました競争試験ということでございますけれども、これは地方公務員法の第十七条の規定により実施をされ、採用されております。当然、臨時職員との役割や責任の度合いは異なってくるというふうに考えております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 私もずっと以前にこの待遇格差の理由について、常勤の臨時職員と正職員の待遇格差の理由について、この本会議場で一般質問をしたことがあるんですが、そのときの担当課長、総務課長は、臨時職員、常勤の臨時職員の方には責任がないと、責任がないんだと、職務上の責任がないということでした、そのときは。それを誰も否定しませんでした。副市長も市長も。だから、そ

れは一応、公式なそのときの考え方だったと思うんですが、その後はどうも、その後聞いたときには、いや、責任はありますと言つたように、後の担当課長は責任はありますと言つたように覚えていまして、じゃないかなと。まあちよつとはつきりはしませんが、言つたんじゃないかと思ひます。それと、ほかの人に、職員に聞いたら、いや、責任ありますと。審査のときにどうですかと聞いたら、いや、責任ありますよと言つたから。今、課長が言われたのは一応、その中間、責任があるかないかというのの中間で、まあちよつと程度の差があるということと中間を言われたかと思うんですが、どの程度、正職員と常勤の臨時職員との責任の大きさの違ひがあるのかということなんですが、待遇格差がもう三倍以上、一応あると思ひますが、これは公式にここでも担当課長も言われてます、そういうことは。もう三倍ぐらいあると。私はもつとあると思うんですが。その理由を今、問うていきますので、ちよつと今、とりあえずは責任のことについて、責任の度合いについてお尋ねいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

以前の担当課長がないというふうな回答をされたということ、今、議員の御案内がありましたけれども、そのニュアンスの話といひますか、臨時職員との、私が申し上げておるのは、職員と臨時職員との役割や責任の度合いは異なつてくるということ、責任があるとかないかということではないというふうに考えております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 待遇格差が三倍はあると。この場合はちょっと範囲を狭めて、臨時職員の中でもパートさんの方はちょっと除いて、正職員と同じように勤務される、そして休まれる常勤の臨時職員八十名ぐらいの方と正職員との比較をしているんですが、責任の度合いが違くと。要するに、正職員のほうが常勤の臨時職員の方より責任が重いということだと思わんですが、その待遇格差が三倍もあると。それに見合ったものなのかどうかということですけど。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

議員がおっしゃられるとおり、給与と待遇の格差が大きいと。それと、その責任の度合いが見合っているのかという御質問だろうというふうに思いますけれども、職員にとりましては、それぞれ、市民あるいは議会の皆様に対してそれぞれの政策について説明をする責任もございませう。また、平時についてはそういうことでもございませうけれども、また、災害時等におきましては、職員の責任のもと、それぞれの対策に当たると。その所管をする業務以外の部分についても責任のある対応を求められているということもございませうし、今、いろいろ国会等でも議論をされております同一賃金、同一労働というお話もあります。そういった国の動きの中で、今後、私たちの待遇といえますか、処遇のほうも変化が出てくるのではないかと、いうふうにご考えております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） ちょうど今、課長が同一労働、同一賃金と

言われて、ちょっと私もそれをここで言おうと思ったのを忘れてました。ありがとうございます。

内閣のほうでも働き方改革というのをを出していて、小池都知事も何か、残業はもう八時までと、八時消灯と、原則。そんなことも打ち出して、ネット上、ネットで見てもいろいろ出てます、その働き方改革。残業をゼロにしたほうが効率がよくなったとか。これはいろいろ問題はほかの、あると思うんですが、その働き方改革。

そしてもう一つ、同一労働、同一賃金。これも政府がもう、これは前から言っていて、私も要するにこういうことを言いたかったわけですが、多分同じような仕事をされてるんじゃないかと。私の私の予測ですが、推察するところだと、多分そんなに変わらんだろうと。人の能力ちゅうのはそんなに変わらないだろうと。したがって、職の遂行能力もそんなに変わらないし、現実には仕事を始めれば、やっぱり臨時職員は臨時職員なりの、常勤の臨時職員は臨時職員なりの重い責任はあるんじゃないのかと。実態は変わらないんじゃないかと。そうすると、同一労働、同一賃金という立場からすると、実質的に変わらないとするのが普通の見方かなと思ってるものから、今後、ちょっと検討されるということでしたので、大いに検討していただきたいと思っております。

そして、臨時職員の場合は、一応、身分保障がないということだと思います。身分保障がない。正職員の場合は、よく言われるように、身分保障があると。首はないんだと。特別なことがあれば、あ



るいはその事業が、ある一定のために雇われた方については、その事業が終わればやめていただくことも理屈の上ではあったとしても、現実にはほとんどもう特別なことがない限り終身雇用と保障されてると。

ところが、その臨時職員の場合は、常勤の臨時職員の方についてもそういう保障はないということです、身分が不安定であればあるほど給与はむしろ、時間当たりの給与は高くしていくべきじゃないかといった考え方があって、城繁幸さんというコンサルタントの方ですけど、そういうこと、考え方を提唱されて、なるほどなど私も思ったわけです。そうだと。身分が不安定な上に給与も安いじゃ合う話じゃないと。で、仕事も多分余り変わらないだろうということになってくると、まさにそんなに待遇格差を設ける理由はなくなっているんじゃないかと私は思っておりますので、個人的にはそういう方向に持っていくべきだと、もう待遇格差はもうなくしていくべきだと、将来は。

歴史的な経緯もありますので格差をなくすまでには時間がかかると思いますが、やっぱり我々の社会のありようとして、役所というところは特に公平、公正、平等というのをとうとぶわけですから、こういったことが同じ職場で、この格差があるというのはもう非常にゆがんだ、その組織のあり方自体がゆがんでるんじゃないかと、私はそう思いますので、今後、一緒に考えていきたいと思えます。

あともう一つ。常勤の臨時職員の給与というのも、これも、これ

はどうなってますか、実際は。一応、給与表なんかもあります、これも、職務給というより、職に応じた、職務の責任の度合い、職務の仕事量、難易度に応じた給与ではなくて、やっぱり年功序列、やっぱりね、勤続年数とともに上がっていくという正職員と同じような給与体系になっていのでしょうか。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

先ほど御説明をしたところでございますけれども、その経験あるいは資格等に依じて、国家公務員の給料表第二表を基本に格付をしております、その経験値を反映させるということで昇給制度も取り入れているというところでございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 先ほどから国家公務員の給与表とか、人事院勧告というのが出てました。我々はこれまでそうやってやってきたわけですけども、それはわかります、やってきたのは。これから地域主権、地方分権の時代ですので、我々は我々なりの給与体系で、まさにその地域に合ったやり方をこれからとっていったほうがいいのではないかと、そうしていくべきだろうということを提言して、次に行きたいと思えます。

それで、正職員については、私はしばらく凍結、新規採用は、正職員の新規採用は凍結すべきではないかと思えます。思っているんですが、その意味は、現に働いている臨時職員の方、対象は、実質的には常勤の臨時職員になるかと思えます。その八十人ぐらいの

方。この方の中から正職員として、まあ昇格みたいになりますか、事実上は、そういうふうにしばらく切り替えてはどうかと思うんですけども。そのほうがむしろその人の人柄とか、能力とか、いろんなものがわかって、意欲なり何なりがわかって、一種の試用期間みたいになって非常にいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

今、議員が御質問の中に取りましたが、臨時職員をそのまま昇格をさせて正職員に採用すべきではないかと、そのほうが効率的ではないかという御意見でございますけれども、あくまでも、先ほどからの繰り返しになりますけれども、臨時職員の方については、一時的に欠ける、正職員が欠ける部分について対応していただいているということがございます。

そして、その大きな課題の、正規職員は新規の採用についてはしばらく凍結すべきではないかと、今ある人員でやったらどうかという御意見でございますけれども、市といたしましては、新しい若い人、今後、地域の支え手となる若い人たちを残すという側面もございまして。そういうことから、退職等で職員が減じた部分については、当然それは定数の適正化計画に基づいて行っておりますけれども、そういうふうな若い優秀な人材を残すという意味でも、新規採用については今後も行っていきたいというふうな考えでございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 若い人が欲しければ、若い人を臨時職員として採用すると、こういうやり方もあるんじゃないかと思うわけです。多分入るんじゃないかと思う。それでも応募は結構あるんじゃないかと思えます、若い人でも。うちはそういうやり方をとりますよと、とりあえず一旦、臨時職員として入ってもらって、希望者は、それでその中から選んでいくと。八十人ですか、今。八十人もおられるわけだもう。八十人おれば、それはまあ、正職員として適した方は結構おられるんじゃないかと思うわけです。そのほうがよりその人の適正なり能力なりを見抜かれて、意欲なりを見分けられて、非常にいい職員が採用できるんじゃないかと思うわけです。

また、正職員につきましては、正職員と臨時職員、何が違うのかといえ、その差をつけるとすれば、とりあえずは、正職員は政策立案業務、政策を考える業務、ここにとりあえずは特化していくというようにして、正職員を、まあこれは減らそうという話ですけども、そうすればかなり減らせるんじゃないかと。要するに、凍結できるとはならないかと、正職員の採用について。これ、これについていかがですか。そして、事務的な作業は臨時職員に任せるといふ考え方です。そういうことですが。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

臨時的雇用者はあくまでその業務の臨時・補助的業務に従事をするという性格を持ち合わせておりまして、地方自治体で行う業務においては、本来、正規の職員で行うべきであります。

ただし、現状といたしまして、育児休業等による緊急的な対応や、先ほど申し上げましたけれども、期間が定まっている補助事業等、臨時的雇用者を活用している状況でございます。多くの事務事業がございませけれども、振り返りをしっかりと行い、重点化、効率化を図るとともに、本来、正規の職員がすべき職務をしっかりと見きわめ、役割を果たしていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○六番（瀬下満義君） 今中野課長が言われたことは、ちょっと紋切り型といえますか、立場上、そう言われたところもあるかなとは思いますが、要するに、役所の仕事は正規の職員が主体的に、中心になって担っていくことですが、私は全くそれとは反対、反対の考え方です。そういうことは全くない、別に正職員であろうが、臨時職員も何も変わらんというのが私の考え方で、いや、実際にそうしてるんじゃないかと、結構してるんじゃないかと。

窓口に行くとき臨時職員がかけてやっています。そして、聞いたことあるんですけど、正職員ですか、臨時職員のことをちよつと話したんですけど、「いや、私が実は臨時職員です」と言われて、ちよつと何か、もう変わらんわけです、正職員と。どこが臨時職員でどこが正職員か。多分、一緒だと思うんですけども、内容。現実には、パートの方も含まれますと百十人も働いておられまして、正職員が百九十五人ですか、大体二百人、その約半分、百人、二対一ですか、人数にしても二対一の割合でもう中心的、ある意味ではもう中

心的な部分を担っている、既に担っているだろうと思います。

それで、これから先に働く、先ほど働き方改革ということもありましたけれども、多様な働き方を認めていくと。それぞれの生活設計に合ったいろんな働き方を認めていくと。そうすると、臨時的な、私は半日、午前中半日なら働けますと、あるいは一日二時間なら働けますと、働きたいですという言う方がおられたら、そういう人たちに門戸を開いてあげる。そういうことからすると、より一層、そういう臨時職員の活用というのをしていたほうが社会のためにもなるんじゃないかと思うわけです。で、そこで差をつけないと、余り。待遇についてそんなに差をつけないと。極端な差。わかりやすく言えば、時間当たりの給与についてそんなに大きな差をつけないようにしていくということが大事じゃないかと思うわけです。

課長のその答弁については、私とはちよつと考えが全然違うというところで、次に行きたいと思えます。

これまでの議論してきたことは、じゃあなぜそんなことを言うのかと言われたときに、私としては、このままでは単独の自治体、西之表市という単独の自治体ではもう存続できないだろうと思うわけです、このままでは。どうですか。できないのは当たり前じゃないかと私は思うんですけども。ほとんどその土台がなくなっている。このままで、この状態で、もう財政の問題もそうです。働き方もそうです。

それは市民の問題もあるかと思うんですが、少子高齢化が進んで、

内訳は、少子高齢化がどんどん進んでいくと。担い手がどんどん少なくなっていくと。国はもう破綻してますと。千兆円を超える借金抱えて、もうにつきもちもさつちもいかないと。消費税三〇%なんちゅうのはもう今、財政の専門家の間ではほとんど、もう既に常識になっていくんじゃないかと思うんですが。それぐらい財政が逼迫していると。産業がこれから栄えるのかというと、なかなかうまくいかない。国際社会で大競争が起こってますので、なかなか産業も思うようにいかない。とにかく転換していかなくやいけないわけですが、非常に人材も少なくなってます。そうすると、西之表市は単独の自治体としてはやっていけないのはもう自明のことではないかと思えます。

そこで、さっき、これまで話した役所、私は役所改革が大事だと思ってるんですけども、そこで、その職員の皆さん方の働き方、給与改革もそうです、働き方も大きく変えて、役所の風土、風土ですよな、覆っている風土というのがあると思うんですが、まあ役所主義と言いかえてもいいかと思うんですが、これを大きくやはり変えていくべきではないかと。風土、風土を、役所主義を大きく変えていって生き残りを図っていくべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○総務課長（中野哲男君） 答えいたします。

単独の自治体として存続させるために、これまでも行財政改革等、推進をしてきたところでございます。その成果は着実にあらわれ、

財政各指標においても経年変化で改善傾向にあります。働き方や役所の風土につきましても、その時々々の社会情勢を見きわめるとともに、現状を分析することでさらなる効果が期待をできるものと判断した場合は積極的に取り組んでいくことが必要であろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） この役所というのは、私はこれまでいろいろ議論してきましたが、基本的には、役所というのは既にかなり時代遅れになってしまったと、これが本質だと思っております。余りにも時代遅れで、四十年、五十年前の思想と理念では、それはやっていけないだろうと思うんです。もうがらつと変わってしまったので、世の中が。だから、これはもうやめて、新しい風土、理念をつくっていくと。思想を。行政思想と言ってもいいわけですけども、そういうものに変えて、早く変えて、こんな思想からもうこんな思想に大きく転換していくということ。

それがさっき言った、正職員とか臨時職員というのは差があると行ってますが、ないと考えたほうが私はいいと思えますね。そういう考えに基づいて、そして、正職員という考え方を優遇していくということではなくて、みんなと一緒にやっていくということがいいかなと思うわけです。そういう風土を大きく変えていくと。

役所主義と言えば、前例踏襲主義とか、何でしたかな、前例踏襲主義とか集団主義、書類主義、秘密主義、責任回避主義、まあたく

さんありましたけども、そういったものをやはり変えていくと。いいところもあったと思うので、それは残しておって、時代に合わないところを大胆に変えていくべきではないかと。その一つの手法として正職員の問題を考えていくと。臨時職員と余り変わらないということに切り替えていけばいいんじゃないかなと思います。

そこで、最後に、この問題の最後になりますが、役所も本当に、それと、先ほど財政が好転してきたということ、本市の、これは私もいつも反論してきましたけど、それはそうなんです、本市の中だけを見ると。ところが、国からたくさん来てますので。今年度も、百三億円ぐらいになりましたけど、一般会計で、だけど、見ると、国から六十億ぐらい来ておるわけです。六割ぐらい来ているわけです。これはもうずっと変わってません。

その国がもう財政破綻でもうにもならないわけです。アベノミクスもどうやら失敗したと。日銀も方針変更したと。日銀も金融緩和と言っていましたけども、後始末をどうするのかというようなことが今、問題になつてるようですけども、お金をたくさん出しましたんで、なかなかうまくいかないわけです。

財政破綻、国家の財政破綻というのが、これが、私はずうっと研究してるんですけども、もう二十年近くなるんじゃないかと思いませんけども、ずっといろいろ聞いて、本を読んだり、問い合わせもしたり、考えたりしてきました。この財政破綻は完全に、完全に財政は破綻してると思います。

これをやるのは、こういう財政再建というのは、ほかの国の研究事例もあるわけです。歳出改革が七割、増税が三割だそうです。大体これをやるのと何かやっつけていける。ですから、歳出改革をどんどんやってくるんだらうと思います。それが常道ですので、そう予測されるわけです。ですから、我々も国からそんなに来なくなるというのであります。じゃあそうかと言って、さっき三〇%と言いましたけども、消費税を、できるのかと。なかなかそれも難しいだろうと。そうするともう、ハイパーインフレなんかも覚悟しとかないかんし、そうやって借金を踏み倒していくと。ハイパーインフレにして価値を目減りさせて、借金の価値を。そういうことも、それはもう大混乱ですから、我々。

ですから、いろんな財政的な津波、社会的津波がやがて襲ってくることを我々は覚悟して、この地方財政も運営していかなきやいけないので、それに対応すべきじゃないかということで、その一環としてこういうことを言ってるわけです。

そこで、役所の財政難、国家財政破綻、国の国家財政の逼迫に鑑みると、職員給与は年功序列から職務給に変更して、人件費は総額管理方式と。人件費は、この役所で行くと、例えば、年間十五億円とか、十億円とか。

夕張市は、再建をするときに、再建案を見てみてもらうときに、二十四億円、年間、だったのを六億円、四分の一にして出したわけです、彼らは。そういうことをやったんです。まあこれはちよつと

そんなにうまくいってないと思いますが、今のところ、だけど、それぐらいのを出して彼らは再建に踏み出したわけです。

そこで、人件費も、我々のこの役所だとこれぐらいじゃないかという総額、その中で割り振っていくといった考え方をとるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

現在、職員の給与体系は、地方公務員法の規定に基づき、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市職員の職の設置に関する規則、等級別基準職務表によって区分をされております。

人件費の総額管理方式につきましては、そもそも、日本企業が生産性の向上とコスト削減を目指して導入をした成果主義人事管理方式のことと考えますけれども、多くの企業での導入がされておると聞いておりますけれど、必ずしも生産性の向上に結びついていないという報告もなされているようにございます。メリット、デメリット持ち合わせた方式であろうかというふうに思いますので、検討が必要かというふうに考えてございます。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） とにかくお金のことになると非常に厳しくなっていることは事実だろうと思うわけです。そこで、我々も何か対策をとって、それに向かって、財政再建に向かってやはり取り組む、その姿勢が非常に大事じゃないかと思うわけです。もう知らない、あとはどうにでもなると、これをやったらおしまいだと。た

とえできなくてもやってみると。とにかくそれが子供たちに対する我々の使命じゃないかと思うわけです。先人たちはやったんだと。うまくいかなかったかもしれないが、一生懸命やろうとしたと。その実績は、足跡はちゃんと残しておく。それが私は大事なことです。信頼を、信頼というのが非常に大事ですから、社会は。私は、そこで、我々もまあとにかく真剣に取り組んでいく、その姿勢を保っていくべきではないかと思うわけです。

一応、これで正職員の新規採用は凍結すべきではないかと、しばらく凍結すべきではないかと題して質問してきました。これでこの質問は終わります。

次に、市内のごみ一掃事業についてであります。これは前から私は何回か質問しております。私ももうあと、私ももう六十半ばになりました。年金をもらい始める年齢になったんですけど、先が見えてきて、このままでは死ねんと。何かといえば、やはり種子島のこの環境、美しい環境、豊かな環境を何とかして復活させたいと。せめてその足がかりはつかみたいと。それをやらないことには去っていくけないと、この思いであります。そこで、ごみ一掃事業。これはできるんだろうと思うわけです。

そこで、ごみの不法投棄箇所が今、何カ所あるのか。そして、これは放置されたままなのか、お尋ねいたします。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） お答えいたします。

まず、ごみの不法投棄箇所は何カ所かという御質問ですが、平成二十一年度から二十三年度までの三カ年間、県の緊急雇用創出事業を活用して、年間四名の臨時的雇用者により、延べ月数にして二十四カ月をかけ、市街地を除く市内の不法投棄の実態調査を行っております。そのときの結果では、約八百四十カ所もの場所に不法投棄を確認しております。

放置されたままかとの御質問でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法の第五条により、土地所有者や管理者は清潔を保つよう努めなければならないとなっているわけでございます。不法投棄行為者の特定が困難であり、判明しない場合においては、土地所有者や管理者によって処理をしなければならぬことになっております。

八百四十カ所全ての現況調査まではしておりませんが、最近調査をした十数カ所の場所においては、新たに捨てられたような形跡は見られないものの、大部分についてはそのまま放置された状態となっております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君）　じゃ、その十数カ所は一応、全部、一応拾ったんですか。今、話されましたけど。

○市民生活課長（吉田孝一君）　これは確認に回っただけですので、回収する作業ではございません。

○六番（瀬下満義君）　拾ってない。私も車で走りながら落ちてい

るのを拾ったりするんですけども、ここ、何か落ちるとなと思って拾って、こうして、さらにその先の法面なんかを見るとどつとそこに落ちてる。そういうのも多分、それが多分ほとんどじゃないかなとは思ってはいるんですけども。拾えば、何かまあ、一人でも、半日もあれば十分拾えると、一人でも。そういうのがほとんどじゃないかなと思います。

ですから、八百カ所ぐらいあったところで、ちょっと人をかければ、もうすぐ私は拾えると思うんですけども。まあそうでないところもあるでしょうけど、それはそれでまた別にやればいいのであって、もうとにかくちょっとお金をかけて、アルバイトの方、臨時職員ですか、常勤の臨時職員の方を雇ってやればもう私はすぐできると思っています。一年ぐらいかければもうほとんどとりあえず回収できると思っています。

まあ、実際、これが八百カ所、八百四十カ所ぐらいが放置されたままと、ごみが放置されたままということですが、その回収する費用、概算ですけど、どんな感じになりますか。私はもう四、五千万円もあれば十分と考えておるんですけども。この中には粗大ごみ、家電製品なんかの、あれ、結構、一台七千円とか、八千円とかかかるのがあるかと思えます。それを込んでも、含んでも、それを千台ぐらい含んでも五千万円ぐらいもあればできるんじゃないかなと思います。何かちょっと計算したんですけど、いかがですか。幾らぐらいかかりそうですか、全部回収するのに。

○市民生活課長（吉田孝一君） 全部を回収する費用の概算との御質問でございますけれども、当時のデータでは基本的に目視による調査であったようですので、重量や素材等、細かくわからないことなどから、概算でも費用を算出することは困難であるというふうに思われます。

ただし、当時の調査結果で明らかに識別できる品目、例えばテレビ、冷蔵庫、クーラー、洗濯機、タイヤ、電子レンジ、そういったものだけに限って見積もりますと、廃棄処理手数料だけでも六百六十万円程度と見込まれるようでございます。これに四名分の人件費及び車両借上料等を一年間で試算いたしますと、人件費が約八百四十九万六千円、車両借上料が六十四万八千円ということになるようでございますので、単純に一年にかかる経費といたしましては一千五百七十四万四千円、二年になります二千四百八十八万八千円という金額が見込まれると想定されております。

前回の調査においては、おおむね市内全域を調査しただけで二十四カ月かかっておりますので、今回、回収作業となりますとそれ以上の時間を要するというふうに想定されております。

なお、前回の調査結果におきましては、農業用廃ビニールとか廃ポリですね、も多く見受けられております。この部分については産業廃棄物としての取扱いとなりますので、産廃業者への委託ということになります。この部分については、別途、処理手数料が必要になるといふふうに見込まれております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） 二千四百万円という数字も出てきましたけれども、私がさっき言った四千万円とか五千万円、何かこう、それぐらいあれば十分かなというのと大体一致してるんじゃないかと思うんですけども、大ざっぱに言えば。それはやる価値があるんじゃないかと。一旦きれいにして、あとはアルバイト職員を雇って、年間百万円もあれば足りると思いますので。その方はもう毎日する必要はないわけです。一週間に二、三日見回って、落ちてたら拾うとぐらいすれば、とりあえずはごみは問題はなくなると思うんです。それを中種子町、南種子町にも広げていくと。そうすると島内できますので。莫大な金ということじゃありませんので。そうすることによって、種子島にはもうごみはほとんどないと。これでかなり印象は変わるんじゃないかと思うんです。

今のままだと、ちよつと入ると、道端でちよつと入ってみるともごみがあると。もう八四十カ所もあるようじゃ、ちよつと嫌気が差すんじゃないかと。もうもう、もう来たくないなど、そういうことになるとなるんじゃないかと思えます。

これからは観光だと思えます。地域の特性、個性を生かす、生かすには、その地域の自然環境、これはもう種子島しかないわけです。その地域の自然環境はもうそこしかないわけですから、それをちゃんときれいに保つ。ごみを一掃する。これは、それでその土地の個性というか、は十分維持されますので、市民も誇りを持つんじゃない



いかと思うわけです。自分たちのところにはもうそんな、ごみは落ちてないんだと。山に行っても落ちてませんと。ちゃんと保つてると。これが市民の誇りとか自尊心というものを呼び覚ますんじゃないかと私は思います。これ、ぜひやっていきたいと思えます。微力ながら、一人で、一人でちゅうか、ほかの方にも、ごみ拾いをされる方はおられるようです。

ちよつと話はそれですけど、市営グラウンドですか、ちよつと歩いて行くことがあつたんですけど、歩きながら、ちよつとごみでも拾おうかと思つてぐるつと拾つたら、何か別の方が「ごみ拾つてるんですか」ちよつと、「ああ、そうです。もうごみ一掃事業をやつてますから」と言つたら、「あ、私も拾つてます」と言うわけです、その方が。「捨てとる人がいますよな」とその人が言うもんで、「それはもう、捨てる人との十年戦争だから」と言つて。そういう話をした。だから、多分いると思えます、ほかにも。ちよつときがけて。ですから、きれいにしたいという気持ちはあるわけですから、それを育てていけば、そのうち必ずきれいになると。私がこの世を去るまでは何としてもこれをやつていきたいと思えます。

そこで、このごみ一掃事業と関係して、長野市長が、今日はおられませんが、よく豊かな資源と言われるわけです。豊かな資源、本市の。それは何なのかと。私もいろいろ聞いてきたんですけども、まあいま一つ、ちよつと漠然としてました。その中で、やはり美しい自然環境、これが結構あるんじゃないのかと。大きく意識してる

んじゃないかと、これを。と思うんですけど、これについてはどうでしょうか。聞かれましたですか、長野市長に。

「副市長 坂元茂昭君」

○副市長（坂元茂昭君） お答えをいたします。

本市の豊かな資源ということについては、歴史であり、文化であり、人であり、もちろんこういった自然環境をとどめるということも一番大事な要素であると考えております。やはり毎年、市民総参加による道路清掃や海岸清掃等も行っておりますけれども、なかなか行政だけの対応では対応できてないということもございます。もちろんその中には、やっぱり住民の意識がやっぱりそこに生まれてこないと解決はできない問題なのかということも考えております。もちろんこのままにしておくわけにはいきませんので、やはり啓発活動をしつかりとしながら、そして美化活動・運動も推進をしながら取り組んでまいりたいと思えます。先ほど課長のほうが言いましたけれども、より効果のある対応というのをですね、今後、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○六番（瀬下満義君） その意識、意識の問題が確かに、みんなの意識の問題が上がらないとこれはなかなかうまくいかないところもありますが、それを上げるために役所がお金をかけて、さっき言いましたけど、私は四、五千万円あれば十分できると思うんですけど、そのごみ一掃をやつたらどうかと思うわけです。そしたらきれいになるわけですから、一旦は。それを維持していくのも、さっき言

ったように、アルバイトの方を一人雇っとけば何とかなるんじゃないかと。この点はどうですか。何か。

○副市長（坂元茂昭君） このごみの問題につきましては、やはり法的問題とか公平性の問題、そして経費の問題、そしていろいろ、住民意識の問題等が、多くの課題がございますけども、先ほども言いましたように、このまま放置するわけにはいきませんので、先ほど対策については述べておりませんが、今で言う、やっぱり地域に対しての呼びかけ、地域単位での活動というのやはり実施をしていただくような対応をしていくことが必要かなとは思っております。

今で言えば、地域交付金等もございますので、そういった地域交付金等も利用しながらですね、地域単位で取組みができないか、そういったことも地域のほうに呼びかけていければと思っております。

○六番（瀬下満義君） それも大事なことですけど、なかなか地域単位では難しいから、これを言っとるわけです。なかなか難しい、もう高齢化して。高齢化してしまつて、役員のなり手もないという状況ですから、その担当者を誰にするかとなるとまた非常に問題もありますので、それで言ってるんですけどね、私はね。だから、役所でこれ、やったほうがいいんじゃないかなと。そういう呼びかけをしているところですよ。

そこで、このごみ拾いですが、そのごみ拾いをした後、じゃあどうするのかと。私は緑化事業をやったらいんじゃないかと思いま

す。今度は緑を増やすと。どっちかちゅうと我々は緑を減らすことをやってきたんじゃないかと。そういう面があるんですけども、いかがですか。緑化事業をやっていくと。一回きれいにして、今度はちよつと、緑を少し、緑の大地に少し戻していこうじゃないのかと、いろんなところを。緑を増やす。それは土木の工法も少し考えて、できるだけ緑を増やして、ますます緑深い種子島にしていけば、より魅力的な住みよいところになるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○副市長（坂元茂昭君） まさしく美しく豊かな海、そして川を次の世代にしっかりとつないでいくことにつきましては、私たちの世代の使命であると考えております。市街地や道路沿いにおいては、各種団体の皆様がしっかりとボランティアとして活動していただいておりますし、そのことによりごみの不法投棄の、その実態等を知り、捨てないことへの啓発につながっているのではないかと考えております。

海岸等におきましても、漂着物は繰り返し繰り返し打ち寄せてきておりますので、県の補助等も利用しながらですね、しっかりと引き続き清掃活動は実施していきたいと思っております。

また、衛生自治会等においても、環境パトロール等を実施することと今後しておりますので、市街地の美化の推進において期待をしているところでございます。

また、山林等につきましては、熊毛支庁において、警察官のOB

等による産業廃棄物処理監視指導員といいますが、そういうGメンが市内を巡回して不法投棄等の監視を行っているところがございます。ですので、新たな投棄については抑制効果が出ているのかなとは思っているところでございます。

不法投棄防止への啓発活動につきましては、やはり人が集まる場所での活動に加えて、次世代を担う子供たちへの活動も取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） この問題は健康問題と一緒に、生まれたときからの教育、具体的には保育所あたりですか、あたりからこの環境教育が大事なと思うわけです。そういった市を挙げての一つの社会運動として今後取り組んでいけばどうかと思うわけです。

そして、昔はゴミ問題ちゅうのはなかったわけです。豊かな自然環境がありました。それを我々も、我々の世代の使命として、もう一度ちよつと昔に戻すと。豊かな、我々の命の土台ですので、この自然環境は。ある意味では命よりも大事なものと言っているかと思えます。なぜなら、それが我々のその土台、よってくるところ、命の土台ですので、これを我々の世代でもう一度見直して、美しい種子島、西之表市を取り戻して次の世代に受け継いでいければと思います。そういう願いを込めて質問をしたところで。

次に、財政問題。これはもう私はまさにライフワークみたいになってきました。経費節約、歳出削減になりますが、そして効果的か

つ効率的な予算使用をしていかなきゃいかんわけですが、今、政府でも、日本政府の借金が千兆円を超してきました。あと、医療、介護、年金、この福祉関係で千五百兆円、千五百兆円から千六百兆円ぐらいの積み立て不足があると言われてます。これも隠れた純債務というので、問題になっているわけです。

これについて、これだけの莫大な負担を子供たちに背負わせることになるわけです。我々の世代ではもうこれ、そんなにできませんので、これについて、どうお考えでしょうか。何か余り、私も何回も質問はしてきましたんですが、改めてお尋ねします。

○議長（永田 章君） 瀬下議員、この国の財政問題についての所感、市長に回答を求めるときだと思えますけれども、これについてはどうですかね。

○副市長（坂元茂昭君） 市長の見解についてお答えをいたします。自主財源に乏しい地方ほどやはり影響が懸念される問題でございますけれども、その中身については、経済学者によってもさまざまに意見の分かれるようでございます。いま一つわかりにくい部分もございまして、ただ、人口減や長引くデフレによる経済活動の停滞から税収等が落ち込んでいることによる赤字国債の発行が続いている現状は、大変ゆゆしき状態であると思っております。

政府におきましては、やはり低迷する需要の拡大を図り、GDPを引き上げるための施策をより充実化を期待しまして、デフレ脱却、

資金の民間への流れが回復するよう、全力を傾注していただきたいと思っております。そして、将来への負担については、可能な限り少なくなるような運営をお願いをしたいと思いますところがございます。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 財政問題については、確かに見方は分かれて、そんなに心配せんでいいと言う方が、有名な方が、多分、私の知る限りでは二人。高橋洋一さん、元財務官僚の。小泉内閣のときに竹中さんとやりとりしながら来たという方ですけども。それと、もう一人は三橋貴明さんという方がおられて、三橋貴明さんは、外国にたくさん日本は債権を持っているじゃないかと。要するに、お金を貸してると。たくさんお金を貸してると、それを使えるじゃないかというような話ですけども。

まあだけど、日本政府が貸してるんならともかく、銀行とか民間が貸してるものは、それは国のお金じゃありませんので。財布は全然別ですから。例えば、私が百兆円どっかの外国にお金を貸してますと言ったって、それを日本の政府が当てにしてもう大丈夫だと言われても困りますので。そういう話ですよ。これはちょっとおかしいと。

高橋洋一さんが言われるのは、資産もあると。借金もあるが、一方、資産もあるじゃないかと。土地もあれば、橋も道路もあると。だけど、これ、売れませんので。それ、借金、売って、道路を売っ

たら、それ、我々、使用料を払わなきゃいけませんので、買った人に。買った人が通行料を取るでしょうから。港湾も一緒です。橋も一緒です。それは余り意味がないことじゃないかなと思って。

だから、二人の御意見はどうかと、私はそう思ってるんですけども。大体、二人です。ほかの方は大体もう、国家財政破綻はもう免れないということだと思います。

これについて一度、紹介しましたけども、金融コンサルタントで、中原圭介さんという方が出しまして、再度繰り返しますと、日本の将来の選択肢は三つしかない。一つは、現在の社会保障水準をそのままにして消費税を四〇%にする。二つ目は、社会保障の水準を三割削減すると。三割削減して消費税を三〇%にする。

三つ目は、定年を、定年を七十五歳にする。つまり、年金支給開始年齢を七十五歳にするということだと思んですが、そして、消費税は二〇%。もうこの三つしかないんだと言われて、私は非常にわかりやすいなと思って。何というか、イメージとしてはそんなもんかなと。それぐらい日本の財政は、国家財政はもう逼迫している、落ち込んでしまったということだと、私はそうだと思います。

そこで、ちょっと、かなり身近な問題で、前からも言ってますが、現在の三役の年俸、退職金は幾らかということでお尋ねいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

三役の年俸及び退職金につきましてはこれまでも御説明をしておりますとおりでございますけれども、市長が約千二百二十万円、副市長

が約九百六十万円、教育長が約八百九十万円、退職金は市長が約千五百万円、副市長が約八百八十万円、教育長が約六百二十万円となっております。

以上でございます。

○六番（瀬下満義君） この水準は、本市の財政状況と職務の問題もあるかと思うんですが、これに照らして適正な水準と考えるかどうか、お尋ねいたします。

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

特別職の給料や退職金につきまして、これにつきましては、法あるいは条例に基づいて支給をされ、それに従ってございます。加えて、特別職の給与については状況に応じて見直しをされており、平成十七年に市長就任以来、給料や退職金の減額を盛り込んできた経緯もございます。人口が減少する中、本市の状況に照らして妥当な水準かどうかということにつきましては、さまざまな状況判断等を要しますことから、回答は控えさせていただきますと思いますが、あくまで公務員として制度にのっとった形の中で取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○六番（瀬下満義君） この財政問題を考えるときに、真っ先に上げるのは、普通はどんな組織でも人件費の問題が上がってくるわけです。やはり官民格差ともう随分前から言われております。大体、公務員の給与は大体、高くなっているんだろうと思います。もちろ

ん上を見れば切りがありません。民間のほうが高いところもあるかと思うんですが、やはり地方においては特に官民格差が非常に大きいと。仕事も余りないと。給与どころか仕事自体がそんなにないところなどで役所の職員、特別職の市長が年俸が千二百二十万円、そして退職金も一期四年で千五百万円、こういうことをしていったらいいのかなと思います。

私はもう退職金を廃止して、年俸を五百万円、三役は一律そういうふうにしたほうがいいんじゃないかと思うわけです。一つはもちろん財政の歳出削減に寄与するわけですが、さらには、こうやって示していくと。模範を、手本を示していく。こういうふうになつてますと、こんな状況ですと、我々の財政は。そういう意味も大きいんだろうと思います。市民にも心構えを持っていただくということ。と同時に、一般の行政職の職員にもそういう心構えを持っていただくということだと思います。

ちなみに、中種子町、南種子町のほうにも聞いてみました。南種子町、中種子町、それぞれ三役の月額給与の削減も五%から一〇%ほどしているようですが、それで今どうなっているかというところ、中種子町では町長が千六十万円、年俸、です。退職金は千五百二十万円。南種子町は同じ、同じですか、ほとんど同じで、年俸が千六十万円で、退職金が千五百二十万円。これ、一緒です、南種子町、中種子町。これからすると、本市の西之表市長が特別高いというわけじゃないかと思うんですが、あと、副市長、教育長も何か似たよ

うな、ちよつと私たちのほうがちよつと高くなっています。似たような水準かなと思うんですけども。人口もどんどん減っていった、一般の皆さん方も、市民、勤労者の方も大変厳しい状態ですので、我々、全体的にやはりこれが高くなってるんじゃないかなと思ってる所です。

以前は、榎本小右衛門町長ですか、榎本小右衛門町長、銅像がありますが、十年ぐらい、戦前戦後、ほとんど戦前ですか、無給で町長の職を務められたわけです。我々もそういった時代に來てるんじゃないかなと思います。無給とまではいきませんが、さっき言った、退職金を廃止して、年俸を五百万円ぐらいにしていくと。それぐらいの、これはショック療法にはなるわけですが、もうそれぐらいしないとちよつとやっていけない事態になってるんだらうと私は思っています。

似たようなところといえば夕張市があつて、あそこは市長が、退職金は廃止して、年俸が三百八十万円ぐらいだったと思います。副市長はあそこはなくて、教育長が、退職金を廃止して、年俸が三百何十万円でしたかな、何とか、せいぜいそれぐらいです。あとは、名古屋市の河村市長がいます。あそこは別に、そんなにほかの自治体と比べて財政は悪いわけじゃありませんが、退職金を廃止して、年俸は八百万円ということになっております。

現在、いろいろ、議会の問題も出てます、政務調査活動費等をめぐって。東京都のことも出てますけども、お金の問題も出てますが、

ここには何か底辺に財政問題があるように私は思います。どっかにかそういうのがあつて、マグマのように今、出てきているような気がします。ですから、私たちもこの財政問題については今後、真剣に取り組んでいくべきじゃないかなと思うわけです。

次に、最後になりますが、馬毛島問題について。ちよつと簡単にはなりませんが、基地賛成派、反対派と対立も続いておりますが、基地反対派からすると、いま一つ、何といいますか、どうするのかと、じゃあ。じゃあどうするのかと。基地は反対だけど、対案がちよつと、どうかかなと思つていますが、これについての対案はどうですか。私も聞いてきましたけど、いま一つ、これといつて対案は示されていなかったように思うんですが、改めてお尋ねします。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

対案がなかなか見えづらいというような御指摘でございます。御承知のとおり、長期振興計画を基本に事業というのは推進をしてございます。金の使い方も当然、その方向性に向いてやってきているところがあります。昨年は地方創生の関係でまち・ひと・しごと創生計画というのも作成をしております。そういう中で事業を推進していくことで、今のいわゆる繁榮というか、今後の振興を図つていくという方向性を出しておりますし、そのことについて議会の中でも御議論いただきながらやってきているというふうに認識をしております。

午前十一時八分休憩

午前十一時二十分開議

今後とも、PDCAの意義というのを浸透させていきながら、より効率を高めるような事業のやり方ということと、あと、その効果をはっきり皆さんにお示しをするというようなことをちよつと徹底をさせていきたいというふうにも思っているところです。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 基地賛成派にすれば、基地ができれば年間、毎年、十億円とか二十億円とか出てくるんじゃないかという、その、その交付金を当てにしているわけです。確かにある程度はかなり大きな額が出てくるとは思うんですけども、それに対抗するためには、やはり基地反対派としては、よりわかりやすい、ちよつと効き目のある対策がやはり必要じゃないかと。

それについては、私はもう、国の交付金に頼らないでやれば、今ある予算を見直して、より効率的に、ここをしていくと。なるほどそうだなといった予算に組み替えていくと。それをせずしてなかなか説得はできないんじゃないかと、市民の共感は得られないんじゃないかなと思いますので、私も基地反対派ですので、一緒に考えていきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で瀬下満義君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、中原勇君の発言を許可いたします。

「九番 中原 勇君登壇」

○九番（中原 勇君） シカ対策について質問をいたします。

八月に実施した今年度の議会報告会においても、鳥獣被害、特にシカ対策についての質問や要望が多数寄せられました。シカによる農作物被害は減っていない、むしろ増えているのではないかと、声も多く聞かれました。私自身もそのように感じておるところであります。

平成二十六年度に実施したシカ固体数調査の結果においては、シカの生息数は種子島全体で三千七百九十二頭、西之表市においては二千九百七十四頭と算出されておりましたが、今年度の県の調査によりますと、種子島全体で約五千頭という結果が出ております。この県の調査から、西之表市のシカの生息数は四千頭以上と見積もられることができるのではないかと考えております。

平成二十六年度の調査結果である生息数約三千頭に基づき、捕獲目標を二千頭としたわけですが、生息数が四千頭となると、捕獲目標を抜本的に見直す必要があると考えますが、担当課の見解を伺い

ます。

以下の質問は質問者席から行います。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

有害鳥獣のシカにつきましては、前年度、有害捕獲期間におきまして一千九百五十四頭の捕獲を行ったところですが、御承知のとおり、県が新たに実施しました日本ジカの成育状況調査によりますと、種子島全島で四千八百六頭、本市においては三千百三十九頭、平成二十六年度の調査時よりは百六十五頭増加したと推測をされております。

今般、補正予算におきまして、平成二十八年度の捕獲を強化し、当初の捕獲計画に合わせるため、捕獲奨励金の国庫充当額の財源不足を補うため、県の地域振興事業推進事業を活用しまして、不足する四百頭分、三百二十万円を計上したところでございます。

御指摘の捕獲目標頭数につきましては、熊毛地域被害防止対策推進協議会の捕獲シミュレーションによりますと、平成二十九、三十年度も捕獲目標頭数二千頭を継続することによりまして、維持管理が可能な適正頭数になると考えております。今後も引き続き猟友会員の皆様の御理解、御協力をいただきながら、補助事業の活用と、まあ整理しなければいけない課題等もございますが、有害鳥獣の被害軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○九番（中原 勇君） 個体の調査につきましては、前回見積もったときよりも増えている、また今回も増えているということで、全然減っている可能性はなかなかありません。したがって、個体数調査についてもまた計画的に実施をしていただきたいと思います。

では次に、馬毛島移設問題対策協議会だよりについて質問をいたします。

平成十九年二月二十二日付の朝日新聞においてFCLPの移転先候補地として馬毛島が浮上しているという記事が掲載されるや、同年三月には一市四町が足並みをそろえて反対決議、そして同年五月には、米軍空母艦載機離着陸訓練施設馬毛島問題対策協議会が設立されました。その後、対策協議会は、馬毛島問題が新聞等で報道されると間髪を入れず防衛省に赴き、移転反対の要望書を提出するなどの反対活動を活発に行ってきたところであります。

一方で、平成二十一年八月に、馬毛島に自衛隊を誘致する会が、三千七百九十七人分の署名を添えて市議会に自衛隊誘致の陳情書を提出しております。さらには、平成二十三年七月には、自衛隊訓練施設の設置の推進を求める陳情書が提出されました。

このように、西之表市においては、馬毛島への自衛隊及びFCLP誘致の活動と馬毛島へのFCLP移転反対の活動が活発に行われることとなったわけですが、この馬毛島問題はいわゆる政治問題であり、政治的目的を持った活動、すなわち政治的活動であると考えますが、このことに、このように賛否両論がある馬毛島問題について



て、政治的活動として認識しているのかどうか、担当課に伺います。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

これまでこの議論については何度か議論がされたというふうには思っておりますが、再度のお尋ねでございますので。

話の前提としてでございますけれども、当然のこととして、一般的に言われる政治問題あるいは政治活動という場合と、それぞれの法律、例えば公職選挙法であるとか人事院規則、あるいは地方公務員法、いつも問題になるのは地方公務員法の中身ですけども、そこで定義づけをされている政治活動というのにもそれぞれ若干違いがあるというのは念頭に置いていただきたいというふうに思っています。

御指摘のとおり、少なくとも現段階で、議員の言われるように、馬毛島問題、例えば国が基地をつくったりであるとか、FCLPの訓練場として利用することに賛成する、あるいは反対するという行為は、一般的に言う政治活動になるというふうには思われます。ただ、これまでの質問の趣旨から言いますと、先ほども申し上げましたが、特定の法律を想定している、いつも議論になるのは地方公務員法ですけども、この法が職員にやってはならないと規定しているいわゆる政治活動ではないというふうに認識をさせていただきます。

以上です。

○九番（中原 勇君） 私は、平成二十三年八月に、馬毛島問題について推進する立場から作成をいたしました折込みのチラシの配布

を南日本新聞の西之表販売所に依頼をしましたが、南日本新聞社としては中立的な立場をとっていることから、本社の折込み広告基準で政治問題に関するものは取扱いができないことになっている旨の文書による回答がありました。南日本新聞社の見解は、馬毛島問題に賛成する活動も反対する活動も政治問題に関するものであるとの見解でありました。このように、馬毛島問題に関する活動は政治問題であり、政治的活動であるとの考えが社会通念上からも常識的な捉え方ではないかと考えております。このことについて、再度、担当課に見解を伺います。

○行政経営課長（神村弘二君） 今も申し上げました繰り返しになりますけれども、一般的に言う政治活動とかという部分と法が想定をしている政治活動というのは違うというのが見解でございます。

以上です。

○九番（中原 勇君） 私は六月議会の一般質問において、西之表市職員の懲戒処分等に係る基準の別表第一、職員の懲戒処分の基準において、処分の事由の一つに、政治的目的を有する文書の配布という処分事由があることを説明をいたしました。私は、平成二十三年ごろに作成、配布した馬毛島移設問題対策協議会だよりはこの政治的目的を有する文書に該当すると考えておりますので、担当課に対して、野田弁護士、顧問弁護士に法律相談をして、馬毛島移設問題対策協議会だよりは政治的目的を有する文書に該当するのかどうかを明らかにしてもらおうよう要請をし、六月の定例議会にてその回

答をいただきました。

その回答は、馬毛島移設問題対策協議会は連絡調整機関であり、政治団体とは言えないことから、対策協議会だよりは政治的目的を有する文書には該当しないというものであります。これは余りにも短絡的な解釈であります。すなわち、対策協議会は政治資金規程法に定める政治団体には該当しない単なる連絡調整機関であることから、その事務局が作成、配布した文書は当然に政治的目的を持つて作成されたものではない、したがって、対策協議会だよりは政治的目的を有する文書には該当しないというような解釈であります。

この野田弁護士への回答は、政治的定義からの法的な検討を避けたものであり、的を射たものではないと考えます。そのような観点から、六月議会の一般質問において、人事院規則において政治的定義に関する規定を紹介し、対策協議会だよりが政治的定義を有する文書であるのかを再度、野田弁護士に相談するよう要望いたしました。その結果を担当課長に伺います。

○行政経営課長（神村弘二君） 前回は四月になってからの来訪の内容についてはお答えをしたというふうに思っておりますが、それ以降の確認はまだとってはございません。ただ、いつも議論になっておりますけども、今、議員が言われる市職員の懲戒処分等に係る基準というのが確かにございまして、その中には、地方公務員の懲戒対象となる違反事項について市が基準として定めているというふうなものでございます。ただ、ここに言う政治的定義というの

は、当然、地方公務員法に基づく基準でございますので、地方公務員法第三十六条をどう解釈するかという部分はその基準に当てはまるかどうかというものの基準になるというふうにございます。これまでお答えをいたしており、これまでの便りについては政治的定義を持った文書ではないという考え方でございまして、懲戒の対象に当然ならないというのが見解でございます。

以上です。

○九番（中原 勇君） 政治的定義とは一体どのようなものか。いわゆる政治的定義の定義については、地方公務員法においては明確な定義はなされておられません。また、総務省の通知文書においても、政治的定義を定めたものは見当たりません。政治的定義の定義について、極めて限定的に捉える場合と人事院規則のように広範囲に捉える場合があるとは思いますが、西之表市の場合、この政治的定義の定義についてどのように考えているのかを伺います。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

政治的定義の定義と申しましたが、今、議員もおっしゃったように、場合によってさまざまな定義があり得るというふうには考えますが、今、地方公務員法第三十六条第二項が制限している政治的定義を成立せしめる政治的定義について、繰り返しになりますが、見解を述べさせていただきます。

御承知のとおり、地方公務員法第三十六条第二項、第一号から第

五号の中に、制限される政治的行為というのが規定をされておりま  
す。そして、この制限される政治的行為となるかどうかの要件とし  
て、何のためにそれを行ったかという目的が本文に示されていると  
いうふうに思われます。それが地方公務員法第三十六条第二項が言  
うところの政治的目的の定義になるのではないかとというふうに考え  
ております。

すなわち、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣もしくは  
は地方公共団体の執行機関を支持し、またはこれに反対する目的と  
規定されているところでございまして、この目的と合致をしなければ、  
仮に地方公務員法第三十六条第二項の第一号から第五号の行為  
がなされたとしても違法性は成立しないということについては、こ  
れまで何度となく御説明してきたとおりでございます。

ところで、この特定の政党云々という以降の解釈についてござ  
います。これらの団体、機関自体が存続をするよう、またはしな  
いよう影響を与えることを目的とするというふうに一般的に解され  
ております。本問題に関する署名活動等を含む一連の行為につきま  
しては、FCLP施設を馬毛島に設けることに反対する意思の表明  
でございます。特定の政党や団体、機関自体の存続に関するもの  
とは言えません。また、職員が特定の法律の制定に反対すること自  
体は、特定の政党や政治的団体又は内閣などを反対することにはな  
らないというふうに解されておりまして、FCLPに反対すること  
も同様のことだというふうに解されています。つまり、地方公民法

第三十六条第二項には違反をしておりますので、制限される政治  
的行為そのものが存在しないというふうに解釈をさせていただきます。  
以上です。

○九番（中原 勇君） それは平成二十三年に野田顧問弁護士から  
回答を得た文書の内容、これについては私も承知をしております。

大阪市や福岡市においては市の条例で政治的目的の定義を規定し  
ておりますので、福岡市の場合を紹介をしたいと思います。福岡市  
職員の政治的行為の制限に関する条例、この第三条、政治的目的  
の定義。本条例において政治的目的とは、次に掲げるものをいう。

第一項。先ほど課長からの答弁、ありました。特定の政党その他  
の政治的団体又は特定の内閣もしくはは地方公共団体の執行機関を支  
持し、またはこれに反対すること。第二項。公の選挙又は投票にお  
いて特定の人又は事件を支持し、またはこれに反対すること。この  
ように規定をしております。

この規定が適切なものかどうかはわかりませんが、少なく  
とも外的な条例ではないと思っておりますので、この条例を例にして、  
対策協議会だよりもが政治的目的を有するかどうかを議論したいと  
思います。

本条例の第一項において、特定の地方公共団体の執行機関を支持  
することは政治的目的の一つに該当することを規定しております。  
それでは、特定の地方公共団体の執行機関とは一体どういうものを  
いうのか。一般的には、次のように言われております。特定の地方

公共団体の執行機関とは、地方公共団体の機関で、その所掌事務を独立して遂行する権限を有するもので、地方公共団体の長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会などをいい、過去のものとは含まれないとされております。

本事業の場合は、長野市長が特定の地方公共団体の執行機関に該当することになります。そこで、特定の執行機関である長野市長を支持することについては政治的に該当するものと解釈をされません。平成二十三年ごろの対策協議会だよりは、FCLPの馬毛島移転に反対するという長野市長の政治信念、選挙公約を支持するものであるということが言えます。したがって、政治的目的を持って作成をし、西之表市の全戸に配布したものと見えるわけでありです。

特定の執行機関を支持することを別の解釈をすることもあります。先ほど紹介がありました。特定の執行機関が存続又は在職するよう、またはしないよう影響を与えることを目的とするという解釈があります。本案件の場合には、馬毛島問題に反対する執行機関の長たる長野市長が存続をする、あるいは在職を継続するように影響を与えるという政治的意図を持って作成し、配布したものと解釈することもできます。

特に平成二十三年ごろに発刊した対策協議会だよりは、FCLPの馬毛島移設反対の理由を具体的に記述し、FCLPの馬毛島移設反対の署名活動への協力を強く呼びかけたものになっており、この平成二十三年ごろに作成した対策協議会だよりは明らかに政治的目

的を有する文書であると言えます。

したがって、対策協議会だよりを作成、配布した行政経営課の担当職員の行為は、政治的意図を有する文書の作成、配布という懲戒処分事由に該当し、戒告相当であると史料するところであり、総務課長の見解を伺います。

「総務課長 中野哲男君」

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

先ほど来、行政経営課長がお答えをしておられ、その懲戒処分には当たらないというふうな考え方をしております。繰り返しになりますが、本市の顧問弁護士によりますと、協議会は連絡調整機関ということで、それをもって政治的行為に当たらないというふうな考え方でございます。

以上でございます。

○九番（中原 勇君） ただいまの回答については、先ほど大変もう短絡的な解釈であるということをおっしゃりました。

平成二十三年七月十二日付の野田弁護士からの「FCLP移設反対署名活動と市職員の関与、地方公務員法第三十六条について」という回答文書の最後のところがあります。ここを紹介いたします。「ただ一方で、FCLP移設賛成の意見も多くなり、市政上の争点になってくるとFCLPに反対する執行機関を支持する目的の署名活動と見られる余地が生ずるので注意が必要である」という注意喚起がなされております。

この注意喚起は、野田顧問弁護士が馬毛島問題について、公務員として政治的に中立を求められる政治的な問題であることを認識しているものであります。馬毛島問題に反対する活動は政治的的目的を有する政治的活動であることを自ら認めている明確な証拠であり、また、にもかかわらず、平成二十三年ごろに作成、配布した対策協議会だよりは政治的的目的を有する文書には該当しないと回答していることには大いなる疑問点が残ります。野田弁護士の論理には自己矛盾を起しているところがあります。この点について、担当課長の見解を伺います。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

繰り返しになるかもしれませんが、まず、その政治的的目的を持っている持っていないという話なんですけれども、先ほど来申し上げておりますように、その解釈の仕方ですね、福岡の条例を先ほど話をしていたかもしれませんが、特定の政党云々の解釈については、これらの団体、機関自体が存続するよう、またはしないよう影響を与えることを目的とすることがこの意味だというふうに解釈をしてございますし、また、長野市長を支持するとか存続をせしめるための活動ではなく、FCLPそのもの、政策について反対をする活動だということが明確だというふうに思っておりますので、特定の機関だとか、そういうのを存続するための活動ではなかったというふうに考えております。

また、当時の平成二十三年六月ごろから発刊をされた便りについて

ての御指摘だというふうに思いますが、その当時については、一市三町の首長あるいは議会も全て反対というような中で行われたものであって、そういう部分で政策について皆さんで反対をしましょうという流れの中での活動だというふうに思っておりますので、議員が言われるような中身には該当しないというふうに思っております。以上です。

○九番（中原 勇君） 先ほど回答文書の中で、「ただ」という最後のくだりを紹介をいたしました。明らかに野田顧問弁護士はこの馬毛島問題は政治的的目的に該当する事案であるというふうに認識をしておるわけです。それでなければ、先ほど紹介したように、「ただ」一方で、FCLP移設賛成の意見も多くなり、市政上の争点となってくるとFCLPに反対する執行機関を支持する目的の署名活動と見られる余地が生じるので注意が必要である」と、このように注意喚起をしているわけです。これは明らかに馬毛島問題が政治的的目的を持った、あるいは政治活動、政治問題、これに該当するものであるということを確認をしているわけです。

今、課長が言われました、平成二十三年ごろ、一市三町の首長がそれぞれ絶対反対である、また四つの市議会あるいは町議会、これが全会一致で馬毛島問題に反対をしている、したがって、これは国家公務員法に該当しないということを解釈しても何ら問題ないというのが野田弁護士の論法であります。

公務員については、国家公務員はもちろんのこと、地方公務員に

についても、政治的に公平、中立的な立場でその職務をする義務があります。馬毛島問題のような政治問題において、反対、賛成のいずれか一方に荷担することは、政治的に公平、中立的な立場で職務を遂行する義務に違反するものであると私は確信をしているところでもあります。

野田弁護士は、先ほど紹介をあったように、平成二十三年当時、一市三町の首長が全員、絶対反対であり、かつ各議会も全会一致で反対決議をしていることから、市役所や町役場が反対署名の活動を主宰するなど反対署名活動に積極的に関与しても何ら問題はないという回答をしておりますが、私はこの回答には同意しかねております。

理由としては、地方公務員法第三十六条の規定においては、地方公共団体の長が賛成し、かつ議会が全会一致で賛成した場合には政治的に中立な立場で職務を遂行する義務はないと解釈できる条文はどこにもありません。また、総務省の通知文書を見ても、次のような場合には政治的に中立でなくともよいと解釈した通知文書もありません。公務員たる者は、いかなる政治体制下においても、たとえ全市民の同意があったとしても、政治的に中立的な立場を維持する、厳守することが求められておるわけです。このような観点から、野田弁護士の平成二十三年七月のFCLP設置反対署名活動と市職員の間接との関係については同意しかねるところであります。

今回の対策協議会だよりに関する野田弁護士の回答は、馬毛島移

設問題対策協議会は単なる連絡調整機関であり、政治団体とは言えないことから、対策協議会だよりには政治的目的を有するようなことはあり得ない、このような回答です。自己矛盾です。私は、このような観点から、本案件について、再度、早急に野田弁護士に法律相談をして、懲戒処分事由に該当するの可否か、これを結論を得ることを再度、強く要望しておきます。

次に、馬毛島に自衛隊施設のみを整備する場合について質問をいたします。

平成二十三年六月に日米安全保障協議委員会（ツー・プラス・ツー）に明記された馬毛島関連の文書を白紙撤回を要求する場合、単に白紙撤回の要求のみでは防衛省には一〇〇%受け入れられないものと考えております。そこで、六月の議会でも提案をしましたがけれども、交渉の常道であるギブ・アンド・テイクの観点から、馬毛島関連の文書をツー・プラス・ツーから白紙撤回するのであれば、馬毛島に自衛隊の施設を整備することには反対はしないという考え方で防衛省との交渉に臨んでもらいたいと思っております、さきの六月の議会でも長野市長に質問をしたところでもあります。

長野市長については、これについては、もしツー・プラス・ツーの文書でFCLPが撤回をされるとういことであればという条件つきで、自衛隊についても前向きに検討もしたいという回答でありました。

馬毛島に自衛隊の施設を設置する防衛省の計画の目的は三つあり

ます。一つ目は、離島侵攻対処訓練を行うことのできる演習場、訓練場を整備すること、二つ目は、南西諸島防衛作戦への対応の拠点とするための施設を整備すること、三つ目は、南西地域における大規模災害への対応の拠点とするための施設を整備すること、この三つであります。そのために、防衛省としては、二千四百メートル級の滑走路、大型の補給艦等が接岸できる港湾設備、支援物資や装備品等を集積・保管する倉庫などを整備をするという説明を受けておるところであります。

馬毛島にこのような自衛隊の施設を整備する際に、西之表市はもちろんのこと、熊毛地域にとって本当に意義のある自衛隊施設を整備するよう要望してもらいたいことが幾つかあります。

その一つ目は、現在、防衛省としては、馬毛島に整備する自衛隊基地にヘリコプターを配置する計画はありません。そこで、夜間においてもヘリによる緊急患者空輸ができるように、空自又は海上自衛隊の救難ヘリコプターを配置してもらおうという要望であります。

二つ目は、現在、陸上自衛隊の実動部隊を配置する計画はありません。そこで、熊毛地区で災害が発生したときに迅速に災害派遣が実施できる陸上自衛隊の実動部隊、普通科部隊又は施設科部隊、これを配置してもらおう要望であります。

三点目は、種子島新空港が視界不良で着陸できない場合でも馬毛島は視界良好なことが多々ありますので、種子島新空港が視界不良で着陸できない場合には、馬毛島の自衛隊滑走路に臨時着陸させて

もらおうよう要望してもらいたいと思います。

四点目は、馬毛シカの保護であります。固有種である馬毛シカを保護する公園の整備をぜひお願いをしてもらいたいと思います。奈良公園のシカにつきましては、観光資源として大変大きな意義を持つております。人懐こいシカ、シカと触れ合える公園、奈良公園のシカ、そして馬毛島の馬毛シカ、これが日本で肩を並べるような、ひとつ、立派な公園をつくっていただければ大変幸いであるというふうに思っているところであります。

そのほかにも、年一回の航空ショーによる観光客の誘致、夏休み等における青少年キャンプ教室の開催などもぜひ要望してもらい、熊毛地域の活性化に役立ててもらいたいと思っておりますが、市長の見解をお伺いをいたします。

○議長（永田 章君） 中原勇議員、これ、以前、全協の中でもお話をしましたとおり、あくまでも政策的な問題であると判断をいたします。市長が答弁をできれば一番いいかと思えますけれども、この問題については副市長判断では若干難しいと私は判断をいたしますけれども、いかがいたしましたでしょうか。

○九番（中原 勇君） もし副市長のほうが市長からこれこれというようなあれがあれば、答弁をしていただきたいと思います。

○議長（永田 章君） 副市長、できる範囲内で、答弁できる範囲内で、それではお願いをいたします。

「副市長 坂元茂昭君」

○副市長（坂元茂昭君） 市長の見解について回答をいたしたいと思えます。

この要求項目につきましては、現時点であくまでも仮定の話でありまして、私の見解がひとり歩きするのはやはり好ましくないと考えてございます。つまり、その段階に至っていないということとで回答ができないということでございます。

以上です。

○九番（中原 勇君） この馬毛島問題、FCLPの移設に反対するグループの中にも、自衛隊にはぜひ来てもらいたい、自衛隊だったらいいんじゃないのと言う方もたくさんおられます。私もそのような話をあちこちで聞きます。したがって、自衛隊にもし来てもらえるのであればという前提つきでありますけども、ひとつ、この熊毛地区のためになるような、西之表市の活性化につながるような、ひとつ、要望も決して忘れることのないようにしていただきたいと、こういうことをお願いをして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で中原勇君の質問は終了いたしました。ここでしばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、丸田健次君の発言を許可いたします。

「一五番 丸田健次君登壇」

○一五番（丸田健次君） 実りの季節が参りました。種子島の重要な産業である農業、その農業の土台となる農地、昨今、仕事柄、非常に耕作放棄地が目についております。平成二十六年の九月議会においてこの問題について触れました。その中で、人・農地プラン、農地中間管理事業が、これがスタートするんだというような答弁をいただきました。その後のこの事業の経過等を質問したいと思っております。

まず、人・農地プランの概要について説明をいただきます。

以下は質問者席にて行います。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 人・農地プランについて御説明いたします。

このプランは、農業者の高齢化や後継者不足などが危惧される中で、集落、地域における人と農地の問題を解決するための未来の設計図と言われておりまして、集落、地域内での徹底的な話し合いを通じて中心となる経営体を決めて、その経営体に農地を集積する方策や、地域農業の将来のあり方などを定めるものであります。

また、プランを策定することで、中心となる経営体と位置づけられました農業者等は青年就農給付金や経営体育成支援事業の助成対



象者となることから、本市においても、現在、二十八の集落、地域で人・農地プランを策定しているところがございます。補助金目的のプランになりがちではございますけれども、内容については随時、見直すことができることになっておりますので、地域内に変化があった場合の対応については、その都度、見直しも可能でございます。以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 現在進行形の事業なんだと思います。その中で、今、説明がございました、大体、今後、地域の中心となり得る経営体はないのか、そういうのを探っていくんだということ、一つはそういうことだと思いますが、これに関しては、どういうふうな方向性が現時点では出てますか。

○農林水産課長（園田博己君） この中心となる経営体につきましては、先ほども申し上げましたように、集落等の内において、今後、その集落の農地を担っていただく方々を、集落の話し合いによって選定をされた方々でございます。その方々につきましては、各種補助事業の対象者となり得るといふ中身でございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） これがそのまま農地中間管理機構の活用法というところに行くんだと思うんですが、この農地管理機構についてですが、この農地管理機構についても、すいませんが、詳細について説明をいただけますか。

○農林水産課長（園田博己君） まず、農地中間管理事業の仕組み

につきまして御説明いたします。

国においては、先ほど御説明しました人・農地プランの制度化の中で、信頼できる農地の中間的な受け皿があれば人・農地の問題の解決を進めやすくなるとの現場意見を踏まえまして整備することにしたのが農地中間管理事業であります。農地中間管理機構が農地の所有者、いわゆる出し手から農地を借受けまして、農地を借受けを希望する認定農業者など地域の農業の担い手、いわゆる受け手を公募、公表しまして、応募者の中から適切な相手方を選定した上で、担い手がまとまりある形で農地をできるように配慮して貸付けすることで農地の集積・集約、また農業経営の規模拡大、新規参入等による農用地の効率的利用を促進しまして、農業の生産性の向上を図る事業でございます。

農地の出し手と受け手の間に営利を目的としない公的機関が介在するので、安心して農地の貸し借りが行えることや、要件を満たしますと、機構に対してまとまった農地を貸し付けた地域、また農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約に協力する出し手に対しては機構集積協力が交付されること、また、受け手としましては、基盤整備された農地がまとまって借り受けられ、作業効率の向上というメリットがあります。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） この農地管理機構についてですが、国が立ち上げて、県に、何ですか、母体があるような感じに受け取るん

ですが、この国と県と本市、自治体との関係、関連性ちゅう関係は  
どういふふうなものになるんですか。

○農林水産課長（園田博己君） 農地管理機構について御説明を申  
上げます。

この管理機構につきましては、平成二十五年の法律によりまして、  
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づきまして、平成二十六  
年度に、公益財団法人鹿児島県地域農業振興公社が指定を受けまし  
て設立しております。

この農地中間管理機構の役割は、先ほども申しましたように、個  
人が所有する農地等を借り受ける、また新たな受け手が見つかるま  
で農地を維持管理し、必要に応じて簡易的な基盤整備を実施するこ  
とができる、また中心となる経営体、農地プランでも触れましたけ  
ども、中心となる経営体などへ貸出しをする、また農地を貸し出し  
た中心となる経営体等から賃料を受け取りまして農地所有者に支払  
う仲介役となるなどが挙げられております。また、農地を貸し出す  
際は、公募を義務づけられております。

また、市としてのかかわりではございますが、市としましては、  
この農用地利用配分計画につきまして、現場の実態を踏まえまして、  
現場で十分機能することが求められるというところでございますの  
で、農地の所在、所有者などの情報を的確に把握しております農業  
委員会の協力を得ながら、また、人・農地プランの策定主体であり  
ます市としまして、担い手の意見の聞き取りをしながらこの農用

地利用配分計画につきまして作成を機構のほうから要請を受けてい  
るといふ状況でございます。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 募集地区、いわゆる貸出しの農地の現在  
の状況について御説明をお願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 募集区域の状況について御説明い  
たします。

現在、農地中間管理機構では本市全校区において貸出農地を募集  
しております、対象農地は農業振興区域内に限定されております  
が、市内のほとんどが対象になるかと思っております。また、相続  
未登録の農地については、法定相続人の持ち分の過半の同意が必要  
となります。

以上で説明を終わります。

○一五番（丸田健次君） 続いてですね、農用地等借受申込状況で  
すか、についてなんですが、これについてのことなんですが、現在  
ですね、ホームページ上に、手で数えたもんで多少数字が違うかも  
しれませんけども、大体、今、二百五十ちよつと登録されてるよう  
に思われます。同じ名前も幾つかあるんでこのカウントの仕方とい  
いのかわからないんですけども、この今、いわゆる農地のですね、  
借受けですか、この現在での状況、どんなふうな流れでいっており  
ますか。

○農林水産課長（園田博己君） 農用地等の借受申込状況について

御説明いたします。

現在、議員のおっしゃるとおりでございます。大体二百五十六経営体、三百四十・七ヘクタールを申し込んでいる状況でございます。

また、年度別の実績につきましては、平成二十六年度が二十七・二ヘクタールでございます。借受者が二十経営体。うち地域集積協力が二十・四ヘクタールの四百八万二千元、経営転換協力が二・六ヘクタール、百三十万円、耕作者集積協力が七・二ヘクタールの百四十四万八千元となっております。

また、平成二十七年度につきましては、面積全体で百四十三・五ヘクタール、借受者、九十三経営体でございます。また、地域集積協力がつきましては、百八・六ヘクタールの三千四十万円、経営転換協力が、十二・二ヘクタール、一千二百五十万円、耕作者集積協力が三十一・五ヘクタール、六百二十九万六千円の実績であります。

なお、平成二十八年度につきましては、五十六ヘクタールを目標に、浜脇地区、古田地区、安城地区、武部地区、また大平地区を推進地区として位置づけまして、関係機関連携して事業推進に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 二年間、たしか平成二十六年からスタートして、ほぼ二年の状況で、私が思っていたよりも大きな実績が上

がっているんだというふうな今思ったところではありますが、いわゆる耕作放棄地の農地の集積状況についてなんですが、平成二十六年度の報告です。約千五十五ヘクタールが耕作放棄地というふうな考えられるというふうな、そのような答弁をいただいておりますが、現在はこの耕作放棄地の状況がどのように変化してきているのか、説明をお願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 耕作放棄地の状況につきまして御説明いたします。

耕作放棄地の状況といたしましては、本市における耕作放棄地の面積は毎年、農業委員会が調査を実施しております。平成二十七年において約三十三ヘクタールです。本市の耕地面積の一・〇四％となっております。ほぼ横ばいの状況で推移しております。

農業委員会においては、農地利用状況調査を実施しており、耕作放棄地を再生可能な農地と非農地に判断しているところでありまして、非農地は所有者に地目変更を依頼しまして、また、再生可能な農地は農地中間管理事業との連携により耕作者を探し、貸し出すことで耕作放棄地の解消に努めております。また、あわせて、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用しまして、耕作放棄地の再生にも努めているという状況でございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） 今御説明をいただきましたその放棄地のですね、再生というのは、例えば、放棄地の状況もいろいろあるん

だと思っんですよ。二、三年遊ばせてあるとか、あるいはもう十数年単位で遊ばせてあるとか、その放棄地の状況も多々あるんだと思います。それが、先ほど説明があつたように、区分けをして、再生可能か不能かを見分けていく、それなりの処理をするということなんです。基本、放棄地となっている部分の、再生可能だなどというふうに判断した場合ですね、これはどういう事業でといいますか、持ち主が自分で再生させるというのか、その機構を使って予算がおりてきて、ある一定程度の支援がしていただけるのか、そこらあたりをもう少し詳しく説明ください。

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金については御説明いたしますが、これにつきましては、農業委員会のほうで耕作放棄地と判断された中で、再生可能な農地につきまして、一応、その農地を借り受けた方が耕作再生をしようとする場合に、十アールあたり五万円円の交付金が交付されまして、それを活用して再生する事業でございます。

また、農地中間管理機構におきましては、再生可能とあれば、耕作放棄地が、すいません、機構がですね、その再生作業を行います。その費用については、その費用を今度貸し付ける地料に、五年なら五年で五分割にして、地料に上乗せをして、その再生した作業代金を上乗せをして借りてから徴収をする形になるかと思っております。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） すいません、今の説明です。最後の、一番最後の部分がちょっとよく理解できなかったんですけども、要は、すいません、そのところをもう一回いいですか。申しわけありません。

○農林水産課長（園田博己君） すいません、私の説明不足で申しわけなかつたです。

まず、機構が耕作放棄地をまず借り受けた場合の話なんですけれども、そうなつた場合に、再生作業、簡易的な、先ほど言いましたが、簡易的なほ場整備、基盤整備を行うわけですが、それに仮に十万円かかつたとします。そしたら、その十万円かかつた農地を、そして私に貸し付ける場合、五年間の契約をした場合に、十万円割る五の二万円、プラス賃料を足した金額で賃借料をいただくというシステムになつてくるちゆうところ。です。

○一五番（丸田健次君） ごめんなさい、ちゃんと聞いてなくて大変失礼いたしました。

今後、こういう再生されていかれるであろう農地というのはどの程度予測してますか。

○農林水産課長（園田博己君） 実績は、細かな数字は今日ちょっと持ってきてなかつたんですけども、再生交付金、緊急対策の交付金を活用したのが大体五ヘクタール程度ございます。しかし、求める農家から言わせると、耕作放棄地になり得る農地というのはや

つぱり十アール未満とか、それとか、離れているとか、集落から離れている、団地から離れたところにあつてなかなか使い勝手が悪いという状況でございますので、そこがまとまった形で耕作放棄地があれば、その分、利用価値もあるうかと思いますが、現状で言いますとなかなか、農地自体が狭うございまして、利用される農家の方々が少ないというのが現実的にはございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） ちよつと通告外になる可能性があるんですが、今ですね、平成二十六年年度の市長の答弁の中にですね、大規模農家のほうにこれを渡していくということが必要ですと。そして、これも売り買いもあるでしょうし、貸し借りもあるのかなというふうな表現をされてるんですが、この大規模農家のほうに渡していくという方向性は、これで間違いないんですか。

○農林水産課長（園田博己君） 人・農地プラン、農地中間管理事業も同様なんですけども、大規模農家というよりは、先ほども言いますように、人・農地プランにうたわれています中心となる経営体を想定しております。その中心となる経営体は、またいろいろと経営方針ございますので、規模拡大をされる方は大規模農家になるのか、それとも法人化を示しているのも大規模に捉えるのか、そういう表現の差じやなかるうかと思つています。

なお、中心となる経営体には、先ほども詳しく説明しませんが、地域の中で中心となる経営体という中の想定されるのがです

ね、新規就農者、それから認定農業者、それと、地域の中で中心となり得ると、経営体となり得ると指名をされた方々、この三個になるうかと思つています。

○一五番（丸田健次君） 皆さんも御存じだと思うんですけども、安城のほうにですね、子供さんを、幼い子供さんを四人ほど連れて、どこか、北陸ですか、えらい遠くからこちらに、安納いもの生産農家を目指してですね、こちらに移住してきておられる方がいらつしやるんですね。そういう方々のことを思うと、やはりこういう、畑を手に入れていくというのは、いわゆる農業で飯を食えるようになるまでは相当の時間がかかるんだろうな、もう相当の本当に苦労が必要なかなと思うんです。

でも、そういう方々にはぜひ成功してほしいなという思いがございまして、いわゆるこのあいた畑をですね、そういうふうに来られた方に貸し与えるという方向性がとれたらいいなというふうに思つておりました、この質問の趣旨はそういうとこだったんですが、今後ですね、この安納いものほうは非常に、ただ生産額とかそういうものだけではなくて、これに夢を持って実際、この種子島に来ておられる方もいるんだと。だから、安納いものほうはただただ農業の産物、そういうものだけではないんだらうなというふうに思つていまして、今後ですね、そういう方々に手厚い保護といひましようか、援助といひましかね、そういうものをさせていただければなというふう思うところであります。

この質問、これに関しては質問を終わります。

次に行きます。次は市民会館の利用状況についてなんですが、リニューアルされて一年が過ぎようとしています。この中でもですね、ホールの利用状況について、その前にですね、リニューアル後の、オープン後ですね、利用状況について聞かせてください。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

リニューアルオープン後、平成二十八年一月からの利用状況につきまして、八月末現在では、会議室等利用で六百十八件、九千六百五十八人、ホール利用二百十四件、一万五千八百三十三人であり、合計で八百三十二件、二万五千四百九十一人です。月平均百四件、三千百八十六人です。

平成二十六年と比較してみますと、平成二十六年で利用件数で千二百五十三件、うちホール三百三十五件、利用者数三万九百五十九人です。うち一万七千六百二十六人で、月の平均で百四件で二千五百八十人であり、月平均の比較ではありますが、リニューアル後の利用者数は増えている状況でございます。

利用団体では、市役所の関係の会議を除いては、文化協会加盟団体の利用が多い状況でございます。

以上でございます。

○一五番（丸田健次君） リニューアル後ですね、特に足が悪くなかなか上まで上がれないんだという方々が非常に使いやすくなっ

たというふうな話をよくしてください。

あとこの、ホールの利用状況についてなんですが、これに特化して、もう一度、説明いただけますか。

○社会教育課長（松下成悟君） ホールの利用状況につきましては、

リニューアル後、八月末現在で二百十四件、一万五千八百三十三人です。内容といたしましては、これまでの成人式、市民文化祭、市民フェア、ふるさと「少年の主張」など各種発表会等、人形劇団ひとみ座による「美女と野獣」、最近では鉄砲まつり前日に行われました岐阜県関市・関音楽劇の会、創作音楽劇「海波の音」の公演、また、長年の懸案事項でありました映画上映をリニューアルオープンの際に南種子町出身の坂口監督の作品「抱擁」を、夏休み期間中には親子向けのアニメ映画を上映し、昼、夜合わせて五百六十一人の方が観覧し、好評でありました。また、十月には舞踊集団菊の会の「日本のおどり」の公演も予定しております。

今後も文化、芸術、学習の場として市民が利用しやすい環境を常に考えていくよう努めたいと思っております。

以上です。

○一五番（丸田健次君） ちょうど映画、八月の二十九日に実施された映画なんですけど、「あなたをずっとあいしてる」というアニメだったんですが、私も最後まで見ることはできなかったんですけど、開演間際の様子を見せていただきました。ほぼ満員の状態でですね、島民がこういうものですね、非常に飢えている状態なんだろうな

と思います。

ですから、ぜひ今後を期待していきたいんですけども、ただ、気になったのが、この放映の機器ですね、プロジェクターっていうんですかね、デジタルプロジェクター、これ、備品として今度新しく入れたようなんですが、これには、これに対応できる映画とそうでないものがあって、ちよつと、機器がもうちよつとレベルを上げないと放映できない映画があるというふうに聞きました。そこらあたりの事情をちよつとお聞かせいただきたいと思いません。

○社会教育課長（松下成悟君） 議員のおっしゃるとおり、今回購入いたしましたデジタルプロジェクターにつきましては、金額といましては百万円ちよつとでいたしました。これはDVD化されたものを上映するというものでございます。

鹿児島市内の映画館で上映されている映画というのはデジタル上映ということで、このデジタル上映を撮影するには、機材の見積もりをとったときに一千二百万円ぐらいかかりました。それで、それと、フィルムの使用の著作権が非常に高いということで、フィルムを一週間、大体、著作権がかかりますので、四百万円から五百万円かかるということでございましたので、リニューアルということでございましたが、ちよつと金額が高いということで、今回はその部分については断念をして、現在あるデジタルプロジェクターを購入いたしております。

以上です。

○一五番（丸田健次君） そこをできれば断念してほしくなかったなという思いがございます。まあそれはそれで、つくるときの状況が、いろいろと予算的なこともあったんですけども、やはり島には映画館がありませんので、これを、今回のこの映画に關してもですね、あれだけの人が集まってくださる、本市だけではなく、市外の方も来られてる、そういう状況からしてですね、やはりこういうものは今後もしっかり、もうちよつと増やしていただいて、質も上げていただいて、どんどん上映ができればいいなというふうに思うんですが、もしこれをですね、今のデジタルプロジェクターですか、これをもうちよつと質の高いものに変えようとしたらどのぐらいの予算が必要になりますか。

○社会教育課長（松下成悟君） その見積もりをとるという部分がちよつとまだわかりませんが、多分、それ、一千二百万円ぐらいもしかかるんではないかな、それかまた、大型のレンズを取りつけてまだ撮影ができるのかなという部分で、そこはまたちよつとまた調べてはみたいと思っております。

○一五番（丸田健次君） 文化的な活動の中ですね、こういうのが本市に關しては今までなかったわけで、ぜひですね、これをもう少し充実したものにですね、していただければなというふうに思うところがあります。よろしく願っています。

では、引き続き、次の質問に移らせていただきます。

市債についてでございます。いわゆる、本年度もそうですけども、

今年度の予算の中でも、当初で公債費が十一億円ほど組まれております。非常な大きな負担だと思っております。

そこで、本市ですね、公債費及び市債の残高について、御説明をいただければというふうに思います。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

類似団体との比較ということでございましたので、総務省が公表しております数値が現在、平成二十六年年度の決算というふうになつてございますので御了承いただきたいというふうに思います。

本市については、この分類でいくと都市類型Ⅰ型というふうな形になりました、全国の市町村を行政の形態ごとに分けておりまして、人口の規模であるとか、産業への就業率とかによつて分かれているわけですが、都市類型Ⅰ型ということになっております。類似団体の住民基本台帳人口が三万三千五百六十二人というふうになつておりまして、単純に比較はできない部分もございますので、類似団体の公債費及び市債を住民基本台帳で除したもので比較をさせていただきますというふうに思います。

類似団体の公債費ですけども、人口一人当たり六万七千七百八十二円というふうになっておりまして、本市の場合、人口一人当たり六万六千九百円ですので、八百八十二円ほど低いということ、率ではマイナスの一・三%というふうになっております。

また、類似団体の市債残高ですけども、人口一人当たり五十八万

一千七百四十八円、本市の場合が人口一人当たり六十万一千七百二十五円となっておりますので、一万九千九百七十七円高く、プラスの三・四%というふうになっております。

以上から、公債費では類似団体よりも若干低い数値ではございますけれども、市債残高では類似団体より幾らか高い数値というふうになっているところであります。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 私、通告をする段階で類似団体との比較というふうに書きました。でも、本市の財政規模から言つてこの市債残高はどのぐらいまで圧縮できるのが、それが必要なのか、その目標値的なものがあれば御説明をお願いいたします。

○行政経営課長（神村弘二君） 市債残高をどの程度まで圧縮する必要がありますかという点でございます。お答えをしたいと思います。

平成二十七年度の市債残高が百七億九千二百万円でございます。平成二十八年度末の残高を百五億円というふうに見込んでございます。残高とすれば少なければ少ないほどいいという形にはなるわけでございますが、当面といたしまして、当初、市債がやっぱりかなり厳しいという中で、減らしていく目標として当初持っていたのは百億円という数値がございますので、当面はそこを切るということを目指したいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 市債にしてもですね、いろんなタイプが



あって、いろんな色を持っているんですけども、百億円を切るという今、答弁がございました。百億円を切る直前まで来ていたんですよ。そして、まあ私を知る限りなんですけども、この市債については平成十四年度が一番大きかったと思います。このとき百七十六億円ぐらいあって、現在が、ここ二、三年の大規模な公共事業によってですね、若干膨れぎみではあるんですけども、順調に残高が下がってきていると思われまます。

そして、その反対の基金ですね、これも過去、平成十三年ごろに關しては四億円に満たない時期もありました。それが現在ではですね、十八億円近く、まあ二十億円を超える、超えなかったり、そういうところに来てるんですけども、本当にこれまでそういう最悪な状況からですね、本当に血のにじむ思いでここまで持ってきたんだろうなというのは、財政に疎い私でもそれは思います。

しかし、百億円を切る、その目標、まあ当面の目標ではありませんでしょうけども、やはり市債の残高というのは非常に、本市にとって非常に負担になっているのは事実でしょうから、今後ですね、どういう市債圧縮のために努力をさらに続けていかれるのかどうか、そこらあたりについてお願いいたします。

○行政経営課長（神村弘二君） 答えをいたします。

今、議員に御指摘をいただいたとおりでございまして、平成十六年、十七年、長野市政が始まった当初というのは非常に、非常に厳しい状況でした。公債費でも年間二十億円ぐらいを返さなきゃいけ

ないというような状況がありましたし、市債の残高もその当時は百六十六億円ぐらいあったというふうになってございます。

それが今、平成二十八年度では、公債費で支払われているお金が十一億、大体、五百万円ぐらいで、市債の残高が百五億円というところでございますから、公債費の部分だけでも大体八億九千七百万円ぐらい減っている、その分、事業として使えるお金になってきているというような状況です。また、残高にしても、五十二億七千七百万円ぐらい減っておりますので、当時の六六%ぐらいの状況になってきていると。基金についても、平成十七年度で五千六百万円ほどしかなかった基金が全体では今、二十五億円ぐらいの基金を積んでいるというような状況で、非常に改善に向けて進みつつあるというふうに思っております。

ただ、議員が今言われておりましたように、去年の段階、おととしか、おととしの段階で実際、百億円を切ったんですけども、今年また百五億円ですか、それぐらいになってきているって。やっぱ、今までの大型の事業がございまして、その起債償還というのが始まってきているという部分がございます。それが今の段階でいくと平成三十一年、大体十一億円、十二億円のちよっと下回るぐらいが最高水準でいくんだろうというふうな今、見込みはかけてございますが、その後また起債とかが起これば当然また増えていくんですけども。

今後の方法としてですけども、事業を計画的に推進していく手法

として、毎年、長期振興計画の実施計画の運用基準というのを定めてございます。その中で事業規模基準というのも定めてございまして、十億円程度の事業については別途指定をして対象外というふうにするわけですが、通常の普通建設事業については、単年度事業費を七億円程度、それから年間起債額を三億円程度とすることを目標に運用をしております。

あわせて、年間の償還元金、大体、おもむね大体十億円から十一億円なんですが、これを上回る起債は起こさないということを基準に運用しているところでございます。

以上です。

○一五番（丸田健次君） 非常に御苦労されてることは重々わかっております。しかし、今後ですね、国の動向もいろいろあつて、気になる分はありますでしょうけども、何とかしてここをクリアしないことには、このまちの事業をですね、充実、なかなか充実させられていかないんだと思うんです。やっぱこの起債を、起債をできるだけ抑えて市債の残高を減らしていく、この努力をですね、どうか今後とも全力を尽くしていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

すいません、長い、時間を少し多く残してしまいました、申しわけありません、これで終わります。

○議長（永田 章君） 以上で丸田健次君の質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十三時四十五分ごろより再開いたします。

午後一時三十四分休憩

午後一時四十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

〔二番 鮫島市憲君登壇〕

○二番（鮫島市憲君） 一般質問の前に、北海道、岩手県が甚大な被害を受けた台風十号に続き、九月二十日に南大隅町付近に上陸した台風十六号による鹿児島県内の被害は、新聞等の報道では、大隅半島や南薩地方を中心に、少なくとも住家の全半壊が九十五棟、床上・床下浸水が四百五十四棟、一方、垂水市の土砂崩れなどで海に押し流された木は鹿児島湾を漂流し、鹿児島市と垂水市を結ぶ鴨池・垂水フェリーの垂水港は大量の立木に埋め尽くされ、接岸できず欠航が続くなど、ライフラインの混乱も、千七百世帯が断水、及び垂水市の中心部の約四千四百世帯で計画断水、一方、県内一万三千世帯で停電が続き、電話も一千五百回線が不通となるなど、秋台風の被害の大きさを改めて痛感するところでした。今後とも同規模の台風発生も予想されるとの情報も出ております。恒常的な防災体制の整備に努めたいものであります。被災地並びに被災者の皆様への

お見舞いと早い復旧を祈願するものであります。

それでは、通告書に基づき、一般質問を行います。

農業・農村を発展、維持していくための環境の条件は依然として厳しい状況にあります。現在推進されている農村並びに農地のそれぞれの機能を最大限に生かすために、農業・農村の多面的機能及び農地中間管理事業の推進体制の整備に取り組んでいるところであります。

この事業は、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大などに対応するためには構造改革の加速化が必要であることから、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、農業・農村の有する貴重な資源の多面的機能の維持、発揮を図るための地域政策を車の両輪として推進するとともに、若者たちが希望を持てる強い農林水産業と並行して、美しく活力ある農山漁村の実現を目指し、強力に進めることとして、平成二十五年十二月、農林水産省が農林水産業・地域の活力創造プランが策定されたとの説明を受けております。

まず、多面的支払共同活動の実施に至っていない農村集落の問題点とその対応についてであります。

この事業は、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適正な保全管理を推進することを目的として取り組んでいるもので、平成二十八年度当初予算では、多面的機能を支える共同活動を支援する農地維持支払交付金に三十七組織、地域資源の資質向上を図る共同活動と農村環境保全活動を支援する資源向上支払交付金に三十五

組織、また施設の長寿命化のための活動に三組織で活動が展開されております。そこで、実施状況及び事業推進の課題、また問題点についてお尋ねいたします。

以下の質問は質問者席から行います。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 実施状況及び事業推進の課題について御説明いたします。

平成二十七年度は三十三の組織が活動していましたが、平成二十八年度は二組織増えまして、現在、三十五組織が活動しております。旧農地・水・環境保全向上対策の開始以降のたび重なる制度改革になった点、また、事業内容の複雑さ及び報告事務等の煩雑さや組織の代表者、リーダーの不在が影響しまして、高齢化、担い手不足が進む集落等にとっては取り組みたくても取り組みにくいという声が多いことから、市といたしましても、取組面積の小さな集落等につきましても、広域活動組織化や事後手続の外部委託の取組みへの支援を実施しまして、未実施地区の取組みを促進したいと考えております。

以上でございます。

○二番（鮫島市憲君） ただいまの所管課の説明では、広域協定等の組織化も検討しているということですが、ちなみに、いちき串木野市を参考にとつて御紹介してみたいと思いますが、いちき串木野市は市を一括して事務局を市役所に置いた広域協定組織によ

る運営がなされております。運営委員会の事務費としては、各組織から交付額に対して維持共同活動の場合は一〇%を、長寿命化の場合は五%を徴収して、会計等の事務処理を一括して行っているということがあります。また、年四回、この組織の運営委員会を開催して各地の活動の報告や連絡等を行い、活動組織の連携を図っておるということの紹介がございました。

しかし、活動を積極的に行うことで書記、会計への負担が大きくなって担い手が不足し、活動の継続は難しくなることが懸念されているということ、それから、共同で処理をすることから、活動実績の報告並びに現金受領のたびに事務局に足を運ばせねばならない、これらを解消することが急務であるという課題も紹介がございました。

そういうことから、特に榕城校区にあってまだ未実施の岳之田、城、中西等、既に西京畑総事業で、県の西京畑総事業では場整備をした地区であってもまだこれを適用されていない集落がございます。これについて、もう一つ課長の答弁を、これをどのように進めていくか、答弁をひとつお願いしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） いまだに実施に至っていない農村集落の問題点、その対応について御説明いたします。

多面的機能支払交付金につきましては、対象農地である農振農用地の面積から算定されますが、中西、城地区は都市計画区域内のため、集落内に対象農地の設定ができないことと、中西、城集落民の

農地は他の地区に点在をしていることから、校区等に近い広域の活動組織が求められるという状況でございます。

また、岳之田地区につきましては、先ほどの答弁でもありますが、対象農用地がありますが、組織の代表者、リーダーがなかなか上げられないという状況でございます。いずれにしても、組織をまとめ上げる人材、若い後継者とリーダーの育成確保が急がれているという状況です。そのリーダーの育成・確保、その支援については、関係機関と検討して早急に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○二番（鮫島市憲君） 実はこの三十五組織の、今、実施をされている地域の方々のお話を伺うときにですね、非常に農村部にはやはり、お話ししましたように、高齢化が進んでいると。それゆえに、若者に係る負担が大き過ぎる。ましてや事業収入というのがこれと比べて大きなものがない上に、やはり地域の会費等、そういうもので賄われた農道、農地の草払い等が行われると。この事業によって大きく貢献していただいていると、非常にすばらしい事業であるというふうに変喜ばれております。今後とも、そのように未実施の地区にあっては、それをどのように解消していくべきか、その辺ももう少し積極的に取り組んでですね、ぜひこの事業の恩恵を農家に提供していただきたいと、このように思っていますのであります。

それでは、次に移ります。次に、農地中間管理事業の進捗状況に

ついでお尋ねします。

この問題には、さきの同僚議員からの質問でほとんど私の質問することも課長のほうから御回答がありました。そこで、確認の意味です。ちよつとお尋ねしたいと思ひます。この事業については、平成二十六年から始まった農地中間管理事業の実績であります。

鹿児島県の貸付実績は、資料等によりますと、平成二十六年は百四十八ヘクタールあつたと。これが平成二十七年は借り受けた面積が二千七百六十七ヘクタールで、うち貸付けを行ったのが二千七百六十一ヘクタールあるということで、一年間の中でも非常に伸びが大きくなっております。

こういうところから、もう一度お尋ねするわけですが、本市の事業の進捗ということで、平成二十六年は二十七・二ヘクタールという説明がありました。平成二十七年、二十八年の動き、あわせて、この事業そのものを推進していくための体制づくり、今後、集落の担い手、集落の農地の担い手を探して進めていくんだというお話もありましたが、目標をどのぐらいの面積に置いているのか、目標ですね、その辺についてお答えいただきたいと思ひます。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほどの御説明と同様になるかと思ひますが、年度別実績につきまして再度申し上げます。

面積ではございますが、平成二十六年、面積が二十七・二ヘクタール、借受者が二十経営体でございます。平成二十七年、面積が百四十三・五ヘクタール、借受者が九十三経営体ということで、

この大幅な増につきましては、地域で、地域集積協力金に対応するというところで集落で三集落が取り組んだということでこういう面積増につながっているんじゃないかと思ひます。

平成二十八年度におきましては、五十六ヘクタールを目標に、浜脇地区、古田地区、安城、武部、大平地区を推進地区として位置づけまして、関係機関と連携して事業推進を取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

○二番（鮫島市憲君） 平成二十八年度、五十六ヘクタールで、多くの集落がその対象となつて、今、申請をして、これは対象となつていくわけですが、平成二十九年、三十年、これは三年間とありますが、この辺の見込みというのはどういったふうにお考えでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 今後の事業展開になるかと思ひますが、その展開について御説明いたします。

この事業推進につきましては、毎年五月に市内各集落で開催します農林水産課主催の農林水産関係事業説明会において、事業の概要と、あと、過去の二年間の各集落、三集落の事例を説明しまして、事業参加の推進を行っております。

その後、事業実施に向けて意欲のある集落、先ほど言いました五集落等を推進地区といたしまして位置づけて、農地中間管理機構の設置しました地域事業推進を含む支援推進チームで詳細な事業説明

を実施、組織化と機構集積協力金に係る支援活動を進めております。

次年度においても同様な事業展開を図ろうかと思っておりますが、特に土地改良事業等実施予定地区が次年度ございますので、そこには農地中間管理事業を活用した、促進するため、土地改良事業部局、いわゆる県や土地改良事業団体連合会等々の連携、それから情報の共有を図りながら事業推進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○二番（鮫島市憲君） 非常に、やはりこの農地というのはですね、もう言葉じゃなくて、確かに高齢者が増えているというのはわかるわけです。しかし、お金をかけてほ場整備等をされた、維持してきて、そういった農地はやはり生きていくわけですね。農地は生きている。そして、農地は人の食料を満たさなければならぬという使命があります。それをこなすのは農業者であります。そして、場合によっては集落ぐるみが必要でありましょうし、また大規模な農家の委託ということもありましょう。そういうことから、やっぱり日本全国的にやはり農地をいかに維持し、守って後世に伝えていくか、そして日本の食料の自給率をいかに維持していくか、そういったところが大きな課題としてバックにあるわけです。

そういうことからして、このような事業については、ひとつ、課長の御答弁にもありましたように、各関係機関等とも連絡を取り合いながらですね、やはり、やはり強力に進めていただきたいなど、こう願うところであります。

次の質問の二に移りますが、最後の質問になります。

平成二十九年年度には滋賀県長浜市と友好盟約締結三十周年を迎えますが、市当局の対応について質問をいたします。来年度の長浜市との三十周年を節目とした今後の交流事業等について、今後どのように取り組まれるのか、現時点での見解をお願いします。

天文十二年、すなわち一五四三年の八月二十五日に、御承知のように、種子島に漂着した南蛮船によってもたらされた鉄砲、これは西之表市の鍛冶によって複製が試作された後に、翌天文十三年には長浜市の国友町に伝えられ、以来、国友は鉄砲の一大製造地として発展してきたわけです。

昭和五十年四月、長浜城の歴史博物館がオープンし、その後、毎年開かれている長浜出世まつりに種子島鉄砲隊が、また毎年八月に西之表で開催される鉄砲まつりに国友鉄砲隊が出演し、それぞれの祭りに花を添えています。この間、両市の市長や市議会議長、市議会議員の相互訪問など、両市の交流が活発に行われています。また、昭和六十二年十月には、国友鉄砲資料館のオープンを機に、両市の友好都市の盟約が締結され、一層活発な交流が行われています。また、平成二十六年六月には、大規模災害時における相互応援協定を締結し、両市の結びつきをより強固なものにしております。ちなみに、今まで進めてきた長浜との交流の一ページをちよつと調べたとこなんです。鉄砲隊の相互交流というのがございます。説明しましたように、長浜の出世まつり、これに火縄銃大会の種子

島鉄砲隊の参加、並びに種子島鉄砲まつりへの国友鉄砲隊の参加と  
いうことがあります。少年スポーツ交流、これには、平成二十三年  
には中学校サッカー大会を開催して、長浜市の中学生も参加し、隔  
年で派遣と受入れを行っているという記録もありました。また、職  
員交流として、平成二十年から二十三年の四年間にわたり、職員を  
相互に交流し、研さんを深めさせていただいたこともあります。

このようなことから、これから先、長浜との交流をどのような形  
に持っていくのか。それで、長浜市は現在、十二万四千人の人口で  
あります。私たち西之表は一万六千人の人口であります。長浜市  
は合併して大きなまちになったわけでございますが、このほかには  
姉妹盟約としてドイツ連邦、イタリア共和国、そういったところの  
あるまちとも姉妹盟約を結んだりして、幅広い国際交流の起源から  
もあの琵琶湖のほつりを潤しているということもよく聞いておりま  
す。

そのようなことから、今までのやはり交流という中にも、もう一  
味加えたことも考えられると思うんですが、その辺のお考えをちょ  
っとお聞かせ、現時点のお考えを聞かせていただきたいなど、この  
ように考えます。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えいたします。

今、長浜市等との友好盟約の歴史、取組みについては議員御案内  
のとおりでございますけれども、本市と長浜市は昭和六十二年十月

に友好都市盟約を締結をし、相互の祭りを初め、少年スポーツ交流  
や職員交流等、さまざまな交流を図ってきたところであり、来年が  
三十周年の節目の年となります。

さて、御質問の本市の対応についてでございますが、現段階では、  
これまでの相互の祭りの交流に加え、物産展や記念植樹等を行う予  
定でございます。今後ますます交流を深め、両市の友好発展につな  
げていきたいと考えております。

ちなみに、本年は大阪府堺市との友好都市盟約締結三十周年であ  
ることから、八月の鉄砲まつりの際に西町まちかどインフォメーシ  
ョンで堺市物産展を、市役所敷地内で記念植樹を行い、また十月に  
は堺市でも記念植樹及び種子島物産展を予定をしているところでご  
ざいます。

以上でございます。

○二番（鮫島市憲君） 来年度の長浜交流の三十周年に関して、長  
浜との盟約締結の三十周年についてお伺いしました。

このようにして、私たちの島ではやはり本土等の情報というのを  
得る機会が少のうございます。そういうことから、やはりこれから  
どんどんと外に出、新しいものを見つけ、それを島に持ち帰り、そ  
こで埋もれているこの種子島の資源というものを再度見直して、掘  
り起こして、これを将来の種子島発展の起爆剤に持っていくという  
には、やはり若者もそうであるし、これから先の児童生徒にもかか  
わることであります。そういった将来を展望した中で、この来年の

この記念すべき事業をやはり展開するとともに、その後の事業というものについて、ビジョンもある程度持つて臨むことも肝要じゃなからうかと、このように考えるところであります。

そういうことからして、ぜひ長浜とのこの三十周年をより実り豊かなものにしていきますよう、当局のお力添えもよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしました。自席のほうに、はい、お願いします。

#### △日程追加

○議長（永田 章君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

健全化判断比率、資金不足比率の報告に係る諸般の報告を日程に追加し、追加日程第二として直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。

#### △諸般の報告

○議長（永田 章君） 追加日程第二、諸般の報告を行います。

ただいま、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項及び第二十二条第一項の規定に基づき、市長から監査委員の意見をつけて健全化判断比率、資金不足比率の報告がありましたので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす二十八日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後二時九分散会



本會議第三号（九月二十八日）

本会議第三号（九月二十八日）（水）

◎出席議員（十五名）

一番 木原幸四君  
二番 鮫島市憲君  
四番 小倉初男君  
五番 下川和博君  
六番 瀬下満義君  
七番 小倉伸一君  
八番 田添辰郎君  
九番 中原勇君  
一〇番 川村孝則君  
一番 榎元一巳君  
二番 長野広美さん  
三番 橋口美幸さん  
四番 渡辺道大君  
五番 丸田健次君  
一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

副市長 坂元茂昭君  
教育長 立石望君  
会計管理者兼  
会計課長 美園博行君  
総務課長兼  
選管書記長 中野哲男君  
行政経営課長 神村弘二君  
市民生活課長 吉田孝一君  
財産監理課長 前田秀夫君  
地域支援課長 大瀬浩一郎君  
税務課長 長吉輝久君  
健康保険課長 戸川信正君  
経済観光課長 松元明和君  
農林水産課長 園田博己君  
建設課長 濱上喜美男君  
水道課長 福山隆一君

◎議会議務局職員出席者

福祉事務所長	小山田 八重子 さん
農委事務局長	日笠山 昭代 さん
監査事務局長	鎌田 員訓 君
教委総務課長兼	中村 章二 君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎 晃洋 君
社会教育課長	松下 成悟 君
局長	濱尾 実君
次長	古市 善哉 君
書記	中島 恵さん
書記	川畑 公和 君

平成二十八年九月二十八日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第 一 一般質問

- |     |       |    |
|-----|-------|----|
| 一〇番 | 川村 孝則 | 議員 |
| 一四番 | 渡辺 道大 | 議員 |
| 一三番 | 橋口 美幸 | 議員 |
| 一二番 | 長野 広美 | 議員 |

△一般質問

○議長（永田 章君） 次は、日程第一、一般質問を行います。

なお、昨日もお願いをいたしました。長野市長が本会議に出会えませんでしたので、一般質問のあり方については、御配慮をお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、川村孝則君の発言を許可いたします。

「一〇番 川村孝則君登壇」

○一〇番（川村孝則君） 皆さん、おはようございます。

通告順序に従い、一般質問をいたします。

先ほど議長のほうからありましたけれども、昨日から一般質問が始まって、市長不在の中での一般質問であります。そういう意味では、突き詰めた議論にはなっておりませんが、私としては、本日の一般質問、ある意味、副市長にも答弁できる範囲で答弁をいただいて、その旨、市長におつなぎをいただければというふうを考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、人口減少対策についてであります。

この問題は、昨年の三月議会でも取り上げさせて、質問をさせていただきました。昭和三十三年十月一日、市政施行された当時の人口が三万三千五百三十六人、六千四百五十四世帯と記録されておりますけれども、今現在の人口は、先日、「市政の窓」九月号を見れば、七月末で一万五千九百二十七人、八千五百五十三世帯となっております。本市で最も人口の多い時期と比較すると、実に半分弱の人口となっております。

そうした現状の中で、前回お話しした民間の日本創生会議が提言した人口流出試算によれば、鹿児島県内の自治体でも将来消滅する自治体も出てくるだろう、この中に、今の状態でいけば種子島一市二町も入ってくるというふうな、そういった提言でありました。

人口減少問題は、本市だけの問題でもないわけですが、鹿児島県内を初め、全国の小規模自治体は、同様の課題を抱え、この問題を少しでも改善するためにさまざまな施策を講じてきているというふうに思います。こうした状況を踏まえ、本市ではどう施策を講じてきているのか、また、今後どうするのかという、こうした議論を昨年の三月議会で市長と行った記憶があります。

そのときの市長の答弁によれば、地方創生によって、地方人口ビジョンを策定する本市の人口の現状を分析し、また、人口に関する認識を住民と共有しながら、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を二〇六〇年度までを基本的な期間として提示するもので、地方版総合戦略を策定する基礎となります、こう答弁をいただきました。

そして、昨年九月議会で、このまち・ひと・しごと創生総合戦略が議案として提示され、可決されたわけでありすけれども、その後、人口ビジョン等を踏まえ、具体的にどのような取組みが今現在なされているのか、新たな施策が検討されているのか、まず、この点について伺いをしたいというふうに思います。

あとは質問者席より行います。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

人口減少問題に国と地方で協力をし合いながら対策を講じていくということが、地方創生だというふうに捉えてございます。

先ほど御案内いただきましたように、国の試算によりますと、本市人口は二〇六〇年には七千六十人というようなショッキングな予想もされているわけですが、御承知のとおり、御案内いただきましたとおりですが、昨年、策定をいたしました西之表市のまち・ひと・しごと総合戦略の中では、同年で一万二千人の高い目標を設定してございます。そして、それを実現していくために、まず、離島である特殊性を考慮するとともに、強みを生かす施策の展開を図っていくということにしているところであります。

具体的には、若者世代の流出防止、流入を目指す高等教育機関を活用した地域活性化のための取組み、あるいは、大学や企業等との連携、または、U・Iターン者の受入れを推進することによる交流人口の増加、資金の内部留保を目指す分散型エネルギーの推進、雇用の創出や一次産業の振興を目指す就農対策等について、国の地方創生の交付金を活用して推進しておりますし、今後もそれを利用して推進をしていきたいというふうに考えてございます。

また、新たな国の離島対策を踏まえまして、航路・航空路の輸送費の軽減の取組みなど、そのときに応じた国の動向も注意をしながら、市の戦略に基づき施策の展開を図ろうというところでございます。

以上です。

〔副市長 坂元茂昭君〕

○副市長（坂元茂昭君） 市長の見解としてお答えを、答弁をさせ

ていただきます。

地方創生のこの総合戦略につきましては、本市だけではなく、全国的に人口減少が避けられない中に、本市においては、平成三十一年度までの期間は、安定した雇用と、そして、人の流れをつくる、結婚、出産、子育ての希望をかなえる魅力ある地域の創出を掲げまして、二〇六〇年度一万二千人の人口を確保するということを目標としております。

地方の自治体としまして人口の減少に対応していこうとするときは、一定減少は避けられないにしても、それを鈍化することで地域の人的資源を確保していくことと、そして、人の減少が地域に住み続けることに障害となる度合いを少しでも少なくするということ、そして、満足度を下げないことが求められているところでございます。

具体的施策につきましては、今ほど課長のほうが答弁をした内容となりますけれども、今後の国の地方創生についての施策や、そして、有人国境離島の施策も活用しながら、効率的で効果的な手法を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〇一〇番（川村孝則君） 今、それぞれ、担当課長、副市長からも答弁をいただきました。今後の進め方といえますか、この問題に対する考え方というのは、おおむね、総合的にはそういった形でされるってというのは、理解をしているところです。

先ほども申し上げましたように、このまち・ひと・しごと総合戦略の中で、私も一読をさせていただきました。その中身を十分踏まえた上で質問したいというふうに思うんですけども、基本目標は四つ、それぞれ選定をして掲げております。そのことについては、そういうふうな、こういう、四つの基本目標がありますけれども、それを踏まえた上で進めていくというふうには、それには異論はないんですが、ただ、二〇六〇年度までが人口のビジョンとして、一万二千人というのが一つの目安に、目標になっているんですけども、じゃあ、少なくともそこに近づけるために、先ほどいろいろとお話しされたことが、実際に実を結ぶような政策というか、施策が実施できるかどうかというのは、今後のことになるんですが、そういう意味で、私が昨年の三月議会でも申し上げたことが、二番目の質問に移りますけれども、大きな一つのポイントにもなってくるのではないかとこのように思っているわけがあります。

昨年の三月議会にも質問しました。市長にもいろいろと答弁をいただきました。そういう中で、私がなぜ今回この点を挙げたのかという点ですね、昨年の九月の総合戦略の中で、この三つのポイントについては、特に集中的に、何かこう施策を、新たにこう、考えていらっしゃるのかどうかというのをですね、再度、再確認したい意味ですね、今回、質問をさせていただくわけでありまして、そういうところで、今現在の現況、どうなのかというのを少しお伺いしたいというふうに思います。

「経済観光課長 松元明和君」

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

まず、雇用創出につきまして御説明申し上げます。

まず、地元の雇用の状況ですが、今年四月の有効求人倍率は〇・六二となっております。これを分野別に見ますと、一般事務員では〇・二一と職が不足しているのに対しまして、逆に介護サービスでは三・二六と雇用する側が人手不足となっております。このように職種ごとに雇用状況が異なっております。現状を踏まえた上で、ハローワークとも連携して、求人情報の提供や人材育成及び各種セミナーなどを実施しているところであります。

また、企業等立地促進条例に基づく各奨励金制度による企業誘致や企業活動支援事業による新商品開発、販路開拓等の事業活動及び起業、新規分野参入などの活動を支援する取組み、光回線等のインフラを基盤にしたIT企業等の誘致、さらに既存事業者の経営安定化施策にも力を入れております。

本市のまち・ひと・しごと総合戦略につきましては、基本目標において、地域資源の地産地消の推進を目指しつつ、関連産業の連携強化を推進し、雇用の創出を図ることとしております。先ほどの施策の強化とあわせまして、今後、産学官連携を推進し、最先端の知識や技術を地域の課題や資源と結びつけることで、現在の産業の収向上を図るとともに、また、将来的に新たな産業をそこから創出しまして地域の魅力とすることで、多くの若い世代を島外から呼び

込むことで、交流人口の拡大を図り、地域経済の波及、個人起業、フリーランスの推進、雇用の拡大につなげたいと考えているところでございます。

以上でございます。

「地域支援課長 大瀬浩一郎君」

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） U・イターン対策について御説明を申し上げます。

市のほうでは、これまで島元気郷の住宅の供給事業ですとか、そういう事業に取り組んでまいりました。それ以外に、本年度に入りまして、移住者に関しまして、地域外交流推進事業ということ、地域になじみややすいということ、その自治会に入つた場合の補助金の助成の制度つていうのを、これは本年度からですね、本年度、地方創生の事業で取り組みました。

今現在、取り組んでおりますのが、空き家の調査を実は今やっております。U・イターン者対策だけには限らないわけなんですけれども、空き家の調査をした上で、今、ちょうど調査に取りかかっている最中なんですけれども、先にしましては、空き家バンクという形で一定の整理ができればというふうに考えてございます。以上でございます。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） お答えをいたします。

出生率の向上についての御質問でございますけれども、U・イタ

ーン対策や雇用対策、子育て支援と総合的な取組みの結果として、一元されるものではないかというふうに考えております。

子育て支援における新たな取組みについてでございますけれども、これまで要望のありました休日保育について、現在、保育所等と協議を行っているところでございます。来年度から実施できないかというところで、今、協議を詰めているところでございます。

子育て支援の分野におきましては、結婚後の女性が出産後も安心して働き続けられる子育てしやすい環境を整えていくことで、出生率の向上につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○一〇番（川村孝則君） はい。それぞれ今、担当課長から御答弁をいただきましたけれども、強いて言えばいいいますか、昨年、お聞きした内容とですね、ある程度は大体同じ方向で、今、それぞれやっつけていらっしゃるのかなというふうな印象を受けたところです。

雇用についてはですね、私もそう思いますけれども、福祉の分野が非常に求人といえますか、そういったものもあるでしょうし、今までも企業誘致に関して、いろいろな条例もありますけれども、いろいろ施策を講じてきている中で、そうした中で、今後もしろいろとやっつけていこうというふうな形に映りますが、現状は、これで、これ以外に何かほかに目新しいものは何もないのかなと、まあ、農業にしても、第一次産業を中心にした雇用の拡大も、雇用創出もあるでしょうし、医療・福祉分野についても雇用の創出がある企業誘致

していく中で、条例も使ったり、条例も活用していただく中で、そういった部分の雇用創出もある。それ以外に、目新しい何か、そういう雇用創出の方法は何かないのかなと。そういう、このことを、今、私が申し上げたことを基軸にしてやっていくのも、それはそれでいいかもしれませんが、それが本当にそのまま実が結ぶことにながっていく現状が、将来的に見たときに、それが何か今、そういう要素がですね、あれば一番いいんですけれども、今現在、そういうのがなかなか見出せないような現状に映るものですから、そこはぜひ、担当課としても、またいろいろと研究調査をしていただいて、いろいろな方法を、雇用創出ですね、施策を検討していただきたいというふうに思います。

U・イターン対策にしても、これも私が昨年申し上げたとおり、やっぱり空き家を活用していただきたい。そういう中で、単に、U・イターナーが島外から、こう、西之表市に入ってくるときの受け入れる体制として、空き家もいろいろと居住環境つていいいますか、いろいろ空き家がありますので、そういった部分を十分に踏まえていくのであれば、ある程度の数をやっぱりどうしても確保しないと、移住される方、そのU・イターナー者の要望に応え切れるような、そういった空き家が出てこないというふうな要素もありますので、それは当然、行政としても空き家バンク制度を使って、ある程度のそういった部分の居住環境はつくらないといけないというふうに思うわけです。



一つ、昨年も市長に提言しましたけれども、家賃とか、そういった部分についても、思い切った、そういった環境をつくらないと、そこに住み始めて初めて本市のいろいろなよさを、魅力を感じる場合も出てくるというふうなことからいくと、どうしても最初の居住環境とか、いろいろな要素については、家賃も含めて検討するべきではないかというのは、昨年、市長に提言をしました。市長もそのことについては、いろいろと検討してみるところでしたが、そのことについて副市長は何か市長からそういったことで答えられる答弁がありますか。

○副市長（坂元茂昭君） はい。お答えをいたします。

今の各課長が、やっぱりU・Iターンの問題、そして、雇用の問題、あわせて出生率の問題等についての施策をずっと御説明をいたしましたけれども、そしてまた、議員のほうからもいろいろ御提案をいただきました。

一つ一つ、具体的に総括の答弁とはなりませんけれども、このU・Iターン問題につきましては、しっかりと雇用創出について、あらゆる制度や支援事業を活用しながら、企業誘致をしっかりと推進をしながら、地元企業の経営基盤をしっかりと強化を図り、そしてまた、一次産業との拡充を図りながら、その一次産業をしっかりと六次産業にもつなげていくということで、そういうところでやっぱり雇用を生んでいくということも、そういうものに対してもしっかりと指導や支援をしていくことがとても大事なということを考えて

おります。

そしてまた、やはり、U・Iターン対策としましては、やはり、いろいろな、子供を産んでもしっかりと働きながら子育てができるという環境づくりとしましては、やはり、いろいろな、やはり、雇用の創出とか、やっぱりそういったものも要素としてありますけれども、やはり、子供をしっかりと育てていくためには、休日保育とというのは必要な策であると考えております。これについても、しっかりと導入に向けて検討をしていきたいと考えているところでございます。

そしてまた、五月には新しい産婦人科病院が、産婦人科医院ができました。これについては、最新の医療設備をしっかりと備えた病院でございます。そしてまた、医療スタッフもしっかりと、体制も充実された病院でございますので、この恵まれた環境の中で、やはり、お産をしてもらうということを、しっかりとPRをしながら、しっかりと医療費への支援もですね、しっかりと検討しながら、実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○一〇番（川村孝則君） 一つだけ福祉事務所長にお伺いしたいんですが、今年三月にこの子育ての支援事業計画を作成をして実施をされているというふうに思いますけれども、それぞれ子育てに関して、期待を、市に期待することということでアンケート調査をされておりますが、その中にですね、やはり、一番お母さん方が行政に対して要望が強いというのがですね、保育サービスの費用負担軽減

や児童手当など子育ての経済的支援の充実が七一・六%、それから妊娠から出産に及ぶ母子保健サービスや小児医療の充実と、これが五一・五%だというふうな結果が出ております。

今、副市長からも話がありましたけれども、まあ、医療関係についても、当然、お母さん方は、やっぱり、どうしても関心が強いことですし、子育てをするにも、やはり、経費というか、経済的な費用の負担というのが重くのしかかる現況においては、そういった部分でさまざまな支援策が欲しいと、行政に対して、そういうことがやっぱり現実としてあるわけですので、そういう意味で、私はいつもと、昨年からも申し上げておりますが、出生率の向上というのは、こうしたことを総合的に踏まえた上で、向上に、出生率の向上につながるべきではないかというふうな、そういう視点で、私はいろいろと提言をさせていただいているわけでありまして。

そういう意味で、今の現状においては、この、今私が申し上げた二点について、福祉事務所としては、どのようにその結果を受けとめて、そして、この出生率の向上に向けては、どういうふうなことにつながっていくかとしているのか。それは、先ほど、休日保育の話は確かに受けましたけれども、ほかにも何か、特別何かそういう考えが、報告がある部分があればですね、簡潔で結構ですけれども、お伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん）　ただいまの経済的負担の軽減という部分でございます。

以前も、川村議員からは出産祝い金のことも御提案をいただいて、回答したことがあったんですけども、今、子ども医療費の高校生までの無償化とかですね、それから、ほかの議員さんからも今回一般質問でいただいている中で、その中でも回答しようと思っていたことなんですけれども、経済的負担の軽減の中で、出産祝い金をどうするかということもですね、子ども医療費の無料化と出産祝い金の部分について、今後、市長、本日おられませんが、市長も非常に前向きに検討したいということを申されております。

出産祝い金につきまして、中種子町が実施しているのに比較をしますと、本市の平成二十七年度の出生児が百七名でございました。それをですね、第一子、第二子、第三子、第四子と、出産祝い金が金額が違いますので、それに当てはめて、本市の、どれだけかの財源が必要になっていくところで試算をしたところ、一千二百二十万円という金額が出てまいりました。

保育料につきましても、本市において、また今年、減額をしたところですが、国においても、さらに多子世帯と、それから、ひとり親世帯については、国の政策として減額が、そういった政策が取り入れられております。本市において、九月に、四月にさかのぼって、一定の世帯につきましては還付を行いました。

そういったところで、経済的な負担の軽減というのは、国においても、そして、市においても、一定実施されているのかなという点とはありますけれども、本市独自の取組みとして、子ども医療費の

高校生までの無料化、それから、出産祝い金の実施というものについて、一般財源での実施となりますので、その財源の有効的な活用というところでは、慎重にならざるを得ないといったところでございます。

以上でございます。

○一〇番（川村孝則君） 今、答弁をいただきましたけれども、確かに、今、私が申し上げたこのアンケートの結果を踏まえていきますと、どうしてもここにも着手をして、検討をしていくという姿勢はですね、当然、ありがたい話でありまして、高校生までの医療費の無料化なり、出産祝い金なり、まあ、中種子町も実施しているということは、私も後で申し上げようかなと思っただんですけれども、そういうふうなこともですね、ぜひ視野に入れていただきたいというふうに思っています。

先ほど福祉事務所長も言いましたけれども、昨年の三月の議会の市長答弁によりますとですね、人口増を図るために子供を増やすことは、ある意味、基本的な考えでありまして、そこに集中的にポイントを置いた支援策も検討の一つだというのは、市長も述べておりますので、ぜひ、そこは踏まえた上でですね、前向きにどうしても検討していただきたいというふうに思うわけです。

そして、三番目に移りますけれども、この総合戦略、人口ビジョンにしても、最終的っていいですか、二〇六〇年度が一つの大きな柱になっていますが、平成三十一年度の目標値も人口ビジョンは設

定をしております。この目標値達成のための施策は何かあるかということなんですが、皆さん方も、理事者の皆さん方も御承知のように、毎年、この人口ビジョンを掲げる上でですよ、年間に二百人の人口が、まあ大体ですよ、約二百人ぐらいが、人口が減っているという現状です。五年間でいきますと千人が減る、十年間で二千人が減る、要は、平成四十八年には一万、もう四千人を切るような、このままの状態であればそういうことになるわけです。

であるからして、この二〇六〇年度までの一万二千人はどうなんですかと、私は言いたくなるわけです。今現在の状況で、こういった状況でありますので、二〇六〇年度といえますと平成七十二年度すよね、今の現状から、今のこの人口減少の状況は一年で二百人減っているわけですから、平成四十八年には一万四千人を切るということになって、そういうことで、五十八年、六十八年といくと、プラスまた二千人が、平成六十八年はまた一万二千人を切るような、平成七十二年度がこの戦略の大きな目標になっていますけれど、一万二千人を、どう、大丈夫なんですかとというふうなことで、まあ、先ほど副市長も申し上げましたけれども、鈍化をさせると、確かに、それは私もいつも思っております。人口が大幅に減るのを何とか防ぐために、いろいろな施策を講じて、人口減少を何とか歯どめをするために、少なくとも少しずつでも人口が減るスピードをですね、やわらげていくというふうな取組みが必要だと思えますし、そういうことをぜひやっていただきたいというふうに思うんです。

そのために、今、質問ですね、一番から二番、それぞれこれまでの経緯なり、今後の大きな基本目標、そして、それぞれのポイントにおいての今の考え方等々を含めて、この平成三十一年度の目標達成のための施策というのは、総合的にいうと、これを踏まえた上で、当面、平成三十一年度の人口ビジョンが掲げておりませんが、達成できるんだというふうな形で、私として、私どもとしては受けとめていいのかどうか、そこを少し、もし何か補足的にこういうことも踏まえて、平成三十一年度の人口の目標は達成できますというふうな、そういった何か施策はあるのか、そこをぜひ伺いたいというふうに思います。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

平成三十一年度に向けて施策があるかというふうなお話ですけれども、御承知のとおり、西之表市のまち・ひと・しごと総合戦略を昨年つくっております。事業としては、その以前から地方創生の事業を活用したり、あるいは、今年度も平成二十七年道の追加補正でついた過疎化交付金を活用したU・Iターンの事業であるとか、援農隊の事業であるとかというのを展開をしてくているところがございます。

ただ、今つくっているものが完全なものというふうには捉えてございません。実際にそれぞれの事業を、平成三十一年度にいるいろいろな、今、議員がおっしゃるような形を実現していくために、いろいろな指標というのを掲げてございます。こういう部分はこれぐらい

の割合に持っていきたいと思いますかですかね、例えば、農業の就業人口であれば、平成二十四年当時は二百九十八人になっていきますけれど、平成三十一年には二千九十人に持っていきたいと。あと、人の流れについても、入り込み客数が、今二十七万六千四十五人というふうに、平成二十六年時点でありますけれども、平成三十一年には三十万人にしたいというふうなことを掲げてございます。そういうことができることによって、ある程度目指すものが実現をしてくのかなというふうには思っています。

ただ、毎年、毎年やっていく事業が、ちゃんとやれているのか、それで効果が出ているのかというのを、ちゃんと、毎年毎年、検証していくことが一番大事かなと思います。その検証をしながら、どこがまずかったのか、修正をしながら、やっぱり、その目標を指していくというようなやり方になるのかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

○一〇番（川村孝則君） 今、課長がおっしゃるように、一年一年ですね、その都度その都度、やっぱり、検証が必要ですし、とにかくこの二〇六〇年度の一万二千人という一つの大きなビジョンを掲げている以上は、その都度その都度、やっぱり、検証をしながらですね、人口の目標値、人口減少に何とか歯止めをかけるようなための施策を検討しながらやっていただきたいというふうに思います。平成三十一年度が目標達成できるようにですね、ぜひ、期待をさせ

ていただきたいというふうに思うところです。

それでは、次に移ります。

コミュニティFMラジオについてです。現況はどうなっているのかと、メリット、デメリット、当然、分析をされていると思いますが、これはですね、昨年も質問しましたけれども、先日、私の所属する総務文教委員会でも宮城県の名取市のほうにコミュニティFMラジオの視察に行ってきました。

名取市では、東日本大震災を契機にして、災害FMとして有益な情報ツールとして認知されており、緊急時には自動的にこのラジオはですね、立ち上がるということでした。この防災ラジオは、一個千円で市民に販売をされております。運営に二千万円をNPO法人に委託して、機材の導入に市の負担が五千六百万円、一カ所千五百万円の難聴対策としての中継等を設置をしているということでした。さて、これをですね、本市に置きかえてみますと、どうなのかということです。今現在、検討中だと思いますが、放送局開設時にどれだけ市がかかわっていくのか、災害時の緊急時に市内全域くまなく緊急放送できるのか、難聴対策等の中継等がどれだけののか、それと、経費が幾らかかるのか、放送局の維持管理に市がどれだけかかわって対応していくのか等々、いろいろと課題は、想像はできるところです。

もちろん、メリットもこのFMラジオはあるんですけども、今現在、行政が調査検討されていると思います。今年度末までには、

何とかこの問題については解決といえますか、方向性を出したいというふうに私としては受けとめておりますので、その時点で、現時点で見解を伺いたいというふうに思います。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

防災行政無線システムの再構築の検討状況についての御質問でございます。

八月に再整備検討会を開催をいたしまして、既存の防災行政システムの、行政無線の現状と各種防災情報通信システムの伝達方法やその概要等について確認をしたところでございます。

さて、コミュニティFMラジオを活用するメリット・デメリットについて、現段階での考え方を御説明を申し上げます。

まず、メリットといたしまして、一番目に、現在使われております同報系の個別受信機、これ、一個当たり三万円程度いたしますけれども、これよりも安価であると。今、議員のほうで御案内いただきました負担金ということでございますが、こちらで調査をしておりますけれども、大体一万円から二万円程度であろうというふうに思いますが、安価で購入が可能であるということがメリットとして挙げられます。また、二番目には、FM、AMラジオで聞くことができること。市民の方が今お持ちのラジオで聞くことができるというメリットもございます。また、市役所からの定時放送や緊急放送は、自動起動で受信ができること。四番目に、地域の情報を発信す

ることで、地域コミュニティの活性化が期待できること等があります。

また、一方、デメリットといえますか、課題という表現が適当かと考えておりますけれども、システム導入の前提として、コミュニティFM放送の安定的な運営・維持の確認が必要なこと。二番目に、設立・運営をする団体が、開局及びその放送を継続するために自治体が財政支援を要する可能性があること。三番目に、設立会社の倒産や免許停止等により、緊急・定時放送ができなくなる可能性があることなどがございます。

このようなことから、信頼性・安定性・経済性を確保しながら、想定される諸課題解決に向け、検討会を設置し、平成二十八年度中に基本計画を策定し、平成三十一年度の運用開始に向け、さらなる検討を専門部会等を設けながら重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○一〇番（川村孝則君） 理解いたしました。

いずれにしましても、最初のときから、この問題については、どうしても自治体としての、コミュニティFMラジオを運営する面での自治体のこの支援といえますか、財政的な支援、放送局が安定的に運営するためには、どうしても自治体からの支援というのが必要な部分も出てくるというふうな想像はできますが、そのことで、それが可能な範囲なのかどうかというのはですね、ぜひ、自治体も真

剣に考えていくことだろうというふうに想像できます。

いずれにしましても、先ほど課長からありましたとおり、メリットという部分において、こういった放送局がもしできるのであれば、コミュニティの広がりといえますか、やはり、地域の活性化につながっていく要素が大きくなるのではないかとこのように私も期待をしているところでありますので、そういった部分も踏まえて、十分に検証、精査をしていく中で、できればいい方向の結果が見えてくればいいなというふうに期待をしておりますので、その点については、今後ともよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。

浦田海水浴場の河川の整備ということですが、昭和五十六年度ですね、この私が掲げている問題は、昭和五十六年度に防災林造成事業として、県営治山施設として工事された経緯があります。海水浴場の利用者の方、そして、地元の人から、景観や衛生面で問題がありますと、あるということ、そういった声もありまして、担当課の方も十分、現場、現場はですね、承知をしていらっしゃるというふうに思いますが、今後、どう対応されていくのか。

浦田海水浴場は、本市の大きな観光地の一つでありますので、これまで台風とか梅雨どきとか、いろいろな、そういうたびに現場が、水たまりができて、その都度行政が対応、処理をせざるを得ないというふうな状況に、そういったことを伺っておりますが、海水浴場を訪れた人たちに気持ちよく利用してもらう必要があるというふう

に思うんですが、その問題を解決するために、どういう解決方法があるのか、どう考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

浦田海水浴場内の砂浜南側隅には、旧駐車場沿いから水路があり、護岸工の構造物が設置されているところです。通常は、ほとんど水量がありませんが、大雨時には水路のろ過機能が働かず、護岸工を乗り越えて水が流れてくるため、構造物、海側については、砂が流され水たまりができる状況にあります。周辺には、人家がほとんどなく、畜舎等もないことから、生活排水など流れ込むという心配はありませんが、議員がおっしゃるように、水たまりができ、その部分にごみがたまる状況が発生しております。

今年度につきましては、護岸工の内側の土砂を取り、また、水たまり部分にですね、周囲の砂を入れるなどの対応をしたところですが、再度、大雨となると同じような状況となっております。

原因としては、周辺山林の老木化など山の持つ機能不全により、雨水が涵養されず、土砂として水路に流れ込んでいることも予想され、今後は、専門的な方の御意見も伺いながら対応を検討したいと考えております。当面は、砂の埋め戻しなど通常の対応を行いながら、関係課とも連携し、大幅な予算措置が必要な場合は、次期長期振興計画を見据え、三年から五年後を目途に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○一〇番（川村孝則君） いずれにしましても、先ほども申し上げましたけれども、夏場はですね、よく人が集まる場所でありますので、観光地でありますので、今の課長のお話によるように、その都度その都度、何かあったときには対応していくのが今の現状でありますから、根本的に何かしら解決策を見出さないと、なかなかこういった問題は、問題の解決にはならないんじゃないかなというふうに思うんです。

そういうことで、先ほど、専門家の方々とか、いろいろな話が出ましたが、地元の方々ともですね、役員の方々とも、校区の役員の方々と、そういった方々ともいろいろな相談をしながら、意見を聞きながら、今後の問題、この問題の解決についてですね、十分検討していただきたいというふうに思うところです。その点については、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

それから、次に移りますけれども、今後の定員適正化計画についてです。

昨日、別な意味での、反対の意味での定員適正化計画じゃないですけど、職員の数の質問がありました。私は全く反対の立場でこの問題については、少し提言をしたと思いますが、現在の職員数を踏まえ、今後の業務量に対応でき得る体制になっているのかということですが、

現在、職員数が百九十五名、定員管理計画でいくと百八十七名と

いうふうになっていきます。今後の定年退職者数は、平成二十八年度五名、平成二十九年度が六名、平成三十年度が九名、平成三十一年度が八名、平成三十二年度が二名ということで、今後、五年間の状況となっております。

平成三十二年以降は、定年退職者数はそれほど多くないように思いますけれども、定年前で退職する方もおられますので、今後の数は、どうなるかわからないですが、今回、この問題を取り上げたのは、平成二十七年の職員の時間外勤務状況を見たときに、時間外労働の時間数がとても多いなというふうに驚いたことです。なかなか改善されていないのではないかなというふうに思います。これが、全庁的とはいふふうには言いませんけれども、思いませんが、幾つかの課では、本当に驚くほどの時間外労働でありまして、ある課では、月に一人当たり、職員一人当たり、毎日二時間ほどの時間外、係によれば、一人月六十時間を超えているという職員もいるわけです。もちろん、それが年間を通して毎月とは言いませんけれども、年間を通してそういう月が多いということです。

ということ、それは、職員が、職員自体が、効率的な業務をこなせないのか、それとも定時に終われない業務に毎日追われているのか、どちらかだと思ふんですね。だから、職員の健康管理の面からも心配になってくるわけです。近年、この業務量の増大とか、多様化する行政ニーズに対応するために、どうしても現定員数で対応し切れないのではないかと懸念を持つわけですが、これは、

担当課としては、どういうふうにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

現状等については、今、議員が御案内のとおりでございます。

現在の第八次の定員適正化計画は、新たな行政課題や社会情勢の変化に弾力的かつ的確に対応し、持続的な行政経営ができるよう第五次長期振興計画の後期計画にあわせ、第七次定員適正化計画を前倒して改訂したものであり、計画期間は平成二十六年から平成二十九年までの四年間としております。

最終年度の平成二十九年四月一日現在の目標職員数を百八十七名と設定をしております。平成二十八年四月一日現在の職員数は百九十五名で、単純比較をしますと、現職員数から八名を減じなければならぬこととなります。しかしながら、育児休業者や県の後期高齢者医療広域連合、まちづくり公社への派遣職員等々により、現状で、実稼働人員は百八十六名であり、さきの定例会で申し上げました定員適正化計画の職員数を実稼働人員として置きかえた場合、既に計画した目標はクリアをすることになります。

計画策定に当たった際の参考資料といたしましては、幾つかの試算方式がございますけれども、現状、類似団体別職員数による定員管理診断表においては、一般行政職で二十三名超過しているということも事実でございます。

しかしながら、この定員管理の参考指標の意図するところは、類



似する地方公共団体の職員数の状況を客観的に比較をすることが可能な統計的指標であり、あるべき水準を示すものではないこと。あくまで、その役割は、住民に対して定員管理の状況をわかりやすく説明できる、また、部門ごとの比較や全体の比較等のミクロ・マクロの検討が可能になるということになります。

第九次定員適正化計画の策定に当たっては、総務省及び地方公共団体定員管理研究会による地方公共団体における適正な定員管理の推進についての報告書や各指標、また、毎年の退職者数と、総合的に判断をしながら、今後の業務量に対応できる体制づくりに向け研究し、取り組んでまいりたいと思います。

以上で終わります。

○一〇番（川村孝則君） とにかく、今現在の各課職員の方々の業務量に、それぞれ対応できる体制でないと、どうしても過度にその職員に負担がかかるという状況にあります。

職員個々のですね、定型的業務を主とする分野だけなら、職員配置というか、そういった人事もしやすいかもしれませんけれども、企画立案と不定型な業務を主とする分野、変化の著しい行政需要に対応する分野では、業務量の測定にも困難さがあると。だから、庁内のある課では、時間外労働が増えてくると、私はそういうふうな判断をするわけです。

ですから、今後の職員採用については、退職者数を新規採用で確保することをまず前提にさせていただきたいと。五名やめるんであれ

ば、五名を採用すると、退職するんであれば。そして、各課の業務量をですね、ぜひ分析をさせていただいて、一定程度の職員数を徐々に増やすことも、今後、検討するべきではないのかなと。当然、年次のにできる年とできない年といういろいろあるかもしれませんが、こうした考え方をですね、具体的に数値に入れて、それを次の定員適正化計画にぜひ入れるべきではないのかというふうに思うんです。

この計画を策定する前には、職員の時間外労働を極力減らすにはどうすればいいのかということをまず前提に、定員適正化計画を策定するべき。業務の効率化で対応できるのか、でなければ、職員数を現状より何人かでも増やす、そういった形をぜひ組んでいただきたいというふうに思うんですが、これは副市長、どこか答えられる範囲がありますか。何か検討できるといいますか、どこかありますか。

○副市長（坂元茂昭君） はい。お答えをいたします。

業務によって多くの残業が発生をしていることは、承知をしているところでございます。これについては、職員の能力の問題、そして、業務量の問題とありますけれども、しっかりと、まずは業務量がどのくらいあるのかということ調査をしながら、そしてまた、今年度から正式に人事評価が導入をされておりますので、この人事評価の中で、ある程度の職員の能力については把握ができる、参考資料となるわけですが、そういうのもしっかりと把握をしながら、そしてまた、今、私たちが進めております行政改革の中に導入をしながら、その業務の調整をしっかりと図っていくと。そして、

均一の業務体制の中で、しっかりと職員が対応できるような体制づくりをしていかなければいけないということを思っております。

以上でございます。

○一〇番（川村孝則君） ぜひ、担当課としてもですね、今、副市長からも考え方をお伺いしましたけれども、今、先ほど私が申し上げたことを、ぜひ前提に検討いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、五番目に移りますけれども、西之表市史の編さんについてであります。

以前から、この問題は、私が何回か質問したことがありますが、要は、本市のこれまでの歴史をですね、記した文献的な書物がありますかということなんです。以前の答弁は、この市史を作成するに当たり、専門的人材の選定、長期の時間を費やすこと、財政的にも一定の予算が必要という答弁でありました。そういうことで、今後の検討にさせていただきたいというふうなお話でありまして、これまでの長期振興計画では一度もそのような、この件についてですね、市史の編さんについての件については、そういった計画には入れていないような、そういった印象でありますので、そういうのを見ると、当面、本市ではこういう文献的なこの書物というのはつくる気はないのだなというふうに思ったわけです。

ただ、これを、これから先、西之表市が十年、二十年、三十年先、ずっとこういうものに手をつけずにいくと、本当に、昔の歴史を

ひもどくような書物は、何もつくりなままに行政がですね、いつていいのかなと、つい私はそういうことも考えるわけです。

種子島の中種子町や南種子町や屋久島町や、みんな郷土史をつくっていますよ、これ。鹿児島県内的にも、全部とは言いません、四十三市町村全部がつくっているとは言いませんが、ある程度、みんな、どこの自治体もつくっています。だから、そういう部分で、西之表市はこの問題については、どうするのかと。まだ十年、二十年放置してやっていくのかと。どこか、やっぱり、こういうようなものですね、ちゃんと手をつけて、そういった書物もつくっていかないと、後々の、やはり、西之表市の歴史をひもどく、本当にそういった部分の書物はですね、ぜひ必要だというふうに私は思いますので、真剣に、やっぱり前向きに検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

西之表市の市史についてでございますけれども、本市が発行いたしました市の歴史に関する書籍といたしましては、昭和四十六年発行の「西之表市百年史」がございます。これは、明治以降の百年史として編さんをされたもので、内容は、行政・産業・教育・民俗等の広範囲にわたるものでございます。

そのほかに、平成三年発行の「西之表市年表」がございます。これは、昭和四十三年に発行した年表にその後の市史を追加し、合冊をしたものでございます。

その後、平成九年にそれ以降の市史を別冊版として発行しております。それ以降、市史の発行はございませんけれども、市政施行六十周年の節目を迎える平成三十年度に、記念行事を含め、編さんをする計画でございます。

以上でございます。

○一〇番（川村孝則君） 今、総務課長がおっしゃった「百年史」というのは、明治以降から何年度、もう一度、すみません。

○総務課長（中野哲男君） 明治以降からですね、昭和六十年発行ということに記録に残っております。

○一〇番（川村孝則君） これも、西之表市史は、そうすると、まあ、ある意味、文献的な書物として、それは図書館なり、そういったところに保管というか、どういったところに置いていらっしゃるんですか。

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

総務課に配置をさせていただきます。

○一〇番（川村孝則君） 総務課ということであれば、余り市民からすると目に触れるところはないというふうに受けとめてよろしいんですかね。

○総務課長（中野哲男君） 訂正をさせていただきます。

実際、私、確認をさせていただきますけれども、図書館にもあるということでございますので、訂正をさせていただきます。

○一〇番（川村孝則君） 私、以前、以前は図書館に行きましても、

行ったときに、そういった部分はですね、ちょっと自分では目につきませんでしたので、ですから、ある意味、それが事実であれば、それは大変、私としては失礼な話を、失礼な質問をいたしました。いずれにしてもですね、今、現在もそういった歴史をひもとく部分について、しっかりと、西之表市が、書物はですね、保管をしているということであれば、それはそれで大変結構なことでありますし、今後、まあいずれかの時期に、また十年、二十年先にも、そういった話が出てくるかもしれないので、その点については、ぜひまた今後もひとつ、いずれかの時期には検討していただきたいというふうに思うところであります。

それでは、最後の質問に移ります。

馬毛島問題についてであります。

私も四年前に選挙を受けて、当選させていただきましたけれども、馬毛島問題を一般質問で取り上げるというのは、今回が初めてでありまして、なぜ、今この時期にこの問題を取り上げたのかというと、四年前に自分自身は、馬毛島のこの米軍のFCLP訓練について反対という立場で選挙戦を戦い、市民の皆さんの支持を得て当選をさせていただいております。ですから、そういう部分でいくと、市民の方々には、しっかりと自分の主張は、当然、申し上げるわけでありますが、今現在の状況はどうなのかというのは、当然、市民の方々も関心を持っていらっしゃるというふうに思いますので、だからこそ、今この時期に正しい情報を申し上げて、そして、市民の

方々の理解も深めていただきながら、行政の考え方といえますか、現況をですね、この質問事項には、市長が在席というふうな認識のもとでの質問事項でありますので、市長と再確認をしたいというふうな質問事項となっておりますので、その点については御承知おきいただきたいと思います。

六月二日に馬毛島対策特別委員会が防衛省に出向いて、防衛省の職員と意見交換を行って、防衛省の回答できる範囲で最新の馬毛島に係る情報を得てきております。そして、防衛省は、繰り返し発言をしたのがですね、以前からですけれども、馬毛島は、検討、米軍のFCLP訓練については、検討対象の一つで、決定したわけではないんだというふうな回答でした。

そうした中で、今回、私が質問に取り上げたのは、四つあるわけなんです、まず一つが騒音問題、二つ目が飛行経路問題、三つ目が交付金問題、四つ目が日米地位協定問題。ポイントは、こういった問題について防衛省の職員が答えたわけですから、それを皆さん方にお話をして、そういうことで今後間違いのない情報で市民の方々には訴えていかなければならないと私は思っております。

一番の騒音問題です。常時訓練ではないので影響は少ないと考えられています。ただ、全くないということではないのが防衛省の回答で、これに関連して、先ほど私が申し上げた飛行経路問題は、飛行経路については、防衛省が示した飛行経路は、種子島上空を飛行しない経路になっておりますが、これは飛行ルートを机上で作成、

机上で想定したもので、滑走路方向も種子島空港と同じになる可能性があるということです。防衛省が飛行経路はつくったんですよ、米軍と相談をしながらつくった飛行経路ではありませんということ。

そして、交付金問題ですが、ちまたでは交付金が何十億、何十億というふうな話も出ておりますけれども、防衛省が幾らですということと言った覚えはありませんと、交付金については。基地交付金とか、再編交付金とか、いろいろありますが、そういった交付金について、金額をはっきり申し上げたことはありませんというのが防衛省の回答です。

四番目、日米間の、この日米地位協定問題です。日米間の合意はあるものの、さまざまな例外もあるということです。訓練の詳細等について、事前に米軍から通知をいただくのは難しいという回答でした。想定した時間の範囲外でも訓練を行うこともあり得るということです。当然、これは、基地周辺の住民の方々から、いろいろな時間外で、今でも厚木基地の訴訟とかいろいろありますけれども、住民の方々から、やっぱり、そういった連絡が来るときに、それを、やっぱり、防衛省としても対応しているけれども、こういったこともあり得るということです。

ですから、こうした回答を受けたときに、我々の不安や疑念を払拭する回答がなかなか得られなかったというのが、私の感想であります。したがって、私は、今まで市長が主張してきたこと、そして、

反対してきた私どもとしては、この問題が浮上してから防衛省の考えが何も変わっていないし、FCLP訓練の認識は間違っていないかつたということ、私は改めて認識した次第であります。

今、四つほど私の着目を申し上げましたが、市長もこうした認識のもとで、この問題については、これまでも対応していただいたものというふうに私は認識をしているところではありますが、いつも市民には正しい情報を提供しなければならないというのが、これまでの議会での議論でありました。市民にうその情報を流しちゃいけないと、このFCLP訓練については正しい情報を、正しい情報を市民に提供して、この問題は取り組んでいくんだというのは、当然、行政も議会も一緒でありますので、そうした中で、先日そうした防衛省の回答を得ましたので、こうした認識でこの問題については、長野市長は反対の立場で取り組んできております。

ですから、今、私が申し上げたこの四点については、市長としても、そうした認識でこれまで取り組んできているんだらうと、今日は市長、不在でありますけれども、そういうことを再確認をしたかつたということ、です。

要は、肝心かなめなことはですね、この問題については、交付金で、交付金をもらって、そういった中で、本市の経済浮揚を図っていくのか、それとも、交付金に頼らない地域の活性化に取り組むのか、そういうのが、最終的にはそれが一つのポイントに、分岐点になっていくんだらうというふうに思いますが、そういったことも私は、

市長としては、いずれも、四年間のうちに何回かそういうことも答えてきたと思いますが、答弁をしてきたと思いますが、そういうことを再確認をしたかつたということ、であります。

この件については、何か、副市長は、何か市長から受けていることはありますか。なければ、もういいですけれども、何かありますか。

○副市長（坂元茂昭君） 市長の見解としてお答えをいたします。

意見交換の場になかったということで、詳細については、余りよくわからないということ、でございますけれども、今、私のこの、今、議員の話をした中身についてですね、当初と今回の特別委員会での協議の内容の対比表がありますので、この対比表を見まして、まあ、説明内容とほぼ相違はないのではないかと、ということ、でありました。

多少、今、議員がおっしゃった内容につきましては、その交付金の問題とか、そういうものについては、当初示されたものが、現在では、現時点で、施設整備が終わって、終わらないと、そういった金額については明確にできないということ、とかですね、いろいろな飛行ルートの問題、机上であるという問題等につきましては、まさに当初とは違ってきている部分だと思っております。

○一〇番（川村孝則君） いずれにしても、今後市長としては、多分、当初のとおり考えは変わっていないというふうに思っておりますので、今、私が申し上げた点もですね、再確認をしていた

大きなながら、この問題については取り組んでいただきたいというふうに思うところです。

一つだけ、ちよつと担当課に伺いたいと思いますが、先日、いろいろな、沖繩の普天間基地の問題で、移転の問題で、新聞報道もあつて、議会もいろいろな決議もしましたけれども、この問題は、例えば一市三町の協議会等々の部分については、どのような取組みが計画されているのか、どうするかというのは、今の現況、どうなつていらつしやるんでしょうか、そこは。

○議長（永田 章君） 川村議員、そこは、どう。回答できますか。

○一〇番（川村孝則君） 関連、関連づけて。

○議長（永田 章君） 今はですね、市長が長期入院ということがありましたんで。

○一〇番（川村孝則君） 現況で、現況でいいです。

○行政経営課長（神村弘二君） 方向性だけということでお答えをさせていただきます。

今、事務局レベルでちよつと話をしているのが、今までのFCLPとは違うよねという、沖繩の件ですね、沖繩の翁長知事が来られた部分についてですね。普天間の機能の移設であるとか、そういう話になってくると、FCLPとは若干、今までとは違うという部分で、話をするのであれば、一番最初、馬毛島対策協議会も一番最初は全部の中で話を始めたことでしたから、まあ、種子島・屋久島振興協議会のベースでちよつと話を、必要に応じて話をする場が必要

かもしれないねという話は、方向性としては出てきております。以上です。

○議長（永田 章君） 以上で川村孝則君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時九分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一四番 渡辺道大君登壇」

○一四番（渡辺道大君） 日本共産党議員団を代表して一般質問を行います。

子供の医療費を無料化にする自治体が全国で増えてきており、約六割近くの自治体が独自の予算で医療費の負担を減らす取組みが進んでおります。

本市でも中学校卒業まで医療費の無料化が実現しており、大変喜ばれておりますが、県内では高校卒業まで無料化が実現している自治体もあります。高校生ぐらいになると、健康な体づくりに取り組み、成長もし、病院にかかることも少なくなる、本市においても

予算四百万円ほどで高校生の医療費無料化が可能になるのではないかとという試算も出されております。このことから、今後、高校卒業まで拡充することを検討していただき、早期に実現する取組みを進めていただきたいと思います。

また、全国に比べて、鹿児島県の問題として、現在、医療費を窓口で一旦支払い、後で医療費を返還してもらう償還払いを実施しております。子ども医療費の窓口での無料化が実現していないことは、実施をしている他県に倣って早期に実現すべき課題であると実感いたします。医療費を窓口で負担しなければならないことは、子供が急な病気やけがなどで病院に駆け込んだとき、手持ちのお金がないければ、病院にかかれないという状況をつくり出すこととなります。子ども医療費を窓口で無料化にしてほしいという住民の声がたくさんある中で、本市では窓口無料化の意義をどのように捉えているか、また、全国で窓口無料化を実施している都道府県はどれぐらいあり、九州でも実施している県はどこか、あわせて二点質問をいたします。

以下は質問者席から質問をいたします。

〔副市長 坂元茂昭君〕

○副市長（坂元茂昭君） はい。お答えをいたします。市長の見解としてお答えをさせていただきます。

市長もそのような声があることは、十分承知をされております。市長会のほうでも、鹿児島県のほうに要望書を提出をしております。

これまで実施に向けた検討を行ってきたところでございますけれども、市長としても引き続き実施に向けた対応をしていきたいのとこの点であります。

二点目については、所長のほうから報告をお願いいたします。

〔福祉事務所長 小山田八重子さん〕

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をいたします。

子ども医療費の無料化についての本市の考え方ということでございますけれども、国保世帯の所得の状況等も調査をいたしましたところ、約二百万円弱というですね、所得の状況等も出てきております。そういったところで、子供の貧困であったり、そういったことの部分で、非常に重大、重点的に取り組むべき課題であるというふうには認識をいたしております。

また、全国にどれぐらいの実施している県、していない県がどれぐらいあるのかという御質問でございます。県に確認をいたしましたところ、把握していないという回答でございましたので、独自にインターネット等で調べましたところ、福祉医療給付制度の改善を進める会というところが公表した記事がございました。

それによりますと、二〇一四年四月三十日現在の情報でございますけれども、県内で、各自自治体の県、全国の自治体の県内で窓口無料化を実施していない自治体がゼロの県が二〇一四年現在、岩手・石川・福井・長野・三重・奈良・鹿児島・沖縄の八県でございます。その後、石川県のほうでは、二〇一五年度中に、そのうちの八市一

町が窓口無料化、岩手県では二〇一六年四月以降、全県一斉に窓口無料化へ移行しているようにございますので、現在、窓口無料化の自治体がゼロの県は、全国で六県のみというふうになっているようにございます。

九州管内の状況についてでございますが、これも二〇一四年四月三十日現在の情報でございますけれども、窓口無料化を実施している自治体がゼロの県が鹿児島県と沖縄県でございます。各県内の現物給付の実施率についても、ちよつとお知らせをしたいと思いが、佐賀・大分・宮崎が一〇〇%現物給付でございます。福岡県が九三・三%、長崎県が九五・二%、熊本県が七三・三%、そして、鹿児島県と沖縄県がゼロ%ということになっております。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） 国保税のですね、滞納世帯に発行される短期証とか資格証がある中でですね、本市では子供には無条件で短期証を出しているということは、子供の健康を守る上でも大変重要なことであると認識をしております。子供の貧困化がですね、貧困化や格差をなくすためにも、県にはですね、ぜひ、この窓口無料化を早期に実現していただきたいと思えます。

あとですね、全国で子ども医療費の窓口無料化を実施している都道府県が先ほどありましたけれども、八県からもう六県のほうになるということ、その県内は完全実施とはなっていないようにですけども、九州ではですね、沖縄と鹿児島だけというふうにしてあ

りました。実施をしている他県と比べてですね、鹿児島県はほか、どのように違うのか、わかっていけばお答えをいただきたいと思えます。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） それにつきましては、県議会の会議録等を私もちよつと読ませていただきました。

質問に対する県の回答についてですが、やはり、現物給付を実施すると、医療費が増高することになります。それによって、被保険者の保険料も値上げをすることになってくるというところで、踏み切れないというところがあるようにございます。

また、その影響として医療機関の窓口においては、窓口での患者負担が免除されるということで、医療機関においては一時的な収入の減少ということにつながる。そして、受診者が増えることによつて、医療従事者の業務負担が増加になるのではないかと懸念もあるようにございます。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） 九州のもう一つのですね、沖縄県の南風原町というところではですね、来年一月にも子ども医療費の窓口負担をなくすということで、県との調整に入ったという報道があります。南風原町長もですね、現行制度、償還払いでは困難世帯の中には手持ちのお金がなく、受診を断念する人もいます。本当の意味でですね、貧困対策に取り組むならば、現物給付が必要というふうにして、子ども医療費の窓口無料化の必要性をしっかりと訴えている



んですね。

私もです、このように住民運動の発展とか、一つの自治体が声を上げてです、実現が可能となれば、一気に県内に広がるのではないかと考えておりますし、鹿児島県でもそういったことが実現するように期待をしているものなんですけれども、やっぱり、全国各地です、住民運動や要望が力となって、ほとんどの県が医療費の窓口無料化を実現しておりますし、その流れになってきている事実です、鹿児島県自身がしっかりと直視しなければならぬと思うんですね。

これまでも、県内では、医療費窓口負担ゼロを求める運動が、この間継続してありますし、先ほど副市長のほうからも答弁ありましたように、鹿児島県市長会でも意見を取りまとめて、市長のほうもです、県に要望をしているということもすっかり聞いております。しかし、なかなか実現しないと。私たち独自の県交渉においても、先ほど言われましたように、コスト意識を持たせてコンビニ受診を防ぐことが医療費を抑制する、医療費の抑制を進めることだというふうにしてです、県が回答をしております。

しかし、この調査によると、コンビニ受診もです、ごく一部ではないかと言われておりますし、前述の南風原町長もです、重病化に歯どめがかかりです、結果的に医療費の抑制につながるのではないかと、他県の例などからも倣ってです、発言をしております。

一方、鹿児島県は、さきの七月に行われた鹿児島県知事選挙で当選をいたしました新知事の公約には、熊本地震の影響を考慮し、川内原発を停止し、施設の点検と避難計画の見直し、情報発信に取り組み、県民の不安解消に努めるや、子供たちに大きく育ってもらうために、生活貧困家庭に対して小中学校の給食無料化、そして、この子ども医療費助成制度は窓口での一時支払いを完全にゼロにするなど公約を掲げて当選をしております。この公約はです、市長がしっかりと要望してきたことに合致するものであり、県知事と同じ立場にあると考えます。

今後、本市において、県との交渉、あるいは、自治体独自の取組み等あればです、どのようにやっていくかお答えをいただきたいと思えます。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） これまでも市長の指示に従いまして、実施に向けたいろいろな取組みをしてきたところでございますが、改めて本市独自で現物給付を実施する場合、どのような手続が必要かということについて、そしてまた、実施までどれくらいの準備期間が必要かということにつきまして、県や国保連合会、そして、九州管内で既に現物給付を実施している大分県の自治体に問合せを行ったところでございます。

まず、県のほうからは、明確な回答はいただけませんでした。審査機関である国保連合会につきましては、県内の複数の自治体からそのような問合せがありますけれども、現在、県と協議中で今は何

も回答できないというような状況でございます。

また、現物給付を実施している大分県の自治体からは、医療費の支払いの流れ、それから、事務手続上の確認を行ったところがございます。まず、実施に向けた準備としては、現物給付に対応した新たなシステム改修や受給者証の発行の必要があるということでございます。あわせて審査機関であります国保連合会、それから、支払基金等においても、現物給付に対応した新たなシステム開発、それから、医療機関との調整・協議が必要ということでございます。

このように、実施に向けては国保連合会、それから、支払基金、そういった医療機関等との十分な協議・調整がなければ、なかなか実施ができないというような状況でございます。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） 沖縄県ですね、担当課も、南風原町長の発言を受けて、県が補助を出しているので、現物給付の補助には要綱の改正が必要になるということですね。つまりはですね、県がやる気、やる姿勢さえ示せば実現が可能になるはずなんです。

国は、子供の医療費窓口負担ゼロの方向を示しておらず、ペナルティも科そうとしております。それでもやっている都道府県がほとんどであるということですね。鹿児島県には、やっぱり、新しい県知事が誕生したこと、選挙の公約に子ども医療費の窓口負担のゼロを掲げて、今の継続されている県内での署名運動やさまざまな団体の申し入れ活動がですね、以前より、やっぱり、機運が盛り上がりつ

てきていると私は思いますし、その実現可能な条件というのも、かなり広がってきていると思います。

やはりですね、子ども医療費の窓口無料化についてはですね、市長がこれまでも取り組んできたことと、住民の要望と同じ立場でですね、議会としても、やっぱり決議を上げたりして、子ども医療費の窓口無料化を実現させるという、そういうところでもありますし、何よりもやっぱり、手持ちのお金がないと病院にかかれないう子供をなくすためにもですね、取り組むということの重要性を求めてですね、私は次の質問に入りたいと思います。

今年の一月に降った雪で、農作物、特に園芸作物のオクラやですね、豆類などが大きな被害を、大きな被害が出ました。被害を受けた農家に対して、次期作物の再生産などに向けた支援、園芸作物の維持・拡大を図るために、土壌改良資材や種子、種苗、肥料、農薬などの購入補助事業があったそうですけれども、その資材補助の入札が三者で行われたと聞いております。

入札はどのような状況で行われ、結果はどうだったか、お答えをいただきたいと思えます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 園芸産地再生産支援事業の入札状況・結果について御説明いたします。

本事業の入札につきましては、事業実施主体であります市の園芸振興会豆類生産部会及び同振興会バレイショ部会並びに種子島近郊

豆類生産部会が執行いたしましたして、三業者が参加する入札会におきまして、公正、透明性を確保するために、農林水産課から職員を立会者として参加させたところでございます。

結果につきましては、豆類生産部会のほうで調達資材十五品目、全てが一者が落札、バレイショ部会におきましては、六品目中二者で各社三品目ずつ落札をしております。最後の種子島近郊豆類生産部会でございますが、十二品目中三者が落札をいたしまして、一者が六品目、二者が五品目、三者が一品目という落札内容でございます。

以上で説明終わります。

○一四番（渡辺道大君） 農作物に甚大な被害を与えるのでですね、寒いこの時期には雪が降らないことというのを願いますけれども、やはり、この異常気象が言われる中で、今時期の冬ですね、積雪を観測するかもしれません。そしてですね、今後もあり得ることだと考えられます。

この補助制度がですね、その都度、この入札の仕方でのいいのか、今回のようにですね、十五品目の補助事業、一者全て落札すればですね、最初からほかの業者が参加できないと。極端に言えばですね、やらなくてもいいような入札になってしまうのではないのでしょうか。それで、今回のように条件をつけて、大きな一つの業者がですね、入札できるようなあり方でよかったですと思われませんか。お答えをいただきたいと思えます。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

今回、発注しました資材につきましては、仕様書において各資材の成分表を示されておりまして、同等の成分であれば指定した特定資材等の代替は可能と記載されており、結果的に業者の方々が応札できたことから、先ほど説明した結果と考えております。

今後も補助事業につきましては、補助事業に係る法令等に基づき、事業主体へ適切な事業執行のための指導・監督に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） 再度ですね、中身の透明性の問題についてですね、その段階、そういうのについて、もう一度、お答えをいただきたいと思います、入札のあり方ですね。

○農林水産課長（園田博己君） 入札のあり方については、先ほども申しましたように、透明性の確保、競争性の確保という観点から、本市の職員であります農林水産課から、担当係長と、また、私も参加はしましたが、そういう形の中で入札を実行しております。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） 課長、やっぱり、そうおっしゃいますけれどもですね、やはり大きな業者というのは、やっぱり、農家に期限内に納品するということはですね、一斉に人数をかけて期限内あるいは早期に完納するという力はあるのは当然であります。

それで、やはり、小さな業者にはですね、近場の農家であったり

とか、発注の少ない農家などですね、地域にしっかり分ければ対応ができるのではないかと思いますし、やっぱり、そういうことをしてですね、仕事をしつかり、こう、確保すべきではないかと思われ  
ます。

実際にですね、漁師の方からですね、話を聞くこともできましたけれども、イカがとれたときにですね、百キロの山とか五十キロの山とかですね、そういう山をつくって、大きいお店はイカを確保するんですけれども、ほかにですね、十キロ箱というのを何個かに分けて、小さいお店もイカがとれるようにですね、しているという話を聞きました。

やっぱり、これはですね、小売業に配慮した形になっていると思うんです。建物とかですね、施設をつくる際にも、一つの業者だけでなくですね、建物本体、設計とか左官とかですね、電気設備の工事とか、水道設備の工事など、仕事を分け合って完成させていくというのがあると思うんですね。例えば、道路の工事についても、二百メートルの工事を行う際、百メートル、六十メートル、四十メートルとかに分けて発注する、分割発注ですかね、仕事を分け合っていると思うんです。

やっぱり、地域においてですね、小さな業者がですね、仕事を確保するのに大変だと言われている中でですね、仕事を分け合うということ、私はこれは悪質な談合とは言えないと思います。これですね、やっぱり、小さな業者に配慮したものだというふうにして、

言えると思いますので、この今回の入札の仕方についても、仕事がないと言われる中で、地元業者に、こう、しっかり配慮ができたと思われるかということについて、入札業者の推薦委員会、責任者でもある副市長がですね、そういう選定の仕方であれば、これからも業者への不信を招くことにもなるかと思えますので、今回の入札、やり直しはきかないと思いますけれども、今後、この入札のあり方への配慮をすることをですね、明言すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副市長（坂元茂昭君） はい、お答えをいたします。

この入札につきましては、各振興会部会が執行し入札をするものがございますので、行政主体で発注する入札とは全く別物でございます。したがって、私たちが所管とします業者選定のための推薦委員会に諮ることはありませんし、また、諮る必要もございません。

しかし、この入札につきましては、公平性・透明性につきまして、市民の方からですね、議会と私のほうに通知がございましたので、このことにつきまして、農林水産課から事情を聞いたところですね、やはり、しっかりと透明性の確保を、やっぱり、していかなければいけないということで、誰からも疑惑を持たれないように、業者立ち会いの中で公開入札をしないということでアドバイスをしたことと  
ござります。このアドバイスに基づき実施をしたということ  
でございます。そして、その後の入札については、順調に入札が  
きていくということをお聞きしております。

ただ、入札につきましては、やはり、地元優先ということでは、やはり、地元の業者に公平に、やっぱり、発注機会を与えていくということが大事でございますので、そのことはしっかりと重視をしながら、入札を行っていただきたいと思えます。

しかし、このことについても、農林水産課のほうに聞きますと、やはり、この品物を入荷できる業者は市内に三者しかないということでございますので、その三者が全て入札の中に入っているということであれば、平等に発注の機会は与えられているのかなと思っております。その中身については、いろいろな製品の指定とか、そういうことがあって、ほかの業者がとれないということがあってはなりませんので、やはり、指定と同等であれば、しっかりと入札に応じることができるという体制をですね、しっかりとつくるべきだと思います。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） やはりですね、今後、地域において、仕事がないというところからですね、入札のあり方、公平性・透明性のあり方についてですね、しっかりとしていきたいと、そういうことを求めて、次の質問に入りたいと思います。

次にですね、民生委員の体制を維持するためには何が必要かについて、質問をいたします。

民生委員制度はですね、来年、創設百年を迎える記念の年というふうにしてまいりますけれども、民生委員は児童委員なども兼ねて、

厚生労働大臣が委嘱する名誉ある任務であると認識をいたします。本市でも現在五十名ですね、民生委員が全地域に配置をされて、高齢者の見守りや地域住民が困っていることを行政に伝える幅広い役割を持って活動をされております。

誰もが安心して暮らせる福祉地域を推進する、また、現在においては、高齢化や介護が行き届かない方、生活困窮、子供の貧困化が増える中で、民生委員の役割がですね、ますます重要になってきていると思えます。

しかし、地域活性化推進員と民生委員を兼務で行っている方の話を伺うことができたんですけども、四十世帯ある地域で民生委員の欠員が生じた。本人の居住する地域が五十五世帯ほどあるんですけども、その二地域をですね、兼任できないかという話があったそうです。

やはり、百世帯近くになるとですね、大変厳しいという判断をして、そのまま欠員の状況になっていたんですけども、やはり、一人で百世帯近くを見守る、訪問活動をするというのは、確かに大変だと思えます。やっぱり、先ほどにも述べたようにですね、民生委員の役割がさらに重要性を増す中ですね、いろいろな事情で配置ができない地域が今後出てくるかもしれない。今後ですね、高齢化が進むなども含めて、現状ですね、民生委員の体制について問題はないか、お答えをいただきたいと思えます。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） ただいま四十世帯とかとい

うところ、一人民生委員がというお話で、数字が今出てまいりましたけれども、議員のほうから。民生委員の配置基準というのがございまして、百二十世帯から二百八十世帯に、大体一人という基準で配置をするという状況でございます。本市、それに全てが合致しているかといえ、そうでもございませぬけれども、一応、基準としては、そういったものがございませぬ。

第一番目の高齢化が進む地域で、現状、問題はないかという御質問でございますが、先ほど議員のほうから御紹介がありましたとおり、現在、民生委員・児童委員が五十名、主任児童委員三名の方々、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動をしていただいております。三年間の任期が本年十一月三十日で満了となりますので、今年は一斉改選の年に当たります。この一斉改選に伴いまして、十一名の方が退任を希望されております。

議員が先ほどおっしゃいました一名の欠員ということもございませぬので、十二名の皆さんの後任について、校区のほうに推薦をお願いをしております。この十二名のうち十名については、既に推薦がございましたので、去る八月二十九日、民生委員推薦会を開催して、再任の四十一名、新任の十名について、委員の皆さんの御承認をいただいたところでございます。残る二名の後任については、まだ、候補者の推薦がない状況でございますが、校区からの推薦があり次第、再度、推薦会を開催する予定でございます。

御質問の現状における問題についてでございますけれども、民生

委員・児童委員につきましては、鹿児島県民生委員・児童委員及び主任児童委員選任要綱におきまして、委員の適格要件というものが規定をされております。その地域に居住しており、その地域の実情を十分承知していることに加え、地域住民の信望があり、地域の住民が気軽に相談に行けるような者というふうの規定をしております。

そのため、後任の方につきましては、担当地区に居住をしており、地域の実情を十分承知をしている方を推薦していただくようお願いをしております。一部の校区や集落からは、住民の高齢化、それから、人口減少も加わりまして、役員についても、集落内の役員についても数人で回している状態で、民生委員の後任について人選ができないというような御意見もいただいております。人材の確保というのが、今後の大きな課題かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） 今、お答えいただいたんですけども、大体、下のほうの次の部分ですね、含めて、回答いただいたような感じもするんですが、やっぱり、本市の人口減少もですね、五年間では一千五十名、比率で六・三%ほど減少してきております。六十五歳以上の高齢者の占める割合もですね、三一%から三五・二%へと、四・二%も高くなっていることもわかりますし、やはり、地域別で見ても、欠員が生じた地域でも、やっぱり高齢化率がですね、

五五・七%、その隣の五十五世帯ある地域の高齢化率っていうのも六一・六%と、どちらも高い位置にあるということですね、やはり、今後ですね、この同じような世帯数が多くて、高齢化率が五〇%を超えているっていう地域がですね、現在でも十地域ほどあります。今後ですね、ますます高齢者が増えても、地域に暮らしているようにですね、市やその地域の努力とかですね、工夫などが大切になってくるっていうことが、この数字からですね、伺えます。

今、ありましたように、今年は三年に一度の民生委員の改選になっておりまして、鹿児島県の民生委員・児童委員及び、要綱にですね、適格要件に、推薦する、受ける者の資格というのが、やっぱり、その地域に居住をしていて、その地域の実情を十分に承知していることに加えて、世話好きで地域住民の信望があり、地域住民が気軽に相談に行けるような者っていうものも記載されておりましたし、やはりですね、こういうふうにして、民生委員はですね、地域をよく知っているという方がなっていくべきだと思います。

先ほどありましたように、やっぱり、そういうふうにして選定をしていきたいということだったのでですね、この質問を割愛させて、次の小さな集落で選ぶっていうところなんですけれども、民生委員の役割がですね、地域において一層大きくなるというふうにして強調もされてきておりますけれども、行政が進める地域の見守りや地域で支える介護にとつて、民生委員の活動っていうのがですね、やっぱり、まさにこう、かなめになってきていると思います。

その中において、なり手の確保、大変苦労されているかと思われるます。先ほど、欠員が生じた地域でもですね、同じ校区内の、地域の、比較的世帯の多いところから派遣されたという形で配置をされたというふうに聞きましたけれども、やはり、これから高齢化が進む中で、人口も減少していく、そういったふうにして言われる中で、世帯が少ない地域の中ですね、民生委員を選ぶのではなくて、校区全体で必要な人材を確保するという柔軟な対応をとっていただきたいと思っております。

これについて、いかがかお答えをいただければと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 今期で退任される民生委員・児童委員の後任については、その方が担当する集落の、幾つかの集落を担当されますので、その集落の中から適任の方を推薦していただくということになりますけれども、先ほど御説明をいたしましたとおり、集落によっては高齢化、それから、人口減少によって後任の推薦ができないというような御意見もいただいております。これについては一部の地域になりますけれども、そういった御意見もいただいております。

先ほど御説明いたしましたけれども、百二十世帯から二百八十世帯に一人の民生委員を配置する、民生委員・児童委員でございますが、民生委員・児童委員を配置するということが基本となっておりますので、そういったことも考慮しながら、今後は、担当地区割の変更や、それから、担当地区からの選出にこだわらず議員からの御

提案のありますように、校区全体から人材を確保するといったことも視野に調整をしてみたいというふうに考えております。

いずれにしても、民生委員・児童委員の皆様、それから、地域の御意見等をお伺いしながら、今後、調整をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） その中でですね、最後のほうになるんですけども、やっぱり、民生委員の活動というのが、やっぱり重要視される中で、無償ボランティアですね、行われております。

五十代の方に話を聞くことができてですね、仕事をしながらその任務についておられる方もいてですね、ちょっと早いかなど言いつつですね、責任を持って頑張りたいと言われてですね、継続していただきたいと感じたところです。六十五歳以上ですね、民生委員をされている方っていうのがほとんどであるかと思われましょけれども、ここですね、本市における国民年金の支給額っていうの平均がどのぐらいか、担当よりお答えをいただけたらと思います。

〔市民生活課長 吉田孝一君〕

○市民生活課長（吉田孝一君） 国民年金の受給額ということでございます。

国民年金につきましてはですね、二十歳から六十歳までの間、年金期間は四十年間あるわけですけども、そのうち二十五年間納付することで受給権が発生するということになります。

受給権につきましては、受給額につきましては、納付された期間によって、それぞれ異なるわけですので、仮に国民年金のみで四十年間、丸々納付した場合、平成二十八年四月からの満額でいきますと、年間七十八万百円、月に換算いたしますと、約六万五千円となるようございます。

本市の国民年金の受給額の平均ということですが、受給に関する事務は取り扱っておりませんので、独自のデータは持ち合わせておりません。ただ、厚生労働省がホームページ上に公表しております平成二十七年三月末現在の市区町村別年金給付状況による統計でいきますと、国民年金の老齢給付に関する総額、それと、受給者数を単純に割り崩した数字でお答えをさせていただければ、西之表市の平均受給額は、年間五十八万九千八百二十三円、月に換算いたしますと、約四万九千五百五十二円というふうになるようございます。ただ、あくまでも単純計算での金額ということでございますので、その点を御了承いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） 今、単純計算ということですね、平均五十九万円ぐらいで、月額でも五万円以下というふうに出されているんですけども、やはり、国がですね、年金支給をですね、スライド式に減らしていることというのが、やっぱり、根本的に大問題なんですけれども、やっぱり、現状では、年金だけでは食べていけないと、生活ができない方が多いということがわかります。



地域の六十五歳はですね、やはり、現役で働いている方っていうのは多いんです。これではですね、民生委員をですね、お願いされても、働かないといけないので時間がとれず、本来の民生委員のですね、しっかりとした活動に行き届かなくなるっていうことが起こると思うんですね。やはり、民生委員の活動のためにですね、とった時間とか、そういった時間に対して、日当分とか、活動費などをですね、やっぱり、一定保障する財政支援というのがですね、必要ではないかと思われまますけれども、それについていかがお考えか、お答えをいただきたいと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をいたします。

財政支援、活動費の補助についてでございます。

現状においての状況を御報告をさせていただきたいと思いますが、民生委員・児童委員協議会の活動補助金として、市から年間百二十万五千円、鹿児島県民生委員・児童委員協議会から活動交付金として、二十三万四千八百円が交付をされております。そのほか、各委員の活動補助金として、県から三百九万六千五百二十円、市から四百九十二万八千円を交付をいたしております。交付される一人当たりの年間活動費の合計が約十五万円となります。

今後のさらなる財政支援につきましては、ほかの自治体等も調査をいたしまして、状況を勘案して判断をしてみたいというふうな思っております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 渡辺君、しばらくお待ちください。

ここで、議長からお願いをいたします。

間もなく正午となりますが、このまま一般質問を続行いたします。○一四番（渡辺道大君） そうですね。民生委員のほうにはですね、やっぱり、ボランティアっていうふうにしてやっておりますけれども、やはりですね、高齢者世帯とかひとり暮らしのところに、民生委員の方の行き届いた、また、活動しやすいようにですね、報酬や活動費の充実っていうことをですね、しっかりと配慮をしていただきたいということを求めて、次の質問に入りたいと思います。

最後にですね、市営住宅についてなんですけれども、市営住宅に入居した際、原則として、部屋を移動するときっていうのは、一度退去をして、再び申請をして、入居順番を待つというふうなことが原則とされていると思いますけれども、入居後ですね、病気やけがで障害等が生じたときに、高層の階、三階とか四階からですね、一階の部屋に移すということはですね、やはり、原則から外れてでも、やっぱり、認めるべきだと思いますけれども、それについて担当課はいかが考えていらっしゃいますでしょうか。

〔建設課長 濱上喜美男君〕

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明いたします。

市営住宅につきましては、団地ごとに各階の部屋の間取りが違います。美浜と古園団地は、一階が単身者用の間取りになっており、入居を希望して待つておられる方もおりますが、新たに障害を発生

した場合は、本人もですが、介護をする家族の方への配慮も大事であると考えますので、条件が合えば、これからも対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） 対応するということですね、ぜひ、こう、何例かあってですね、入居者が大変喜ばれているということもあります。やはり、特に高齢になられて、配偶者がそういった状況になったときですね、三階から四階まで手を引いて上られているということは、大変苦労されていると思いますので、やはり、ほかの入居者にもですね、しっかり理解を求めて、これはしっかり進めていただきたいと思います。

次にですね、大字にある市営住宅に入居しやすくするためには、何が必要ですかという質問なんですけれども、現在、大字地域にある市営住宅の状況はどうかということですね、空き状況とかも含めてお答えをいただきたいと思えます。

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明します。

大字の市営住宅につきまして、入居をしやすくするためということですが、家賃を安くするのが一般的な考えだと思いますが、市営住宅の家賃は、世帯の収入等により公営住宅法による計算方法により決定されております。市営住宅は、住居に困った方々に低額な家賃で入居してもらうのが目的でありますので、修繕やリフォームをしっかりと行い、気持ちよく入居してもらうよう努めたいと考えてお

ります。

なお、現在、大字にある市営住宅は、全戸入居済みでございます。以上でございます。

○一四番（渡辺道大君） 大字の市営住宅にはですね、空きが、状況はないということ、とてもよいことだと感じますし、やっぱり、子育ての環境とかですね、町なかの民間アパートなどと比較しても低廉であるということがあるかと思われまます。そういった状況の中で、今回ですね、大字にある市営住宅の家賃が九万円ほどになったという話を聞いてですね、退去をしたという例があったそうなんですけれども、ここまで家賃が上がったことに対してですね、担当課は、これ、どのように見ておられるでしょうか。

○建設課長（濱上喜美男君） 議員が申されておる住宅につきましては、古田の住宅だと思えますけれども、木造LDKの住宅で平成十四年度に竣工しております。家賃については、二万七百元から九万一千八百円の八段階に分かれており、公営住宅法に基づき毎年の収入申告を行っていただき、入居者の収入により家賃を決定しております。

ここで、一般世帯で月額で十五万八千円を超えた場合は、収入超過者として認定されております。その場合、家族が第八分位に区切られており、第五分位以上収入超過者として認定され、家賃が近傍同種家賃に向かって徐々に上がっていく仕組みとなっております。

今回、質問されております対象者につきましては、第八分位に認

定されたため、家賃が近傍同種家賃となったと認識をしております。

○一四番（渡辺道大君） その近傍同種という制度とかですね、低所得者住宅として市営住宅っていうのはあると思うんですけども、やはり、大字においてですね、九万円の家賃というのは、やっぱり、高過ぎます。やはり、同じ大字地域において、その定住促進としてですね、地域支援課などで管理をされているところもあるはずですけども、その大崎の島元気郷住宅っていうのは、家賃を下げて空き状況が減ったっていうところも報告を聞いております。

やはり、これですね、一つの政策家賃として見ることができるので、先ほど、住宅には家族が入居があったということですね、その家賃も、その世帯っていうのは、安くなったという点では低所得者住宅として機能しておりますけれども、やはりですね、その限度額の九万円というのがですね、余りにも高過ぎるので、地域支援でも苦勞されておりますし、苦勞されて、大字に住みやすくするために家賃を下げるという制度が進められております。やはり、建設課においてですね、その制度をですね、確立していくべきではないかと思えますけれども、これについて、市長の見解があればと思えますけれども、なければ、私はこれで質問を終わりたいと思えますけれども。

○議長（永田 章君） 担当課、いいですか。

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明します。

今、議員が言われましたとおり、家賃が高くなったということでは

すけれども、県下の市町ですね、調査しましたところ、どこもそのようになされておりました、やはり、低額で入ってもらおうということが市の基本でございますので、今回、入られた方も十五万八千円以下ということで入居してもらっております。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 市長の見解がもしあればと思いましたが、

○副市長（坂元茂昭君） この公営住宅につきましては、補助金をいただいて住宅をつくっているということもございまして、ですから、公営住宅法にしっかりとつとめて運営をしていかなければいけないということがございます。

しかし、議員のおっしゃるとおりですね、やはり、地域の活性化を図るために、地域に人を呼び込むという点ではですね、やっぱり、そういった住宅を開放していくということも一つの方法だと思えますので、今後また、地域、若者定住等にあってはですね、そういうことも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○一四番（渡辺道大君） 以上で質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時十分ごろより再開いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 通告に従いまして一般質問を行います。

まず、子供の育つ環境についてであります。

今、子供の貧困は大きな社会問題となっております。物が本当にあふれて豊かになっていると思われる現代社会の中で、六人に一人の子供が貧困の状態にあるという統計が出ています。この鹿児島県の貧困率は、全国でワースト三位となっております。そういう中でも、安倍首相は、一億総活躍社会を声高に叫び、同一労働同一賃金の名のもとに幾ら残業をしても残業代を出さない労働条件の改悪の中で、子育て世代、とりわけ子育てをしている世代を取り巻く現状が大変厳しくなっていることを訴えたいと思います。

経済の格差が教育の格差につながり、学びたくても学べない若者の実態も、今、深刻な社会問題となつて、マスコミでも言われています。

憲法二十六条、教育基本法第四条では、義務教育は無償と定められております。この少子化の時代にこそ、日本の社会全体が子供を

社会の宝として大事に育てる環境づくりが求められているのではないのでしょうか。

まず、子育て世代の経済的な負担軽減を進める就学援助制度の支給額について、国の制度に準じて支払うべき制度とすることを求め、以下は質問者席より行いたいと思います。

「教委総務課長 中村章二君」

○教委総務課長（中村章二君） お答えをいたします。

ただいま就学援助制度についての国の制度との比較と改善ということで御質問がございましたけれども、まず、就学制度について、本市の現状について御説明をいたしたいと思います。

就学援助制度については、学校教育法第十九条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定しており、この規定に基づき市町村では、要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮している者を対象に、児童生徒の就学に必要な援助を行っています。

本市では、各学校を通して提出された就学援助申請に基づき、五月に認定を行い、各学校を通じて、五月、九月、一月の三回に分けて支給しております。支給費目は、学用品費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費の七品目を支給対象としており、九月一日現在の支給対象児童生徒数は、小学生百四十六人、中学生九十九人で、就学援助率は小学

生が一七％、中学生が二二・一％となっております。

御質問の国の制度と比較しての改善についてでございますけれども、就学援助制度については、国において要保護児童生徒援助費補助金要綱に基づいて、十二項目の補助対象品目及び標準単価が示されています。しかしながら、準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により平成十七年度より国の補助を廃止し、税源移譲、地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施することとされたため、対象品目、支給単価の取り扱いについては、各市町村が財政状況に応じ、独自の基準により実施をしているところであります。

県下十九市の状況を見ますと、対象品目では十二項目全てを対象としている市が一市、九項目が一市、八項目が九市、七項目が西之表市を含め七市、六項目が一市となっております。支給単価については、国の標準単価に準じた支給を行っている市が十五市、国の標準単価より支給額が低い市が西之表市を含め四市となっております。

現在、子育て世帯の貧困の問題が大きく取り上げられ、先ほど議員の説明にもございました鹿児島県の子供の貧困率はワースト三位で、鹿児島県では子供の貧困率が急速に進んでいるといった新聞報道もございます。就学援助の支給改善については、このような状況を踏まえ、十九市の状況等も分析しながら、支給額等について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〇一三番（橋口美幸さん） 今、担当課長から説明をいただきましたし

たように、二〇〇五年度からその前までは就学援助費という形から支給されておりましたが、一般財源化をされたということで非常に厳しい自治体の財源状況とはなっているというのには理解しつつも、やはり子供たちの、今、貧困の問題もありますし、子供たちが本当にこの地域を支えていく将来の担い手であるということをお自覚しますと、国の制度のとおりにより担当課としてですね、ぜひ求めていただきたいと思えます。

そんなに大きな額ではないですね。学用品費にしますと三百二十円の不足で、一年生計合わせると、国の基準が二万四百七十円ですけれども、ここは一万二千六百十円ということで八百六十円の不足ということになっております。ちょっと視点を変えてですね、財源を確保することが、今、本当に求められているのではないかなど。先ほどから議論がされておりますように、人口増の対策、少子化対策というものが議論されている中で、ここも大変重要な課題だと思いますので、今日は市長がおりませんが、ぜひ今後の検討課題としていただきたいと思います。

それと、項目がですね、ここは七項目、ほとんどの自治体が七項目なんですけど、九項目ということでは、クラブ活動費、それから生徒会費、PTA会費、こういうものも国の基準としてありますので、ぜひここも、今、単価が、不足額を申し上げましたが、項目もですね、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、ここも含めてぜひ検討をいただきたいというふうに要望をしたいと思います。

続きまして、支給方法の改善についてなんですけれども、今、各学校の事務所に受給者の保護者が受け取りに行くという制度になっていると思います。このことは、私も、去年、おとしもこの場で要求はいたしました、まだ改善がされていないと思います。

県下の実情を申しますと、全体の把握をしましたが、伊佐市と、私が把握した限りでは、学校の事務所に取りに来るといふ制度は、伊佐市と西之表市ということでございました。やはり県内から転校されてくる先生たちも、やはり事務の煩雑もあり、また、現金を学校で預かるということについても非常に抵抗もありますし、また、受け取りに来る保護者の皆さんへの配慮ということが何よりも必要になってくるんじゃないかと思いますが、受け取り、支給の方法の改善をぜひ進めていただきたいと思うんですけれども、そこはどのように議論がされておりますでしょうか。

○教委総務課長（中村章二君） お答えをいたします。

就学援助費の支給方法につきましては、現在、学校を通じて保護者に支給しております。特に榕城小学校など大規模校から、受領に出来ない保護者分の現金の取り扱いや管理が難しいといったことで個人口座への口座振り込みにできないかという要望もございます。

また、十九市における支給方法について調査をいたしました。先ほど議員のほうで、伊佐市と西之表市が保護者への学校を通じての支給ということでお話がございましたが、教育委員会のほうで調べましたところ、十九市の中で西之表市を含めて四市が学校を通じて

の支給方法をとっております。ほとんどの市において個人口座への振り込みによる支給ということになっております。

この就学援助費の支給方法については、本年度四月の事務担当者説明会におきまして、PTA会費など学校徴収金の納入や給食費返納等の事務に各学校において影響がなければ、関係課とも協議を行って、改善する方向で検討したいという旨を説明をしております。現在、支給方法、支給の時期等について見直しを行いながら検討を進めているところでございます。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ早目に、来年度からでもそういう方法をとっていただいて、事務の簡潔と、それから、保護者への配慮というものを、かなりメリットがあると思いますので検討いただきたいということと、あわせてもう一点ですね、三月の入学準備金の支給時期ですけど、これは六月の上旬という報告、調査を聞きましたら、六月の上旬に第一回目が支払われるということでした。やはりその前年度に、小学生が中学生に入学する前だとか、幼稚園、保育園への就学援助書類も多分回ると思っていますので、なるべく早く入学準備金は支給ができるような改善をしていただきたいと思います。四月の上旬とかですね、入学準備金はせめて早く渡したらどうかというふうに思います、そういう検討はどうでしょうか。

○教委総務課長（中村章二君） ただいまの入学準備金の支給時期の問題ですけども、この問題については、先日の鹿児島市議会の

質問の中でも出ておりまして、鹿児島市が現在、七月の支給ということになってるようですが、鹿児島県内で三月に支給しているのが、出水市が一市ということになっております。西之表市は五月の支給ですけれども、やはりその対象の基準となる市県民税のそういう税の情報とか、そういうのがやはり六月にならないと明らかにならないというのがあります。どこの市町村も七月支給というふうになってるようでございます。西之表市は五月に支給をしておりますけれども、これも、結局、その認定基準となる条件が前年度の所得基準ということもあつたりして、非常に実際の家庭の状況に合わない状況もありますので、こちら辺については見直しをしていきたいというふうに考えております。

それで、この入学準備金については、現在の支給状況をそのまま今後も続けたいというふうに考えてるところです。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ほかの二回目、三回目についてもですね、在籍するとして支給をしてるというふうに聞きました。ですの、多く取り過ぎた分は、例えば七月、八月の分を渡しても、その後、転出をするとかそういう状況もあれば、返還を求めていくという状況もあるように聞いておりますので、そこは臨機応変に、やはり受給する子供さん、世帯の状況を勘案すると、そういうこともできるのではないかなというふうに私は思いましたので、ぜひ御配慮をいただきたいというふうに要望をいたしまして、次の質問に移り

たいと思います。

次は、子供の医療費窓口の問題は、先ほど、同僚議員の質問の中でお伺いしましたので、ぜひ三つの医療費ですね、乳幼児医療費、ひとり親家庭医療費、重度心身障害者医療の助成制度、今の自動償還払い方式から現物方式というふうになるには、さまざまな事務的な手続があるということも伺いましたので、市長もそういう意味では市長会で提出をしているということですので、ぜひこれは住民の声だということですね、自治体が率先して住民の声を県に届け、県もまた国の制度としてこれが実現できるような形の自治体の後押し、三反園県知事が誕生しましたが、本当、公約として掲げているときに、住民の後押しがあつてこそ実現できることだと思っております。ぜひ自治体の側からも要求をしていただきたいと思っております。

高校生までの窓口医療費の無料化、今は中学卒業までという制度になってますが、やはり高校生までの窓口無料化を実現していただきたいと思えます。今、高校生も就学援助制度とはいかないですが、就学のための給付金という制度がありまして、種子島高校で九十人以上の皆さんがこの給付制度を活用しているということでした。ということとは、やはり低所得者の世帯の高校生が多いということになりますと、財布の中身を気にして病院に行かなければいけない。兄弟が多ければ二人、三人と病院に行かなければいけないということになってくると思えます。だから、高校生までの医療費無料化制度、本当にこれもあわせて議論をしていただきたいと思えますが、いか

がでしょうか。よろしくお願ひします。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 子ども医療費、高校生までの医療費を拡大をしてほしいという御質問でございます。

十八歳までの医療費を無料にした場合の課題として、やはり財政的な問題ということがあります。本市の国民健康保険における十六歳から十八歳までの医療費の自己負担分について調査をしたところでございます。平成二十七年度の個人負担分の総額が、国民健康保険の部分でございますけど、百九十万円となっております。十八歳までの医療費を無料化すると、これに社会保険分がまた加わってまいりますので、単純に二倍をしても三百八十万円、この金額を市が全額負担をしていくということになってまいります。三月の一般質問でも御説明をいたしましたとおり、その他の費用も含め概算で四百万円以上の財政的な捻出をする必要があるということになってまいります。

この子育て世帯の医療費支出に対する経済的な負担感という部分につきまして、午前中でも説明をいたしましたところですが、所得の面から判断をしたいということで、本市のゼロ歳から十八歳までの子供のいる世帯、国民健康保険世帯でございますが、の所得状況について調査をいたしましたところ、平成二十八年の一月現在で二百七十八世帯、年間所得の平均が二百万円弱という数字が出てきております。平均値ですので、この数字が全て、この数字で全てを判

断するということはできませんけれども、子供の貧困、それから、少子化対策という両方の面から、やはり真剣に取り組むべき課題だというふうに感じているところでございます。

市長も前向きに検討するという事で申されておりますので、現段階において実施の時期を明確にすることはできませんけれども、前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ、前向きに検討するということでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、次の子育て支援の充実について伺いたいと思ひます。このことでは、鴨女町の児童館でやっておりますコスモス教室のことと、それから、それに、かもめ児童館の一室にありますY O U友の使い方、子育て相談室の活用の仕方についてお伺ひしたいと思ひます。

まず、Y O U友についての現状の説明を求めたいと思ひます。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） かもめ児童館にございます、これは、Y O U友というのは、子ども発達支援センターの名称でございます。平成二十三年度にかもめ児童館の大規模改修に伴いまして、児童館の中に子ども発達支援センターY O U友を設置をしているところでございます。

現状の施設の状況でございますけれども、これまでの経緯を含めまして御説明をさせていただきますが、平成二十四年四月からは、



それまですこやかで実施をしていた療育支援教室コスモス教室、これを月二回、Y O U友で実施をしておりました。週二日は職員を派遣をして療育相談も実施をしていたようでございます。コスモス教室につきましては、現在も月二回、Y O U友の中で実施をしておりますが、職員派遣につきましては平成二十五年度から実施をされておらず、今回の御質問については、その対応についての御指摘ではないかというふうに思っております。

現在、児童館は社会福祉協議会に指定管理をお願いしておりますが、この子ども発達支援センターY O U友に関する業務については、指定管理の業務に含まれておりません。しかしながら、同じ施設内にあることから、療育相談に関する情報について児童館職員と福祉事務所がしっかり連携をとっていかなければならないんだろうというふうに考えております。

今後は、児童館の職員の負担とならないように、社会福祉協議会とも協議をしながら、療育担当の職員を定期的に配置するなどして改善をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 療育支援、本当に大事な課題で、コスモス教室も二十年以上続いている事業だと思います。そういう意味では、本当に相談に来る親御さんのよりどころになっているというので、すぐく存在の必要な事業だと思いますので、これをどういう形で進めるかということの問題提起ではあるんですけども、やは

りコスモス教室をかもめ児童館ですということとは、指定管理に出している指定管理の職員の皆さんの援助、その事業の中に組み込まれて保育士として子供たちをきちんと見るという中に組み込まれておりますので、ぜひこれは社協と福祉事務所が協議をしていただいて、委託事業をきちんとするとかですね、そういう形で明らかにしていただきたい。利用する親御さんの立場から、市民の立場から言いますと、やはり児童館の職員も、Y O U友にたまにいる職員の皆さんも、相談する内容は変わらないわけですから、非常に頼ってくるわけですから、そこは質的なものも含めてぜひ検討をいただきたいというふうに思います。

それから、児童館の今後のあり方はそういう中身で検討をしていただきたいということでありまして、次に、昨年、二〇一五年の七月から開所をいたしましたにこにこひろばについてお伺いしたいと思います。

意義と目的はあると思いますが、短く意義と目的についてお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をいたします。

にこにこひろばというのは、市が昨年、平成二十七年度に子育て支援の拠点施設として図書館の一階に設置をしました子育て支援センターの名称でございます。子育て支援センターの目的につきましては、子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例に規定しておりますが、子育ての総合的な支援、切れ目のない子育ての支援を

実施するため、子育てや療育支援の中心拠点施設として位置づけているところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 親子でこのこにこひろばの活用というのは、本当にまだ一年過ぎてないんですけども、非常に広がって、遠くは南種子町からも親子で相談にも来てるという状況がありました。

一番ここで問題にしたいのは、私は、保育士の配置についてなんですけれども、昨年七月に開所してから、今年の三月に全ての保育士がやめて、また四月から新しい保育士体制になっているということなんですけれども、今、このこにこひろばの役割を見たときに、なくてはならない施設で、しかも、ちよつと場所もですね、狭くて、保育士さんが壁をかわいくしたり、結構努力はしてるんですけども、そういう環境も悪い中で多くの親御さんが利用をしています。保育士のそういう質的なものが求められる割には、非常に低賃金じゃないかというふうに思いました、昨日も非正規の職員の賃金のあり方ということがかなり議論されましたけれども、やっぱり専門職の保育士、そしてまた、健康保険課でも専門職が配置されておりませんが、まず、担当課の福祉事務所の方から、そういう大きな役割を担っている保育士の賃金の働く環境のあり方、そして、先ほどの一般質問でもですね、休日保育もまた子育て支援で実施していくようなこともありました、そこを支えていくというのが専門職、

保育士などで、そこが本当に今の賃金体系でいいのかなというのを非常に疑問になり、不安にもなりますので、ぜひ答弁をお願いいたします。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

配置基準についてでございますけれども、子育て支援センターは、県の地域子育て支援拠点事業、これは、市は三分の一負担ということになっておりますが、を活用して運営しております。施設職員の配置基準は、事業の実施要綱にございます。子育て親子支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を二名以上配置することというふうに規定をされておりますので、それに基づき配置をしているところでございます。現在、保育士二名、事務補助職員一名、そして、今年の四月からは福祉事務所職員が一名、そちらのほうで勤務をしているというところでございます。

雇用形態についてでございますが、常勤の臨時保育士二名、事務補助職員一名については、雇用契約期間一年、市の賃金格付表に基づく賃金のほかに、社会保険、雇用保険、通勤手当、有給休暇の付与を行っているところでございます。

賃金額の低さについての御指摘でございますけれども、賃金については、市の賃金格付表に準じて支払っているというところでございます。保育士の皆さんにつきましては、その子育て支援の拠点施設としてしっかりとその機能を果たしていくためにも、そこで働く皆さんにつきましても、それぞれの資格、それから、経験を生かして、

引き続き御活躍いただきたいと願っておりますので、賃金格付につきましては、今後、総務課ともしっかり協議をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 保育士に限らず、専門職の役割というのは本当に重要だと思います。昨日の同僚議員の総務課長の答弁について、関連して総務課長にお聞きしたいと思います。

非正規職員、パートは、あくまでも補助的業務が中心だと、そして、期間が定まっている事業に非正規職員とかパートを配置しているんだというふうに答弁をされておりましたが、保育士や保健師などの専門職についてもそういう認識でしょうか。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

今、議員御質問ありましたけれども、先日の議員からの御質問にお答えをしたとおりでございますけれども、市といたしましては、職種や資格等別に臨時職員を募集、定期的にまた随時に行っております。人材確保という観点からも非常にその処遇については配慮をしているところでございますけれども、なかなかその人材の確保に至っていないという状況もございますので、昨日説明したとおりですね、随時見直しを行って、その改善には努めているというふうに考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口美幸さん） どういうふうに見直すかということが非常に気になるところですけれども、この賃金表の全体の底上げですね、やはり今、日本の社会の中では一時間千円以上でやっと生活ができるという賃金になってる。この市役所の場合は、いろんな交通費も少しはつくようになりました。保険もありますので、少しは改善されてるかなとは思いますが、やはりこういう仕事を継続的に、そして、重要な子育て支援の役割を担い、今後、少子化対策、人口減少対策にどういうふうに挑んでいこうかというときに、やはり下支えをしている現場の人たちの力というのは本当に大事で、もっと評価されてもいいのではないかと、現場からも本当に声が出ております。自分たちは、正職員もパートも構わずその子たちの成長を切れ目なく見守っていききたい、だけれども、生活のことを考えれば、このままパート保母として、非正規職員として働き続けられないという声も聞かれますので、これは人がかわりさえすればいいというものじゃなくてですね、やっぱり子育て支援というのは、特にゼロ歳のときに見てくれた保育士が二歳になっても三歳になっても自分の子供の成長を見てくれるという大事な役割があると思います。特に療育支援というところは、全島を対象にしている大事な場所ですので、ぜひ保育士のみならずですね、そういう非正規の人たちの役割を重視してほしいと思います。

この前、地方の南日本新聞にですね、「非正規職員五人に一人」という、非正規職員が、現在で地方自治体は五人に一人になってる

という記事がありましたけれども、今、西之表市役所では三人に一人が非正規職員になつてゐる状況じゃないかなというふうに思っています。そういう意味では、本当、非正規の人たちがこの業務を支えている皆さんの担当課長の皆さんしかここにおられないんですけれども、皆さんの日々の業務が、やっぱり非正規職員によつて支えられている部分というのは、非常に大きいものがあるのではないかと思いますので、ぜひ、市長おられますが、ここ、全体的な底上げ、賃金体系を見直すということを、ぜひ考慮し、検討をしていただきたいというふうに、重ねてお願いを申し上げます。

続きまして、住宅問題についてお伺いしたいと思います。

教職員住宅の空き状況、これが今、いただいた資料によりますと十七戸あつて、一戸解体予定だということが示されております。この十六戸の空き状況についてお伺いしたいと思います。

○教委総務課長（中村章二君） お答えをいたします。

教育委員会が管理する教員住宅は八十六戸ございます。九月一日現在での入居戸数が六十九戸で、先ほど議員が御説明がありましたように、十七戸が空き住宅というふうになっております。このうちの二戸につきましては、本年度中に解体をする予定となっております。

現在、空き家の状況でございますけれど、国上に二戸、伊闕一戸、それから、現和が二戸、立山が二戸、住吉が二戸、下西が二戸、榕城小学校分が一戸、種子島中学校が四戸、それと、教育委員会所管

の分が一戸、これは先ほど言いました解体する住宅になります。以上のような状況でございます。

○一三番（橋口美幸さん） 先ほどから議論になっておりますが、やはり大字に若い人たちが住んで大字の人口増ということを考えますと、やはりこの教員住宅を移管をして、建設課が所管をして、民間の皆さんに貸していくという方向を目指すということは考えられないでしょうか。

○教委総務課長（中村章二君） お答えいたします。

これまでも教員住宅の空き家住宅につきましては、学校等と協議をいたしましたして、市営住宅等への移管をして有効に活用してまいっております。今後も、児童生徒の減少により、教職員も減少傾向にございます。今後、入居の見込みのない住宅等については、有効活用を図るためにこれまでどおり所管替え等も検討していきたいと考えております。

なお、教員住宅につきましては、教員が入居するというのが前提でございますので、今後も異動時期等については学校等の協力もいただいで、教員住宅への入居を進めながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ、大字は、特にあいてるということですので、検討をしていただきたいと思ひます。

今、私も、若宮の教員住宅もあいてるというふうに思ひまして、

あそこも緊急に市民を転居させたという状況もあったらしくて、それがなぜそういうことになったのかなというのは、ちよつとここはわからないんですけれども、やはり市民が住居に困窮してるっていうことは明らかですので、ぜひ建設課と協議をしていただいて、移管を早急にしてください、市民に提供していただきたいと思っています。収入の面でもですね、例えば一戸二万円にしても、十五戸あいてるとすると、家賃がそのまま一般財源の収入になるという考え方をしますと、やはり有効活用を急いでいただきたいというふうに思います。

続きまして、市営住宅の問題についてお伺いしたいと思います。お願いします。

〔建設課長 濱上喜美男君〕

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明します。

市営住宅の空き家につきましては、鴨女町に十軒、古田に一軒、住吉に二軒、伊関に一軒、合計十四軒ございます。そのうち鴨女町の十軒は政策空き家でございます、ほかの四軒は劣化が激しく、用途の廃止を行っており、平成二十九年度に取り壊す計画であります。以上です。

○一三番（橋口美幸さん） そういう市営住宅の状況ですが、鴨女町の住宅についてお伺いしたいと思います。

今、鴨女町住宅、政策空き家というふうになっておりますが、住

んでいる人がいる隣が空き家になってたり、向かいが空き家になってたりしますと、今年の夏のように本場に暑い時期は害虫が発生したりとか、雑草が生い茂ったりということで、できる範囲で近隣の人たちが草を取ったり、花を植えたりするということですが、今後、こういう管理をどうやって誰が責任を負っていくのかという声が出ておりますので、ぜひここは建設課のほうで方針を出していただきたいと思っております、いかがでしょうか。

○建設課長（濱上喜美男君） 御説明します。

鴨女町の政策空き家十軒につきましては、今、議員が申されましたとおり、調査をしたところ、住宅の庭の草木が伸びて荒れているところもありましたので、除草作業を行い、環境改善を図りたいと考えております。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ計画的にですね、冬は施肥もきちんとするということも含めまして、管理のあり方をぜひきちんとしていただきたいと思えます。

それから、鴨女町の住宅建設については、何回もここで質問の中で出ておりますが、来年度、平成二十九年度、平成三十年、どういった方向性を持っているのかということをお聞かせ願えればと思います。担当課の部分で結構ですので、お願いします。

○建設課長（濱上喜美男君） 鴨女町の建替え計画につきましては、六月の議会でも計画をお話ししておりますが、政策空き家を進めながら、平成三十年に建設計画、それから、平成三十一年度

設計を作成する計画で考えております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

続きまして、介護保険制度についてお伺いしたいと思います。

今、平成二十七年から介護保険制度が変わりまして、総合窓口業務ということが、介護認定の窓口ということになっておりますが、人数が極端に減っていたりするので、どういふ変化があったのか、この新制度になってからですね、担当課が把握して介護保険制度の変化について、お聞きしたいと思います。

〔健康保険課長 戸川信正君〕

○健康保険課長（戸川信正君） お答えいたします。

平成二十八年三月末の認定者数ですけれども、千六十二人で、対前年度比百二十八人の減、認定率は一九・〇%で対前年度比二・六ポイントの減になっております。

認定率については、平成二十七年三月末時点では県平均を一・二ポイント上回っていましたが、平成二十八年三月末では、逆に一・二ポイント下回る結果になりました。これは、県下に先駆けて新しい総合事業を導入したことにより、支援を必要とする高齢者が要支援認定を受けなくても、従来のサービスや新しいサービスの提供が受けられることができるためと考えております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 認定を受けなくても、元気な暮らしを

できるようになったという評価の仕方でもよろしいのでしょうか。

○健康保険課長（戸川信正君） はい、そのように考えます。

○一三番（橋口美幸さん） 介護保険制度のことについて言いますと、やはり高齢者の皆さんからですね、介護保険が今、基準額で五千八百円で、県下でも割と高いほうだと思います。介護保険が、本当にきちんと四十歳から払ってるんですけれども、自分の本人としては、使いたいなと思ってもなかなか介護認定をしてもらえないという声も聞くんですけれども、そういう人たちへの対応ということ、ボランティアの皆さんが対応するというふうには把握はしておりますが、今後、介護認定を受けずに、地域で総合支援の中で対応していくということでは、将来的にはそれが長続きする制度だというふうに、どのように感じておられるのでしょうか。

○健康保険課長（戸川信正君） お答えいたします。

高齢者の皆さんが、住みなれた地域で生きがいや役割を持って尊厳のある日常生活を続けていくには、地域の方々の支援が必要不可欠であると考えております。このため、支援が必要な高齢者の見守りや社会参加活動支援などを、各地域で取り組んでいただけるように、市と各校区、集落に設立されている高齢者支援協議会との間で業務委託契約を締結しております。地域の役員さんや民生委員さんの皆さんとあわせて、この高齢者支援協議会から選任された地域支援の皆さんが、地域でのボランティア活動の核になっていただ

いてると思いますが、市としてもこうした方々への研修や意見交換を行い、情報の共有化に努め、地域ボランティア活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 十三校区に八万円で委託してる、委託業務を結んでるという担当課の報告を聞いてるんですけども、やはりそこがいろんな地域の皆さんに聞きますと、ボランティアをやってる本人自身ももう六十五歳過ぎていたりですね、高齢になっていっています。ですので、自分たちがいざ介護を受けるようになったらどういいう状況になってるんだろうという不安の声も聞かれておりますので、やはり今、西之表市は、いち早く新しい介護保険制度を導入いたしました、やはり国のほうに向けてはですね、地域の人たちの高齢者をどういいうふうに、自助、共助、公助、公助が最後になっておりますけど、本当に自分で生活できる体制がこのまま維持できていくのかということ考えると、やはりいろんな意味でもっとこう八万円の委託じゃなくてですね、先ほども民生委員の人たちの支払いの部分のこともありました、やはり国が要支援一、二の人たちに介護保険を使わせない制度ということであるのであれば、やはりそういう地域に委託する委託事業費というものが、やっぱりもっと保障されていいのではないかなというふうに思います。

今度、八月からですね、利用料がまた、これは遺族年金と障害年金の非課税年金が収入としてみなされまして、段階が第二段階の人

たちが、例えば食費が三百九十円が六百五十円に値上がるとか、そういう介護保険が、本当に年金で暮らしてる人たちが介護を受けたくても受けられない、しかも、介護保険も払えない、払えなかったら、当然、介護保険は使えないという悪循環に陥るのではないかと、いふうちに、大変心配をしてるんですが、そこをやはり担当課としては、国に向けてですね、今の介護保険制度のありようを、もともと地域の実情を国のほうにですね、もっと改善を求めていくということをしていただきたいと思うんですが、そういう考えはないでしょうか。

○健康保険課長（戸川信正君） 新しいこの新総合事業につきましては、市町村の今まで要支援一とか要支援二を持ってなければ利用できなかったんですが、新しい総合事業は、それを持ってなくてもできるということで、事業にも種類が、幅が広がっております。結構種類がありまして、その中でボランティアさんができる活動であるとか、いろんな活動ができておりますので、そういう部分に関しては、運用のほうですね、市で頑張つて、そこは取り組んでいきたいと考えております。

それから、あと、新たな新総合事業で新たな制度になったわけですから、いろんな課題に対しましては、国、県に対しては要望を上げていきたいと考えております。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひとも住民の声としてね、届けていただきたいと思っております。

先ほど、保育士の賃金の話もありましたが、健康保険課も本当に専門的な分野で、例えば体を壊したりとか、余りの忙しさに精神的に疲れたりとか、そういう状況もあるようなことも聞いておりますので、やはり賃金の底上げ、人員配置を十分にすることでも含めまして、充実をしていただきたいというふうに求めたいと思えます。

続きまして、馬毛島の問題についてであります。この六月におおさか維新の会が、普天間の訓練移転について、勝手におおさか維新の会が、国会でまず提案をし、そして、沖縄県議会で提案をしたということ、馬毛島が今、浮上をしておりますが、地方自治法の第一条では、住民の福祉の向上を基本として、制度の策定実施に当たっては地方自治体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならぬというふうにありますので、ぜひこの観点からですね、この馬毛島への普天間基地の訓練移転や沖縄で起きている基地があるがゆえの今の実態、自治体としてはどのように感じているか。そして、馬毛島に普天間の負担軽減だということ、浮上をしておりますが、このようなことをどのように担当課では受けとめておられるでしょうか。

〔副市長 坂元茂昭君〕

○副市長（坂元茂昭君） 市長の見解として御答弁をさせていただきます。

平成二十三年度当時、防衛省から説明がございました。現時点に

おいてはFCLP施設と考えているということでございます。ただ、今後、さらにこういうような形で使いたいという、こういうようなことがあるとすれば、この地元とよく相談をさせていただければならないとの発言がございました。

さらに、北澤元防衛大臣は、衆議院の安全保障委員会の場におきまして、馬毛島への嘉手納基地からの戦闘訓練移転も含まれているのではないかと質問に対しまして、負担軽減という面から見れば、FCLPの場所を特定すれば、ここに訓練移転の幾つかは配置ができるのではないかと発言をされております。

最近では、日本維新の会による沖縄の負担軽減策といたしまして、活用の動きもございます。

あわせて、他の基地の状況を見る限り、やはり交付金等を盾に規模が拡大していつているのは事実でございます。将来的な不安がある中に、安易に受け入れることなどあつてはならないことですが、一度受け入れたら後戻りはできません。一時的なことではなく、将来をしっかりと見据えた対応が必要だと考えております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） おおさか維新の会の方が特に強調しているのは、沖縄の負担軽減につながるからなんだ、沖縄の人の気持ちを配慮すれば、馬毛島への負担軽減もあつていいのではないかと、そういう、次にもっと広げて国防の問題ということを持ち出して、おりますが、やはり地方自治体の住民の命、暮らし、安全、財産を



守るところでは、本当に拒否をするということが当たり前の、住民が暮らすということを考えればですね、当たり前のことだというふうに思います。なので、沖繩の負担軽減には全くつながらないことは火を見るよりも明らかだというふうに思います。

それから、質問に出しておりますが、飛行経路のことについて発言をしたいと思います。

再三同僚議員が、自衛隊の飛行経路を示しまして、種子島・屋久島には当たらないんだということをずっと言っておりますが、この訓練は、あくまでも、まず、FCLPの訓練だけじゃなくて、この前、防衛省と馬毛島対策特別委員会の交換会のときにも、先ほど、同僚議員が発言しておりましたが、本当に防衛省としては机上でつくただけ、そして、米軍が「これではだめだ」と言えばそれは白紙に戻るといふ状況だったと、私も認識しました。そしてまた、FCLPは、突然、FCLPだけじゃなくて、まず、自衛隊の基地を整備してから、それから、FCLPがセットになってやってくるというのを、防衛省の担当の課長さんが言っておられました。

飛行経路についてなんですけれども、防衛省の説明しているのは全くのごまかしで、飛行機は横風に弱いということが専門家の意見でよく聞かれます。横風に弱いということは、種子島は北西の風が強いので、北西に向かって飛ぶというのが常識だと思います。ましてや自衛隊の皆さんは、これは常識になってるじゃないかなというふうに思います。素人判断でもそういう話を聞けば、馬毛島のあの

滑走路というのは、東西に延びてる滑走路を当然使わないと訓練にならないんじゃないかなというふうに思うわけです。

騒音についてもですね、スーパーホーネットと呼ばれる戦闘機は、時速二千キロは飛ぶんだそうです。戦闘機で訓練中の平均速度は四百五十キロ、そして、分速になると七・五キロメートル飛ぶということでした。これはパイロットに聞いた話なんですけれども、軍用機は翼が横に広がってないです。三角に、鋭角になってるので、失速すると落ちる危険性があるんだそうです。だから、スピードは落とせません。そして、タッチ・アンド・ゴーのときは、滑走路に入るときは三度という角度で滑走路に入らなければいけない。だから、種子島から三度の角度で入るとなると、種子島東海岸から上空をずっと低い三度の角度で滑走路に進入をして訓練をするというふうになるそうです。しかも、連隊がですね、四機から八機編成での訓練、一グループ四機ということになりますと、二グループ来ると八機が回るわけですけども、大体五分と計算すると、四機で上空での待ち時間が二十分かかるといふことですので、分速にすると百五十キロメートルの範囲を三機が飛び回っている状況を想像できるのではないかなというふうに思います。

ここから自治体の職員の皆さんの答弁を求めたいんですけど、本来、やはり住民の福祉や暮らし、そして、財産を守るべき自治体の役割として、これは政治的な立場でも何でもなくてですね、地方自治体が本当に住民の命、暮らし、生活、財産を守る、そういうこと

の防波堤としてこの役割は、ぜひ自治体としてですね、堅持して、發揮していただきたい、そういうことを思っておりますがいかがでしょうか。答弁できませんか。

○議長（永田 章君） 答弁ができませんかね。

○副市長（坂元茂昭君） 飛行経路の問題。

○一三番（橋口美幸さん） そうですね、飛行経路もですし、やはりそういう騒音がある中で、自治体の役割として住民の暮らしを守るといふ防波堤の役割が自治体には課せられてるんじゃないでしょうか。そのことをどう思われますかという質問なんですけど。

○議長（永田 章君） これは、副市長の立場で答えることは難しいと思いますが。

○副市長（坂元茂昭君） 飛行経路の問題については、市長の見解をお聞きしておりますので。

○一三番（橋口美幸さん） じゃ、それで。市長の見解をお願いします。

○副市長（坂元茂昭君） それでは、市長の見解についてお答えをいたします。

以前、防衛省からは、種子島・屋久島に騒音がかからない飛行経路ということで予想図を示された中で説明を受けたということでございます。飛行経路の設けるということにつきましては、しっかりと米側との調整をさせていただきたいということの趣旨で説明を受けたということでございます。

しかし、六月の議会との特別委員会との意見交換会の中では、しっかりと、実際、馬毛島での調査をしないとわからないということを言われ、そして、机上の上での想定によるものとの説明があったことから、この飛行ルートにつきましてはまだ不確定な部分であるということ認識をしております。

あと、これにつきましては、市民の安全・安心を守っていくのがやはり行政の務めということで考えております。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ防波堤としての役割を發揮していただいて、住民の福祉、暮らし、財産、地域の歴史・文化を守り抜くために、一緒に頑張っていたいただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、榕城中学校跡地の活用についてお伺いしたいと思います。

看護学校を設立するという案が出ておりますが、この看護学校を設立する場合は、今の榕城中学校跡地は用途地域を変更する必要があるというふうに文書の中には書いてありましたが、なぜわざわざ用途地域を変更する必要があるのかをお伺いしたいと思います。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

用途地域をなぜ変更する必要があるかということですが、榕城中学校跡地は、今、低層住宅の第一種低層住居専用地域ということで指定をされてございます。その地域については、通常の学校は設

置ができるんですけども、短大とか大学については設置ができないというふうになってございますので、そこを変えなければできないということですよということです。

以上です。

○一三番（橋口美幸さん） 低層地域になってるということは、やはりそれを守るべきだというふうに思います。看護学校を設立する場合、その用途を変えてまでする必要がどこにあるんだろうかというふうに、まず、疑問があるんですけど、県内の看護学校の実情を調べました。今、看護学校は、看護師養成所五年課程が六校五百六十人の定員、看護師養成所二年課程が四校で三百十人、准看護師養成所五校百六十九人、ほかに、鹿児島大学大学院、純心女子大学、保健師、看護師、助産師の養成校などが三十一校あります。この学校で千八百三十九人が定員となっておりますけれども、平成二十七年の五月、一学年の学生は千四百十九人とどまったという結果が、西之表保健所の文書の中にありました。四百二十人が定員割れとしている中で、この種子島で看護学校を設立して、本当に一学年九十人が集まるんだろうかという展望が、どのようにすれば見出せるのかというのが、まず、疑問の一つです。

それから、卒業後ですね、鹿児島でこういう有名な学校を卒業した生徒さんたちは、ほとんど、ほとんどと言うか、県内に残る卒業生は半分の人数にとどまるんだそうです。半分の卒業生はほとんど県外に出て行って、それはなぜかという、やっぱり高度な技術が

守りたい向上心、都会への憧れ、そういうのもあるのではないかと思われるというようなことでした。これは、多分、皆さんも持っている数字だと思うんですけども、そういう中でも一学年九十名ですよ、九十名が集まる展望が持てるのかどうか。そして、卒業後もこの島に残って医療の現場についてももらえるかどうかというのをどのように見ているのかをお伺いしたいと思います。

○行政経営課長（神村弘二君） 御質問の部分がちよつと前後するのもかもしれないですが、まず、お答えをいたします。

前提として御理解をいただきたいというのが、この構想については人口減少問題にどう対応するのかということが一番大きな問題です。地方公共団体が大学の設置とかに取り組む場合については、当然、地域活性化だとか、高等教育を受ける機会を増やすということももちろんあるわけですが、その地域活性化の手段として短大なり大学を設置をする、誘致するというのは大きな目的としてございます。今言いましたように、考え方としては、人口減少問題にどう対応していくか、特に、高校卒業後の進学先、進学先が島外にならざるを得ないという状況の中で、十八歳から特に二十二歳ぐらいの若い世代の人口減少が著しいという状況がございます。そういう中で、少しでも若者の人口を増加させる手だてがないかということの可能性を探っているということでございます。

短大ということになりますと、十八歳から二十歳までということになるわけですが、そういう方々が八十人の三クラスですから二百

四十人、常にこの地域にいるというような状況というのは、非常に活性化に向けてすばらしいことだというふうには、私は思います。そういった状況がつかれないかということでもございまして、必ずしもその全ての人がこっちに残って仕事をしてもらおうということを目的にしてるといわけではございません。もちろん残っていただいで結婚でもしていただいて、住んでいただければ、それにこしたことではないんですが、そこを目的にしているわけではないということでもございます。

よろしいでしょうか。

○一三番（橋口美幸さん） 常に二百四十人の人が来れば、それは人口減少に歯どめをかける、対応すると思う施策になると思います。が、来ないことのほうが危惧されるんじゃないかということ、私は言ってるんですね。

これは、設置経費の検討もされておりますけれども、八億五千五百六十万円で、設置スケジュールも大体文書からいきますと、平成三十年度開校を目指しているという文書もあり、そこは流動的だという説明もいただきましたが、とにかく、この三年中にはそういう方向を目指してるんじゃないかというような文書を見るようなことでした。

ですが、私は、今の中学校の建物を、榕城中学校跡地の建物を生かした活用の仕方というのは、本当に市民が看護学校設立よりも求めているものの方が、市民の声がよく聞こえてくるのは、市立図

書館を、やっぱり高齢化になったり、階段が上がっていくような市立図書館ではなくて、やっぱり平土間で広い図書館がいいんじゃないか。それから、榕城児童クラブが、あそこでは四十人、今、あの部屋に入ってるんですけども、あれでは本当に手狭です。私も児童クラブ、ずっと関係してるんですけども、働く側にとっても、もちろん子供たちにとっても、活動が本当に狭められて、特にこういう商店街の中の榕城小学校の子供たち、もつと広いグラウンドが必要になってくるんじゃないかなと思いますので、榕城児童クラブを移行させたらどうかなど。

それから、先ほど議論しましたにこにこひろばですね、やっぱり広い場所が子供たちにとって必要じゃないかなというふうに、学校の跡地というのはそれほど、資料の中にもありましたが、耐震構造がしっかりしてる校舎もあれば、ちよつと手直しをすれば使えるという校舎もあるという報告がっております。そういう文教地を生かして、今の低層地域をそのまま生かして、種子島の文化や歴史を学ぶ資料館も含めた、本当に文教地にふさわしい、市民が集えるような場所をあそこにするというのが望ましいのではないかなというふうに私は思います。ですから、看護学校設立については、本当にそういう自信があるのであればという言い方はおかしいですけど、そういう九十人集まるという展望も持てるのであれば、やっぱりほかに場所を再度検討していただき、この榕城中学校跡地は市民のために活用をしていくという方向をぜひ検討していただきたいという

ふうに思うんですが、担当課の考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（永田 章君） 橋口議員、ちよつと政策提言に近いと私は思いますが、いかがでしょうか。

○一三番（橋口美幸さん） 手を挙げてらっしゃいます。

○議長（永田 章君） それを含めて答弁ができませんか。

○一三番（橋口美幸さん） 最後に。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えいたします。

榕城中学校跡地については、いろんな方がいろんな用途に使ったらいんじゃないかというような御意見を伺っております。ですから、聞く人によって答えもいろいろあるのかなというのが、私の素直な感想でございます。

御理解いただきたいのは、何度も御説明をしてるというふうに思いますが、でも、高等教育機関については、もちろん可能性について検討していくという姿勢は変わっておりません。ただ、榕城中学校跡地ということで決めているわけではない、ましてや高等教育機関をつくるということ自体も、まだ決めているわけではない。あくまでも検討段階でございます。

そういった意味では、庁内の中でも公共施設管理運用検討委員会だとかいろんな会もございますので、そういった中で榕城中学校跡地についてどう使っていくのかというような検討をしていく必要はあるんだらうというふうに思います。

ただ、そこを検討する中で、高等教育機関の可能性がりますよ

というのが出てきて、榕城中跡地は適地ですよねという話になってくれば、そのときにはどうやらできるかということについて検討していくことにはなると思えますが、今の段階では、まだそういう段階ではないということで御理解いただきたいと思えます。以上です。

○一三番（橋口美幸さん） ぜひ前向きにですね、市民の声をものと拾っていただいて、それで、最終的にどういう形になるかはわかりませんが、ぜひその広報はですね、して、ある意味水面下でそういうことが進むのではなく、市民と一緒にこの大事な榕城中学校跡地活用をですね、議論をしていただきたいというふうに求めまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時三十分ごろより再開いたします。

午後二時十八分休憩

午後二時三十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一二番 長野広美さん登壇」

○一二番（長野広美さん） しおさい留学についてお尋ねいたします。

西之表市の児童数の減少並びに鴻峰小学校に続き立山小学校も閉校となってしまった現在、小学校を維持し、存続させることについては、各校区と行政が一体となった対応が求められています。小規模校対策に対して始めたしおさい留学ですが、南種子町では今年、二十一回目となります。毎年、定数を大幅に上回る募集状況で、三十名が各小学校に配置されています。全国の取り組みの状況を見ますと、平成二十五年度となりますが、小学生が三百六十一人、中学生が百九十六人、この留学制度を活用しており、鹿児島県、特に種子島・屋久島・トカラ列島などの県内離島での取り組みは、全国的にも多く、上位に占める状況になっております。その背景には、児童数の厳しい減少と同時に、一方で、留学生が充実した体験を経験していることにあるのではないのでしょうか。この南種子町の取り組みを成功事例として位置づけ、ぜひ本市の減少を続ける小学校児童数に歯どめをかけられるよう願って、一般質問を行いたいと思っております。

まず最初に、今年度の取り組み状況について、また、この状況の中で課題がどこにあるのか説明を求め、以下は質問者席から行います。よろしく願います。

〔学校教育課長 赤崎晃洋君〕

○学校教育課長（赤崎晃洋君） それでは、まず、今年度の取り組み

み状況と課題についてお答えします。

今年度は十三名の応募があり、現在、里親四世帯で六名の留学生がおります。内訳は、上西小に一名、伊関小に一名、現和小に二名、古田小に二名です。なお、古田小の二名のうち一名は孫戻しの留学生です。

今年度の主な取り組みといたしましては、種子島しおさい留学推進連絡協議会の実施以外に三つの取り組みを行っております。一つは、年度当初に行っております種子島しおさい留学説明会です。実親が来ているこの時期に、里親を初めとする関係者が一堂に会し、お互いの顔合わせや留学に当たった際の留意事項を相互に確認しております。次に、種子島しおさい留学に関する県外への広報活動の強化です。今年度は、募集用の大型ポスターを作成し、関東・関西地区の主な公共機関二十五カ所に掲示依頼をしております。最後は、里親を囲む会と種子島しおさい留学推進連絡協議会における里親との意見交換を中心とした連携です。この取り組みにより、里親の苦勞や悩みなどを関係者で共有し、今後の方針や支援のあり方を具体的に探る機会としております。また、今年度は、新たな試みといたしまして、留学期間終了時に修了式を計画しており、実親、里親の見守る中、修了証書を授与する予定です。

今後の課題といたしましては、新たな里親の確保が挙げられます。各校区には少なからず里親に興味を持っておられる方がいらっしやいますけれども、引き受けていただくまでには至っておりません。本

年度、里親の経済的負担を軽減するために、助成金を三万円から四万円に増額したり、里親募集を校区全体に拡大したりしておりますが、今後、当初見込んだ十名程度の留学生を招致していくためには、それに見合った数の里親の確保がどうしても必要であると考えております。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 御説明いただいたとおり、今年度は募集が十三名あって、その中で実際に受け入れたのは六名という御説明でしたが、国上小学校では、孫戻しというような受け入れがあったかに聞いてたんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） 孫戻しにつきましては、古田小学校のほうで一名ございます。孫戻しというのは、その名のとおり祖母のところに帰ってきてそこから通うということでございます。

以上でございます。

「教育長 立石 望君」

○教育長（立石 望君） 国上小学校の孫戻しの件ですけれども、最初、応募があったんですが、途中でですね、もう引き上げるということでした。最終的には希望がなかったということです。

○一二番（長野広美さん） 御説明ありがとうございます。

今、御説明いただいた中でですね、やはり里親探しは、実は一つ大きな課題ではないかなと受けとめております。せっかく十三名応募いただいた中で半分以上の方には、結果的にはお断りといった

結果だったんだろうと思います。そういった部分で幾つか御提案を含めた議論をさせていただきたいと思いますが、一つ、里親への負担軽減については、月ごとの支払いの増額分は説明を受けたとおりですけれども、例えばですね、放課後や週末の児童の過ごし方について、里親の負担が少し大きいのではないかとというふうなところも見受けられます。そこで、児童クラブを設置することの確認ですが、もしくは日曜日の児童館の扱い、そういった部分で子供たちがですね、もつと里親の手を離れて活動できるように支援体制はどのように becoming のか、御意見を伺えればと思います。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えをいたします。

ただいま御質問の放課後や週末の留学生の過ごし方でございますけれども、学校からの情報では、ほとんどこの六名につきましては、放課後は友達と遊んでいる、もしくは里親の手伝いをしていて、中には、これは一名でしたけれども放課後は児童クラブ、土日は近所の方と外出している、このような形で一般の子供たちとほぼ同じような過ごし方している様子が見受けられる次第でございます。

以上です。

○一二番（長野広美さん） まだ、人数が全体的に六名ということでしたが、児童クラブが設置されてないところもまだ小学校にありますので、少なくとも選択肢を増やしていただきたいというふうに思います。

次の質問に掲げましたけれども、教育委員会の役割、また、それ

ぞれの実行委員会が校区ごとに設置されてるわけですが、それぞれどのような取り組みになったのか。一部は、先ほど御説明いただいたとおり、行政としては説明会、また広報活動等を御紹介いただきました。それとあわせて加えることがあれば説明をお願いいたします。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） それでは、教育委員会の役割と各実行委員会の役割について御説明申し上げます。

現在、西之表市種子島しおさい留学推進連絡協議会の事務局を学校教育課に置き、留学制度の広報啓発、受け入れ児童の募集、決定、里親の連絡調整及び指導助言、各小学校の実行委員会の連絡調整、指導助言などを行っております。また、各実行委員会において、定期的な会だけではなく、学校行事等で来校された地域の方々、留学制度や里親募集についてさまざまな形で広報啓発活動を行っていただいております。特に、里親確保につきましては、教育委員会と各実行委員会が情報連携を行い、里親に興味を持たれた方に本事業の詳細について御説明し、里親についての理解を求めているところでございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 地元の各地域の、これは設置されてます実行委員会の役割についてですけども、もともと大字地区の小学校では子供を大変大切にするといった状況がありますので、積極的にですね、例えば募集についての協力のあり方、それから、実際

に留学生の受け入れの際の出迎え、もしくは送り出し、さらには地元行事への参加等、積極的に協力していただいているというのは重々理解しておりますけれども、また一方で、なかなか里親を増やすといった部分ではハードルが高いかなというふうに実感しております。そういった部分で、その実行委員会とは別に、留学生が配置される学校の中ですね、もう少し小まめに里親の状況、留学生の状況、また、それについて直接の保護者の皆さんが来られた際にも積極的に面談をする、一点目、あと、そういった面談の結果をですね、やはり次の取り組みにも生かすためにも記録を残すと、そういった取り組みも有効ではないかなと考えてるところです。いかがでしょうか。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） 御指摘のとおり、非常に各実行委員会の役割というのが、この里親の確保につきましては大きい部分がございます。そこで、今現在、各実行委員会におきましては、年間大体平均五回程度開いていただいておりますけれども、これにつきましても一番少ないところは年間二回、多いところが八回と、さまざまな取り組みの状況にも若干違いがございますので、そのあたりを広報活動を行う、里親を確保する機会を増やす方向で、我々としても調整をかけてまいりたいと思っております。

○一二番（長野広美さん） あと、やはりですね、今回のこのような里親制度を今後につなげていくためにも、一年ごとにですね、送り出す保護者の皆さん、受け入れる里親、そして、留学生本人も、



やはり大きな環境の変化の中で頑張つてるといふ意味ですね、先ほど、終了式を行いますという御説明いただいて安心したところですけれども、やはりその頑張りをですね、ぜひわかりやすく、声高らかに評価してあげていただきたいなと思うところです。

また、全国の事例を見ますと、実は、この里親の負担がですね、やはり大きな課題になってるかなと感じております、これもインターネットで調べたところですね、全国のこの里親制度の導入の中では、例えば寮制で取り組んでおられるところ、また、家族ごとで受け入れて、一年間なり二年間なりですね、体験していただけるといふような受け入れの手段等もやはり実績があるようです。

このような取り組みについての検討については、どのような状況でしょうか。もし教育長、よろしければ。

○**教育長（立石 望君）** 全国的にはですね、長野県や北海道あたりでは、寮をつくってそこで受け入れて地元の学校にというのがあります。また、大島ではですね、家族留学ということで、母親と一緒に留学してくるとかですね、そういう制度も県内でもやっているところがあるわけなんです、本市の場合はですね、まだそこまでは考えていないんですけれども、先ほどから課長のほうからも説明がありましたように、来年度、平成二十八年度、平成二十九年度、できれば二十名ぐらいは留学生を入れたいなというふうに思っております。そのためには、里親をどうしても確保していかなきゃなりませんので、寮とか、その家族の留学というのがありますけれども、

とりあえずは単独での留学ということに力を入れていきたいというふうに思っております。

○**一二番（長野広美さん）** 今後、どの程度、この留学生、しおさい留学ということですね、本市としては受け入れ、そして、そのための準備をされていくのかなというふうにお伺いしようと思つたんですけど、今、教育長のほうからお答えいただいたように、十名から二十名程度と。そういう中で、改めてもう一度、実は、市内の小学児童数の推移を確認したいと思えます。今現在、この本市の児童数そのものについてですね、ちょっと御説明いただければと思います。

○**学校教育課長（赤崎晃洋君）** 平成二十八年の五月一日現在、小学校の児童総数が八百六十七名となっております。

その推移といたしましては、平成二十年度から見ると、やはり特にここ五年の推移を見ますと、二十名から三十名程度毎年減となっている状況が見られます。

○**一二番（長野広美さん）** この後、私、実は、大字地区の活性化に向けても質問を準備してありますけれども、本市の人口減少につきましては、平成二十八年の八月三十一日現在で見てもですね、大体六年間で約六%ほど減少しております。ところが、今、御説明いただいた小学校の児童数はそれを上回る規模で、実は数が減少しているのが実態であるかなと、改めて思いました。

そういった中で、このしおさい留学の充実に向けて、教育長のお

答えでは十名から二十名程度というふうなことを御回答いただきましたけれども、ぜひですね、里親を探すということが大きな課題であります。そういったことも含めて、地域の皆さんとともに、この小学校の存続に向けて努力していただきたいと思えます。もう一度、教育長、お願いいたします。もしつけ加えることがあれば。なしですね。わかりました。

では、ぜひですね、最低でも十名、二十名規模をですね、目指して、ぜひ地域の皆さんとともに頑張っていたいただきたいと思えます。次の質問に移ります。

大字地区の活性化、それから、種子島定住促進住宅等について伺います。

大字地区の活性化に向けた取り組みについては、地域支援課といった課がですね、新たにこの西之表市長の長野力市長の大きな課題の一つと位置づけられて、新しく設置されました。

そういった部分の中で、実際、本市の人口減少との対比、全体的な対比の中で、大字地区の減少、もしくは大字地区の状況について御説明お願いいたします。

「地域支援課長 大瀬浩一郎君」

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

大字地区の人口の状況ということでございますけれども、直近の十年ぐらいで、出典は統計西之表でございますけれども、そちらの人口の変遷をちょっとお知らせしたいと思えますが、十年間で大体市全

体で一〇・八九%ぐらいの人口が減っております。先ほどの議員の御説明の六年間で六%と大体同じで、一%ぐらいずつ減っております。その中で、いわゆる市街地といわれております榕城校区、下西まで含めるのかどうかちょっとわかりませんが、大体七・三三%とかそういった数字でございます。それ以外のいわゆる大字といわれている地域でございますけれども、やはり一番大きいところでは二四%から十数%以上の人口の減少というふうな状況でございます。我々が地域を回りましても、やっぱり活力がなくなってきたりというのが現状でございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） また、この活力がなくなってきたという部分で、私はたまたまですけども、この六年間の比較をしてみました。その中で一番人口の減少率が高かったのが古田、安城地区の一六%になります。また、立山、上西地区が一四%、伊関地区も含めてこの三つの校区がそれぞれ一四%の減少、現和校区が一%、以下、八%から六%、五%という状況になっております。

こういった部分を見ますと、非常に地域格差が大きいというふうな考えておりますが、このような現状に対して地域支援課としてはどのように受けとめておられるのでしょうか。

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 人口の減少の状況につきまして、おっしゃいますとおり各校区によつてそれぞればらつきがございます。その人口減少の極めて少ないところが、実は、減

少率は小さかったりするんですけども、実は、もうそれ以上減る余地がないという状況の中でそういうふうな状況が出てきているんだろ  
うなと思います。率で話をしますとなかなか難しゅうございますけ  
ども、実数のところがすごく減つてるところと、あと、状況として  
率が減ってきてるのですごい危機感を持つてるところ等、各校区に  
よっていろいろな状況かと思えます。

以上です。

○一二番（長野広美さん） そのような各校区の非常に異なった地  
域、非常に小さい地域、急速に減る地域、あと、もう一つ、実は顕  
著な地域間格差というのが、いわゆる高齢化率も一つあるかと思っ  
ております。例えばですね、この八月末現在が一番直近の数字とい  
うふうに資料をいただきましたけれども、一番高齢化が進んでいる  
のが立山校区、また、安城校区も五〇%を上回る状況で、残りの大  
字地区が四〇%を超えるという状況にあるわけです。これは、また  
一方では、この高齢化率が低い榕城、下西校区が、以前に比べても  
その割合が低いというのは、若い世代が榕城もしくは下西といった  
町中に集中する度合いが高くなつてるといふ傾向がまだ続いてると  
いうふうに認識するんですけども、いかがですか。

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 高齢化率との関係は、やはりそ  
のような状況だと思えます。実数でいろんな状況の数字が手元には  
ございませんけども、各校区回りまして、そのときの感触からいき  
ますと、市全体としては人口が減ってきてる、その中でもやっぱり

大字校区というのは減り方が顕著である。下西とか榕城とかという  
のは、そんなに減つてないという状況の中で、ほかの状況も見ます  
と、市民アンケート調査とかそういった状況も見ますとですね、や  
はり若干ではあると思えますけども、市街地への流入というのはあ  
るのだらうと思えます。それが、どういった状況の中で、例えば学  
校に子供を出すタイミングですとか、結婚のタイミングですとか、  
いろいろあるとは思いますが、そういう傾向はあるんだらう  
なというふうに考えてございます。

○一二番（長野広美さん） 今、市民生活課のほうではですね、人  
口統計が月ごとに必ず出ておりますので、今、課長が答弁いただい  
たように、その地域を回つての実感ということも確かに大切ですが  
れども、具体的なデータは必ず確認していただきたいと多く思いま  
す。当然のことだと思います。

その中で、ここ何年かですね、この地域支援課としては、若者定  
住促進事業というもので地域との格差是正、課題解決につなげよう  
という取り組みをしてこられました。その成果について説明をお願  
いいたします。

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

成果という言い方ができるかどうかちょっと疑問の点もございま  
すけども、実数として、いわゆるその若者定住の事業の建物を  
つくるといふものの補助金と、あと、リフォームの関係の補助金、そ  
れと、家賃の関係の補助金の事業をやってきてございます。平成二

十四年度から、平成二十四年、平成二十五年、平成二十六年で行いまして、平成二十七年はちよつと拡大をいたしました。若者だけではなくて、建築の分については年齢対象を広げましたので、そういう変更もございましたが、平成二十四年から累計で、戸数的に建築、リフォーム、家賃補助を含めて何らかの異動があった人、全体で四十九戸でございます。その中の内訳といえますか、人数的には百四十七名の方々が建築なりリフォームなり家賃の補助などで動いたというふうな状況でございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） これは、事前に課長にもお願いしてありましたので、これを先ほどの大字地区で分けてみると、どのような実績になりますか。

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

総体でよろしゅうございますか。総体の中で、戸数でいきますと、榕城校区が四十九戸のうちの十四、あと、上西二、下西五、国上八、現和四、伊関三、安納四、古田二、住吉六、中割一、そういった状況になってございます。

以上です。

○一二番（長野広美さん） 今、おおよそ百四十七名の成果ということで御説明いただきました。

ちよつと気になったのが、榕城校区に区分されてる皆さんが、当然、榕城校区の中にも大字地区に類似するような地区もございませ

ので、そういった部分も含まれるんだろうと思いますが、この実績を踏まえた上で、今、現時点で成果というふうな評価をするすると、課長はどのようにこの取り組みについて考えておられるでしょうか。

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

人の移動の分で貢献できたという意味では、ある程度の貢献はできたんだろうなと思います。ただし、移動に関しましての補助金でございませので、その補助金がなかった場合との比較というのが、実はできてないと思っておりますので、そういったとこまで分析しまして、さらに取り組みを進めるか、ほかのやり方を考えるか、そういった検討も必要かなというふうなことは考えてございます。

以上です。

○一二番（長野広美さん） この四年間ですね、取り組んできたわけですから、成果という部分で、実際のところですね、これは全ての課に言えることだと思いますけれども、評価を必ずすることが、今、全ての事業については皆さん、想定されておられます。そういう説明も受けております。その中で、以前からこの取り組んでおられる若者定住促進事業について評価をお願いいたしました。その結果が、十分にあったのか、一定程度の成果があったというのは当然の回答でございますが、これが大字地域の課題解決につながっているのか。特に、こういった人口減少、高齢化が著しい中でこれを今後、さらに拡大すべきものなのか。そういった具体的なですね、中

身についての検討をしていただきたいんですが、それはされてないということでしょうか。

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 大字地域の活性化の取り組みという意味では、住宅だけにはとどまりませんが、実は、各地域の中の活性化の問題ですか、あるいは、そこに住むための例えば組織をつくるのか、事業をすれば、そういったときへの助成制度、あるいは、最近やっておりますのは、各地区の公民館ですね、ああったところでの公民館の維持補修的なものについてはあんまりやってませんでしたけども、そういったものを含めましてやってございます。

本日の御質問に関しましては、住宅が中心でございましたので、そういった面でお答え申し上げましたけども、そういったことも含めまして活性化の対策に関しましては、そういった取り組みを行ってございます。

以上です。

○一二番（長野広美さん） 確かにですね、地域の活性化を総合的に評価するという部分では、今、課長、お答えいただいたとおりでありますけれども、住宅活性地域はこの若者定住促進事業というところに限定して、当然、事業は一つ組み込まれてきてるわけですから、その成果として、人数が出てきましたが、地域のばらつきがありますし、その地域の高齢化率ですか人口減少幅の差がありますので、やはり具体的にですね、この事業をもっと活用していただける方法

はないのか、各地域との話し合いですか、この取り組んでるですね、課としての方針といった部分は、課内で十分に議論をして、それで、その次に地域の皆さんの実情に合ってるのかどうか、それをよりよくするためにはどうすればいいかといった議論は、それは当然必要だというふうに感じております。

今回は、今の課長の答弁では、私個人は不十分だと感じておりますので、また、この次、別の機会にも議論させていただければと思います。

また、もう一点ですね、この若者定住促進事業について一つお伺いしたいと思いますが、各地域でこの事業の必要性、また、今後のニーズの掘り起こし、そういった部分については、これまで四年間取り組んできたわけですが、どのような議論がなされてきたのか、あれば御説明お願いいたします。

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

課内での議論を前提としまして一定しておりますけども、各地域を回りましたときにそういった話を地域の皆様とお話をするということもやってございます。例年は、市長と校区の語る会みたいな場でやるんですけども、今年の場合は春先にですね、それとは別で、今年の事業はたくさん事業がありましたから、そういったものも含めまして説明会という形でさせていただきました。ただ、事業数が非常に多くなりましたので、この若者定住促進事業に対して深く議論ができたかという点、ちょっと疑問はございますけども、

そういった取り組みはさせていただきます。

以上です。

○一二番（長野広美さん） これ、私たちが大字地区の議会報告等でもですね、お話を伺うときに必ず出てくるもので、この事業の活用をさせていただきたいという説明は、やりとりはしておりますけれども、やはり若い世代に限定してですね、この事業は取り組んでるわけですから、やはりもう少し突っ込んでですね、この事業がどのようなところで改善すればより利用していただけるのか、そういった部分も課題として受けとめていただきたいと思います。

また、次の大字地区の公的な住宅供給のあり方についてお伺いしたいと思います。

私自身は、今回ですね、大字地区の活性化の中で、この住宅問題は非常に大きな課題の一つだと受けとめて、今回、この点について絞って質問したいと考えております。

また、これまでの一般質問で同僚議員がですね、やはりそういった公的な住宅のあり方、大字地区についても幾つか質問がなされたとおりに、やはり改めてですね、この人口減少の中で住宅供給というもの的重要性を、私自身は受けとめました。

特に、今現在、建設課の課長の答弁にいただいたとおり、市営住宅全てあきがないというふうにお答えいただきました。そういった部分で、今現在、実際のところですね、大字地区にはどの程度の公的な住宅が供給されているのか、そういった部分の把握はどこでど

のようにされているのか、それも含めて御説明いただければと思います。

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

私も、先ほどの建設課の答弁聞いてございましたけども、大字のこちらの市営住宅では三十二戸というお話でございました。

地域支援課のほうではですね、もともと教職員住宅だったものを地域活性化住宅という形で移管をいたしまして、整備した住宅がございます。国上と安納と立山に一戸ずつ、あと、中割に二戸あるんですけども、その戸数的には五戸整備がされてございます。しかし、残念ながら、そのうちの二戸はいまだにあいてございます。そういうふうな状況になります。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） また、これは、これまでもいわゆる公設の住宅供給のあり方については、まちの中と、それから大字地区では、そもそもが戸数が非常に偏っていると。都市部に、都市部といえますか、町なかのですね、住宅の割合が、私がいただいた資料でもですね、全体の半分以上が町なかにあります、大字地区をそれぞれ分散していくと大体二戸、三戸から六戸、七戸というふうな状況にあるかというふうに思います。そういう中で、実は、先ほどの同僚議員の質問がありましたけども、大字地区の住宅問題については、空き家の状況調査を行い、今後、空き家バンク等の制度的なものを検討したいというふうな回答をされておりましたので、その内

容についても少し具体的なところで御説明いただければと思います。

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

議論の背景と申しますか、もともとおとしでしたか、国のほうで空き家の特別措置法みたいな法律ができましたけども、そこが発端にもなっておりますし、そのいわゆる大字の活性化の話、空き家の活用の話もございませうけども、そういった背景がございまして、昨年度よりその空き家に対するの対策の部分と利活用の部分と、建設課のほうと地域支援課とまたがるんですけど、その両方の議論をさせていただきました。その中で、利活用に関しましては地域支援課のほうでやりましたので、建設課さんのほうが平成二十六年年度ぐらいまでで空き家の調査をもう実はやりました。その中で、空き家調査です、三百六十二棟ぐらい全体でありまして、その一旦把握はしてたんですけども、今度、しっかりやろうというところで、業者さんも雇いまして、今、調査に入るところです。やり方としては、水道の閉栓の状況とかですね、いろんな行政で把握できるところで大体の見込みを立てまして、今やろうとしているのが、各集落の集落長さんをお願いしまして、空き家の確認をしていただくとしてます。それを、今度は業者さんを雇ってございませうので、そちらのほうで調査に入ってくださいまして、全体的な把握をしたいということを考えてございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 確かに、国からの流れもありましたけれども、本市の先ほどから冒頭で議論させていただいてるとおり、大字地区の人口減少、高齢化率、大変厳しいと、そういう中で、若干ですね、違和感を感じるの、平成二十六年年度にそういった空き家調査をされているにもかかわらず、今、改めてというふうな御説明でした。できるだけ迅速に対応していただきたいというのが一点です。

あと、もう一点はですね、具体的にその調査をした結果ですね、何らかの形でもつとニーズを掘り起こしたり、マッチングさせたり、いわゆるその利活用の部分についてですね、これはどの課がいつぐらいにその制度として対応しようというお考えなのか、御説明をいただければと思います。

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

空き家調査の現地の調査票を今、持ってきてるんですけども、危険度とかですね、そういった家の状況も調べます。あと、空き家を持つてらっしゃる所有の方のその先々どういうふうにしたのかというふうな、そういうふうな意思も確認しますので、いわゆる対策の部分ですね、危険なものを除去するとか、衛生的なものを考えるというのはそれぞれ所管がございませうので、衛生関係であれば市民生活課、危険の除去であれば建設課、それぞれでございます。利活用ということになりますと、一旦の窓口は私どものところで、地域支援課のほうで調べまして、それを庁内で情報共有させていただきます。

して、我々のところで整備する必要があるれば、ほかの対策に使いますし、ほかの課のところでそういった施策が考えられましたら、そういったところで活用していただくことになると思います。

ただ、情報は一元化しないといけませんので、一旦の情報の窓口はうちに、地域支援課になると思います。

以上です。

○一二番（長野広美さん） まだちょっとよくわからないんですけども、今年度ですね、いわゆるその調査事業を行いますという御説明は、年度当初も伺っておりますが、今言いましたように、公的な住宅供給の状況もほとんど厳しい状況の中で、できるだけ私たちが地元の大字に住んでいてもですね、空きを探しておられる方がいらつしやる中で、こういった一元化されて、できるだけ速やかに住宅提供していきたいという方向性は、当然、持っておられると思うんです。いわゆるU・Iターンの皆さんへの情報提供もその一つであるかと思いますが、その利活用について、具体的には来年度というふうに考えてよろしいんですか。何か具体的な説明が全然伝わってこないんですけれども。

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

空き家を調査をいたしまして、空き家バンク的なものをつくるわけなんですけれども、いわゆるプラットフォームができるんだというふうな認識を持ってございます。空き家ができてまして利活用できる空き家が、本当に空き家として、住宅として供給できる事業、で、そ

の空き家を一定整理しまして、公的な事業とか公的な支援を入れられるような事業、そういったものはいろんな可能性があると思います。今日の午前中の答弁の中でU・Iターン者対策の中で、私、答弁入れましたけれども、それにも使えると思います。U・Iターン者対策だけに限られるものでございませぬので、いわゆる政策のプラットフォーム的なものが整備されるんだというふうに考えてございます。

以上です。

○一二番（長野広美さん） いわゆる課長の答弁されてる部分は、一定程度理解してるところでございませぬけれども、大字地区の活性化に向けて、今回のこの空き家対策の事業はどのように反映されるというふうに考えてらつしやるんですか。その点だけお願いします。

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

やはりその地域に住んでもらうためには、議員御指摘のとおり、住というものは非常に大切でございませぬので、そういったものにこの情報を利活用をしていただきたいと考えてございます。

○一二番（長野広美さん） そのためにはですね、一つは、もちろん先ほどから申し上げてるとおり、地域の自治会、地域組織、そういった部分とのできるだけ密な意見交換、議論をしていただくことと、それから、できるだけ計画をですね、わかりやすく伝えていただきたいと思います。

もう一つの質問は、島元気郷事業の現状について、また、その利



用についてお伺いしたいと思います。

こしばらくですね、インターネット上では、空いてる戸数が多いというふうに感じております。この取り組み、せっかくつくったものですので、ぜひ積極的に利用していただきたいんですが、この空き家の状況の解消というふうに向けてどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

島元気郷事業の住宅、上西に新設で六戸、あと、借家といいますが、借りてるものが十三戸ございまして、その中の一つは、空き家が多いというのも背景にあるんですけども、一応、お試して短期滞在型でやってみて、それから、試していただくのを考えてございまして、その住宅を、今、最近、工事が終わりましたので活用したいと思っております。

空き家の解消の方法のこれからという話なんですけども、やっぱりその地元の方と色々な話、色々な丁寧な説明が必要でしょうし、U・Iターンの事業、最近、イベントで島から出ることも多いんですけども、そういったところでの周知とか広報活動というのは、しっかりやっていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○一二番（長野広美さん） 島外の方たちには積極的に利用していただきたいというのは当然なんですけれども、今、現状では、ほとんどインターネット上で紹介されていたりするんですが、それ以外

に何か具体的に紹介する手段とかというのは検討されているということでしょうか。

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 今、空き状況から、広報的にはですね、パンフレットをつくりまして、一般的な広報はしております。先ほど申しましたように、各集落に行きましたときにそういった説明をするのと、あとはイベントでの広報、現在のところはそこまでございます。今、地域おこし協力隊、結構人数が入ってるんですけども、彼らのほうとでも情報共有してございますので、そういったところで情報が広げばいいなというふうに考えてございます。

以上です。

○一二番（長野広美さん） ぜひですね、この移住者の皆さんに種子島に来ていただく、本市に住んでいただくという方針も大きな課題の一つでありますし、大字地区にとっても起爆剤になるだろうと期待されてる部分ですので、もうちよつと積極的にですね、例えば経済観光課なんかでもさまざま島外に向けてのイベント等に参加されますので、そういった部分の連携強化はぜひ積極的にお願いしたいと思えます。

最後に一つだけ、中割地区で今年度取り組んでおられますが、宿泊施設等も含めた地域の活性化施設といった部分の事業は、もちろんこれはまだまだ経過途中であるというのは認識しておりますけれども、このようなですね取り組みは、もう少しですね、一つの地域

の取り組みというよりは、市全体として、先ほど申し上げたとおり、その島外の皆さんに連携して、しっかり続けてですね、対応していただきたいなど。その上でこの施設のあり方についても議論していただきたいなど考えております。それはどうかといいますが、島元気郷のようにですね、家族向けの住宅もあれば、先ほど言われたように、今度新たに短期型の受け入れも可能だという施設をつくられます。また、一方で、いわゆるその低価格な宿泊施設にするのか、もう少し中長期型に滞在していただくのか、そういったトータルな部分はどこかの視点で持つ必要があるかなど考えるんですけども、それは恐らく地域支援課が必要になってくるんだろうと考えておりますので、そういった部分もぜひ検討していただければと思います。

今のは要望でしたので、次の漁業支援の質問に移りたいと思います。

まず、種子島漁業協同組合の水揚げ、また、漁業者数の実態状況について御説明をお願いいたします。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

種子島漁業協同組合の組合員の推移につきましては、平成二十五年度二百七十五名、平成二十六年二百七十名、平成二十七年二百六十三名となっております。

また、水揚げ量については、平成二十五年度が五百四十トン、平

成二十六年が五百五十五トン、平成二十七年が五百六十六トン、金額については、平成二十五年が三億四千四百万円、平成二十六年が三億八千万円、平成二十七年が三億八千三百万円と、ほぼ横ばいの状況でございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） この水揚げの量、それから、いわゆる漁師さんたちの状況についてですけども、これを平均的に漁業従事者の皆さんが所得水準で考えたときに、どれぐらいの所得層におられるのか、一定程度の何か指標になるものがあれば御説明お願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 手元の資料でいきますと、離島漁業再生支援交付金の資料に基づきまして、活動集落の五浦の平成二十七年の、これ、世帯別になるんですが、世帯の所得の平均につきましては、百七十七万六千円でございます。高い集落が三百四十一万円、低い集落で六十九万円という状況でございます。昨年より十五万七千円ほど増額をしているという状況でございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） ありがとうございます。

私のほうもですね、単純な考え方としては、水揚げ量をおおよそ人数で割った部分で、およそ百八十万円ぐらいかなと思っておりました。この百八十万円が漁師さんたちの漁業収入、所得ということになるかと思いますが、このような大変厳しい状況の中で、

本市の漁業支援といった部分ではどのような取り組みがあるのか、簡単に御説明お願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） まず、離島漁業再生支援交付金を活用しました各浦々の支援等がございますし、また、平成二十五年度から燃油の高騰に対応しました燃油助成等で就業意欲を向上させたいという支援と、それからまた、今回、新規就業者はございませんでしたが、新規就業対策としての祝い金等々の施策等々を行ってるといふ状況です。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） 離島漁業再生事業について伺います。

昨年度の取り組みがですね、市のホームページの中でもわかりやすく紹介していただいているページがありました。それによると、漁場の生産力の向上といった取り組みと、新たな取り組みの部分では、例えば漁業体験をすとか、魚食の普及事業とか、あと、それから、加工品の開発等があるかと思えますけれども、大変厳しい漁業を取り巻く環境の中で、本市の水揚げの実績では、特に気になるのがですね、例えばトビウオ漁、それから、キビナゴ漁、イカ類等の漁獲量については、どちらかという減少傾向になるといふふうなものが年次報告の中で示されておりまして。そういった部分では、この漁業再生事業のあり方についても、もう少しより成果が出せるような取り組みが必要ではないかなと考えるところなんです。例えば隠岐の島の取り組みが紹介されておりますけれども、水産加工開発費、漁具

や漁法の新しい漁法についての御導入費、もしくは先進地視察などの経費等、さまざまなものが取り組まれているわけです。

そういう中で、この漁業再生支援事業の中身、要はですね、どちらかというところ、漁場の生産力の向上に力を入れてるよう傾向があるかと思われませんが、より漁師の皆さんたちの所得向上に向けて改善すべき点があるんじゃないかなと。そのような点についての検討はされてるのでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 漁業支援ということで御説明いたします。

国の平成二十九年度概算要求を拝見しますと、有人国境離島法関連の予算のうち漁業関連につきましては、従来の予算の増額を要求しているものでございまして、離島活性化交付金のうち戦略産品の輸送コストの支援、それから、離島漁業再生支援交付金のうち水産資源の増殖及び新規就業者の確保・定着に取り組む場合と、交付金を一定額加算すること等がございます。

先般、離島漁業再生支援交付金の県庁の担当課へ中身を確認をいたしてるところですけども、また具体的にはわからないところ等もありまして、今後の動向を注視しているところがございます。また、有人国境離島法につきましては、漁業者の皆さんや漁業協同組合も非常に関心を寄せておりまして、漁協からこの事業に対します要望をいただいております。県からの要望調査に盛り込んでいたその内容につきましては、県の要望調査に盛り込んでいるところがございます。

ます。

本市においては、漁業資源の減少が進んでおりまして、資源回復に向けた各種対策、藻場の造成なり魚礁の設置、また、漁港等ハーブ面の整備、また、先ほど申し上げましたが燃油の助成対策、後継者対策、ほか、海岸の保全等に対しこの法律で実施できる事業を活用して、漁業振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） この平成二十九年、平成二十八年年度につきまして、私も国の水産庁の資料等を私も手に入れましたので、内容は確認してありますが、今、課長が説明していただいたようにですね、本市の支援のあり方について少し議論させていただきたいんですが、いわゆる資源回復といった部分がこれまで非常に中心的な取り組み方だったのではないかと感じておるわけです。今申し上げたとおり、隠岐の島等ですね、もう少し、いわゆる食っているための漁業といった部分の取り組みが幾つか特徴的だなと感じております。

そこでもう一点、本市が取り組んでいる燃油の補助について、これは一番最後の質問にしましたけど、ちょっとその前に、この新たに設立される有人国境離島法の漁業支援についての中身の議論の前に、市が取り組んでいるこの燃油の補助のあり方について少し議論させていただきますと思います。

平成二十五年度からということでしたけれども、平成二十七年は一リットル当たり五円が、平成二十八年年度三円になったということになります。その状況について、その理由も含めて説明いただければと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

まず、本土地域と本市における燃油A重油の価格差についてでございますが、県内各漁業協同組合へ聞き取り調査を行った結果、同じ離島の奄美大島以南とは七円ほど、甕島とは三円弱、種子島のほうが安く、県本土とは、地域によって違いはあるようですが、九円程度本土のほうが安いという結果でございました。昨年度より行っています燃油A重油の助成単価につきましては、燃油販売価格の動向を参考にしながらリットル三円から五円の範囲内で決定しておりますが、県本土との価格差が十分補っているかという点では、十分でないと考えております。今後も、先ほど申し上げました有人国境離島法を合わせた補助事業等を活用した中で、出漁意欲が向上するような補助制度の確立を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一二番（長野広美さん） そもそも論ですけれども、漁業所得が年間百八十万円程度という状況の中で、やはりですね、安定した経営をしっかりといただくといいための支援のあり方が、そもそも重要ではないかと考えるわけです。

そういった部分で、今回、この燃油の補助については、当然、ほ

かとの競争力も視野に入れてはあるんだろうと思いますけれども、漁業者の皆さんの経費負担、利益率の向上といった部分で、一体どの程度のその寄与がされたのか、そういった部分の考え方も大変重要だろうと感じております。

今後の取り組みについては、今、課長が回答していただきましたけれども、来年度四月以降に本格的に稼働するであろう有人国境離島法に係る漁業振興策といった部分が新たに追加されますので、そういった部分も補っていかねばいけないだろうと思いますが、ぜひこの点については、担当課長はしっかり受けとめていただきたいと思います。

どのようなことかといいますと、この有人国境離島法に係る漁業振興策について、国はこのように第十六条に掲げて説明してあります。一つは、有人国境離島地域における安定的な漁業経営の確保を図るとあります。また、もう一点気になってるのは、同じ第十六条の中に、漁業を営む者が漁業の操業に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をします。このようなことが目的にしっかりと示されてあります。ぜひですね、離島であり、また、海に囲まれている本市の漁業振興の中で、今後もより一層安定的な漁業経営ができるように、政策をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 長野議員、自席をお願いします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす二十九日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後三時二十六分散会

本會議第四号（九月二十九日）

本会議第四号（九月二十九日）（木）

◎出席議員（十五名）

一番 木原幸四君  
 二番 鮫島市憲君  
 四番 小倉初男君  
 五番 下川和博君  
 六番 瀬下満義君  
 七番 小倉伸一君  
 八番 田添辰郎君  
 九番 中原勇君  
 一〇番 川村孝則君  
 一番 榎元一巳君  
 二番 長野広美さん  
 三番 橋口美幸さん  
 四番 渡辺道大君  
 五番 丸田健次君  
 一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

副市長	坂元茂昭君
教育長	立石望君
会計管理者兼 会計課長	美園博行君
総務課長兼 選管書記長	中野哲男君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	前田秀夫君
地域支援課長	大瀬浩一郎君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	戸川信正君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	濱上喜美男君
水道課長	福山隆一君

◎議会議務局職員出席者

福祉事務所長	小山田 八重子 さん
農委事務局長	日笠山 昭代 さん
監査事務局長	鎌田 員訓 君
教委総務課長兼	中村 章二 君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎 晃洋 君
社会教育課長	松下 成悟 君
局長	濱尾 実君
次長	古市 善哉 君
書記	中島 恵さん
書記	川畑 公和 君



平成二十八年九月二十九日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第一 一般質問

八番 田添 辰郎 議員

一一番 榎元 一巳 議員

△一般質問

○議長（永田 章君） 日程第一、一般質問を行います。

なお、長野市長が本会議に出席できませんので、議員各位の質問のあり方については、御配慮を改めてお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、田添辰郎君の発言を許可いたします。

〔八番 田添辰郎君登壇〕

○八番（田添辰郎君） おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

本日もわかさ公園下の交差点におきまして朝の挨拶運動をしてまいりました。ちょうど昨年の十月一日、昨年の九月議会が終わってから、やはり市民の皆様の声を聞かなければならない、そういう思いから、朝、御挨拶をするようになったわけでありました。十月一日から今日まで約三百回以上、市民の皆様に直接御挨拶をし、いろいろな御意見を聞き、御指導を仰いできたところでございます。

そういった中で、私の一般質問の内容も大分変わってきたわけでありませんが、我々の任期のほうも来年二月までとなっております。ですから、今回の九月議会、十二月議会、この二回で現任期のほうは終わるということになっております。ですから、さまざまなかれまで質問させていただいた問題、今日確認させていただきたいと思っております。市長が御不在ですので、なかなか政策的なこととはできませんと思いますが、でき得る限り丁寧な答弁をお願いしたいと思います。現状がどうなっているかでございます。

まず一点目、市営グラウンド入り口の照明の件でございます。

先ほど申しましたように、わかさ公園下で朝の挨拶をしたわけがありません。帰りにわかさ公園入り口のほう、朝行っても効果がないわけでありますが、気になってやっぱ行ってきました。市民体育祭のほうが近づいております。ですから、夕方の時間、各校区の代表さんが一生懸命練習をされるわけでありまして、大人の場合には不安がない。大人の方は各自が危険性を認知して事故がないよう

にされるわけでありますが、やはり子供たち、自分の息子も小学生、高校生おりますが、この高校生たちが小学校の時代からわかさ公園に通わせていただいております。昼間、朝、危険性はないのかもしれない。しかしながら、夕方時、どうなのか。この問題、長年にわたって訴えさせていただいたわけでありまして。市営グラウンド内部の照明のほうは少し改善がされたようで、これはお礼を言わなければならぬと思います。

しかしながら、市営グラウンド入り口の照明のほうはどうなっているのか。あそこの場合は、四、五台の車をとめることができます。あの車がないだけでもかなり危険性は低下するわけでありまして、しかしながら、車がないとしても、やはり小学校の子供たち、飛び出したりいろいろございます。特に夕暮れ時が心配でございます。

そういうこともありまして、私のほうは以前からこの市営グラウンド入り口、はつきり申し上げまして、何十回も足を運び確認させていただきました。課長のほうもきちっと見ていただいていると思います。教育長のほうも見ていただいております。その辺をまず確認させていただきたいと思っております。

そして、二点目でございます。榕城小学校のグラウンドの照明、水はけの問題でございます。

照明。これからスポーツ少年団活動を行う場合、いろいろな屋内競技の場合もあれば野外でやる場合もいろいろあります。スポーツ少年団活動では、榕城小学校のほうでは一部のチームが美浜のグラ

ウンドを使って、練習時間が短時間で終わらないように、そういった工夫をされているわけでありまして、サッカー、ソフトボール、外でやるスポーツのほうは限られた時間内にしなければならぬという現実があります。私自身がスポーツ少年団に子供たちを合わせた時代には、車のヘッドライトをつけて練習をさせたという覚えもございます。

教育長も御存じのとおり、スポーツ少年団の指導は一般の市民の方がなさっていただいております。ですから、本当に熱心な指導者によりまして、会社を早く早退しまして四時半ぐらいからされる熱心な方もいらっしゃいました。しかしながら、一般的に五時、自分の仕事が終わってから小学校に通って、そしてスポーツ少年団の指導を行う方がほとんどであります。そのような場合、これから日が短くなっていくわけでありまして。夏場と比べたら一時間半ぐらい日が短くなる、その現実があります。五時に仕事が終わって指導者がグラウンドに立ち子供たちの指導をする。当然指導者としても親御さんとしても、子供たちのけがとかそういうことが心配であります。体調の不調を訴えられたり、そういった場合、やはり大人がいなければ対応できないわけでありまして。そのこともあって、指導者の皆さん、そして親御さん、役員の皆さん、責任感を持ってグラウンドに集まってくるわけでありまして、私も本当に息子が小学校にいたときに、週に三回、四回、榕城小学校のグラウンドに通わせていただきました。

このような現実を知っていらっしやるのか、実際に足を運んで見ていただいたのか、その辺を担当課長また教育長のほうに確認させていただきたいと思います。

そして、このスポーツ少年団活動、子供たちの身体、健全な育成のために重要な役割を担っているわけであります。このスポーツ少年団活動が、屋内だから、屋外だからといって時間に変化があつていいのか。屋内でやる競技の場合、照明をつけるわけであります。その照明代がどういふふうになつていくかわかりません。大人の場合には照明料を払うわけでありますが、子供たちの健全育成のためであります。照明料の問題はないといたしましょう。しかしながら、やるスポーツによって時間が制限される、これは明らかにおかしいと思います。

さらに、我々西之表市のほうも、今年に入って熊本の地震も起きました。五年前には東日本大震災もございました。そして、奄美のほうでも地震が起きたわけであります。いっどこで地震があるかわからない状況であります。

そういった中で、市民会館のほうもある程度更新されました。丈夫になつたわけでありますが、やはり何かがあつた場合、頼りになるというのは榕城小学校かと思ひます。

榕城小学校建設時に多目的ホールをつくりました。丸い屋根の形をした部分であります。私のほうは、いびつな構造にすると雨漏りの原因になるということでマッチ箱型の単純な形のほうがいいと

いふふうにな主張させていただきましたが、やはり子供たちの健全育成のため、そしてこの西之表市のシンボルになる小学校にしようということであのような、見た目は立派な小学校になっております。

しかし、災害時ともなれば、あそこは本当に拠点となる施設であります。東京を襲う首都直下型地震と同様に、我々西之表市、種子島を襲う南海トラフ地震のほうも今後三十年以内に七〇%以上の確率で起こると言われております。どこでいつ地震が起こるかかわかりません。今日起こるかもしれませんし、あす起こるかもしれません。そして、三十年後に起こるかもしれません。しかし、いつ起こるかかわからないわけでありますが、その備えは十分にしなければならぬ生命、財産を守るためには事前に準備をしておく、対応をしておくことが重要だと思つております。そういった災害対策における榕城小学校の役割、その点から考えましても、屋外の照明は必要ではないか、そういうふうを考えます。

そして、水はけの問題でございます。

先日の日曜日、榕城小学校運動会がございました。教育長のほうも出会されていたようであります。グラウンドの校舎側、水道の施設とかいろいろございます。学校の校庭の中にいろいろ、以前にはつくつた当初には平らだった地域が、今、土、砂が削られることによつて十センチメートル近く突出した部分もあります。校長先生に確認したところ、今の現時点では子供たちがけをしったり事故を起

こしたりそういうことはないということでもあります。しかしながら、学校校舎側でございますが、十センチメートルも土がなくなっている、これはもう建設当時から問題になったことであります。水を処理する場所がグラウンドの正門の手前一カ所しかないわけであり、その水はけをよくするためのそこも地面より高いところに既に出てきております。

ですから、日曜日の榕城小学校の運動会、子供たちは楽しみにしておりました。また、応援団の皆さんは夏休みも練習していたわけであり、そういうことで、PTAの方、役員の皆さん、学校の先生方で、一時的な豪雨がございましたので、それを何とかしようということで雑巾がけをしたりいろいろやったわけであり、しかし、このままの状況でいいのか。財源が豊かなところにおきましては、グラウンドの土、水はけの問題もございます。それぞれやはり土の入替えを行ったりいろいろな努力をされているわけであり、す。

榕城小学校の場合は、特に設計上の問題があったかと思えます。設計する段階で言えばよかったですけれども、議員といえども専門家ではないということで、言えることと言えないことがございます。私のほうは単純な形にしてくださいというふうにお願ひさせていただきました。雨漏りの原因になる、耐震強度も弱くなる、そういうことをさせていただいたわけであり、立派な校舎になったわけであり、その結果、やはり雨漏りの問題、シロアリの

問題、多発している現状がございます。

そのようなことを考えますと、教育長を初め担当者職員、頻繁に足を運んでこそ問題点に気づくのではないかと、私はそういうふうにも思っております。

市営グラウンドの件、榕城小学校照明、水はけの問題、この辺、現地をきちっと確認されて実態をわかっているのかどうか、その辺をお知らせいただければ幸いです。

以下の質問は質問者席のほうで行わせていただきます。

「社会教育課長 松下成悟君」

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

市営グラウンド入り口の照明の件につきましては、平成二十七年第四回の市議会の定例会での議員から質問を受けております。

当時の現状につきましては、入り口付近を照らす照明が一個ついていない状況でありましたので、取替えを行い、入り口付近を照らすように照明の角度調整を行いました。

その後、夜でございますけど、現場のほうの確認につきましては、私も含め担当者も行っております。

なおかつ、また確認したところ、入り口の上がるところについては、入り口付近には大きな樹木もあり、これが光を遮っている部分もございまして、定期的な今後は剪定を心がけたく思っております。

また、議員もおっしゃるとおり、グラウンド入り口に駐車する車

についても、非常に危ない部分がございますので、今後、安全面を考慮して対応していきたく思っております。

また、わかさ公園からのグラウンドへ渡る道路の明るさというところでございますが、現在、防犯灯がございますが、私も歩いてみましたけど、若干暗い部分がございます。もし不足する場合はですね、グラウンド入り口の手前の設置についても検討いたしたく思いますし、現在、この入り口だけではなく、市営グラウンドにつきましては市営プール側の通路の拡張とか、向こうにまた照明をつけてくださいとか、また東側、管理棟の反対側にトイレがあつて、そこに駐車スペースというか、今、市民体育祭での編成場になっておりますが、あそこを駐車場にしてくださいということでの要望等も来ておりますので、それらも含めながら、今後、前向きにまた検討をしていきたいと思っております。

以上です。

「教委総務課長 中村章二君」

○教委総務課長（中村章二君） お答えをいたします。

まず、榕城小学校グラウンドへの照明設備の設置についてでございます。

これについては、これまでもお答えをいたしました。この照明設備につきましては、児童が夜間に本来の教育活動を行うことはほとんどないと教育委員会では考えております。必ずしも教育活動に必要な施設ではないと考えており、教育委員会として、現在のと

ころ、この照明設備については設置の検討はいたしておりません。

また、防災面での備えというお話もございますけれども、その防災への対応については、また別な観点から整備をしていくというふうな考え方で検討をしていきたいと思えます。

続きましてグラウンドの水はけの問題です。

現在の状況を見ますと、先ほど議員が御説明がありましたように、一点は、グラウンドにまいた砂が外周に堆積をして排水路への水の流れを妨げている、また、実際にグラウンドの砂が削られて外周に堆積をする、そういったことで排水路への水の流れを妨げている状況がございます。なかなか粘土質の部分などについてはぬかるみが解消できないというような状況にあるようでございます。

また、以前、平成二十五年度には、登下校の際にグラウンドを通る際に児童に支障があるということでPTAと教育委員会で生コン舗装を行い、登下校に支障のないような対応をとった経緯もありますけれども、グラウンドの支障についての具体的な解消には至っていないというような状況でございます。

グラウンドの排水の問題は、榕城小学校に限らず他の小学校でも同様の要望がございます。ですが、校舎等の施設整備のほうが優先をされまして、グラウンド整備が遅れているというような状況にございます。本年度は、一部、住吉小学校でグラウンドの水が民家に流れ込むということで緊急に一部対応し整備をしておりますが、学校のほうに聞きますと、部分的でもグラウンドの水はけが少しはよ

くなつたというようなお話も伺っておりますので、今後は各学校と協議をしながらグラウンドの整備についても計画的に行っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（永田 章君） 立石教育長、補足答弁ございますか。

「教育長 立石 望君」

○教育長（立石 望君） 市営グラウンドの照明の件ですけれども、先ほど課長から答弁があったとおりでございます。

私も、先日、夕方でしたけれども、あそこを通りましてですね、ちよつと確認をしたところですが、今後、この照明の件については、樹木の剪定も含めてですね、注意をしていきたいというふうに思っております。

それから、榕城小学校のグラウンドの照明の設備についてですけれども、これについても、以前からスポーツ少年団のサッカーの競技のほうからですね、そういう要望が来るところですけれども、本来、先ほど中村課長のほうからも説明がありましたように、学校教育の中において、夜間、学校、グラウンドを使って教育活動を行うというのは本来ありませんので、基本的には学校教育を推進していく上では必要ではないというふうに思っておりますが、先ほどお話しもございましたように、スポーツ少年団とかですね、あるいは緊急避難場所としての施設ということもありますので、そういう面からですね、また別の面から検討をする必要があるのかどうかですね、

そこらについてもまた今後考えていきたいというふうに思っております。

スポーツ少年団の活動につきましては、本当に指導者の方々ですね、献身的にボランティアですね、子供たちの競技力の向上もですけれども、健全育成ということで精神的な分、生徒指導の分、いろんなところでですね、献身的に活動をされていることに對しましては心から敬服を申し上げたいというふうに思っております。

ただ、時間をかけてですね、やる、どういう表現をすればいいのかわかりませんが、短時間で効率的な練習ができる、そういうような工夫も必要でしょうし、また、一方でですね、勝利至上主義にならないように、勝てばいいということではありませんので、そういうところも含めながら、このスポーツ少年団活動ということに当たっていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

グラウンドの水はけの件につきましても、課長からも説明がありましたけれども、榕城小学校だけではなくてほかの学校でもこういう課題は残っておりますので、長期的な展望に立ってですね、計画的に整備をしていく必要があるのではないかなというふうには捉えております。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） 以前と同様な答弁でございました。

何度か市民グラウンドのほう、榕城小学校のグラウンドのほう、

足を運んでいただいているようであります。

市営グラウンドのほうは、植栽の問題、はっきり言ってガジュマルですね。ガジュマルに罪はないわけですが、あれがある限りには一番危ない。市営グラウンドのほうに行きますと、右側のこちらが一番陰になって一番危ないわけです。あの解消は不可能だと思います。ですから、ガジュマルのあの、切ってしまう方がいいということもあるかもしれません。しかしながら、植栽をちよつと移動するだけでも大分変わってくるかと思えます。何か事故が起きてからということよりは、やはり早目の手当てのほうをお願いできればと思います。これはやはり市民の方から、夕方歩かれる方、またウォーキングされる方、そういう方から聞いた意見でもあります。実際に毎日のように現場に行つて危険性を確認しているからこそ、こういう声が上がっている、そのことを認識していただければと思います。

そして、榕城小学校のグラウンドの照明、水はけの問題でございますが、やはり西之表市全般におけるんですが、同僚議員のほうも言っております。やはり物をつくるのはつくりますが、その維持管理の問題を考えずにつくってしまう、そういうところがあるかと思えます。榕城小学校の施設の老朽化に関しましても予想より早く進んでいるのではないかと思います。特に水はけの問題、一方所しかないということで、当初から本当に悪かったわけであります。今、現場を見ていただければ、正門前の排水口のほうが高くなつて

おります。その現実、いかに対応するか、考えていただければと思います。

特に教育委員会の場合は、子供たちは成長し、すぐ卒業していくということになります。長くとも六年間いれば卒業していくわけがあります。何年か計画をつくつて長期振興計画に乗つけてやろうと思えば、本当に今困っていた子供たちはいなくなっている、そして新たな子供たちが困るといふ状況になります。教育委員会の全般に関しましてはスピーディーな対応をお願いしたいと思います。

そして、照明の件であります。

スポーツ少年団活動というのは何の活動なんでしょうか。教育活動ではない。そうなんでしょう。指導者、親御さん、いらっしゃいます。教育ではない。今、学校給食のほうも食育の問題で教育の中に入っております。そのようなことを考えますと、本当に指導者としてボランティアで一生懸命やられている方、親御さんが納得できる答弁なのかどうか。

もし教育活動でなければ、また学校の責任も一切ないのであれば、夜間、車のヘッドライトをつけて競技を行います。サッカーのほうからいろいろ要望があるようではありますが、サッカーボールでもない。サッカーの場合はグラウンド全般を使います。石ころがあつたりするわけで、そういう危険性もあるわけでありまして。ソフトボールはある程度限られた範囲でやりますので、石ころを練習前に拾つたりして危険性の解消をしています。しかしながら、ボールの大

きさを考えていただきたい。この握り拳より少し大きいソフトボール、サッカーは僕の、僕の顔は長いですが、ちよつと丸くしたら僕の顔と同じぐらい。それを考えると、スポーツ少年団のほうのソフトボールのほうから声は出てなくとも、やはり潜在的な声はあると思っんです。

地震対策もございます。当然。いろんな部分で考えていかなければなりません。

教育活動ではないから、夜間は教育活動を行わないという前提で、実際に行っている現実があるのは御存じでしょうか。

○教育長（立石 望君） 私は、教育活動ではないとは言っておりませんので。スポーツ少年団活動はですね。学校教育活動で夜間グラウンドを使ってする教育活動はないと、そういうふうに捉えております。ですから、学校教育活動の上でグラウンドに照明が必要だとは今のところは思っておりません。スポーツ少年団活動は教育活動ではないということではありません。立派な教育活動でございます。ただ、学校教育外で行われる教育活動でございますので、基本的にはですね、私はもう暗くなったら児童生徒はうちに帰る、これ私は基本ではないかなというふうに思っております。

ですから、照明をつけてまでスポーツ少年団活動をやらなければならぬというのが本来にあるんだらうかと、一方ではそういう思いもしております。基本的に、夕方、日が日没になったらうちに帰る、そしてやらなければならぬ宿題とかですね、家の手伝いとか

そういうのをすると、これがね、私は基本ではないかなというふうに思っております。

ただ、スポーツ少年団の中です。試合もあつたりするわけですから、それは試合をする以上、やっぱり勝たなければ、勝ちたいという思いはあるだろうし、また、指導者にも勝たせたい、そのためにはやっぱり練習をしないと、練習をしなければならぬというその気持ちはね、よくわかります。

よくわかりますが、グラウンドに照明をつけてまでやらなければならぬスポーツ少年団活動なのか、そのことについては、やっぱりこれからいろいろお話をしたりとかですね、考えていかなければならないことではないかなというふうに思っております。

グラウンドの件については先ほどからお話をしているとおりでございますので、計画的にですね、整備を図っていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○八番（田添辰郎君） 課長のほうは教育活動ではないというふうに、僕のほう聞き間違いましたかね。どちらでもいいんですけど、学校教育外、社会教育の一つになるのかもしれないですね。スポーツ少年団というのがですね。

照明をつけてまでやる必要はない。現場に行ってもらいたいと思えます。勝つためにやっているわけではないと思えます。指導者のほうも親御さんも。スポーツ少年団活動を一生懸命やっている。運



動が得意な子も、そして練習によって運動が得意になる、その競技が得意になる子もいます。しかし、全く、一生懸命毎回練習しても、汗水垂らしても、失礼な言葉ですが、運動音痴でなかなかうまくならない、レギュラーにならない子供たちもいるわけでありました。親御さんも指導者も、勝つためにスポーツ少年団活動をやっているわけではありません。

健全な身体をつくるためもあるかもしれませんが、私自身の考えでは、小学校も中学校も高校もそうです、子供たちに競争という機会を提供しない場になりました。社会に入れば、共存、共栄もあるのかもしれませんが、やはり競争という一面は拭い去れないわけでありました。そのような中で、スポーツ少年団活動をする中で体力をつけ、そして試合にも出て、勝つために試合をやるわけではないと思います。自信をつくためには勝つことも必要であります。勝つ喜び、負ける悔しさ、子供、人間として当たり前の感情をきちっと実感として持っていたくことによって、自分自身も子供たちも強くなりますし、そして負けた側の悲しみもわかるようになる。ともに社会生活を人間として送る周りの人間に対して共感性を磨いている場でも、私は、スポーツ少年団活動、重要な意味があると思っています。

照明までつけてやる必要がない、五時十分から五時四十分まで三十分練習すればいい、そういうことになれば、それ以降の場合はグラウンドを走るということになるかもしれませんが。本当にそんなも

のなのか。

特に、スポーツ少年団のソフトボールにおきましては、毎年三月に南日本新聞社主催のちびっこ大会がございます。運動が、競技がうまい子も下手な子も、それを目標にして頑張るわけでございます。当然、親御さんも大きな負担を背負いながらも、子供たちが立派に育ってくれると、そう願いながら協力をするわけでありました。そういう親御さんの思いを、親御さんは毎日のように、週に三日は送り迎えのために学校に行くわけでありました。その中で、いろんな思いを感じているわけでありました。

教育に携わる課長さんもそうですが、教育長たる者、やはり現場に立って、教育を行う者、そして子供たちに教育を受けさせる親御さんの気持ちを少しでも酌み取る思いを持たなければ、その責務を果たすことはできないのではないかと、私はそう思うわけでありましたが、どうでしょうか。

○教育長（立石 望君） おっしゃっていることはよくわかります。保護者の皆さんそして指導者の皆さんがですね、一生懸命このスポーツ少年団活動に取り組んでいらっしゃるということについて、先ほど言いましたように、敬意を表したいと思っております。

グラウンドの照明はですね、先ほどから申し上げておりますように、学校教育活動ということについては私は必要はないと思っておりますので、緊急時の避難場所としての必要性とかそういうことについてはまた別な面から検討してもらえたらというふうに思ってお

ります。

中学校でも部活動盛んに行われておりますが、種子島中学校のグラウンドに照明施設はありません。サッカーも野球も陸上もあのグラウンドを使って練習しておりますが、ある一定の時間が来たら、暗くなったらもう下校しております。時間的にも、中学校は小学校よりも、特に冬場、短い時間で練習しております。

それから、ほかの小学校でもですね、サッカーのある、あるいはソフトボールのあるスポーツ少年団のそういうチームのある学校においても照明施設はございません。その中でも、短い時間の中でも、いろんな練習を工夫をしながら少年団活動をやっているところもあるわけなんです。

以上です。

○議長（永田 章君） 田添議員、あのですね、今回の通告についてはグラウンドの照明の件であります。関連があると思えますけれども、スポーツ少年団の活動について、先ほどからる質問をしておりますけれども、残り時間が三十八分しかありません。ほかに多くの質問が残っておりますので、そこはひとつ御配慮をいただきましたと思いますが、いかがでしょうか。

○八番（田添辰郎君） 市営グラウンドのほう、よろしくお願いたいと思います。本当に現場を見て、僕ども、そして危険性を認知した市民とも思いを共有していただければ、前向きな形で進むんじゃないか、そういうふうに思います。

榕城小学校のグラウンドの照明、水はけの問題、学校教育なのか社会教育なのか、そういった問題もございます。しかしながら、いろいろな校区によっては、中学校のほうは下校のバスの時間帯もあります。ですから、朝練をやる場所もあります。そういった工夫をされているわけでもあります。スポーツ少年団活動におきましても、やはり指導者においては、雨天時は自分のところで練習場を設けたり、そういった工夫をされている方もいらっしゃいます。そういった、本当に僕らが知らない中で努力をされている方もいっぱいいらっしゃる、そういう方たちの、何十年にもわたって子供たちの教育のために市政に貢献された方たちの思いでもありますので、もう一度再考をお願いできればと思います。

では、次の質問であります。

昨日、同僚議員のほうが同じような質問をしていただきました。本当に心強い応援をいただきまして、何とか前向きな方向で検討していかれるということでございます。医療費窓口負担の解消に向けた取り組み、本当にこれまでより具体的に動き出したかと思えます。今日ですね、榕城小学校に行っただけです。虫歯の治療、虫歯だけじゃないんですが、わかりやすい事例としてですね。資料をもらってきました。あと百三十六人と書いてあるんですね。大きく。百三十六人。虫歯のある方、齲歯保有者というんですが、全校で二百六十五人いらっしゃるそうなんです。それで、あと百三十六人の方が虫歯の治療をされていないという現実があります。

そして、この百三十六人、一人っ子のところだけではないです。いろんな家庭の理由もあつたり、それこそスポーツ少年団の活動をしていたり、あつたりするのかもしれない。それで夫婦とも働いている。いろいろあるわけですが、やはり百三十六人の中に兄弟の方がいらつしゃって、今年も、いつも言いますが、子供が三人いて虫歯の治療に三人行かれますと、一万円かかるわけです。その一万円がない。僕のうちの場合は、三人の子供、順番でこの子が終わったらこの子、この子という形であります。夏休み期間中には治療が三人は絶対に終わりません。そういう工夫をされているところもあるかと思えます。

ですが、三人のうち、虫歯の進行が速いのは、年が下のほうが進行が速いわけですが、三人いて、やはり小っちゃい子のほうから虫歯の治療と思うんですが、三人とも行かせない親御さんたちもいらつしゃると思います。やはりいつも言うように、三人子供たち、虫歯があるとわかっていても、治療に行かせられない親もいる。そして、この世帯になりますと、虫歯のある子供たちは翌年も虫歯の治療をされない。

本当に奥歯の虫歯がありますと、最初はちよつとした治療で治るわけですが、大きなぼっかり穴があくと、期間が長くなりますよね。当たり前の話であります。きちつとかめないから、ほかの体の生育にも影響が来ることはもう小山田所長のほうも教育長なんかも学校関係は御存じだと思います。先生方は御存じだと思います。

虫歯だけではないんですが、本当に東京都の杉並区の区長さん、虫歯の検診を一生懸命やってお年寄りから子供までの健康を改善させたという事例も以前ありました。全ての問題にかかわってくる問題であります。虫歯だけではなくほかの病気、事故もそうなんです。やはりどうしても必要とされる事業である。また、菅直人政権によつて無保険の子供たちは解消されたわけですが、やはり気づいたときに対応していかなければならないのではないか。

虫歯、子供が三人いて二人いて、今年の夏休みも治療できなかつた、来年の夏休みも治療できるかどうかわかりません。でも、皆さん虫歯の痛みは知っているかと思えます。本当に薬局で買った痛みどめでその子供たちの虫歯の治療を遅らせていいのか。

昨日もコンビニ診療とか診療過剰の問題がありました。虫歯で喜んで行く方がいらつしゃるでしょうか。そして、現実の問題として、市内の歯医者さんのほうでは「お金があるときに医療費はいよ」と言ってくださる方もあります。制度上それがいいのかわかりません。しかし、自分自身はやはりそういうところに行つて「ごめん」と言いながらお願いしたりするわけがあります。

先ほど教育長にも担当課長にも申し上げました。本当に現場がどうなんだろう。所長のほうはよく御存じかと思いますが、所長だけではなく職員の方も一緒になって現場のことを知るようにはしていただきたい、そう思うところがあります。

そして、昨日わかったことは、国民健康保険の世帯のほうは二百

万円以下という話もありました。社会保険が入っている方もどれくらい所得があるのかわからないところであります。はっきりしているのは、昔にはあった、二十年前にはあったはずのボーナスはほとんどの民間企業でなくなったということであります。

しかし、市長を初め我々議員も、そして職員の皆さんも、一時的に待遇が悪くなったことはありますが、ボーナスが支給されないなどということは一度も経験されなかったと思います。そして、自分が仕事なくなる、首になるという心配もしたことがないと思いません。

ですから、この子供の問題というのは、職員の皆さんそして市長、我々議員、大いなる想像力を持ってやらなければ、本当に役に立つ仕事はできないと思うわけであります。

昨日、前向きな答弁をいただいております。医療費の窓口負担解消、これは早く本当にやっていただきたい。そして、高校生までの医療費無料化。僕は虫歯の歯医者の方だけでもって言っているんですが、そうなると、制度上、余計厄介になるかと思うんです。ですが、本当、高校生までの医療費無料化。今年三年生、二年生の子は一、二年で卒業していきます。虫歯を持ったまま進学し、仕事をされるわけであります。進学した子供たちはそうですが、アルバイトを一生懸命やることになりました。就職した子供たちが、夏休みがない、長期の休みがない就職先で虫歯の治療なんかできるんでしょうか。何とかそういう子供たちを助けていただきたい。その子供た

ち、帰ってきてほしいけど、帰ってこれないかもしれない。でも、自分の子供と同じように、僕らの子供であるはずですよ。きちっと守る、そういう思いを共有していただければと思うんですが、所長、どうでしょうか。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） ただいま田添議員のほうからいろいろ御発言がございました。まさにそのとおりでございます。今、子育て支援に市は取り組んでおりますが、本当に未来を担う子供たちが健やかに成長していくためには必要な投資だというふうに私は感じております。

そのようなことで、昨日も答弁をいたしました。この問題については前向きに、市長もそのように申し上げたところでございますが、市長も前向きにということでも申されておりますので、今後、引き続き県とも協議をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 田添議員、一般質問のあり方について、もう少しですね、要点を絞って簡潔に、ひとつ議事運営に御協力をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○八番（田添辰郎君） すみませんね。涙もろいので。

三つ目です。軽自動車から普通車へ乗りかえサポート。

前回の議会でも一般質問させていただきました。なかなか難しい

ことはわかっているんです。出産祝い金のほうが本当に楽だと思うんです。ですが、皆さん御存じのとおり、出産のときに五十万円、百万円もらったからといって、そのときは楽になります。子供たち、もつともつとお金がかかる時代になっています。お金をかければいいという問題じゃないですが。本当にスポーツ少年団活動とか、今、本当、お金がないと子供に運動もさせられない。靴が買ってやれないという経験は私自身もあります。運動もさせられない。

○議長（永田 章君） 田添議員、しばらく。

○八番（田添辰郎君） 休憩。すみません。

○議長（永田 章君） しばらく休憩します。

議員各位はそのまま、理事者もそのままお待ちください。

午前十時四十二分休憩

午前十時四十三分開議

○議長（永田 章君） それでは、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

○八番（田添辰郎君） 議事運行に御迷惑かけました。

子供の件、なかなか言うとお涙もろいのでだめなんで、乗りかえサポートのほうも本当検討のほうお願いします。本当に親御さんの喜ばれる仕組みだと思います。でき得れば、このことよって本当に寄り添った子育てができる西之表市ということで、中種子町、南種子町、島外からも子育て世代を呼び込めればいい、そういうふう

願っておりますんで、よろしく願いしたいと思います。

では三つ目、大きな三つ目ですね。時間のほうがないんで簡単にいかせていただきます。

今年度の観光客の入り込み数、どうなのか。昨年と比べてですね。その辺を教えてくださいと思います。

そして、その観光客の皆さん、どこを目指して、目的はどういう目的を持ってこの種子島に来ていらっしゃるのか。当然、宇宙センターのほうを目指して行かれる方が多いと思うんですが、その辺も教えてください、そういうふうに思っております。

そして、西之表市内の観光スポットといいますと、やはり八十八選にも選ばれております海水浴場、浦田海水浴場がございます。そして、能野海水浴場のほうですね、サーフィンのほうもできるということで大事な場所でもあります。鉄浜は本当に僕が大学時代の三十年前から全国的に知れ渡ったサーフィンのメッカでもあります。

このような場所、観光客の方、特定の目的を持って行かれるわけでありますが、担当者のほう、実際にこの夏何回行かれたか、そのことを教えてくださいと思います。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

平成二十七年度の種子島への入り込み客数は二十七万六千九百五十人で、前年と比較して一〇〇・三%でございます。対前年比では二年連続の増加となっております。

今年度の入り込み客数を見ますと、第一四半期の四月から六月までの公表分で一〇〇・九%という状況でございます。

御質問は観光客の入り込み状況ということでありますので、観光客のみの正確な数字は把握できておりませんが、参考としましては、平成二十七年の高速船による入り込み客数調べの中で、島発往復割引利用以外の入り込み客数、鹿児島から来られる往復の分だと思っております。この部分の数字がですね、十四万七千四百五十二人で、対前年比で一〇四・五%でございます。六千三百七十一人の増となっております。

こちらは平成二十五年度が十三万九千五百四十五名、平成二十六年が十四万一千八十一名、千五百人増となっております、二年連続で増加傾向となっておりますでございます。

続きまして、御質問のどこを目的にしているという御質問でございますけれども、まず平成二十二年度に実施したアンケート結果では、種子島の期待度として種子島宇宙センターが三五%、癒やしが三三%、景勝地めぐりが二九%となっております。

また、今年八月に空港等でもアンケート調査を実施しております、取りまとめを行っている途中ではありますが、本市調査分では、種子島に来た目的として仕事や帰省を除いた上で、自然、風景が二七%、観光施設見学が二三・八%、サーフィン一四・三%という結果になっております。

種子島の観光の一番の動機、目的としては種子島宇宙センターだ

という認識を持っているところですが、その他の目的も持って来島していただいているという傾向がうかがえます。

続きまして市内の代表的な観光スポットの状況ということでございますが、平成二十八年度の浦田海水浴場の入場者数は一万八千七百六十八名、対前年比で九九・一%、能野海水浴場の入場者は四千六百五十一人で対前年比一一九・五%となっております。こちらは台風などの天候の影響で浴場のほうの閉鎖、そういったものがですね、利用者の分の数字の変動の要因となっております。総体的には大体二万三千人から二万五千人の利用者が能野のほうと浦田のほうをですね、各年度で数字がちよつと変動するような形の中で推移しているような流れでございます。

担当者は現地確認を行っているかという質問でございますが、あらゆる機会を通じまして現地確認を行っているところでございます。回数の方の特定はできておりませんが、夏のシーズンになりますと、週一回必ず一名もしくは複数でございますね、現地のほうに行きますし、私も平日ではなく土日を利用して二週間に一回、一カ月に一回は必ず行くようにしております。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） ありがとうございます。

海は本当に環境によって変わっていくわけでありませぬ。浦田も能野も鉄浜も大分状況が変わっております。私が最初の市会議員選挙に出ました二十年前では今全く違う状況であります。

担当者のほう、現地を確認しているか。地元国上の選出の議員もいらつしやいます。間違いかもしれませんが、私のほうも浦田にも鉄浜にも行きます。行かなければならないと思うから行くわけでございます。

子供のほうは、浦田のほう、波が穏やかなのでおもしろくないというところで浦田のほうに余り行かないで、やっぱり能野海水浴場もしくは中種子町のプールですね、そっちのほうを好みますんで、そちらのほうに行きます。

しかし、私自身で行って、二日前にも行かせてもらったわけです。特に浦田のほう、変化に気づかないでしょうか。八十八選に選ばれているということは、その理由があつたからであります。一番の理由はその水質のよさなんだと思います。しかし、浦田の売りは、本来なら白い砂でありました。白い砂浜でありました。今は、元のように、昔のように、浦田に白い砂浜はありません。能野海水浴場の砂浜と同じ色であります。美浜の海の砂と同じ色であります。その辺に気づかれて、何か対応すべきと思っていなにかどうか、確認させていただきます。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

浦田海水浴場におきましては、平成二十六年十月の台風の影響により砂浜が侵食されており、市といたしましても、県など関係機関へも協力を求めるなど、何らかの対策を講じることができないか検討している段階でございます。

その過程の中で、砂の移設につきましても検討いたしました。砂質が合わないため生態系に影響があるのではないかと理由もあり、見送った経緯がございます。

また、あくまで試算、概算ベースでございますが、毎年浦田に砂を流入すると仮定したとき、丘からの緩やかな傾斜、そこをです、全部埋めるような形で試算した場合、一万五千立米が必要だということ、予算的には大体五千二百万円ほどということになっております。

現在のところ、この予算を投じることでの対策ということはあるかもしれないんですけども、それ以外の抜本的な対策はない状況でありますので、現時点では台風の影響も限定的であり、二、三年前に比べて砂が帰ってきている状況でもありますので、長期的な観測を行いまして原因の究明や対策を検討していきたいと考えているところでございます。

全国的な海水浴場の状況をこちらのほうも一応いろいろ調べてはいるんですけども、抜本的な対策に対する調査費用ですとかというのは大体四千万円から五千万円かかっておりますし、あとは人工物等の投入などをしていきますと、九十九里浜などでも問題になっているように、逆に侵食が加速されるような問題も出ております。ですから、ここは慎重にですね、観測をしていく必要があるのではないかとというふうと考えているところでございます。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） 浦田のほうは、ちよっと時間が無いんで短目に、浦田のほうはですね、八十八選、誇るべきものだと思います。私は、やっぱり浦田海水浴場と鉄浜というのは西之表市の観光の鍵になるもの、かなめになるものだと思います。本当に浦田海水浴場に対して思い入れがあるのかなのか。

これはですね、新しい、落合市長のほうが三角形の変ないびつな形をつくりました。あれから古い駐車場のほうは使われなくなつたわけであります。本来なら、落合市長の時代にも一階建てのバンガロー風のすてきなものが、風景を壊さないものができる予定でありましたが、一夜にして、一夜としては大げさですが、その市民の方が熱心につくつた計画は一夜にして崩れていって、あの三角形の建物になつたわけであります。

こういうことを考えてもそうですが、あの浦田の風景、きちっと守ろうとされているのか。浦田のほうにつないだ道もございます。あのことによってその下の砂浜の水環境はかなり悪くなつております。透明度だけは高いが、状況は悪化しております。そして、排水路の問題、六月議会でも一般質問されました。そして今回も同僚議員が質問されております。排水路の問題。あれがあるから余計悪くなっているのが現実ではないでしょうか。

自分自身が見たところでは、元の白い砂浜に戻る可能性があるのかどうかはわかりません。しかし、戻すための努力はしなければならぬと思います。我々がお金を使つたばかりに財産である浦田海

水浴場を潰すようなことを自分たちはするべきじゃないと思うんですね。もう少し、水質浄化についてはいろいろやり方があるかと思ひます。アイデアは出せるかと思ひます。

そして、浦田海水浴場を大規模に見ますと、以前はバンガローは四つ、五つあつたわけでありまして。年齢が若いですから、御存じかどうか知らないですが。それと、浦田海水浴場におりる道と、そしてもう少し行くと展望台があるわけであります。浦田海水浴場のデメリット、難点というと、これはわがままな話なんです、夕日が見えないということが難点でもあります。

そういった意味で、展望場のほうを浦田と一体として考えていけば、バンガローでも何でもいいわけでございます。民間、行政がやるかは別として、夕日が見えるあの展望場のところに宿泊し、浦田のほうにダイビングのため、海水浴のために長期宿泊する、そういうものも構想できるんじゃないか。それを構想するぐらい浦田は大事な場所だと思ひますんで、担当者のほう、これからのほうよろしくお願ひしたいと思います。

それとですね、砂の減少対策、いろいろ難しい部分はあるんですけどそれは存じております。しかしながら、我々行政、市役所が自然環境を悪化させるようなことはやらないようにやっていきましよう。

そして、オリンピックの問題であります。サーフィンのほう、以前からありました。練習のほうを誘致できないかということですが、今、目に見えない状況になっております。どうすべきなのか。サーフ



インを誘致することはどういう意味合いがあるのか。

今回のテーマのほうは、西之表市マリンスイマーを目標そうとうことで質問させていただきました。サーフィンもそうですが、ダイビング、フィッシング、海に関するものスポーツ、その愛好家の方をやはり呼び込んでいかなければならない。特にサーフィンなどは、以前に比べてもサーフィン愛好家の方が増えているのが現実であります。また、島内病院の方でも、サーフィンをやりたくてここで看護師をやったりとか、そういう技師をやったりとかそういう方も、若い方はいっぱいいらっしゃるわけでありませぬ。

ですから、その魅力を売り込むためにも、このオリンピック、最高、千載一遇のチャンスかと思うんですが、それをどういうふうに取り組んでいただけるか。

また、関連しまして、サーフィンをやっている方はいろんなスポーツをされるわけですが、スケートボードなどもございます。いいものを、スケボー競技をやるうと思えば、何百万円、何千万円もかかるのかもしれませんが、スケボーを楽しようということでは数十万円、数百万円でできるわけでありませぬ。そういったものも検討できないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

議員がおっしゃられたとおり、八月三日にリオデジャネイロで開催されました国際オリンピック委員会におきまして、総会におきまして、二〇二〇年に開催される東京オリンピックでサーフィンが追

加種目として決定されたところでございます。追加種目として決定される前からですね、本市を初め種子町、南種子町、県ともですね、事前合宿誘致に向けて検討を進めているところでございます。

去る八月十六日には、一市二町、熊毛支庁の関係者が集まり、あとさらに観光協会のほうも集まり誘致活動の連絡会を開催しまして、今後より具体的な検討を進めるため協議を行ったところでございます。

今後は、一市二町が関係団体と連絡をとりながら誘致活動を行っていききたいというふうにご考えているところでございます。

現時点で考えている手法としましては、種子島での完全合宿もですが、都市部の自治体とタイアップしたスポット合宿も考えています。合宿施設の充実した都市部と連携することで、合宿期間の三割ほどを種子島で過ごしてもらうことなど、柔軟に対応していききたいと考えているところでございます。

スケートボードパークにつきましては、サーファーの利用を見込み、他のパークの情報収集ですとか設置の可能性を検討しているところでございます。

先ほどの質問の中でありました大原崎の関係も含めてですね、現在、国上校区の方ともですね、協議を重ねております。今日も早速区長さんからも御報告をいただきましたが、そういったところも校区のほうともしっかり話をしまして、今後、その浦田のほうの開発も含めてですね、検討を進めていききたいというふうにご考えていると

ところでございます。その中で、またスケートボードパークのことにつきましても具体化ができるかなども含めて検討してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） よろしくお願ひしたいと思います。

目に見える形で。このままでは何もできないんでしょね。そう思っております。目に見える形でやっていたきたい、そういうふうにお願ひします。

そしてですね、市内漁港のトイレについてという。整備されていない。浦田漁港のほうが、取り壊しがありまして、ない状況であります。施設がそばにあるわけでありますが、平日、ほとんど鍵がかけられて使えない状況になっています。この問題を何とか対応していただきたいということ、そして、民間の病院の方がやっていたバリアフリー、障害者の車椅子マラソンのほうもなんですけど、せっかくその障害者のために能野海水浴場のほうにトイレもつくっていただきました。しかしながら、水洗ではやはりないんですよ。観光地であります。僕なんか細かいんで、人の家に行ってもトイレを掃除されているかチェックするんですが。余りいい性格ではないですが。やはりトイレがきれいかどうか、特に女性客の場合は思われると思うんですね。

そういうことも考えた上で、やはりトイレがどうなっているのか把握しながら、観光立国ではないですが、観光西之表市にするなら

ば、その辺もですね、具体的な検討をお願いできればと思います。

それと、続きまして、後ほどまとめて答弁いただきますが、観光の情報提供として、今、防災無線のことが議論されておりますが、コミュニティFMなどを使えないものなのかどうか、また、N T Tの回線のほうも余っている、加入率が低いわけでありますから、十分にその機能を利用し切れない部分があります。そういった部分で、そういったものを観光に使えないものなのか。観光の部署もそうですが、総務課、電算係のほうもですが、これを有効活用な手だてですね、今考えていかなければならない。宝の持ち腐れである現状がございます。その辺も確認させていただきたいと思えます。

トイレの件とコミュニティFM、光回線ですね。お願ひしたいと思います。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

トイレの件につきまして、まず浦田海水浴につきましては、先ほどお答えしましたとおり、今後の計画の中でまた再度協議を進めていきたいというふうにご考えております。

能野海水浴場のトイレにつきましては、現在、身体障害者用のトイレにつきましては水洗化されておりますが、おっしゃったとおり、もう一つのトイレのほうにつきましては、二十六年が経過しまして、くみ取り式ということでございます。

当然、今後ですね、海水浴場の部分の見直しをしていく中で、浦田だけではなくて能野のほうも含めた一体的な利用の計画の部分

も検討してまいりたいというふうに考えておりますので、その中で、あわせて施設の更新についても検討してまいりたいというふうに考えております。

コミュニケーションにつきましても、当然、本市にある、今NPO法人が設立の動きがありますけれども、設立された場合には、活用方法も含め観光としても十分生かすことができるのではないかとというふうに思っておりますので、検討していきたいというふうに考えております。

また、PRの方法につきましては、種子島観光協会のホームページリニューアルに合わせて、現在、大手旅行代理店とタイアップして種子島の旅行会社、旅行企画ですね、の提案とホームページの集客まで含めた取組みも行っております。

地元の有線放送の光回線の利用につきましては、関係課とも活用の可能性について今後検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○八番（田添辰郎君） 検討のほうをお願いします。

本当に今回の一般質問のこのテーマでありますマリシティ、海ですね、スポーツをメジャーにしていく、そのためにもオリンピック、本当に重要であります。また、明確に観光の柱は何かということを自覚することも大切だと思います。鉄砲館もあります。月窓亭もあります。しかし、本当にそれだけで観光客の方お一人お一人を呼び寄せる力があるかという、私はやはりこの西之表市、種

子島の海の魅力には勝てないかな、そういうふうに思うわけであります。マリシティを目指す、そういうことを明確に打ち上げた上で、サーフィンそしてダイビングそしてフィッシング、こちらの三本柱をですね、高く掲げて観光行政をやっていたらいいと思っております。

では、四つ目の質問に入らせていただきます。西之表市の活性化策と人口減少対策であります。

残念なお話を聞きました。今年もですね、自衛隊の訓練があるということでしたが、西之表市は断ったという話を聞いたんです。結果は知っておりますが、その辺をですね、担当課長のほうから市民の皆様にも説明していただければと思います。

〔総務課長 中野哲男君〕

○総務課長（中野哲男君） お答えをいたします。

自衛隊は国際社会の平和や安定に貢献すること、また災害から人々を守り救うことがその主な役割と認識をしております。その役割を達成するための訓練でありますので、市長も常々申し上げておりますとおり、可能な限り対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○八番（田添辰郎君） やはり中種子町の事例を見ましても、短期ではございますが、訓練期間中、やはりある程度の経済効果があるようであります。本当に経済的に不振な状況が長く続いている西之表市でございますので、ぜひともこういった誘致のほう積極的に取

り組んでいただければと思います。

では、次の質問になります。

人口減少の問題、さまざまな議員の方が質問されておりました。一番の問題は、日本全体がそうなのだという話もあります。私も五十三歳になります。同級生でも結婚をされていない方がいっぱいいらっしゃると思います。そして子供をつくらない方もあります。私も自民党員でありますから自民党の政策を批判するのもあれなんです、やはり非正規雇用を増やしてしまった、そして派遣労働を拡大してしまった、このことによつて飯が食いたくても食えない若い世代が生まれてきた、そういうことも大いにやはりこの人口減少に結びついているかと思えます。

西之表市のほうでも、働く場所をつくろう、そして結婚をする機会をつくろう、いろいろ工夫されておりますが、やはり大人でありますから、経済的な自立があつて初めて結婚も子育てもできるのが当たり前の話であります。そのようなことを考えますと、このままでいけば人口減少の波はとまらない。ですから、落合市長のところから、人口増加は言わずに交流人口の増加と言ひ出したわけであります。人口を増加させることはなかなか難しいとは思いますが、いろいろな南の島のほうでは増加している地域もあります。何とかできないのか。

そして、今、夕方の時間、大字で街頭演説をやらせてもらつていらっしゃるわけです。お年寄りの方が一番心配していらっしゃるの、

福祉もあるかもしれません。介護もいろいろあるかもしれません。

毎日の生活、大変だというお話もあります。でも、一番おっしゃるのは、先祖からの田畑をどうしよう、田んぼ、畑、どうしよう、墓を守る、どうやって守っていけばよいか、子供を汗水垂らして一生懸命育てたからよかつた、子供たちは出ていって、本当は帰ってきたくても働く場がなくて帰ってこれないという現状がございます。

このような問題に、以前には我々の市長のほうは、西之表市、農業と観光、第一次産業と観光と言つたほうがいいですか、これで何とかしていくんだということでありました。財源はどうするんだと問えば、これまでどおり創意工夫しながら知恵を出しながら頑張るということでありました。本当にできるのかどうか。難しい答弁ですね。一応、答弁を、考え方を、担当課長のほう、お願いします。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 答えをいたします。

人口減少時代に突入をしております、さまざまな課題を抱えているという状況でございます。

一方では、そういった部分を日本の縮図として位置付けて、各方面の大学等との連携をしながら、資源を有効に循環させることによつて持続可能な社会のあり方も検討しているという状況でございます。

おっしゃるように、なかなかすぐ明確な答えが出せるというわけでもございませんし、また、議員が言われた住民の全ての悩みに行

政が解決策を見出せるというものでもないかもしれませんが、しながら、進むべき道として持続可能な社会づくりを目指しながら取組みを強化してきているところでございます。

先ほどありました田畑の問題については、担い手の育成とか農地の集積を高めながら必要な労力を確保できる体制をつくり出していく。

また、お墓の問題もありましたけども、地域ぐるみの小さな拠点づくりという部分を通して、魅力ある地域づくりを推進しながら、助け合いながら住み続けて満足できるまちづくりというのを目指していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、仕事の問題がございました。仕事の部分について申しますと、ハローワークの有効求人倍率を見ますと、総じて求人数に對しまして求職者数が下回っているという状況でございます。求職の分野でいいますと、医療関係の求人が比較的多い状況にあるというふうに認識をしております。よく後継者がいないというようなことをお聞きしますけれども、これは裏を返せば仕事があるというところで、島に帰りたくても帰れないのは仕事がないという、一部職種によってはそういう部分もあるかもしれませんが、働きたくなる仕事の種類であったり待遇であったりとするようなこともあるのではないかと思います。

そういった意味では、新たな仕事の創出とか待遇面の改善、あるいは医療や子育て、教育、交通、情報通信など、さまざまな分野で

帰ってきたいと思うような生活しやすい環境づくりも求められているというふうに考えております。魅力ある産業をどう構築していくのか、あるいは待遇改善のための総体的な所得の引上げなど、全体として底上げは図っていく必要があるというふうに考えてございます。

以上です。

○八番（田添辰郎君） いろいろ大変な問題はあるわけでありまして、今現実、この種子島、出ていく島であります。本当は来る島に、観光客の方もそうですが、戻ってきた子供たち、お孫さんたちも帰ってこれる島に、出ていく島から来る島に変えていかなければならないと思えます。大変これを達成するためには道のりが遠いわけでありまして、前向きに見ていかなければならない、私のほうは思っております。

そういった意味で、馬毛島の問題であります。昨日も、一般質問、ございました。さまざまな意見があるわけでございます。しかしながら、防衛省の意見を聞いた。防衛省の担当者のほう、ちよつと説明のほうが余り上手ではありませんでした。ですから、誤解もあつたようであります。全議員がある程度の共通認識を持ったと思つて、ありがたいと思っております。

しかし、今、人口減少対策、僕の場合は、働く若い世代に仕事が必要ならば、所得が多くなければ、育てるべき子供たちも、そして面倒を見なければならぬお年寄りたちも守っていくことができない、

そういうふうに思っています。

この点で、町なかを歩かせていただきますと、大字のほうもそうなんです。馬毛島の自衛隊の問題、FCLP訓練施設の問題、説明させていただきま。子供たちを現実で育てているその世代に賛成する方が大いにあるわけであり。しかしながら、子育てが終わって年金暮らしとかそういう方になりますと、戦争に巻き込まれるとかいろいろ理由があります。また、米軍がやってくるという方もいらつしやいます。なかなか話は平行線なわけであり。やはりまずは防衛というのは、国、国民の命を守るというのは、

国のやるべきことであります。一地方自治体ができる仕事ではありません。警察でさえ、市民生活の安全、安寧を守るための警察活動でさえ、県という大きなものがやっています。そのことを考えますと、沖縄の場合は日本においても特殊な歴史を持った地域であります。ですから、今も異常な事態が進んでおります。しかし、本来は、国、国民、我々西之表市民も含めて国民の命を守るのは国の責務であります。しかしながら、この日本という国はこの責任も十分に果たしているとは言えません。

馬毛島に自衛隊、FCLP訓練ができます。FCLP訓練はものすごい騒音で爆音です。厚木で行われたときには七十デシベル以上の音、もつとすごい音です。百何十デシベルの音がする地域に二十万人の方がいたわけであり。普通は硫黄島のほうで行われます。無人島である硫黄島で行われ、大体が五月そこの期間であります。

そして年に一回、二回というのがありますが、これは空母が母港を出港した後にトラブルに見舞われたとき、ここ数年は年一回であります。それも、そして大体五月ぐらい。準備のため十日間、実際にFCLPがタッチ・アンド・ゴーの訓練を行うのは十日間、そして片づけが十日間あります。

私は、結論から申しますと、このような危険な、騒音のものすごいものであります。ですからこそ、十二キロメートル離れた馬毛島が国が適地であると言うなら、本当に私は適地だと思えます。自分自身でもFCLP訓練はあの場所でしかやれない。国、国民に対して貢献することを通じてこの西之表市も変えていく、元気にしていく、その覚悟が今必要だと思っております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時十二分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、榎元一巳君の発言を許可いたします。

「一一番 榎元一已君登壇」

○一一番（榎元一已君） 通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

今回は市長の不在の中で一般質問ということで、なかなか一般質問とはいえないかもしれませんが、課長さんの皆さんに、理事者の皆さんにお伺いをしている、通告をしてございます。ぜひ、どういう問題を自分の中で問題意識として持っておられるのか、市民も非常に関心があると思います。そしてまた、自分の部下のモチベーションがいかにかに上がるかということも今日の発言で問われるんだらうというふうには考えております。そういうふうな発言であることを期待をいたしております。自ら考え、自らの問題提起を、将来にわたってどうするんだという、市民にも、職員はこういうことを考えていただいているんだと市民の皆さんが納得して、やっぱりそうやなと言えりような発議を期待をいたしております。

七十分という短い時間ですので、十人、十課ぐらいをお願いをしておりますので、五分程度しかないかもしれませんが、その中で自らの思いを市民に向けて語っていただき、あるいは自分の部下に向かって語っていただき、将来の西之表市を私たちはこういうふう担って行くんだという視点でぜひ御意見をいただければと思います。

以下は質問者席より行います。

○議長（永田 章君） 榎元議員、ちよつとお尋ねしますけれども、

これは一課ずつやっていますか、全体に流してから最終的にやりますか。

○一一番（榎元一已君） はい。そのときに応じてやらせていただければ。

○議長（永田 章君） わかりました。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） それでは、お答えをいたします。

長期振興計画から申しますと、市民生活課は自然と調和のとれた住みよいまちづくりを目指し、市民生活を守る安全対策を充実させることや衛生的で環境への負担が少ない生活が送れる町をつくる。

○一一番（榎元一已君） 議長、すみません。

発言の途中ですけど、そういったことではなくて、あなたが今課長職で市民のために仕事を進めている中で、特に今私はこういう問題がありますというのを課題というふうにお願いをしております。

五分という短いことですので、長期振興計画は私も全て存じ上げておりますし、まちづくりのことも存じ上げております。あなた個人がこの市政の一部を担っていく中で、市民生活課長としてこれなんだと、これを今、長期振興計画とは、まあ、一部関係があってもいいんです。これが必要なんだという、そういうのを聞かせていただければ大変ありがたい、そういう意味で最初、冒頭申し上げたんですが、計画は計画で議員さんも皆さん御存じですので、よろしくお願いをいたします。

○市民生活課長（吉田孝一君） 答えをいたします。

今、議員のほうから御指摘をいただいたところですけども、その点も重々承知をした上で、前段としてちょっと触れさせていたところございました。

私の、この市民生活課でのすね、課内での一つの課題として捉えているのはすね、市民生活課については五つの係がございます、それぞれが特別な個別の業務を抱えてございます。ですので、横につながった業務というよりも個別それぞれの業務ということですので、非常にその中でも一つの課題ということになるとすね、非常に厳しい部分もあるんですが、私の中で一番、その中でも強いと言うとすれば、市民相談に関する課題ではないかというふうに考えております。消費生活でのトラブルとか家庭とか家族の問題、物件、債権、債務、それから相続、生活の困窮、近所トラブル、子供に対する問題、そういったもの、市民が抱える悩み事それから困り事は多岐にわたっております、中には専門性を要するものもござります。

そういった中で、現在こういった取組みをしているかということになります、消費生活相談専門員を一名、それと担当係長が市民の相談窓口として対応しているところでございます。専門的なものもござりますので、そういったものについては無料法律相談を基本年六回、それから個人法律事務所との無料相談、これを毎月一回、特設人権相談所を年四回、それから平成二十七年から始まりました

が、生活困窮者自立支援に関しては本年度の八月から社協と連携をしながら対応していくこととしてございます。

市民生活課は市民に非常に密接した業務であるというふうに認識をしております。将来的にはさらに充実した相談体制を構築する、いわゆる今の二名体制ではなくて、係長は係長の役目としてすべきことがございます。相談員は相談員としてのノウハウ、知識、そういったものが必要となってきますので、そういったものも充実させていくといった体制をとりながら、今の市民の皆様方の不安とか困り事に対応していければというふうに考えております。ですので、安全・安心に暮らせるための暮らしの窓口、そういったものを目指していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○一番（榎元一己君） 私も、過去、いろいろな話をしてきましたけれども、やっぱりそこは一番アンテナの部分で、市民が真っ先にそこに来るところでありますし、その問題の取り方によっては深い、重たい仕事になるかもしれないけれども、重要な場所であろうと思います。

今言われたように、さまざまな職員の配置も問題であろうかと思えますけれども、やはり市民の悩みに寄り添うということは一番重要だと思えますので、認識として本当にそういうふうに思います。さまざまなツールがありますけれども、それを運用するのは行政の皆さんですので、その能力を高めるといってはまた今後努力をし



ていただければと思います。

「健康保険課長 戸川信正君」

○健康保険課長（戸川信正君） お答えいたします。

健康保険課としましては、大きく三つの部門があります。健康づくり、それから国民健康保険、介護というのがありますけれども、健康づくりの部門につきましては、課題として、メタボリックシンドロームの割合が高く、特に若年層の生活習慣病が増加傾向にあることがあります。また、健康診査を受ける人が少ないことから、疾病の早期発見、早期治療のための未受診者の掘り起こしが必要であることであります。あと、市民の健康づくりに対する意識をどのように変えていくかが課題となっております。

このような課題解決のためですね、各世代に応じた健康診断の実施、ウォーキング大会の実施や広報等の健康づくりの啓発、健康づくり推進体制の整備を図るなど、市民が健康に暮らせる町を目指してまいりたいと思います。

国民健康保険におきましては、課題として、国民健康保険事業において国民健康保険税と県、国等の補助金で医療費を賄っておらず、国民健康保険事業の運営に支障を来しております。また、在宅医療の重要性が高まることが考えられ、関係機関との協議、連携が必要になってきております。

このため、県が財政運営の責任主体となる平成三十年度に向けて国民健康保険運営の安定化を図るとともに医療機関の充実、連携に

よる地域医療体制の整備、医療保険給付の適正化、緊急医療体制の整備など、市民に適正な給付を提供し、持続可能な制度を図ることを目指します。

介護につきましては、課題として、少子高齢化の進展により高齢化率が年々増加傾向にあり、単身高齢者や高齢者の夫婦のみの世帯も増えており、介護予防事業の取組みを強化する必要があります。

このために、介護保険給付の適正化、介護者への支援の強化、多様な主体による総合事業を今度実施しておるんですけれども、多様な主体による多様なサービスを提供する等の介護保険体制の充実を図るとともに、認知症の早期発見、早期治療体制の整備、今、元氣アップ体操などを実施しているんですけれども、介護予防の推進を図りながら市民に適正な給付を提供し、持続可能な制度運営を目指したいと考えております。

○一番（榎元一己君） やっていることはすばらしいことだと思うんですが、ここで申し上げているのは、組織におられればそういう答えになってくるのかもしれないけれども、一番の課題は何ですか。それはこの事業のこともいいですし、今現行を遂行する中で何が問題であるんですよというような、それをお聞きしたかったです。今申し上げられたのは、私もよく、もう二十年間議員をしておりますので、どういう事業をやっているというのにはよく理解しております。その中でここが本当に難しいんですよ、だから進まないんですよというね、意識を持っていらっしやると多分思うん

ですよね。厳しい管理者でいらっしやるわけですから。そこんころはないですか。手短かに。あれば。

○健康保険課長（戸川信正君） 先ほど申しましたように、やっぱり健康づくりに対しては、やっぱり自分の健康は自分で守るといいう、そういう意識の啓発ですね。特に種子島の人は、よそに行けばわかるんですけども、運動する機会が少ないと。よそに行けば電車です。駅から駅まで歩いたりするんですけども、種子島は車から車でですね、歩く機会が少なく、本当にメタボが増えてきていると。ほかの、全国的に比較しますと、メタボが増えてきている。そういうた生活習慣病に起因する病気が増えてきているんですね。そういうのを、運動を推進しながら、病気の早期発見、早期治療を図っていくというのが本当の課題だと考えています。

介護のほうに関しては、いわば、介護従事者の不足によりまして新たな施設がつかれないという課題もあります。だから、そういう課題に対しまして、やっぱり地域づくりを進めながら、高齢者が住みなれた地域でやっぱり一生生活ができるような仕組みづくりをつくるのが課題であると考えております。

○一番（榎元一已君） 最後に介護の話が出てましたけども、やはりその介護の現状がだんだん厳しくなっていく中で、そのマンパワーの不足、この点が大きい問題になるうかと思えます。介護士、看護師。これが抜本的な議論が必要な時点が来るんだらうな。僕にとってはその辺が一番重要な課題なのかなと思っていましたけれど

ども、若干そういう部分も含めて御答弁でしたので、その点についてまた一生懸命努力をすることをお願いを申し上げて、次の質問に行きます。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） それでは、福祉事務所の課題ということでございますが、課題が山積しているという言い方のほうが適しているかと。

○一番（榎元一已君） 声が小さくて聞こえないので。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） はい。課題が山積しておりますという言い方のほうが適しているというふうに思っております。今取り組むべきことは、やはり子育て支援にしっかりと取り組むことだと思っております。将来この町を支えてくれる子供たちが健やかに育って、力を蓄えてこの町に帰ってきてくれる、そのための将来への投資だと思っておりますので、この問題についてはしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、長期振興計画には取り組むべき課題を整理して載せてございますので、基本的にはその方針でございますけれども、それぞれの暮らし、置かれている環境で必要な支援も違ってきます。その時々で対応しなければならぬこともたくさんございます。

そういった問題を解決するために、また対応するために今抱えている課題が人材の確保でございます。放課後児童クラブも開設をいたしました。指導員の人材不足により大変苦労いたしております。

休日保育の実施につきましても、今実施に向けて保育園等と協議をしておりますが、やはり保育士が足りないという問題がございます。また、障害児・障害者支援の分野それから家庭問題に係る分野においては、人の内面に深くかかわる業務でございますので、一定の経験と技術が求められるというところでございます。

福祉行政を支えてくださる人材の確保をどうするかということにつきましては、今まさに女性の働き方を支援する取組みを移行に移しておりますが、そのほかにも昨日から議論となっている処遇改善にも取り組まなくてはならないというふうを考えているところでございます。

これから将来にわたって皆さんがその資格や経験を生かして働き続けられるようにしていくとともに、新たな人材の確保にも取り組まなくてはなりません。U・Iターンへの取組みなど、資格を持つた方または子育て支援に意欲的な方を島外から呼び込むことも必要かと思っております。

大きなビジョンは申し上げられませんが、福祉は常に人に寄り添った支援を求められておりますので、小さな声も丁寧に聞く、そのことに視点を置いて、今後も充実した支援体制が構築できるように人材確保に努め、職員一同引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〇一一番（榎元一己君） 今何点かありましたけれども、やはり人

材の確保というのが大きいこれから問題になっていくんだろうなと私自身も思っております。保育士の確保に当たってはさまざまにほかの市町村でも方策を練っておられて、今、島外から寄せるという話もありましたけれども、居住費の補助であるとかさまざまなかをやって皆さんが確保に躍起になっているところなんです。それは、ともかくにもそのことが将来の島づくりに重要な点だということがもう皆さん御理解をいただいているからだと思えます。地域づくりについてということでございますけれども。

それと、やはり福祉のあり方についても、その現象だけを捉えて対症療法をやるのではなくて、やはりその背後にある問題を横断的に役所が連携をして問題を解決しない限り、幾ら福祉に資金を投じてもなかなか解決はできないということもあるうと思えます。

今、所長の言葉に寄り添うという言葉がありましたけれども、私はこの言葉が大好きであります。皆さんが市民に寄り添って、市民をばらばらにするのではなくて、市民を一つにしてさまざまな問題を解決するというのは重要な役割だろうと思っております。今後またそういう視線と考え方を取り組んでいただければと思います。

〔建設課長 濱上喜美男君〕

〇建設課長（濱上喜美男君） 御説明いたします。

建設課の一番の課題としましては、市民の安心・安全を守るために、経年劣化したインフラ整備を図ることです。舗装の改修、改良、橋梁の補修、漁港、港湾、市営住宅の改修、市営住宅の建替

え等が主なものであります。

対策としては、社会資本整備事業を活用しての道路・橋梁整備、港湾は離島・統合補助事業、鴨女町の市営住宅は公営住宅建替事業として行う予定であります。また、今年度国のほうから案内のありました有人国境離島関係予算につきましても、建設課で該当する事業がないか注視しております。

将来ビジョンとしましては、鴨女町市営住宅建替等に伴う周辺整備、県管理の西之表港湾計画の推進、展開によっては都市計画マスタープランに沿った市街地の整備につながるものと思っております。また、長期未着手事業であります松原運動公園、中央線の見直しも行わなければならないと考えております。

以上でございます。

○一番（榎元一己君） なかなかハードの多いところでソフト事業とかそういうものは余りないわけですけど、ただ一つ、私は一点だけですね、やっぱり平成三年度につくられたですね、西之表港の港湾計画、このものをやっぱり大きな課題として捉えていくことは、将来の西之表市の玄関のありようそれからまちづくりのありようについても非常に重要な問題だと考えております。その点についてもぜひ御一考いただければと思います。

それと、もう一つは、これまで財政の立て直しということをやっぱり公共事業の削減をずっとやってまいりました。さまざまな建設業の疲弊もありましたし、あるでしょうけど、ただ一つ私が思うの

は、建設業界の話をちよつとさせてもらおうと、やはり兼業農家の支えになつていくというのは事実です。先ほど来あります働く場所がないとかいろいろありましたけれども、そのことは重要な問題で、今後その点をですね、荒廃農地の整備であるとかさまざまな点で連携をして、一定の確保をしながらこの兼業農家を守っていくという、それは建設とは若干違うかもしれませんが、それも横断的な考え方を持つことというのは非常に重要だと思いますので、これにぜひまた農林水産課あたりあるいは農業委員会との連携をぜひとつていただいでですね、進めていただければと思います。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） 農林水産業につきまして御説明をいたします。

まず、農業につきまして。本市においては、高齢化によるリタイア、後継者不足等により農家戸数は二割の減少、歯どめがかからない状況にあります。しかし、担い手育成確保の体制が徐々に構築されつつあり、担い手や認定農業者の数もどうにか現状維持に近く、経営面積は増加傾向にあります。

このような状況の中、まず新規就農者の確保、労働力の確保、また経営安定対策、それから新たな販路拡大、さらなる鳥獣被害対策、基盤整備等々が求められているという状況でございます。

このようなことから、経営体質の強化と新規就農就労者や担い手の育成・確保のため、所得向上につながる各種補助事業の導入、育

成支援を引き続き行うこととともに、農業経営基盤の安定のための農地集積、地域の仕組みづくり、さらなる推進が必要かと考えております。

続いて林業についてでございます。国内の木材価格低迷、未整備林の拡大、また森林組合員の減少が予想される中、従事者不足に伴う森林施業の減少に係る経営基盤の弱体化、また人工林の多くが主伐期を迎えておりまして、新たな木材需要の創出や安定的供給体制の確立が求められており、再生可能なエネルギーとしての木質バイオマスの需要が拡大することも見込まれております。

このような中、森林保全にかかわる事業体の担い手支援や新たな担い手の育成を図りながら、高性能林業機械の活用による林業施業の効率化を積極的に推進し島内産木材の供給体制を確立するとともに公共施設や住宅への島内産木材の利用促進に努める必要があるかと考えております。

続いて漁業につきましては、全国的に魚価の低迷、後継者不足によりまして漁家数が減少しており、本市も同様に後継者が少なく、漁業者の高齢化は依然として続いている状況でございます。

水産資源の確保については、稚魚等の放流等の取り組みを続けているものの、なかなか効果発現まで至っていない状況であります。

今後、離島漁業再生支援交付金の取組みによる創意工夫を凝らした活動の支援や漁協、漁協青年部、船主会との連携のもと、魅力ある漁業者、漁業集落を目指した活動を支援するとともに、島内外

での魚食普及活動を積極的かつ根気強く推し進めること、またあわせて各種補助事業等を活用して出漁意欲向上を図るための支援、それから生産基盤等を年次的に整備する必要があるかと考えております。

農林水産振興につきましては、職員も当然考えなくてはなりませんけれども、市民の方々が前向きにやってみようじゃないかというところで職員と一緒に取組んでいく姿勢が必要じゃないかと考えております。

以上でございます。

〇一一番（榎元一己君）　さまざまな問題を含んでいるところは大変なところだと思えますし、ただ、西之表市、種子島全体を考えるとときには、あるいは役所の全体を構築する中で考えても一番重要なところでありまして、外貨を稼ぐというところであれば農林水産課あるいは経済観光課であろうと思えます。

今、さまざまな問題の提起がありましたけど、全てが問題だという発言だったのか、よくわかりませんが、全部問題だろうと思えます。

やはり私は以前から、この一年ずっと申し上げたことは、この農業の労働力の確保をどうするかということです。戦略物品のこの安納いものはあっても、それをもうかるとわかっていても拡大できない現況がここにあります。そこがやっぱり一番の問題点で、さまざまな施策を今回十月からスタートされている農援隊かな、それもスタ

トしておりませんが、なかなかまだそれでは解決にはならないような問題だと思います。これについてはまた御議論をいただければと思います。

それから、林業についてもなかなか厳しい状況が続いておりますけれども、やっぱりこれは視点を改めてさまざまなところに連携できるような体制を、なかなか難しいと思いますけれども、とっていくというのは重要だと思います。

一番難題なのはこの水産の問題です。今、私どもが議会報告会に行っても、あるいは個人的に私がお話を持っても、水産の問題どうするんだと言われたときに、答えがなかなか出ないんですよ。魚価の低迷だとか全国魚食普及だとかいろいろあるんですけども、大きい流れは、トレンドはあるとしても、なかなか個々に、じゃあ、どういうふうにしようか。

昨日も漁家それから組合員の問題で出ておりましたけれども、減少はしております。そこはやっぱり抜本的にどうか、大きな取組みが必要になるんだろうと思います。このまま衰退を見ていくのか、あるいは大きく転換をするのか議論のあるところですけど、やっぱり生き残っていくためにはそれをやらなければならぬんじゃないかなと思います。

私が平成九年度に議員になったときに、ちょうどこの溝式養殖場というのが動いておりました。当時、九億二千万円か三千万円。それから若干いろいろ足し増されたので。ところが、この事業は残念

ながら、今でもありますけれども、一年半、二年したらもう溝式の三分の一ぐらいが埋まって、現在はもうほとんど一部しか機能していない状況です。事業主体は西之表市だったと思いますけれども、こういったものも過去にはございました。

もちろん漁礁の設置や、それから藻場の造成、さまざまな問題をやってきましたけれども、なかなかこれという結論は生んでおりませんし、漁獲は減少する一方であります。ここでは、先ほど申し上げたように、何か議論をせないけないと思っております。

私自身が考えていることでありますけど、それは、やはり大きく変えなければ、まあ、現在、自然の物をとっているというのもありますけれども、これはやっぱり養殖ということを考えなければならぬと思います。それは漁民が直接運営をするこの養殖、その技術蓄積のための努力をしていただければと思います。さまざまな資格を持った方もいらつしゃいますし、水産の技能を持った方がいらつしゃいます。このまず最初の一步からですけれども、技術の蓄積をやる努力をぜひしていただきたいなど。特産品の開発とかいろいろありましたけれども、それも一定の効果を生んでいるんでしょう。それよりもっと抜本的に漁民が生活を今後していく上に、もちろん自然環境の変化も考えた上にですね。

例えば、トコブシの養殖をするのであれば、陸上養殖をやっているとところもございますし、私は、最終的には藻の養殖の点まで技術開発を最初の段階で進める必要があるんだろうなというふうには

考えております。

大きな転換でありますけれども、やはりそのことを十分勉強して今後取り組んでいくことが漁民の生活の安定やらつないでいくんだらうと思っております。短絡的にしばらくいろんな補助を出すことも重要でしょうけれども、長期的視野に立って、そりゃ、失敗するかもしれませんけれども、そのことに取り組むような大きな転換を期待いたしております。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

経済観光課におけます一番の課題、まあ、多く課題はありますが、その中で一番の課題につきましては、商工業者、観光業者ともに個人、事業者の今以上の収入向上を目的としているところですが、小売り、サービス業主体の構成のため、定住人口減少による商圏人口減少が比例して売り上げを減少させている状況でございます。一次産業ですとか工業関係でも生産業の方は、生産高を上げることで収益向上の可能性が拡大されますが、商業、観光業にしましては、消費者の増減が収益に直結しますので、いかにして交流人口を拡大し商圏人口を確保するかが課題となっておりますので、ございます。

この対策として、島の外から人を呼ぶため、種子島の魅力を伝える取組みと、特に若者が種子島に来るきっかけづくり、さらに地元若者人材育成ということで、現在、高校・大学連携の中で島の資源の見直し、日本、世界の情勢などを捉えて論理的に物事を考え課題

解決を図る勉強も行っているところがございます。現在の社会情勢を捉えて種子島の産業に対する新しい可能性を模索して、自分の進路先で得た知識、技術を生かし島への貢献もしたいという発言も高校生からもされておりますので、頼もしく感じているところでございます。

また、他課と連携し、社会構造上複雑多様化した課題も同時に解決するような仕組みづくりも今行っているところでございます。

将来ビジョンとしましては、知識、技術の流入と若者を中心としたにぎわいある姿を目指しております。このことによる知識、技術を持ったイターン者などの個人起業家を含む将来的な定住人口拡大と地元若者が島に夢を持つこと、異世代の交流が頻繁に行われる中で経済活動も多様性を持った活動になり、チャレンジできる環境になっていることが将来ビジョンとして掲げているところでございます。

以上でございます。

○一番（榎元一巳君） 先ほど申し上げましたように、その外貨を稼ぐという点でいえば、今課長が言われたように、交流人口の拡大というのは非常に大きいものだと思っております。なかなかすぐ結論の出ることではないかもしれませんが、それを取り巻く交通の利便性であるとかコストの問題であるとか、あるいは企画の持ちようによっては大きく化ける可能性もあるかと思えます。今無駄だと言われがちですけれども、それは将来にわたって大きく化

ける可能性もありますし、その点については、なかなか批評を受けるかもしれませんが、ぜひ取り組んでいただければと思います。

そしてまた、U・Iターンのこともありますが、まず、そのU・Iターンも重要ですし、その動機づけも非常に問題だろうと思います。確かに入ってくることはいいんですけども、一部によっては、理解の度合いによっては、村社会と反するみたいな取り上げ方ですね、地域社会がちよつと崩れるという捉われ方もあります。それは施策の持っていくようでもさまざまになっていくんですけど、そこもまた重要なことだと思います。

ぜひ先ほどの質問者の中にもありました、マリンスポーツだとかいろいろありましたけれども、確かにそのことも重要であります。しかし、旅はやっぱり私は人だと思しますので、非日常に触れるという、そういう感覚のものをつくりたいと思います。それは全国どこよりもすばらしいロケーションだったり、すばらしい料理であったり、すばらしい企画は人を呼ぶでしょうけれども、次のお客さんになるのはやっぱりこの島の人に触れ合う、その部分だと思えます。ぜひそこら辺に主眼点をまた一定考えながら取り進めていただければと思います。

「地域支援課長 大瀬浩一郎君」

○地域支援課長（大瀬浩一郎君） 地域支援課でございます。

四月に拝命いたしましたし、いろんな大字地域を回るわけなんです

けども、やっぱり課題の中では、圧倒的に大字地域に活力がない、元気がない、私が昼間歩くからそう思うのかもしれませんが、圧倒的に活力がありません。高齢者が多いです。そういったところがやっぱり一番の課題だと思います。

その対策として、そこに動いている人たちのサポートをしたりとかしないといけないと思っているわけなんですけども、いろんな助成制度とか補助制度とかはありますけども、実はそのいろんな課題というのはほかの理事者の皆さん、どこかの課が持っています。いろんなことが絶対絡んできます。そういったところを複合的にどうやってつくっていくかということが対策としては難しいところだなというふうに思っています。

ビジョンといえるかどうかわかりませんが、やっぱりその地域その地域に合ったやり方、仕組みをつくって行って、その校区校区で事情が違いますので、国のほうではコンパクトシティという考え方ですとかITを使ったりとか、いろんなやり方というのを国は提案してきますけども、やっぱりそれではだめで、先日、私も中割の敬老会に行ってきたんですけども、案外そういう地域行事みたいなやつが活力を取り戻すものになったりとかですね、そういう地域地域に合ったやり方というのがあるんだろうと思います。なかなか難しいですし、職員も複合わざみたいなことでもやるというのはなれていませぬのでなかなか困難も多いんですけども、そういったところで頑張っていきたいと考えております。



以上です。

○一 一番（榎元一巳君） 地域支援というか、地域おこしというか、だけど、地域は寝ていないところもありますね。起こすといつても、いや、俺たちは寝てねえよという考え方もあるかと思えます。なかなか難しいことだろうと思えます。

今、地域支援が各校区に入っておりますけれども、やはり地域の人々が問題意識を持っていなければ、幾らそこに人を派遣してもですね、なかなか結果は出ないということなんだろうと思えます。そのきつかけづくりを一生懸命皆さん取り組んでおられることだと思います。昔から地域づくりには一人の大ばかか十人の小ばかが要るといふふうによく言われます。そういうリーダーみたいなのがなくて、それを支える周りの者があつて意識を改革していくんだろうというふうに思います。

ですから、地域支援課というのは、地域全体の抱える、元気だけじゃなくて、あるいはその高齢化率の問題とか、あるいは障害者の問題、それから学校の問題も含めて全体、地域のコーディネートをするというかね、そういう類いのものにぜひなっていたきたいなど。ただその支援活動だけをやるんじゃないかと、まあ、そうじゃないと思っておりますけど、そういうふうな地域支援という形で結果が出ればいいと思っております。

やっぱり何かが進むと何か手が引かずに足を引くというのがあります。それは、どこの社会でも、田舎の社会でも同じでございます。

す。しかし、そこにはやっぱり大きい、皆さんのこの市民をどうかするんだという意識があつて初めてスタートすることですので、地域全体を縦じゃなくて横で眺めていただいて、皆さんが今後ぜひ取り組みを充実させていただければと思います。

○議長（永田 章君） ここで議長からお願いをいたします。

間もなく正午となりますが、このまま一般質問を続行いたします。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

今回の議会の中でも何人の議員の方からも御質問をいただいておりますけれども、行政経営的にも市全体としても、一番の課題というのは人口減少問題が一番の課題だといふふうに捉えているところです。御承知のとおり、昨年行われました国勢調査の中でも市の人口は一万六千人を切っている、種子島全体でも三万人を切っているというふうな状況の中で、今の高齢化の進捗というのを考えていきますと、このままいくと産業の衰退から地域の消滅というところまで容易に予測ができるんじゃないかというふうな状況にございます。

人口減少問題に取り組むときに、減少は避けられないという中で、その度合いをどれだけ緩やかにできるかという側面と一定減っていく中でも住民の満足度を維持させる、または向上させていく手法というのでも問われているといふふうを考えておまして、具体的には、雇用の確保や労働条件の改善、所得の向上、観光推進による交流人口の増加、子育ての支援、市、島内外の公共交通の充実など、生活

のしやすい環境づくり、そして最終的には移住や定住に結びつけるような、そうした幅広い取組みが必要だというふうに思っているところです。

行政経営課といたしましては、まずこのことの庁内における意識の統一、ビジョンの共有というのを図る必要があるんだろうと。で、それをもとにそれぞれ対処する各課の政策をまとめて、進捗管理をしつかり行って実効性を高めていくということが重要な役割だというふうに認識をしているところでございます。

昨年まで振り返り、それから全庁評価とか予算の要求の仕方とかいうのは一定ルーブル化されたものがございますけども、実際それがPDCAという観点で有効に機能されているかというところが問題だというふうに私自身は考えております。そこら辺がちゃんとみんなで共有できてやっていけるという状況をつくるということがまず一番大事だというふうに思っているところです。

また、行政経営の中に横断的な政策の推進という部分もあるわけでございますが、高等教育なり分散型エネルギーという部分も推進をしております。ただ、一番重要なことというか一番目の課題というふうに私が考えているのは、有人国境離島法が来年から施行されます。そういった中で、この機会にやはり長年の課題でありますし、また住民の生活のしやすさをやっぱり安定させるという部分でいえば、航路それから航空路、そういう部分の運賃のやっぱり値下げという部分について、あるいは今後想定をされる高速船の

更新の問題ですね、そこら辺にちゃんと道筋をつけるというところが一番重要な課題かなというふうに思っているところでございます。以上です。

〇一一番（榎元一巳君） 行政経営課ですので、さまざまなことをね、あるんだろうと思います。人口問題を最初取り上げられましたけど、さまざまな点の最終的に人口減少という現象が出てくるので、そのほかにさまざまなファクターがあつて今日に至っているわけですから、それは全国的にも同じ方向で進んでいるからね、なかなか一つの市や島ではなかなかということも言われております。

私は人口減少というものも非常に難しい問題だと思います。それより、私は人口が三万人だった、一万人だった、一万五千人だったということよりも、そこへ住んでいる市民のね、その充足率とかね、それが一番重要だろうと思います。ただその人口を比較するんではなくて、先ほど福祉の問題もありましたし、総合的にここが本当に住みやすいところになっているのかという議論をやっぱりしていたきたい。そのことが非常に大事ではないのかなと思います。当然それについては産業の問題もいろいろ絡んできますので、そこがどういう施策をとってどうするかということでもまた違ってくるので、それを先ほど私が市民を縦切り、切るなど言ったのはですね、やっぱりそういう問題も複合的に庁内で議論をする、そのセクションが多分私はあなたのところだろうと思います。これはどこ、これはどこ振り分けるんじゃないかって、じゃあ、あなたのそれをこ

つちに持つてきなさい、こつちに持つてきなさい、こつち、これは市民がこんだけ問題を抱えているんだよねと、これにどう対応しようかという、やるところが私はあなたの部署だと思っております。それは、よくよく考えると、役所全体が機能するかどうかというのはあなたの箇所にかかっていると私は考えております。

昨日でしたかね。一般の市民の方がずっと調査をして、その結果をちよっと見せていただいたんですが、市民の方がずっとこの夏調査をして、そこにやっぱり言われるPDCAの論理が書かれておりました。だから、その中にはPPP、プランニングだけでずっとその振り返りであるとか機能してあるのかというのが非常にこれは的を得ると思っております。

皆さんもそれを認めるところからスタートするべきだと私は思っておりますけれども、やはりそれについては、その部分についても重要で、何をつくるんじゃないかと、どういうふうに職員の意識喚起をするかというのが一番の問題のところ、やり方の物語を幾ら書いても、それは結論にはなりませんので、そのことをぜひもう一度念頭に置いて議論をしていただきたい。

それから、島全体の経営とか行政全体の経営と、それから市民のありように関してですけど、先ほど高速船の問題もありました。もちろんそうです。航空路の問題もそうです。ですから、ぜひその時点になったときに、我々地方の自治体がそういった問題に的確にコミットメントできるような体制を今から取り組んでいくことが重要

だと思えます。そのことをぜひ考えていただいて、それが将来この市民の、島民の生活の環境や利便性を高めることには非常に重要な部分ですので、ぜひお願いをしておきたいと思えます。

○議長（永田 章君） 次に教育委員会のほうに入ります。教育長、総括ですか。

「教育長 立石 望君」

○教育長（立石 望君） はい。教育委員会は三課ございますけれども、私のほうから総括をして教育委員会全体として抱えている課題等について御説明を申し上げたいと思えます。

教育委員会における当面の課題としてはですね、学校施設及び社会教育施設等の老朽化対策、これが一点ございます。

もう一点は、児童生徒一人一人の生きる力の育成、これが課題でございます。当面それを課題といたしましてはですね。

長期的には、少子化が進む中で児童数の減少に伴う小学校の小規模化への対応が課題であると捉えております。

一番目の学校施設及び社会教育施設等の老朽化対策でございますけれども、学校施設についてはこれまで年次的に改修等を実施をしてまいりましたが、校舎それから体育館、プール、さつきも出ましたグラウンド等の補修、改修等を必要とする施設がございますので、平成三十二年度までに長寿命化計画の策定が予定をされておりますから、これを策定をしながらですね、今後計画的にこうした学校施設の整備を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、社会教育施設については、生涯学習の拠点施設である市民会館の改修は終えたものの、あと図書館それから開発総合センター及び体育施設等の老朽化が進んでおり、利用者の利便性の向上や市民が安全に利用できる施設として、リニューアルも含め今後計画的な整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

次の課題である児童生徒の生きる力の育成についてでございますけれども、これまでもこの課題については本市における最重要課題として位置付け、学校及び教職員とこの課題についての共通認識のもと、重点的に取り組んでまいりました。

今後、さらに教職員の資質、能力の向上、それから学校間の連携を図るとともに、学校と家庭、地域が一体となって児童生徒一人一人が確かな学力、そして豊かな人間性、さらには健やかな体、いわゆる知・徳・体をバランスよく育んでいくような取組みを推進してまいりたいというふうに考えております。

長期的な課題としてあります小学校の小規模化への対応についてでございますけれども、これまでも特認通学制度の見直しや山村留学制度の導入など、児童数を増やす努力をしております。

今後、小学校のあり方検討委員会を立ち上げ、その中で、児童の教育環境という教育的な視点、そしてもう一つは地域の核としての地域づくりの視点、観点、この両方の観点から小学校のあり方について総合的に検討をする必要があると考えております。

教育委員会としては、引き続き特認通学制度や山村留学制度を推

進するとともに、小規模校のデメリットを克服するための一方策として、今年度初めて複式学級を有する八校を四校ずつに分けて集合学習を実施をいたしました。来年度以降もさらに規模を拡大してこの集合学習は実施をすることにしております。これからも小規模校のメリットを最大限生かしながらデメリットを克服する方策を学校と一体となって取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えております。

課題は山積をしておりますが、関係部署、関係機関との連携を密にして教育環境の整備、充実に努めてまいります。

以上でございます。

〇一番（榎元一巳君） 教育委員会の、ほかの課もそうですけど、抱えていることを端的にすぐ述べよと言っても、なかなか大きいものがあるというのにはよく理解をしております。

やはり子供たちの教育に関しては、やっぱり現在も貧困の問題とかです、貧困の連鎖の問題、いっぱい抱えております。そこを将来にわたってデザインを引けるのはやっぱり皆さんのセクションであろうというふうに思います。さまざまところと連携をして取り組んでいただきたいと思います。

それから、小学校のあり方検討委員会ということがございましたけれども、私は、思い出すとですね、私が区長の時代でしたけれども、中学校の統合の会議がございました。規模適正化という名目でありました。そのときの、私は轍を踏まないでほしいなと。議論を、

実行を急ぐ余りに住民の意見をなかなか聞き取れなかったということが事業推進を非常に混乱させて、近年まで、やっと統合ができたという状況がございますので、その点はやっぱり地域住民の、先ほど考え方を述べられましたけども、地域住民のありようとか地域の伝統のことも含めてよく地元に見聞をいっばい言わせて、その中からどういう方策がいいのか、それに対する、もし統合とかなんとか出てきても、それを複合的に地域の問題として解決できるように、先ほどの地域支援課であるとか行政経営課であるとかという連携をしてやっぱり事に当たっていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど老朽化の迫るさまざまな教室やそういうこと、それは予算の関係もあるでしょうし、しかし、教育環境がそういうことであってはならないこともありますので、やはり当局と十分議論をして進めていただきたい。

先ほど開発センターとか図書館の老朽化のことがありました。私は、まちづくりの中で拠点施設に私は反対の立場をとりました。それは、現在のだけの計画ではなかなかうまくいかないんじゃないかな、人間の動的な問題、それから採算の問題、運営母体の問題、さまざまな問題を考えたときになかなかいけないんじゃないかなというふうに考えておりました。

今ここに出た開発センターとか図書館とか、あるいは子育て支援、それからそこに出ているそういったさまざまな施設を網羅して、市民の動線が一カ所になり、そこにやっぱり拠点が集中したり、ある

ことよって人が集中するというような検討をぜひ進めていただきたい。それは教育委員会、福祉事務所、行政経営課、経済観光課、いろいろあるでしょうけど、そういう総合的に判断して人の流れを自らつくって、そこでお金を生み出し、あるいはリスクの分散をする、そういった視点のありようで今後ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。さまざまな問題があるのかと思えますが、ぜひそういう視点を忘れずに取り組んでいただければと思います。

各課の皆さんの、本当に大変失礼な、課題を述べよというふうに申し上げましたけど、今回は市長さんがおりませんでしたので、なかなか一般質問というのはなじまないと、政策について端的に議論ができない場というのはそういう場ではないと思えたのでこういう体系をとりましたけれども、市民の皆さんにも、あ、こういうことを考えているんだ、職員の皆さんにも、ああ、うちの課長はこういう問題提起をしていらっしゃるんだというような姿が一部でも出てきたんだと思います。私は、そういう点ではこの質問は有意義であったなど、自ら褒めてはいけませんけど、一つの考え方はあろうと思います。

次の質問に入ります。馬毛島問題についてであります。

これについては、過去、私はずっと申し上げてきているんですけども、やっぱり市民の皆さんの情報の理解度というんですか、なかなか露出が多いところをずっとだんだんすり込みができて、中には何十億円来るとか何百億円だとかという話がですね、市民の

中から聞こえてくるのも現実でございます。先ほどの特別委員会の面談によってさまざまなことはですね、一部払拭はされておりますけれども、それでも多くのことが流れています。これは賛成するか賛成とかなしないにしても、この情報は的確でないよというのはやっぱりちゃんと示さなければならぬと思います。情報伝達という点ではぜひお願いをしたいところですけども。

そういった点ではどうですか。今の状況については、考え方としてはどう思っているのかな。なかなか言いづらいですかね。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

馬毛島に関する問題につきましては、平成二十三年にFCLP移転の候補地となった際に、広報誌の発行とか住民説明会の開催などの情報提供に努めてきたという経過がございます。

その後については、当時と防衛省側の説明内容が変わらないというふうなことから、主に各集落とか団体等の要請に応じて可能な限り市長が直接出向いて説明を行ってきていましたけれども、最近ではその要請もほとんどないというような状況にございます。

御指摘のとおり、市民の理解度という部分につきましては、当時からすれば時間の経過もございまして全体としては低下をしている可能性が否定できないというふうには思いますけれども、なかなか行政として動くというのは非常に難しい状況にもなってきておりますので、米軍の基地問題の馬毛島移設問題対策協議会等がございまして、そういった中で広報のあり方、どういうふうな形で的確に

情報をお伝えするかという部分は検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○一一番（榎元一巳君） FCLPや自衛隊が来れば全てが解決するみたいな論調になりがちですけど、そういうことはとてもあり得ないと私は思っております。

ですから、先ほど申し上げたさまざまな政策をやることによって、先ほど個人所得を上げてですね、そのことが一番重要になってくように思います。所得のボリュームから考えると、やはりその施策が一番重要になってくる。そこがなかなか今まで開いていないために、こういった思考がいっぱい出てくるんだろうと思います。

これはこれから、簡単な問題ではありませんけれども、ただ生産物を増やすというだけではなくてですね、それに係る生産コストであるとか流通コストを削減する方策をとることによって、農民あるいは農家所得、市民所得が上がるという、そういったまだ手法もとられておりませんので、そういったところをやっぱ重要に進めるべきなんだろうなというふうには私は思います。全てがそれで解決する問題ではありませんので、皆さんが事業推進をして、その中でやっていくことが一番重要だと思います。

いろいろ申し上げましたけれども、私は今議会で議会を去ります。二十年の議員生活でありました。ちょっと私、うるうるしてきそうですけど。

私はずね、決して人気者ではありませんでした。この中でも机をたたいて議論した人もいますし、大声をどなり上げてしたこともありました。しかしですね、あるときからそういう役回りだと思っていました。そうでないと今の議会も守れないし、市民の生き方も守れないというふうに自ら感じておりました。私だけじゃなくて多くの議員さんがやっぱり議論の中で何が正しいかということは、道を選ぶとして何が正しいかというのは皆さん理解をしているんですよ。だけど、正しい道を選ぶことは非常に厳しい道を選ぶことになるから別の道を選ぶんですけど、私も幾らかそういうふうになっていた事実もあります。だから、幾らかでもそのことがやれないかということでは厳しい言葉遣いやらとがった物の言い方をして皆さんにも御迷惑をかけたこともあるかと思えます。私は嫌われ者で生意気者と言われておりますけれども、やっぱりそういった立場で一分を守らなければならない、これは自己弁護ではないんですけれども、私の感情の問題でもありますでしょうけれども、議会を守り、市民を守っていくという立場は、その点から参りました。二十年もやっている、いろいろな方に出会いましたし、大変な部分もありました。

先ほどから出ておりますけど、昨日も出ましたけど、市民所得が二百万円ぐらいです。よくよく考えてみると、なかなか厳しいですよ。ね。この問題を何とかしないと、島が残っていけない。さまざまな先ほど問題提起もしましたけれども、そのことが、そうですね、

それが皆さんの一番大きな使命だと思います。ですから、総合力を発揮してこの部分にぜひ取り組んで市民の期待、それから皆さんのこれこそ役回りでもありますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

残り時間もありませんけど、二十年の間です。ね、私はこんな西之表市の、種子島の果ての弱小議員の一議員であっても、命をかけてでも決めなければならぬときがあるんだというのがあります。平成九年にこの馬毛島に中間貯蔵施設ができたときです。その結論を出すときに、議会での思いが今でも忘れないし、そのことがこの二十年間の議員生活を支えてきたと思っております。

二十年の間、この議会です。ね、さまざまな理事者の方々に、今見えている方、その前の人、前の人、二十年の間に変わってまいりました。その人たちといろんなやりとりをする中で、問題提起を受ける中で、私自身も成長させていただいたと思っております。その点にはですね、皆さんに心からの感謝をしております。

そして、最後に、先ほど福祉事務所長が寄り添うという言葉が好きだと僕は言いましたけれども、やっぱり行政がですね、一人の市民の誕生から一人の市民の最期まで、そこにですね、役所が、生まれてから子育て支援から全て、介護、医療保険、学校教育全部受けるまで、最期の時間を迎えるまでですね、役所がその一人の市民に一生寄り添うということが一番私は理想だと思っております。そのためにですね、今後皆さんの組織がどうあるべきか、皆さんには大き

な期待をして私は最後の一般質問としたいと思います。

二十年間ありがとうございました。

○議長（永田 章君） 榎元議員、自席のほうにお願いします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

---

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす三十日と十月一日、二日は本会議は休会となりますが、三十日は各特別委員会及び議会運営委員会です。

十月三日は午前九時三十分から全員協議会、午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議等であります。

---

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後零時二十五分散会



本會議第五号（十月三日）

本会議第五号（十月三日）（月）

◎出席議員（十五名）

一番 木原幸四君  
二番 鮫島市憲君  
四番 小倉初男君  
五番 下川和博君  
六番 瀬下満義君  
七番 小倉伸一君  
八番 田添辰郎君  
九番 中原勇君  
一〇番 川村孝則君  
一番 榎元一巳君  
二番 長野広美さん  
三番 橋口美幸さん  
四番 渡辺道大君  
五番 丸田健次君  
一六番 永田章君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

副市長 坂元茂昭君  
教育長 立石望君  
会計管理者兼  
会計課長 美園博行君  
総務課長兼  
選管書記長 中野哲男君  
行政経営課長 神村弘二君  
市民生活課長 吉田孝一君  
財産監理課長 前田秀夫君  
地域支援課長 大瀬浩一郎君  
税務課長 長吉輝久君  
健康保険課長 戸川信正君  
経済観光課長 松元明和君  
農林水産課長 園田博己君  
建設課長 濱上喜美男君  
水道課長 福山隆一君

◎議会議務局職員出席者

福祉事務所長	小山田 八重子 さん
農委事務局長	日笠山 昭代 さん
監査事務局長	鎌田 員訓 君
教委総務課長兼	中村 章二 君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎 晃洋 君
社会教育課長	松下 成悟 君
局長	濱尾 実君
次長	古市 善哉 君
書記	中島 恵さん
書記	川畑 公和 君

平成二十八年十月三日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第五号のとおりであります。

なお、長野市長が体調不良のため出席しておりませんので、議員各位におかれましては、御理解と御協力をお願いいたします。

議事日程（第五号）

日程第一 議案第四八号 字の区域の変更について

日程第二 議案第四九号 平成二十八年度西之表市一般会計補正

予算（第二号）

日程第三 議案第五〇号 平成二十八年度西之表市国民健康保険

特別会計補正予算（第二号）

日程第四 議案第五一号 平成二十八年度西之表市交通災害共済

事業特別会計補正予算（第一号）

日程第五 議案第五二号 平成二十八年度西之表市地方卸売市場

特別会計補正予算（第一号）

日程第六 議案第五三号 平成二十八年度西之表市介護保険特別

会計補正予算（第二号）

日程第七 議案第五四号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医

療保険特別会計補正予算（第二号）

日程第八 議案第五五号 平成二十八年度西之表市水道事業会計

補正予算（第二号）

日程第九 請願第四二号 種子島、屋久島を「活動火山周辺地域

防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書

日程第一〇 陳情第四七号 西之表市議会議員定数削減に関する陳

情書

日程第一一 請願第四九号 市道、湯之川、鉄砲場線の一部改良

（拡幅）整備について

日程第一二 請願第五〇号 中西地域の道路拡幅工事の請願書

日程第一三 議案第五六号 種子島・屋久島の防災営農、降灰対策

について慎重な取り組みを求める意見書の提出について

日程第一四 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第一五 航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告

日程第一六 閉会中の継続審査

△議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第四八号 字の区域の変更について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第四八号、字の区域の変更についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 皆さんおはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第四八号、字の区域の変更について審査の結果を報告いたします。

本案は、土地改良法に基づく県営中山間地域総合整備事業西之表地区第一換地区の土地改良事業に伴い、字の区域を変更するものです。

平成二十三年度に、県営中山間地域総合整備事業の本工事が完了し、その後、補完工事、確定測量の終了した二団地について、大字国上字門ノ元に含まれていた一六五二番について、大字国上字管丸に変更しようとするものです。

また、大字国上字大中峯の二〇五番から二〇九番までと、その区域に隣接する水路の市有地の全部、大字国上字カツラ石二二〇番三〇と、二二〇八番を大字国上字大原に変更しようとするものです。

なお、この変更については、地方自治法施行令第七十九条の規定により、本事業に係る土地改良事業の規定による換地処分公告のあった日の翌日となるものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四九号 平成二十八年度西之表市一般会計補正予算

（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第四九号、平成二十八年年度西之表市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

各所管常任委員長の報告を求めます。  
初めに、総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 小倉初男君登壇」

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第四九号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第二号）について御報告します。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四億三千六百十三万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百三億五千二百六十七万八千円とするものです。

債務負担行為の補正は、西之表市スクールバス運行業務委託一件で、期間は平成二十九年度から平成三十一年度です。

地方債補正は、追加一件、変更三件であります。

追加分は、本年度発生した農林水産施設災害及び公共土木施設災害に伴う災害復旧債一件、変更については、臨時財政対策債、辺地対策事業、過疎対策事業の三件で、起債額の確定に伴う財源調整です。

次に、歳入について説明いたします。

市税の軽自動車税の増額は、税率変更によるものです。

地方交付税の増額は、平成二十八年度普通交付税確定によるものです。

災害復旧費国庫負担金は、現年発生した梅雨前線豪雨による災害農地八件、農業用施設七件、道路一件、河川三件によるものです。

土木費県補助金は、わかさ公園散歩道整備を県に追加申請するものです。

基金繰入金は、ふるさと応援寄附基金から繰り入れるものです。

諸収入の増額の主なものは、消防救急無線デジタル化財政支援と、下西校区防災会の自主防災組織育成事業によるものとの説明を受けました。

次に、歳出について説明いたします。

財産管理費の修繕料は、スクールバス駐車場整備、特定防火対象物の消防設備改善、旧現和中入り口排水の整備をしようとするものです。

地域振興費には、新規事業として鴻峰満天浴場設置事業が計上されており、現地視察を行いました。この事業は、旧鴻峰小学校給食室を改装し、簡易宿泊施設の機能を強化するために、浴室を完備しようとするものです。

消防費の災害対策費補助金は、下西校区防災会の防災資機材整備によるものです。

備品購入費は、防災行政無線、個別受信機四十台分との説明を受けました。

文化財保護費には、新規事業で、種子島西之表市生け花展開催事業が計上されており、国民文化祭で得た成果を一過性に終わらせないため、生け花展を平成二十九年三月の市民フェアにあわせて開催し、地域文化の振興を図ろうとするものです。

審査の過程において、ふるさと応援寄附金について説明を受けましたので報告します。

九月十九日現在、寄付金額九百四十五万三千円となっており、昨年と比べると五倍程度になっているとのことで、このままいけば、目標達成も見込めるのではないかとのことがありました。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

なお、以下の点で意見の一致を見ましたので報告します。

一つ目として、災害時の食料備蓄については、市民会館に百名分備蓄する予定となっていますが、各校区に対する食糧備蓄や機材の備え等について計画づくりを迅速に行い、配備していただきたい。

二つ目として、今回、現和小学校のプール循環ろ過装置取替工事を行うこととなっていますが、他の小学校についても老朽化が進み、今後も同様の工事が見込まれることから、教育環境の充実のためにも、計画性をもって取り組んでいただきたい。

以上二点、要望いたします。

また、移設するスクールバス駐車場の整備については、今後、恒久的な施設とすることから、長期的に使用できるように、その整備方法を検討していただくよう指摘いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 次は、産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 議案第四九号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第二号）のうち、本委員会が付託を受けました所管分について、審査の結果を報告いたします。

総務費について。

花とみどり推進事業費の修繕費は、フラワーセンター内ハウス自動灌水装置の修繕料であります。

民生費について。

社会福祉費、社会福祉総務費の償還金利子及び割引料は、平成二十七年事業費確定に伴うものです。

社会福祉費、後期高齢者医療費負担金補助及び交付金の追加は、平成二十七年療養給付費負担金確定額の確定に伴うものです。

障害者福祉費の償還金利子及び割引料は、平成二十七年障害児入所給付費等国庫負担金返還金です。

児童福祉総務費は、榕城児童クラブ障害児受入及び若宮児童クラブ登録人数増に伴う委託料の補正であります。

生活保護費の扶助費は、平成二十七年生活保護の精算に伴うものです。

次、衛生費について。

保健衛生費の健康づくりの報償費の追加は、五月に開催した市民健康づくり推進のためのあつぽくらんどにおけるウォーキング大会が好評であったことから、再度実施するための記念品等に係る経費です。

予防費の委託料の追加は、健康増進法に基づき、二十歳以上の子宮頸がん、四十歳以上の乳がん検診を実施し、疾病の早期発見に努めるもので、受診者増が見込まれることによる健診委託料を増額するものです。

清掃費の清掃総務費負担金補助及び交付金の追加は、平成二十八年普通交付税の確定に伴う一般廃棄物処理施設建設事業の起債の調整に係る調整額です。

農林水産業費について。

農業振興費の負担金補助及び交付金負担金は、安納いもブランド推進本部運営負担金で、地理的表示保護制度に登録するための調査費用です。

園芸産地再生産支援事業補助金は、事業申請後に確認された支援対象者に、県単事業に準じた内容で市単独で支援するものです。

生息密度減少対策補助金は、地域振興推進事業で、シカと共存と被害ゼロ促進事業を活用し、不足する四百頭分を増額するものです。

農業経営合理化対策事業は、新規就農者定着促進補助金で、今回新たに五名の認定新規就農者が認定され、増額するものです。

農地総務費は、梅雨前線豪雨による農地農業用施設災害復旧事業へ対応するための人件費等、また、農地費の委託料は、農用地集団化促進基本計画業務における業務内容を調整するものです。

水産費総務費の減額は、熊毛地区水産振興会負担金の減額、水産振興費はブルーツーリズム支援創出事業における辺地債減額に係る

財源組替です。

次に、商工費についてであります。

商工総務費は、地方創生事業等に係る業務量増加に伴う時間外勤務手当等を、観光費は、種子島の北部観光スポットである喜志鹿崎灯台への簡易トイレ施設設置に係る費用を増額しています。

次に、土木費について。

道路橋梁維持費は、七月豪雨対策で行った市道美浜湯之川線暗渠工事を、また道路新設改良費は、市道国上西之表線成水地区簡水対策暗渠工事に係る経費を、公園管理費は、わかさ公園散策道整備工事で、県の地域振興推進事業を活用し、市民の健康増進を図るよう、散策道を整備するものです。

住宅費は、市営住宅古園、若宮、桜が丘団地揚水ポンプ等及び集中検針盤修繕と、古園団地一、二号棟、美浜団地一号から四号棟、桜が丘団地四号棟のメーター取替え、そのほか雨漏り、サッシ等の住宅修繕の増額であります。

次に、災害復旧費について。

農林水産施設災害復旧費の現年度単独耕地災害復旧費及び現年度単独林道災害復旧費は、梅雨前線豪雨に伴う公地及び林道災害復旧による重機借上料に不足が生じたことによるものです。

現年補助災害復旧費は、平成二十八年七月七日から八日の梅雨前線豪雨により被害を受けた農地八件、農業用施設七件の復旧を図るもので、十月十一日から予定される国の災害査定後、事業採択にな



り、工事着手は十一月下旬以降とのこと。

公共土木施設災害復旧費は、道路一件、河川三件の申請等に係る旅費、消耗品費、工事請負費の増額補正です。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 各所管常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔六番 瀬下満義君〕

○六番（瀬下満義君） 総務文教委員長にお尋ねいたします。

基金のところでありませう。今回の補正予算でも、財政調整基金のほうに一億八千六百万円積み立てております。これで財政調整基金のほうは十億ぐらいになります。そのほかの基金を合わせますと、合計で二十三億円ほどになるわけです。一方で、債務残高のほうは百五億になっております。ちよつとこのバランスが非常に悪いのではないかと思つております。

基金ですと、今銀行に預けておきまして、〇・〇何%と、ほとんど利子はつきません。一方で、借入のほうはもうその十倍以上、十倍、百倍ですか、ぐらいの利子を払わなきゃいかんわけです。ですから、基金を減らして、債務のほう、借金のほうを減らせば、資金管理上有利になるんじゃないかと思つてますが、この資金管理について、どうなつてゐるのかお尋ねいたします。

○総務文教委員長（小倉初男君） 担当課からの財政調整基金に積

み立てるとの説明を受けましたけれども、ただいま発言がありましたような、負債に対する返済に充てたほうがいいのではないかといった議論は、委員会ではありませんでした。

○六番（瀬下満義君） それでは、担当課のほうにお尋ねいたします。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

基金の部分について、御指摘のとおり、今年度が一億八千万ほど積み立ててございます。全体で今、財政調整基金が十二、三億、全体の減債基金等も合わせて二十三億、四億というふうになつてるといふふうにも思つております。

そこら辺を返済に充てればというふうな御質問でよろしいんですかね。確かにそういうふうな形も考えられるんでしょうけども、これからの部分として、過疎債とか、いろんな辺地債という部分の充当される枠つていうのが、なかなか厳しい状況になつてきております。そういう中で、やっぱその一財で対応せざるを得ないというふうな部分も想定をされるというところがありまして、ある程度、財源として基金の中に持つておきたいという部分がやっぱあるのかなというふうにも思つております。

以上です。

○六番（瀬下満義君） 財政調整基金だけでも十億、減債基金だけ

でも六億円ぐらいですか、あと公共建設基金が四億円ぐらいで、この三つを合わせると二十億ぐらいありますが、これぐらい準備しておかないと、持っておかないと資金繰りがうまくいかないでしょうか。そういう意味ですか。

○行政経営課長（神村弘二君） 全体的にどれぐらいに基金がないといけないのかという部分で言うと、私もちょっと勉強不足でございます、そこら辺ははっきりしたことは申し上げられません。

ただ、類似団体との基金の比較という部分をしてみますと、まだまだそういう部分では、鹿児島県内でも足らないのかなという気はいたしております。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん」

○一三番（橋口美幸さん） 総務文教委員会委員長報告について質問をいたしたいと思います。

文化予算のことですけれども、昨年の国民文化祭が、多くの島民あげて取組んだものであるし、島内外にアピールができたものではないかと評価はいたします。一過性の取り組みとしないということの予算計上ですので、生け花のみでなくですね、文化講演会だとか市民の文化活動を応援する援助などの継続的な取組みをどうするかということの議論が、どのようになされたのかをお伺いしたいと思います。

います。

○総務文教委員長（小倉初男君） 委員会の説明の中では、一過性にしない文化的な、今度の国民文化祭のことが主でありまして、それをその生け花展でそれを市民フェアの中でやっていくというような説明で、ほかの文化面についての深い議論はなかったように思います。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「一なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第四九号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第二号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

いつもこの予算関係については、反対の立場をとっております。それは、これまでも述べてきましたように、本市の財政は持続不可能な状況であると、そういう認識であります。

どうしてかと言いますと、今回の補正予算を見てもわかりますように、百三億ですか、合計百三億ほどなっていますが、内訳を見ますと、国から六十億近く来てます。県からも十億弱ですか、七、八億ですかね。県からのほうはそんなに来てないんですが、とにかく国から六割近く来てます。国の財政については、最近余りマスコミで

も取り上げられなくなりました。私の見るところ、マスコミ自体が既得権体制の代表ということですので、これにはふたをしたいんだらうと思います。

そこで、いま一つ世間では、マスコミでは取り上げられなくなつたわけですが、実態を見ますと、千兆円の借金を抱えながら、なお三十兆円ほどの、毎年三十兆円ほどの借金を積み上げているところでもあります。ちなみに、平成二十七年年度の国の全体の総予算、特別会計も含めた総予算を見ますと、実質三百五十五兆円ほどになっております。これには借換債も含めております。百兆円ほど借換債があります。これも入れて、実質、重複がありますので、三百五十五兆円という莫大な予算で日本の政府は運営されております。

中身は見ますと、なんと歳入のほう、これは二百十五兆円、これは借りているわけです。借金です。もう二百兆円を超える財源を借入に頼っていると、借金に。六割ぐらいになります。出すほうはどうかというところ、これも金利を含めまして二百六兆円ほど、これも六割弱になるわけです。元利の返済に六割弱を充てないといけない。とんでもない借金地獄に陥っております。

それで、千兆円を超える借金を抱えながら、ここ十年とつても、平均とつても、三十兆円から四十兆円にはなつてるといいます。増やしています。こういう状況が持続可能なのかといえば、そうではない。誰がどう見てもというふうに思います。多くの専門家もそのように指摘しているところがあります。このほかにも医療、介護、

年金の積立不足、これは隠れた準債務と言っているようですが、これが千五百兆円ほどあるということでもあります。さらに、毎年福祉関係で一兆円ほど歳出が増加していくということでありまして、国が本当に火の車と、夕張市どころではないと、そういう状況でありますので、そこに我々も、六割も一般会計が財源を依存しておりますので、これは持続可能でないことは明々白々と思うのであります。

そこで、我々はどうするかですが、ここは地方から積極的提言していくと、国に。いろんなメッセージを送り続けると。要するに自らの力で、自ら考え、自ら実行していくと、そういうことが必要なんだろうと思います。なかなか国は図体がでかくて、身動きがとれなくなつてると思います。そういう観点からしますと、我々は国に五割も六割も財源を依存しながら、なかなか歳出の削減が進まない。

先ほど基金のことも取り上げました。基金も、資金管理をちゃんとやって、できるだけ基金は、一般には基金があつたほうがいいわけですが、とにかく財政が逼迫しているのはわかつてるわけですから、基金を抑えて負担を少なくすると、全体の。そして、その中でやりくりをしていくと。足らなければ、借金ではなくて、足らなければどつかを削つて埋めていくと、こういったことをしていくと。つまり、自分たちに、自らに圧力をかけていくと。身を切る改革をしていくと。そういうことでないと、これからの自治体運営はできないんだらうと思います。

また、財政のことを話すと、本当にいいことはほとんどないわけです。お先真つ暗ですが、ちよつと視点を変えますと、これを機に今ままでやってきたことを大きく変えられると思うわけです。もう仕方がないと、あきらめがつくということなんだろうと思います。そこでいろいろ我々も見直して、新しい時代にふさわしい予算のあり方、分配のあり方を考えていくと。

その中核に、私は職員の人件費の問題があると思います。それはまあ職員と言っても三役、議員、そして正職員、この三つだと思います。この三者で我々もこれからのことを考えながら、次の世代に大きな負担をこのまま負わせるのではなくて、我々自身が身を切る改革をしていくと。そうすることによって、少しでもよくなっていくように、そしてそういうメッセージを発していくと、そういうことに取り組んでいくべきではないかと思うのであります。そのようなことになかなかないままです、相変わらずこれまでと同じようなことをしているというふうには思います。そのような立場から、反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「反対討論はありませんか、賛成討論は。」

「七番 小倉伸一君登壇」

○七番（小倉伸一君） 議案第四九号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第二号）について、賛成の立場で討論をいたします。

反対討論者の理由は、西之表市の借金が百五億あり、貯金とする基金が二十三億だということで、借金の返済に回したらどうかというのが主たる内容だったというふうに思います。確かに財政調整基金、減債基金を含めて、基金が本当に厳しいときには、財政調整基金も三千万ぐらいしかなかった状況がありました。それが二十三億まで貯金が、市長、それから議会、職員の努力によって現在、積み上がってきております。

この基金の本質的なこれからの対応のあり方として、皆さん御存じのように、特に国民健康保険会計については、一般会計から法定外繰入れを約一億五千万程度、毎年のように繰入れをしている状況でもあります。また、老朽化する市道、それから橋梁、それと合わせて学校施設等の公共施設の更新も求められております。現在の危機への対応が一つ大きくあるだろうというふうに思います。

また、将来への負担の減少にもつながっていくだろうというふうに思います。

また、将来の我が市の変革、改革を求めて、今現在、国が進める地方創生への準備もしなければなりません。そういった意味で、持続可能性を高めていく必要があるだろうというふうに思います。

農林水産業の振興一つとっても大変厳しい状況がありますが、それを大胆に改革していく必要性があります。そういった意味で、基金の活用というのが求められているというふうに思っております。

財源確保、それから財政運営のバランスをとるこの基金の運用に

ついては、慎重かつ適切な運用が求められているというふうに思っております。

よって、議案第四九号、平成二十八年度西之表市一般会計補正予算（第二号）については、委員長報告に賛成とする討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。

反対討論者のほう、国の財政の問題、また本市の人件費の問題、いろいろ指摘されての反対でございます。

私のほうは、国の財政、デフレの状況が二十年以上続いております。安倍政権におきましては、このデフレ状況からの脱却ということで、今、アベノミクス初めさまざまな施策を行っているわけでございます。途中、やはり私は、結果的には誤りであった消費税増税とかいろいろありました。そのようなことを受けながらも、過去の失敗に反省をしながらも、今、デフレを脱却し、また人口減少の中、何とか経済成長を達成するために安倍政権、今頑張っている状況でございます。

国の中にもいろいろな考え方があってございます。反対討論

者がおっしゃるように、国の財政の問題、これが一番だ、財政再建をしなければこの国はもたない、そういう考え方も大いにあるのは存じております。私も以前にはそういう考えを持っておりました。しかしながら、それで本当にデフレ脱却ができるのか、消費税増税と同じように、消費者の財布のひもを固くするような政策、また、今暮らしている国民、市民の生活を厳しくするような政策、そういうものをとつていいのかどうか、私は疑問に持つわけでありまして。

今、国のほうでも、五年前の東日本大震災、また熊本地震、そして、今後三十年以内に七十%の確率で起こると言われている首都直下型の地震、そして南海トラフ地震、それに備えてきちっと国土を強化しなければならぬ。今、事が起こる前に強化しなければ、備えをしなければ、その起きたときの、何もなかった場合の被害のほう膨大なものになる。今、手当をすべきだという考え方で、自民党のほう進めております。私も全く同じ意見であります。

そのような意味で、当然、反対討論者がおっしゃるような行政の無駄はなくしていかねばなりません。また、国自身も無駄があるかと思えます。我々ができることとしては、西之表市として行政の無理、無駄、むらを徹底的に排除しながらも、やはり市民の所得は増えていくように、またこれからのインフラ整備、西之表市のほうも、水道もそうですが、道路のほうも、高度成長期につくられたものがほとんどであります。ですから、私が産まれた頃、本当に五十年前につくられたものがいっぱいあるわけでございます。この辺

のインフラを再構築しなければ、いつ起こるかわからない災害に備えられないという現実もあります。

そのようなことを考えれば、財政問題はきちつと対処していかねければなりません。今こそ日本とともに西之表市も不景気から脱却するためにも、新たな公共投資のあり方、無駄ではない意味のある公共投資のあり方を考えていかねければならない。積極財政にうつていかなければならない、私はそう思っております。

以上、持論を述べさせていただきました、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案に対する各所管常任委員長の報告は、原案可決とのことであります。各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五〇号 平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会

計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第五〇号、平成二十八年年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第五〇号、平成二十八年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ九百三十六万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十二億三千五百七十七万七千円とするものです。

主な内容について、歳出から説明いたします。

総務管理費の一般管理費については、職員手当、国民健康保険新制度移行準備の説明会参加旅費など、収納率向上特別対策事業の追加は、市町村アカデミー研修及びコンビニ収納の事務視察を行うための旅費並びに研修会負担金です。

次に、歳入について説明いたします。

県補助金の県財政調整交付金の追加は、収納率向上研修等経費の七十%について、特別県調整交付金が交付されるものです。

繰越金の一般会計繰入金金の追加は、人件費増による職員給与等の繰入れによるものです。

繰越金の、その他繰越金の追加は、前年度決算の確定によるもの  
です。

基金積立金の準備積立金の追加は、前年度繰越しの確定に伴うもの  
であり、前年度繰越額の5%の額を計上しており、これにより、  
平成二十八年度末基金保有額は千七百二十八万五千円となる見込み  
です。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきも  
のと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第五〇号、平成二十八年度西之表市国  
民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、反対の立場  
から討論をいたします。

国民健康保険会計は三十二億円ほどになっております。中身は共  
同事業拠出金等もありまして、大分、水膨れしておりますが、国か  
らは七億七千万ほど入っております。この特別会計ですと、保険料  
の問題がありまして、法定外繰入金二億二千万ほど、一般会計から  
入っております。本来、保険者が、被保険者が払うべきところを、

負担すべきところを一般会計から持ってきていると。制度上はこれ  
非常に問題になっております。これをどう解決していくのか。今の  
ところはこれでやむを得ないかなとは思っております。

反対の理由としては、私はいつも、先ほども述べましたように、  
人件費の問題があるかと思えます。この会計では、正職員の人件費  
ということになります。これについても早く、将来どうしていくの  
かというのを、道筋をこれからやはり示していかないと、このまま  
ずるずるやっていったのでは、ますます大変になっていきます。早  
く我々としても、官民格差の是正もありますので、その方針をこれ  
からどうしていくかという方針、見通しをちゃんと示していくこと  
が重要かと思えます。まだそれがほとんど出てません。なかなか難  
しいとは思いますが、一緒にこれから考えていきたいと思えます。  
ということ、一応、私の反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決  
いたします。

本案は産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五一号 平成二十八年度西之表市交通災害共済事業特

別会計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第五一号、平成二十

八年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 小倉初男君登壇〕

○総務文教委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第五一号、平成二十八年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ三万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百六十八万八千円とするものです。

今回の補正は、平成二十七年年度決算に基づき、繰越金が確定したことによるものです。

歳出は、予備費を計上し予算調整しております。

歳入につきましては、繰越金を増額しております。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

のとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 議案第五一号、平成二十八年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算につきまして、反対の立場から討論をいたします。

本予算についての反対の趣旨ですが、歴史的な役割をこの特別会計が終えたということであります。そして、代案としましては、自然災害死亡のとき、七百五十万でしたか、ぐらいだったと思うんですけども、一人につき。あと。火事があったときに、最大十万ぐらいでしたか、見舞金のようなのがあります。これにもう統合して、見舞金制度としてやっていくほうが、わかりやすくいいと思いません。

そのためには、三年間ぐらいの周知期間を経て、これは廃止しますと市民に知らせて、基金は一般会計に繰り入れるならどうかなと思うわけです。要するに、特別会計としてこれを維持する社会的な理由がなくなっていると、その必要性がなくなっていると。その立場から反対いたします。



○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

特別会計の必要性や将来的な方向性について、委員長のほうもこれから検討しなければならない、そういうふうにおっしゃってるわけでございます。以前から比べまして、委員長報告のあり方の方向性も変わってきたのかなと私のほうも思っているわけでございます。やはり市長が、委員長が指摘されましたように、将来的な方向性についてきちっと話し合いが行われておりません。地方卸売市場、これは私の父が議員時代にできたものでございます。あつ、間違つた。

○議長（永田 章君） 田添議員。これは交通共済。

○八番（田添辰郎君） 交通共済。申しわけありません。勘違いしてた、すいません。

○議長（永田 章君） はい、改めまして、平成二十八年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）について、賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。失礼しました。ただいま田添辰郎議員の間違いによる発言については、議長のほうで取り消し修正をいたしたいと思いますので、はい。

○八番（田添辰郎君） お願いします。

△議案第五二号 平成二十八年度西之表市地方卸売市場特別会

計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） それでは、次にまいります。次は、日程第五、議案第五二号、平成二十八年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第五二号、平成二十八年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予

算(第一号)について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五十四万二千円とするものです。

歳出について説明いたします。

総務費一般管理費については、二十七年決算繰越金の確定に伴い、積立金及び一般会計繰出金などを増額しています。

次に、歳入について説明いたします。

繰越金の増額は、前年度決算繰越金の確定によるものです。

以上の補正により、平成二十八年年度末の基金残高は三百十一万四千円となる見込みです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、審査の過程において、地方卸売市場のあり方、特別会計の必要性や将来的な方向性について、行政内でも早目に検討する必要があるとの意見が出されましたので、あわせて御報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番(瀬下満義君) 議案第五二号、平成二十八年西之表市場方卸売市場特別会計補正予算(第一号)につきまして、反対の立場から討論をいたします。

当会計は、いつも私は述べておりますが、特別会計としての要件をほとんど満たしていないと。複雑性、特殊性、その金額において、これは特別会計とするのは妥当ではないと考えております。

そこで、問題は、中央青果株式会社であります。このあり方を、経営のあり方をここで一旦精算して、それで、現在ここは累積赤字が二千万を超えていたと思います。これは経営内容もここで見直して、補助金の形でここに幾らぐらい必要なのか、農協と卸売業者ですか、それと西之表市三者だっただと思うんですが、割合も、負担割合を決めて、一般会計の中に補助金として出てくると。幾ら我々が負担しているのかというのが、それで明らかになるかと思えます。そのほうがわかりやすいと思いますので。要するに、この特別会計は廃止すべきとの考えであります。

以上をもちまして反対討論といたします。

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 先ほどは申しわけございません。この案件重要だと思い、真剣に考えすぎておりまして、ちよつと聞き漏らしをしておりました。議事進行上、御迷惑をかけたことをおわびを申し上げます。

では、委員長報告に対しまして、卸売市場特別会計補正予算に対して賛成討論をいたします。

先ほど申しましたように、この事業、三十年以上経っているわけでございます。今現在、昨年からですか、にぎわいの拠点施設とかいろいろあります。そして、以前から現和物産館の問題もございませう。その辺のほうの調整をどうしていくのか、これがやはり議会の中でも議論されてきた問題であります。

反対者のほうは、この会計をなくして、精算してから考えてもいいんじゃないかと。それも一つの考え方ではありますが、つくった当時には、本当に農家の方に喜ばれた仕組みであります、制度であります、これしかなかつたわけでありませう。その必要性が今ないかどうか、やはりその辺も含めまして考えていく、そして現和物産館とか百均、百円の市場もございませう。そのことも関連して、いろいろ複合的に考えていった上で結論を出していかなければ、せっかくなかつたものを今、機能を果たしていないからだめだというのは、早過ぎる結論を出すことになるのではないかと、私はそういうふうには危惧しております。

以上で賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五三号 平成二十八年年度西之表市介護保険特別会計補

正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第五三号、平成二十八年年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第五三号、平成二十八年年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億千三百十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億四千四百七十七万二千円とするものです。

歳出から説明いたします。

総務費の一般管理費の追加は、職員の時間外勤務手当などに伴うものです。

保険給付費居宅介護サービス給付費の減額は、国の制度改正により、利用定員十九人未満の通所介護サービス事業所分を、三目地域密着型介護サービス給付費に変更することによるものです。これに伴い、地域密着型介護サービス給付費の補正を行っております。

地域支援事業費の地域包括支援センター運営事業費の減額は、社会福祉士として職員を配置したことにより、賃金を減額したことによるもの。

認知症総合支援事業費の追加は、認知症施策に必要な人員を養成する研修会へ、新たに認知症支援推進員など四名を参加させる旅費を計上するものです。

諸支出金の償還金の追加は、前年度実績額の確定により、国県支払基金等の精算返納金を計上しております。なお、繰出金の追加も前年度実績額の確定により、一般会計へ繰出すものです。

次に、歳入について説明いたします。

介護保険料の第一号被保険者保険料の追加は、本賦課による補正です。

国庫支出金支払基金交付金県支出金及び繰入金の一般会計繰入金  
の補正は、歳出補正に伴うものです。

基金繰入金の追加は収入調整によるもので、これにより、平成二  
十八年度末の基金残高は千六百十八万六千円となる見込みです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第五三号、平成二十八年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

これも国民健康保険特別会計と同様でありまして、歳出削減といえば、ほとんど人件費に、職員の人件費になります。その削減の道筋が示されていないとの趣旨で反対いたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時十分ごろより再開いたします。

午前十一時休憩

午前十一時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案第五四号 平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第五四号、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第五四号、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出百九十四万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億千八百四十五千円とするものです。

歳出について説明いたします。

総務費一般管理費の追加は、職員手当等です。

諸支出金の繰入金の追加は、決算確定による一般会計繰出金です。

次に、歳入について説明いたします。

繰入金事務費繰入金追加は、歳出の人件費補正に対応するものです。

繰越金の追加は、前年度の繰越金確定によるものです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔六番 瀬下満義君登壇〕

○六番（瀬下満義君） 議案第五四号、平成二十八年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、反対の立場から討論をいたします。

この特別会計は、もう後期高齢者の本体、制度の本体が県のほうに移管しております。本市では、余り政策的な事務はないかと思

ます、この特別会計において。現在、正職員が二人ついておられますが、こういうのは私は臨時職員に委ねていくべきではないかと思えます。そして、正職員は政策的な分野に移っていくと。いずれ将来は、正職員と臨時職員との実質的な賃金の格差をなくすと、そういうふうにもっていくべきではないかと思えます。

二十八年度も正職員数が十四名でしたか、採用していますので、これは非常に問題かなど。とりあえずは凍結、正職員は、採用は凍結して、臨時職員の活用を図っていくことにしないと、このまま、今の状態で正職員を増やしていくと、ますます臨時職員と正職員が格差が問題になってくると。一回上げた待遇、これなかなか下げられないだろうと思います。正職員の方も急に下げられても困るだろうし、その人数が多ければ多いほど非常に問題が深刻になっていくと思いますので、一般質問でも正職員の凍結を提言はしたところがあります。

反対の趣旨としましては、この正職員の人件費の問題でありまして、その削減への道筋が示されていないとの立場から反対といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五五号 平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予

算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第五五号、平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第五五号、平成二十八年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）について、審査の結果を報告いたします。

第二条は、収益的収入及び支出を補正するものです。

収入は、統合簡易水道に要する経費及び前年度に落雷の被害を受けた旧簡易水道に係る建物災害の共済金の受け取りによるものです。

支出は、臨時職員の賃金の補正です。

第三条は、収益的収入として増額補正をしたことに伴い、一般会計からの補助金の額を改めるものです。

本委員会は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、水道事業への移行に関する計画などについて、十分な住民説明を行うべきであるとの指摘がありましたので、今後の水道事業の実施に当たり、参考にしていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 議案第五五号、平成二十八年度西之表水道事業会計補正予算（第二号）につきまして、反対の立場からの討論といたします。

趣旨は前号議案と同趣旨であります。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 西之表水道事業会計補正予算（第二号）のほう、委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

先ほどの五四号でもそうでしたが、反対討論者のほう、正職員の方、人件費のあり方、こういう問題で反対を訴えているわけですが、私、討論の場で以前にも指摘しましたように、やはり反対討論者も毎回のよう一般質問におきまして、この人件費の問題、職員のあり方の問題質問しております。一般質問で行うのは本当に私ふさわしいと思います。また、一つ一つの会計予算案につきましても、一般会計までは理解ができるわけでございますが、特別会計におきましてもこのように人件費の問題、また職員のあり方をも提起して反対討論を行うというのは、どうなのか。

私はやはり議会の運営にあたって、刻々、議員の国会もそうですが、職員の方の国会、また多様なバックのほうに職員の方が仕事をされているわけでございます。無駄な時間を浪費するような議論をしているのか、私は明らかに今回これまでもそうですが、反対討論者の、何でも反対は結構であります、一々人件費また職員のあり方で反対していただいているのは、議会のロスになる、そういうことを訴えさせていただいて賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、請願・陳情の審議を行います。

初めに、継続審査案件から行います。

△請願第四二号 種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営

農対策事業」の対象地域に組み入れること

を求める請願書

○議長（永田 章君） 日程第九、請願第四二号、種子島、屋久島

を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請

願第四二号、種子島、屋久島を「活動火山周辺地域防災営農対策事業」の対象地域に組み入れることを求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願書は、長野広美議員を紹介議員として、西之表市古田一〇七四、西之表市茶業振興会長澤柳伸一氏、中種子町坂井二〇九三の二〇三、熊毛地区茶業推進協議会会長山浦重夫氏より提出されたものです。

降灰観測機器等も設置されているが、その後の観測計器の結果でも観測されていないこと、口永良部島も噴火警戒レベルが引き下げられ、避難指示も解除されていること。一方で、本市農業団体についても、風評被害のを含め慎重に検討してほしい旨の回答もあることから、幅広い観点から状況を把握し、今後も議論を重ねていく必要があるとして継続審査となっていたものです。

本委員会において再度検討した結果、風評被害を心配し今日に至っているが、実際、毎日のニュースでも口永良部島が噴火した場合の降灰情報が示され、風評というよりも常態化しているとも言える。基幹産業である農業、農家の経営の観点から、農家を援助するあらゆる補助制度等の活用、整備が重要であること、要望の計測器の設置は完了していること、各種団体の要請に応える意味からも、風評被害を理由にすることもできない状況にあることから、総合的に踏まえ、一部、再度噴火した場合に採択すべきとして継続審査とすべきとの意見もありましたが、審査の結果、賛成多数で採択すべきと



決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

産業厚生委員長報告は採択とのことであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、請願第四二号は採択と決しました。

△陳情第四七号 西之表市議会議員定数削減に関する陳情書

○議長（永田 章君） 次に、日程第一〇、陳情第四七号、西之表市議会議員定数削減に関する陳情書を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 長野広美さん登壇〕

○議会運営委員長（長野広美さん） 本委員会が付託を受けました継続審査となっておりました陳情第四七号、西之表市議会定例、失礼いたしました、定数削減に関する陳情書について御報告いたします。

本陳情書は、西之表市西之表一六六一〇番地五、西之表経済懇談会代表園田辰志氏ほか九名より提出されたものです。趣旨は、西之表市人口が一万五千人台となり、将来のさらなる人口減少が懸念される中で、西之表市の市議会議員については、少数精鋭にして専門知識を持ち、使命感に満ちた議員像が期待され、さらに現在の人口の推移を考慮し、議員定数を十二名に削減することが望ましく、来年の市議会議員選挙より定数十二名で実施されるよう陳情するといふものです。

本案は、この陳情書を真摯に受けとめ、議会の役割と議員定数のあり方を十分に調査し議論を深める必要があることから、継続審査となっていたものです。

本委員会では、八月に大分市議会ならびに臼杵市議会についての所管事務調査を行い、本議会としては初めて議員アンケートも実施して、本市の議員定数のあり方について慎重に議論してまいりました。

また、陳情者から直接御意見を伺ったところ、多くの市民が議員定数を減らしたほうがよい、前回の議員定数を削減して以降、今日

まで本市の人口は減少し続けており、将来の人口規模を予測した場合、定数十二名が望ましい、また、やる気があれば、定数削減後も議員に立候補する市民が出てくるというのが主な御意見でした。

これらの御意見に対し、本委員会で議論を重ね、一、平成二十五年制定した議会基本条例で、議員定数については行財政改革の視点だけではなく、議会の機能、市政の現状と課題、将来予測と展望を十分に考慮し、市民意見なども聞き取りしつつ改正すると定めていること。

二、二元代表制の一つである議会の役割を果たすためには、本会議だけでなく、活発な委員会活動が重要であり、また、議会の民主的な運営や多様性を確保するためにも、必要な議員数の確保も重要であるなどの意見から、議員定数を十六と定めることとし、全会一致で本陳情書は不採択と決しました。

なお、審査の過程で、人口減少の現状と他市の類似団体との比較で、定数を十四名とするのが望ましいとの意見もあり、さらに今後市民ニーズと課題が増えつつある中での議会の役割と望ましい議員定数のあり方については、次期四年間に、市民との対話を重視しながら検討していくことが重要であるとの意見も出されました。

以上のことから、西之表市議会はこれまで四年間取り組んできていた議会報告会のさらなる充実、予算決算審査のあり方、広報活動の充実など、待ったなしの議会改革を取り組みながら、望ましい議員定数や報酬のあり方を引き続き検討すべきであるとの意見で一致

いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は不採択とのことでありますので、原案について賛成討論はありませんか。

「六番 瀬下満義君登壇」

○六番（瀬下満義君） 陳情第四七号、西之表市議会議員定数削減に関する陳情書。この陳情書を原案に対して、賛成の立場から討論をいたします。

当陳情書は、大変時宜を得た内容だと思っております。現在、本市の議員定数は十六名。これをまあ十二名にとの陳情であります。私は十名から十二名がいいかなとは思っています。ちょっと少ないほうがいいかなと実は思っているところです。そこで議員の地位を重くして、自覚を高めて、それでやっていくと。そのほうが、議会のあり方としてはよくなっていくのではないかなとは思っています。

それ以外で一番重要なことがあります。それは、これからは財政が大変厳しいわけです。消費税三十%というのも公然と語られるようになってきました。そこまでいくかどうかわかりませんが、歳出削減が恐らく大胆に行われてくるだろうと思います。そうなりますと、我々も役所自体の効率的な運営、これはもう欠かせないと。大変重

要だど。要するに予算面から言って、歳出をぐっと抑えざるを得ないんだらうと思います。人口もどんどん減っていきます。十年後には約二千人減りまして、一万三千人台、さらにその十年後には一万一千から一千二百人ぐらいにはなるかと思えます。そういう大変我々の衰退する自治体ということになります。それはもうほとんど避けられないと思いますが、そうかと言って、ここは住みにくい自治体になるかといえ、必ずしもそうではなくて、我々のやりようによっては、なかなかいいなあと、こういう自治体も過疎の自治体もまあまあいいなあとといったように、我々自身の努力で変えられるとは思っています。

そこで、選挙で選ばれた議員が自ら身を切ると、自らの地位を危うくするのをいとわないと。思い切った改革に打って出ると。議員定数も十六名から十二名にしていくと。それは大変大事なことではないかと思うわけです。庶民が、市民が少子高齢化しています。これを私は、これはある程度、庶民の力が低下していつてるんじゃないかという気もしています。活力が低下、何かこう、力が低下していく、世間の力が低下していく。そこでどうなるかといえ、選挙で選ばれた市長、首長、そして議員が率先して道筋を示していく、姿勢を示していく、これが今、非常に過疎地で、地方では重要だと思います。後追いではなくて、議会自ら、今回はもうこうやって出されてきまして、どうするかということですが、これからはむしろ議会自ら打って出ると、改革をしていく、身を切る姿を示していく、

それが非常に重要で、地域、市民に対しても勇気を与えることになっていくんじゃないかと思えます。

そういう点から、この陳情書は採択すべきものだと思いますので、議案に賛成の立場からの討論といたします。

○議長（永田 章君） 原案について反対討論はありませんか。

〔五番 下川和博君登壇〕

○五番（下川和博君） 原案に対して反対ということで討論をさせていただきます。

原案は、十六名を十二名に減らすということでありまして、個人的に意見は十四名というのがありますが、反対ということで言わせていただきます。

また、委員長の報告は十六名で現状維持ということでありましたので、この現状維持に対しても私は反対ということでありまして。その理由としてはですね、人口の減少もありますし、市民の皆さんの声もあります。また、類似市との定員等も参考にして、私は十四名がいいんじゃないかというふうに思っております。

ただ、委員長報告の中で、今後、市民との対話を重視して検討をしていくということでありまして、また二月に改選がありますが、改選後は、議員自ら特別委員会等を設置をして、定員数の問題、また議員の報酬の問題についても検討をしていかれるようにしてほしいなあと思っています。

討論になってないかもしれませんが、以上なところで私の

討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに原案について賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「一三番 橋口美幸さん登壇」

○一三番（橋口美幸さん） 原案について反対の立場から討論を行います。

委員長報告でも触れましたが、議員一人一人の意見を調査議論し、今回の不採択との決定がなされました。本市も全国の過疎自治体の抱える人口減少問題を、同じような問題を抱える中で、他市の類似団体との比較で、定数を十四名とするのが望ましいとの意見もありました。さらに、また今後も人口が減るからこそ、市民ニーズと課題が増えつつある中で、議会の役割と望ましい議員定数のあり方については、次期四年間に市民との対話を重視しながら検討していくことの重要との意見も出されております。そういう中で、議員の役割、議会の役割を住民とともに学習することも求められているのではないのでしょうか。その役割を共有して、その上で適正な議員数を決めるべきと考えます。

今、待ったなしの議会改革を取り組みながら、望ましい議員定数や報酬のあり方、これも検討するということを委員長報告の中でも触れられておりますが、さまざまな議会のあり方、議員のあり方を

検討すべきであるという立場から、委員長報告に賛成し、原案に対して反対の立場での討論といたします。

○議長（永田 章君） 原案について賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「八番 田添辰郎君登壇」

○八番（田添辰郎君） 原案に対して反対の立場から討論させていただきます。

私自身個人的には、議員の定数削減すべきだと思います。この定数問題、また、報酬の問題ですが、明確な正解などはありません。議会、市民がきちつと話し合いながら決めていくべきものだと思います。私は個人的には段階的に、人口減少が問題ではありませんが、少数精鋭と言えば、本当に段階的に最終的には八名ぐらいに減らすのがいいんじゃないかと個人的には思っております。

しかしながら今回、審議の時間が圧倒的に不足しております。その一例といたしまして、たまたま議会報告会の時期にあたったわけでございます。九月議会が始まる前、議会報告会、議会のほうは一班、二班と分かれて議会報告会のほうを行わせていただきました。その中で、意見交換の場もあったわけでありまして。私のほうは、自分自身の考えは削減というふうな考え方でございます。ちよつと極端なわけでありまして。しかしながら、榕城校区のほう、二班回りませんでしたので、大字の地域回らせていただきました。その中の

声というのは、議員の定数を削減してくださいという声はございませんでした。逆に、自分たちの校区にないところでは、やはり議員がないで困る。やはりいろいろ報酬の問題はありますが、議員の数は、現状維持か本当は増やすべきではないか、そういうふうな意見もあつたわけでございます。

我々議会の中で議員がいろいろ語っております。さまざまな校区を背負って、住んでる地域を背負って出ているという理由もございませぬ。私の場合も榕城校区に住んでおりますんで、榕城校区の皆様聞けば減らしたほうがいいという圧倒的な声は私自身も受けております。しかしながら、議員たるものそういった狭い範囲という申しわけございませんが、やはり西之表市内のあらゆる地区の声を聞いてこそ、きちつとした正しい判断ができるものと信じております。大字の問題、やはりこの問題、深くまだまだ調査研究し、そして市民との対話をつないでいかなければ結論が出せない、そういうふうな思っております。

以上で討論とさせていただきます。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択とのことでありますので、原案について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立少数であります。

よつて、陳情第四七号は不採択と決しました。

次は、新たに提出された案件について行います。

△請願第四九号 市道、湯之川、鉄砲場線の一部改良（拡幅）

整備について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一、請願第四九号、市道、湯之川、鉄砲場線の一部改良（拡幅）整備についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇〕

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請願第四九号市道、湯之川、鉄砲場線の一部改良（拡幅）整備について審査の結果を報告いたします。

本請願書は、川村孝則議員を紹介議員として、西之表市西之表六八七九、平和の園保育園園長新垣政子氏ほか四百二十六名より提出されたものです。

請願の趣旨は、総延長六百七十五メートル、幅員四から五メートルで整備されているが、交通量が極めて多く、曲線、狭幅のところでは接触事故も発生状況にあるので、幅員四メートル以下の狭い

ところについて、改良、拡幅を求めるものであります。

本路線には道路に沿って、平和の園保育園、マンション四棟、一般住宅二十六戸、御坊墓地があり、今後も住宅等の建設が見込まれているとともに、西町集落と洲之崎集落をつなぐ高台の重要な路線であることから、早急に改良工事を行う必要があります、改良工事を実施すべきであるとの見解の一致を見ました。

本委員会は現地調査を実施し、審査した結果、全会一致で採択すべきと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

本件に対する産業厚生委員長報告は採択とのことであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、請願第四九号は採択と決しました。

#### △請願第五〇号 中西地域の道路拡幅工事の請願書

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、請願第五〇号、中西地域の道路拡幅工事の請願書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君登壇」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請願第五〇号中西地域の道路拡幅工事の請願書について審査の結果を報告いたします。

本請願書は、渡辺道大議員を紹介議員として、西之表市西之表六五四二番地二、荒木善昭氏ほか百五十五名より提出されたものです。

請願の趣旨は、中西地域の市道宮原美浜線の東側部分は、道幅が狭く、歩道がないため通行が困難であり、特にコーポ火縄アパート前のカーブは見通しが悪く、対向車や通行人にとって危険な箇所になっていることから、拡幅などの改善工事を求めるものであります。現地調査の結果、特にコーポ火縄アパート前のカーブは、竹やぶの存在により、見通しが悪く危険な箇所となっていることから、早急に何らかの対応措置をとる必要があります、改良工事等を実施すべきであるとの見解の一致を見ました。

本委員会は審査の結果、全会一致で採択すべきと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

本件に対する産業厚生委員長報告は採択とのことであります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、請願第五〇号は採択と決しました。

#### △議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は議案の追加についてお諮りいたします。ただいま会議規則第十四条第二項の規定により、産業厚生委員会から、議案第五六号、種子島、屋久島の防災営農、降灰対策について慎重な取り組みを求める意見書の提出についてが提出されました。

この際、議案第五六号の議案一件を追加上程し、ただちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、ただちに議案審議を行います。

△議案第五六号 種子島・屋久島の防災営農、降灰対策について慎重な取り組みを求める意見書の提出について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第五六号、種子島・屋久島の防災営農、降灰対策について慎重な取り組みを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「産業厚生委員長 鮫島市憲君」

○産業厚生委員長（鮫島市憲君） 議案第五六号、種子島・屋久島の防災営農、降灰対策について慎重な取り組みを求める意見書の提出について議案説明をいたします。

西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出いたします。

提出者、産業厚生委員会委員長鮫島市憲。読み上げて説明にかえさせていただきます。

種子島・屋久島の防災営農、降灰対策について慎重な取り組みを  
求める意見書（案）。

昨年五月の桜島及び口永良部島新岳噴火による降灰は、種子島の  
一部でも確認されました。今後、このような近隣火山の活動が長期  
化することが懸念されています。このような中で、種子島・屋久島  
一市三町それぞれについて、降灰量観測地点を設置していただいた  
ことに衷心より感謝申し上げます。

降灰がもたらす種子島・屋久島の農業への影響については、農作  
物への火山灰の付着、混入や風評被害などが懸念されているところ  
であります。特に茶に関しては、近年価格が低迷している中、昨年  
五月の降灰により、出荷した二番茶に火山灰が混入したことから、  
市場に上場できない事態となりました。

つきましては、今後、活動火山による被害が種子島・屋久島の農  
業に著しい影響を及ぼすことと予想されますので、下記の事項につ  
いて慎重に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記。

一、先般設置いただきました降灰量観測地点により、今後の火山  
活動による降灰の状況を継続的に注視いただきたいこと。

二、種子島・屋久島の火山活動周辺地域防災営農対策事業の対象  
区域への認定、除去装置導入の補助対象とすることを検討してい  
たくとも、風評被害についても御考慮いただき、慎重な取り扱  
いをお願いしたいこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。  
平成二十八年十月三日、鹿児島県西之表市議会。なお、提出先は鹿  
児島県知事であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませ  
んか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委  
員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決  
いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」



○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思えます。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決しました。

#### △日程追加

○議長（永田 章君） 次は、議員辞職の件について、榎元一巳君から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、榎元一巳君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

#### △議員辞職の件

○議長（永田 章君） それでは、榎元一巳君の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第百七十七条の規定により、榎元一巳君の退席を求めます。

「二番 榎元一巳君退席」

○議長（永田 章君） それでは、局長に辞職願を朗読させます。

○議会議務局長（濱尾 実君） 読み上げます。

辞職願。

今般、一身上の都合により議員を辞職したいから、十月三日付けで許可されるようお願いいたします。

平成二十八年十月三日。

西之表市議会議長永田章様。

西之表市議會議員榎元一巳。

以上です。

○議長（永田 章君） お諮りいたします。

榎元一巳君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。よって、榎元一巳君の辞職を許可することに決しました。

榎元一巳君の着席を求めます。

「二番 榎元一巳君着席」

○議長（永田 章君） ここで、議長よりお願いを申し上げておき

ます。間もなく正午となりますけれども、このまま議案審議を続行いたします。

#### △議会運営委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議会運営委員会所管事務調査報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

「議会運営委員長 長野広美さん登壇」

○議会運営委員長（長野広美さん） 本委員会は、議員定数、決算審査並びにインターネットを活用した広報活動についての三点を課題に掲げ、八月十七日に大分市議会を、また八月十八日に大分県白杵市議会を調査してまいりました。

大分市は、県庁所在地として人口約四十八万人、一般会計が一千七百七十六億円の大変大きな自治体であり、一方の臼杵市は、国宝臼杵石仏で有名ですが、平成十七年、近隣の野津町と合併し、現在人口四万二千五百五十三人、一般会計二百十八億円の規模になります。

それぞれの課題ごとに、二つの議会の取り組みを御報告いたします。

まず、議員定数についてです。大分市議会は、議員定数を人口四十八万人に対し四十四名と定めています。議員定数については増減だけではなく、二元代表制のあり方を検討したいとの考えから、明治大学名誉教授、また山梨大学院教授らの見解を参考人として聞

いた後、平成二十二年、議会活性化推進会議を設置し、議員定数を考えるシンポジウムを開催しています。市民意見交換会でシンポジウムの結果を報告、議運からは二名減の提案を、また、議員発議の四名減の提案を採決した結果、平成二十五年、改選の一年前に定数を四十四名に決定しました。

また、一方の臼杵市の議員定数については、平成十七年一月合併したため三十八名となり、平成十八年に二十六名、また平成二十二年に二十三名、平成二十六年に十八名に削減してきました。その決定過程ですが、平成十八年四月、議員定数検討委員会を設置、しかし選挙が無投票だったため、平成二十二年にも議員定数特別委員会を設置、委員会十三回、全員協議会六回開催し、さらに議員アンケートを実施。しかし、住民は議員削減を求めるとの考えから、住民アンケートを実施しませんでした。この定数十八名は、学校区一名を最低限の基準として考慮されたとのこと。

さて、議員定数三十八名から十八名に削減した結果、現状については、定数減が立候補のハードルを上げるため、若い世代が出てくなくなっている。各常任委員会は、総務、建設産業、教育民生の三つの各委員会六名となり、以前に比べ意見が少なくなった。議員定数を削減するのであれば、一方で議員報酬を上げるべきとの意見も出ています。

続いて、予算決算審査のあり方についてです。大分市議会は、議員定数四十四名で、総務、厚生、文教、建設、

経済の五つの常任委員会があり、それぞれ九名と八名で構成されています。決算審査については、平成二十二年九月、決算審査特別委員会に分科会方式を導入し、決算認定を九月定例会の会期内としました。

九月議会の進め方ですが、開会日の本会議に決算議案の上程、委員会設置、議案審議。採決後に、決算全体会として全議員が決算の概要説明を受けます。常任委員会ごとの分科会にて審査と要望事項の調整。各分科会まとめを決算全体会で分科会報告、委員会での採決となります。本会議最終日に委員長報告と決算議案の採決を行います。

このような方法を導入した目的ですが、議会が評価することによって決算審査をより深め、その結果を今後の行政の事務事業の点検、改善につなげ、さらに翌年度の予算編成に反映させるとするものです。

一方、臼杵市議会ですが、常任委員会が、総務、建設産業、教育民生各六名であり、予算委員会は議長を除く全議員の十七名。決算委員会は、議長と監査議員を除く十六名で構成しています。予算委員会が当初並びに補正予算を全て審査します。決算委員会は水道関係を九月会期中に上程し、審査、採決まで行い、そのほかは九月議会上程、十月か十一月に委員会を開催し、十二月議会初日に委員長報告、採決を行います。各課は事前に主要施策の成果資料を提出し、審査は一日間となります。この方法のメリットは、全議員が予算並びに決算内容を把握し、常任委員会は時間的に余裕が出るので、

部会として活発な調査研究、関係団体との意見交換ができる。一方、全議員での審査のため、細かい質疑がしにくく、議論を聞く場が減ったと市民評価が出ているとのことです。

続いて、インターネット配信についてです。

最後に、インターネット中継のあり方となりますが、大分市議会は平成十六年十二月に導入しました。庁内LANを活用し、職員が自席で本会議の中継を見ることができ、職員の議会に対する意識の高揚が図られたとのことです。

臼杵市議会は、本会議をケーブルテレビで放映しているのが現状です。

さて、本市の議員定数、また、予算決算審査のあり方については、今回の視察結果を十分踏まえて検討してまいります。

また、インターネットを活用することも市民や市職員の皆さんに議会運営について関心、また理解していただくために大変重要であることを再認識してまいりました。

以上で報告を終わります。

#### △航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告を行います。

田添航路改善港湾整備特別委員長の報告を求めます。

「航路改善港湾整備特別委員長 田添辰郎君登壇」

○航路改善港湾整備特別委員長（田添辰郎君） 航路改善港湾整備

特別委員会は所管事務調査を行いましたので御報告いたします。

本委員会は、種子島の航路の改善、利便性の確保、重要港湾西之表港及び関連施設の整備を主なる目的として設置されたものであります。

今回の所管事務調査におきましては、主に高速船運賃の低廉化や附帯施設の利便性の向上の観点から、八月三日から四日まで、九州運輸局、鹿児島県庁を対象に調査を実施いたしました。また種子屋久高速船株式会社に立ち寄り要望書を提出してまいりましたので、その内容について御報告いたします。

初めに、九州運輸局では原油価格の変動とバンカーサーチャージの関係性を中心に説明を受けました。以前からも御報告していますが、運賃料金の設定とバンカーサーチャージの制度については、会社が行う総括原価方式による設定に任されており、非常に不透明なものとなっております。また、燃料保有量の規制もないため、原油価格高騰時のバンカーサーチャージを維持し、下落傾向がすぐに反映されないという状況も考えられます。今回の調査においては、九州運輸局に対して、他航路との比較を含めたチェック体制の強化や原油価格の変動を反映させるための燃料保有量の規制、上限運賃やバンカーサーチャージなどの情報の公開など透明性のある高い制度設計を求めました。運輸局からは、県をとおして地元の意見を吸い上げ、制度の見直しなどを検討を行っていく旨回答を得ました。

鹿児島県庁におきましては、松里県議会議員にも同席をいただき、離島振興課、交通政策課、港湾空港課より、西之表港港湾施設や離島航路運賃低廉化への状況等について説明を受けました。

初めに、西之表港高速船待合所の雨よけ、風よけについて説明を受けました。現在、高速船待合所の出入り口二カ所に屋根の設置を計画しており、海側の屋根の設置が七月末に完了し、陸側については来年度設置を予定しているとのことでした。

また、平成二十九年四月一日より、通称国境離島新法が施行されることとなっております。この法律には離島の維持のために、航空路の旅客運賃の低廉化について必要な財政上の措置を講じることが盛り込まれており、国の方針に基づき、県が計画を策定することになっております。この法律に関する県計画の策定については、市とも連携を取り、地元の意見を十分に聞いていただき、高速船においても低廉化がなされるよう行っていたきたいことを求めました。

さらに、高速船運賃の低廉化に関しては、県が種子屋久高速船の株主となっていることから、関係行政機関と協議の場を設けていたいただきたいことや、透明性の確保を求めるなど、株主の立場から地元の声を会社に届けていただきたい旨依頼しました。県からは、地元の声を吸い上げ、国境離島新法関連計画を作成すること、船会社へも意見を伝える努力をするとの回答を得ました。

今回、所管事務調査では、種子屋久高速船株式会社にも立ち寄り

要望書を提出しました。七月より、基本運賃及び燃料油価格変動調整金の改定が行われましたが、これまでも料金体系や運行体制変更の際には市へ連絡いただきたい旨要望していたにも関わらず、今回の改定の際も何の連絡もなく、変更が行われました。このことに対して、再度料金や運行体制の変更の際には、地元との協議を行っていただくよう要望しました。あわせて今回の料金設定における経過説明をいただきたいこと、市との定期的な協議の場を設けていただきたいことを強く要望させていただきました。

本委員会におきましては、今回の調査結果を踏まえ、運賃料金、バンカーサーチャージ関連現行制度の透明性のある制度への見直しを求めることをはじめ、島内一市二町の共通認識を深め、高速船会社、県並びに関係市町村の協議の場の設定も含めて、種子島航路が利用者にとって利便性の高いものとなるよう、関係機関に対し継続的に要望を行っていく必要性を感じ、航路改善港湾整備特別委員会の所管事務調査の報告とさせていただきます。

以上、報告を終わりますが、詳しくは資料を事務局に備えておりますので、ごらんいただきたいと思います。

#### △閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管

事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出については、これを許可することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

#### △市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、坂元副市長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

「副市長 坂元茂昭君登壇」

○副市長（坂元茂昭君） 閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

平成二十八年第三回定例議会の開催につきましては、今回、市長が体調不良のために出席が困難という特殊な事情を斟酌をいただき、特段の御配慮をいただきましたことに対しまして、深甚より感謝の意を申し上げます。

本日ここに閉会を迎えることとなりましたが、市長に成りかわりまして一言御挨拶を申し上げます。

九月十六日の開会から本日まで十八日間、提出いたしました議案

について慎重審議をいただき、決算関係を除く全ての議案について御審議をいただきましたことに対しまして感謝を申し上げます。大変ありがとうございます。

また、各会計の決算認定につきましては、決算特別委員会におきまして、閉会中、審査いただくこととなりますが、引き続きで大変でございますけれども、どうかよろしくお願いをいたします。

さて、四月の熊本地震での災害がまだ記憶に新しいところでございます。八月三十日に岩手県に上陸した台風十号は北海道にかけて大雨をもたらし、たくさん的人的、物的被害が発生しております。特に、グループホームに入所されていた九名の皆さんを初め十七名の尊い人命が失われたことに対しましては、慎んで哀悼の意を表しますとともに、早急に被害復旧を願うところでございます。

さらに、九月二十日に大隅半島に上陸いたしました台風十六号も各地に猛烈な雨や風をもたらし、県下でも土石流や崖崩れが多く発生しており、今後とも災害に対する備えの充実が求められていると感じているところでございます。

あす、明後日と台風十八号が最接近をしております。暴風域に入るかどうかは今のところ非常に微妙なところでございますが、激しい雨や強い風も予想されますので、万全の防災機能に努めたいと思っております。

本市に関連の出来事を少し振り返りますと、議会開会の直前ではありましたが、九月十五日には、昨年に引き続き、八十八歳を祝う

会を開催し、今年は市民会館で永田議長、そして木原副議長とともに四十名近い参加者やその家族の皆様とお祝いをしたところでございます。これまでの本市への貢献に感謝を申し上げ、そして節目を迎えられて、ますますの御活躍をお願いをいたしましたところでございます。私たちは今、地域をつくってきていただいた皆さんの功績を称するとともに、それを引き継ぎ、よりより未来を構築していく責任があることを強く感じたところでございます。

九月に入り、暑さも幾らか和らいでくる季節は、スポーツと文化の秋の到来でございます。十日の種子中を皮切りに、種子高、そして各小学校と運動会が開催をされてきております。一時的に雨に見舞われる場面もありましたけれども、幸いしておおむね天高き秋の空に歓声がこだまし、楽しいひとときが過ごせたと思っております。

スポーツといえば、今年はオリンピックの年で、八月に行われましてリオでの日本選手の活躍は刮目すべきものであります。お家芸の柔道の復活やレスリングや卓球、そしてバトミントンなどで新しい力が台頭し、また、体操や陸上四百メートルリレー、競泳八百メートルリレーなどは組織力の強さを発揮していただきました。皆さんの感動と元気をいただいた気がいたします。

また、九月の十七日、十八日に開催をされました第七十回鹿児島県民体育大会におきましては、本市から代表として参加した野球が三位と健闘をしています。参加いただき、精いっぱい競技を披露いただいた全ての皆さんに対し、感謝とねぎらいの言葉を送りたい

と思います。

なお、十一月五、六日にあつぽくらんどを会場として開催予定のサッカーにつきましては、ぜひ地元の活躍を期待したいと思います。今後のことについても少し触れたいと思います。

十月九日には市民体育祭、そして十一月五、六日には市民文化祭、そして十一月二十日には市内一周駅伝も開催をされる予定となっております。

また、今月は市内各地で敬老会や願成就などが開催をされたり、漁協のお魚まつり、商工フェスタ、そしてJA祭りと、収穫への感謝と期待の祭りが続いております。秋本番の中でたくさんの方々に親しみ、文化に触れ、地元産品に舌鼓を打っていただければと思います。

最後になりましたけども、今回、議会でもたくさんの方の質問をいただきました。馬毛島のことに触れたいと思います。市長の不在中ではございましたが、七月に沖縄県の翁長知事が突然に馬毛島を視察し、普天間の県外移設の可能性を内外にアピールをいたしました。本市といたしましては、知事に対して遺憾の意を表明する文書を送付したところであります。市議会におかれましては、八月二日に臨時議会を開催をし、国や沖縄県に対する意見書を提出することを決しましたが、市長も大いに賛同するところであり、今後とも、可能な限り足並みをそろえた形で対応してまいりたいとの意向を持っておられますので、よろしくお願いをいたします。

議員各位、市民の皆様のみならずの御健勝と御活躍を祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

#### △議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会開会に当たり、長野市長所信表明後、健康上の理由によりその後の本会議に出会ができませんでしたが、議員、理事者各位の議会運営に対する御配慮を賜り、延十八日間にわたる平成二十八年九月定例会の全ての日程を終えることができましたことを厚くお礼を申し上げます。長野市長におかれましては、体調管理には御自愛をいただき、一日も早い完全復帰を願うものであります。

さて、本定例会において、平成二十八年度決算審査を除く付議された議案、陳情、請願について、現地調査を踏まえ慎重審議をいただきました。今後とも市民の付託に応えるべく、各委員会での十分な議論を尽くし、その役割を果たしていただきたいと思っております。

また、今定例会において、議員定数に関する議論がなされました。結果的に現状維持の十六名とのことであります。その議論の過程については、議会運営委員長より報告がなされたところでありますが、何よりも市民の皆様方に御理解を願うのが先決でありますので、その公報のあり方については、議会報等を活用し、御理解を得られる

よう取り組んでまいりたいと思います。

また本定例会において、下川和博君を委員長として、平成二十七年決算特別委員会が設置されました。閉会中審査ということで、大変御苦労をおかけいたしますが、各委員の皆様方には御配慮をいただければと思います。

最後に、台風十八号の影響が心配であります。被害を最小限に抑えるためにも、いち早い万全な対策を講じていただきたいと思います。

議員、理事者各位の御健勝、御多幸を御祈念を申し上げ、私の挨拶といたします。

#### △閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成二十八年第三回西之表市議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

午後零時十六分閉会



地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 五 番 議 員

一 番 議 員